



室蘭工業大学研究報告. 文科編 第42号 全1冊

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/2799

室 蘭 工 業 大 学
研 究 報 告
文 科 編

第 4 2 号

平成 4 年 1 1 月

MEMOIRS
OF
THE MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

Cultural Science

NO. 42
Nov., 1992

MURORAN HOKKAIDO
JAPAN

Editing Committee

K. Honda	Prof.	<i>Chairman Chief Librarian</i>
S. Miura	Asst. Prof.	<i>Civil Engineering and Architectare</i>
T. Arai	Asst. Prof.	<i>Mechanical System Engineering</i>
J. Maeda	Asst. Prof.	<i>Computer Science and Systems Engineering</i>
H. Nakane	Asst. Prof.	<i>Electrical and Electronic Engineering</i>
R. Kawashima	Asst. Prof.	<i>Materials Science and Engineering</i>
M. Sugioka	Prof.	<i>Applied Chemistry</i>
Y. Baba	Asst. Prof.	<i>Literature</i>
K. Fujikawa	Prof.	<i>Science</i>

All communications regarding the memoirs should be addressed to the chairman of the committee.

These publications are issued at irregular intervals. They consist of two parts, Science and Engineering, and Cultural Science.

室蘭工業大学研究報告 第 42 号

文 科 編

目 次

症例報告：

記憶障害に対する認知行動療法など

多元的アプローチの試み……………	斉 藤 巖	1
------------------	-------	---

カント倫理学の「偶然性」と「形式性」

ーヘーゲルの「立法理性」批判は……………	二 宮 公太郎	13
如何なる意味において妥当するのかー		

複文における隠喩の状況設定と諸状況の融合過程……	馬 場 雄 二	39
--------------------------	---------	----

ごみ処理有料化のごみ減量効果と住民意識への影響

ー伊達市と倶知安町の事例ー……………	亀 田 正 人	53
--------------------	---------	----

資本主義・社会主義・自由……………	白 石 正 夫	95
-------------------	---------	----

セルツキーのマルクス批判と民主主義的社会主義……	白 石 正 夫	117
--------------------------	---------	-----

マクファースンと非市場的民主主義……………	白 石 正 夫	139
-----------------------	---------	-----

現代日本政治論 ー現代日本の民主主義と象徴天皇制ー……………	白 石 正 夫	155
--------------------------------	---------	-----

判例に見る憲法上のプライバシー権……………	長 利 一	181
-----------------------	-------	-----

「オックスフォード運動」について……………	安 藤 栄 子	207
-----------------------	---------	-----

学術研究発表集録（平3.4.1～平4.3.31）……………		223
-------------------------------	--	-----

症例報告：記憶障害に対する認知行動療法など 多元的アプローチの試み

斉 藤

巖（室蘭工業大学保健管理センター）

CASE REPORT : A MULTIDISCIPLINARY INTERVEN- TIONS WITH COGNITIVE-BEHAVIORAL TREATMENT IN TWO PATIENTS WHO SUFFERED FROM ACUTE AND CHRO- NIC MEMORY DISTURBANCE

Iwao Saito

Medical Service Center Muroran Institute of Technology

Summary :

Two patients who suffered from acute and chronic memory disturbance were referred to multidisciplinary treatment of cognitive-behavioral approach, biofeedback training and other treatments.

The first case was 17 years old high school student who developed memory disturbance after familial problem of adoption and troubles in school.

Her major complaint was not to recognize the faces of family and friends. A modified above-mentioned interventions showed she could manage necessary informations through mother's aid and cope with problems.

The second case was 19 years old male who had syncope after head bruise in gymnastic exercise and developed refractory headache which resulted in school truancy and family violence. His memory and calculation ability became poor and was not improved for 5 years. EMG-biofeedback training was performed to treat headache and spasmodic torticollis which was not fruitful. Reexamination of his past history revealed that he had been suffered from memory disturbance. Above-mentioned approach was introduced to mitigate his suppressed anger against mother. When he was confident in his memory problems, the treatment had ebbed on him.

Our experience suggests that multidisciplinary interventions using cognitive-behavior method

and others might be helpful to the treatment of functional memory disturbance.

はじめに

交通事故などで怪我をした後に逆行性健忘や記憶障害になることがある。また、強い精神的衝撃を受けた場合にもおきる。多くは一過性であり、やがては回復するが出来るだけ早く改善させて苦痛を取り除き、日常業務や生活に戻してやることが望ましい。慢性化した場合には、本人の自覚も薄くなり、診察時にも障害として訴えない場合もある。従来、記憶障害の治療は薬物療法による不安の改善や脳代謝の改善を中心とする睡眠療法、連想法、イソミタールによる麻酔面接が用いられてきた。われわれが認知—行動療法的なアプローチを用いて対処した、急性の症例および慢性化した記憶障害の症例について紹介する。

症例—1：17歳、女子高校生。

主 訴：記憶喪失、学校恐怖。

病 名：登校拒否症。

既往症：過敏性大腸症、筋緊張性頭痛。

現病歴：放送クラブ員のリーダーとして活躍していた。3年目の学校祭で特別番組をチーフで放送中に、無断で先生に中断されて効果が台無しになった。緊急放送であったが、予告なしだったので、激怒して直ちに職員室に行き大声で抗議した。このために先生達の頻縮をかった。学校祭の終了直後に興奮状態と過労で2日間入院した。退院して2日ほど通学したが、3日めの下校時に自宅近くの小川まで来た時に、急に川岸に行きたくなくて立ち寄った。その後は自分が何をしているか判らなくなった。記憶喪失になってしまい、家族を含め先生や友人などの顔もすっかり忘れてしまった。以下の面接治療は、まだ記憶がほとんど戻らず、友人達に記憶を失っていると気づかれたいくないために学校に行けない時期のものである。患者は身体症状や精神心理的愁訴も多いため、心療内科的な治療をおこなった。最初は系統的脱感作療法を試みたが、不安が

強すぎて失敗した。そのために認知療法を用いた。認知再構成法¹⁾の自己罰—自己報酬法をイメージを用いた変法として簡便な形で試みた。認知の障害を、A) 友人からの電話、B) 通学などに分けた。

認知再構成法（変法）による対処：

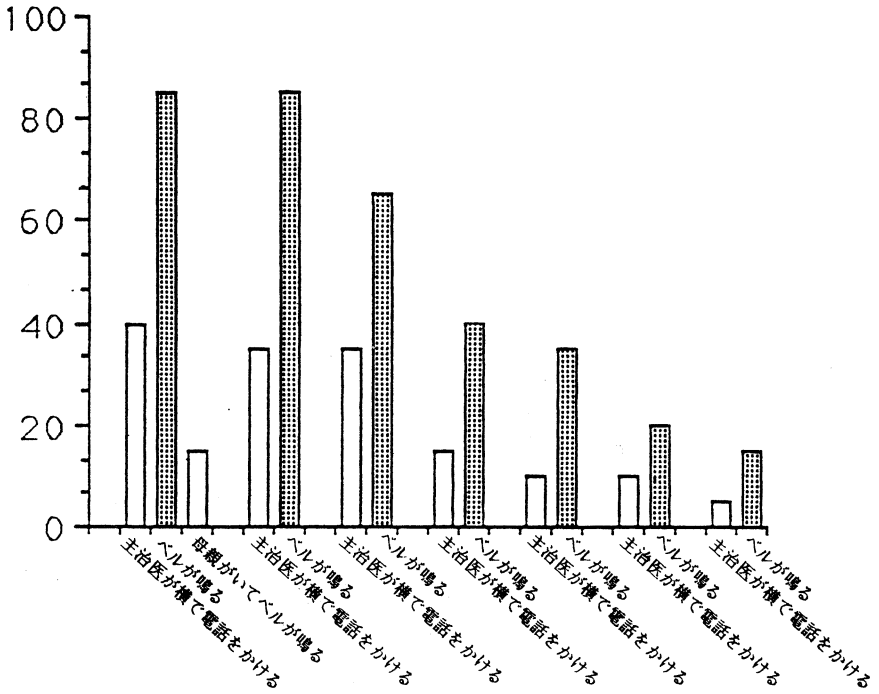
主として認知再構成法の自己罰—自己報酬法を変法し、イメージを用いて不安を減弱することを試みた。すなわち、緊張の強くなる学校の場面に、患者が安心できる人物を登場させ、不安を緩和させた。

A) 友人からの電話について：

友人たちから電話がきても、患者には相手が誰か判らず電話に出られなかった。動悸が激しくなって、体が震えだし母親に代わりに出してもらった。患者は自分で電話に出るように強要されると泣き出すので母親が出てしまう。第一段階として、病院での現実脱感作を試みた。診察室にある2mはなれた2台の電話を使った。まず、患者の目の前で受話器のボタンを押して電話をかけてベルの音を聞かせた。図—1の一番左側の棒線に示すようにベルの音がすると不安度(SUD 85)が急速に高まった。ついで母親の顔を思い浮かべさせ、ベルの音をきかせると不安度(SUD 15)は大きく低下した。この後は主治医が一方の電話から患者に電話をかけてその不安の強度を報告してもらった。結果は図—1の七対の棒線のごとくで、不安反応が減弱し変化することを患者に確認させた。

第二段階として、自宅での不安階層表を作るためにさまざまな場面での不安強度度を検査した。一部を順序不同に示すと下記のとおりである。

自分で電話に出る	SUD 80～90
(実際には動悸と混乱で出られない)	
母親が代わりに出る。	SUD 10～20
大好きなO先生からの電話	SUD 20～30
英語の先生からの電話	SUD 70～80
担任のS先生からの電話	SUD 80
仲のよいKさんやSさんからの電話	SUD 80



図一 1

上記の階層表にもとづいて、まず自発的皮質抑制法を試みた。反撃用語は『電話がきたら、O先生』とした。この反撃用語を声にだして繰り返えし、かつ、O先生の顔を思い浮かべる練習をした。

母親からいつも電話のくる友人たちの名前、声や話し方の特徴を聞いて、誰であるか判別することや個々の友人に以前はどう対応していたかを教えてもらった。落ち着いてくるにつれて、母親に受話器で一緒に内容を聞いてもらい、答え方を教えてもらった。次第に支障なくなり、単独で電話に対応できるようになった。

B) 通学について：

友だち付き合いの多い患者なので、頻繁に心配する電話がかかってきた。そ

の都度、パニックとなり最初は泣きだしたりしていた。その理由は；

- ・登校したくない（先生や級友の顔、自分のクラスも判らないので行けない）。
- ・もし誰かに話し掛けられると、自分の記憶障害がわかってしまい困まる。

相手に対しても失礼になるためであった。

また、通学の際の不安による障害階層表 (SUD) は下記のごとくである。

1. 学校に行くために家を出る。	SUD 10
2. 校門に到着する。	SUD 20
3. 誰もいない保健室にいる。	SUD 30
4. 学校の玄関に入る。	SUD 40
5. 学校の玄関で靴をはきかえる。	SUD 50
6. 学校の玄関で級友に出会う。	SUD 60
7. 学校の廊下を歩く。	SUD 70
8. 学校の廊下で級友と出会う。	SUD 80
9. 廊下から教室に入る。	SUD 90
10. 教室で、級友と一緒にいる。	SUD 100

認知再構成法（変法）による対処：

認知再構成法の自己罰—自己報酬法を変法し、イメージを用いて不安を減弱することを試みた。すなわち、緊張の強くなる学校の場面に、患者が安心できる人物を登場させ、不安を緩和させた。

たとえば、イメージが「学校の玄関で級友に出会う」の場合は自覚的な苦痛度は SUD 60 である。しかし、「仲のよい S さんが一緒に玄関にいて、級友に出会う」場合では SUD は 30 と低下する。さらに、「大好きな O 先生と一緒に玄関にいて、級友に出会う」場合には SUD 20 となった。これらを手がかりとして、「級友だけのいる玄関」、「O 先生がいる玄関」および「級友も O 先生も一緒にいる玄関」のイメージを交互に繰り返して、それぞれの SUD 値の減少を試みた。

一方、3. の「保健室にいる」イメージの場合は以下のとおりであった。

- ① 嫌いな生徒がいる。 SUD 100

- | | |
|-----------------|-----------|
| ② ほかにも生徒がいる。 | SUD 80 |
| ③ 好きな生徒がいる。 | SUD 70 |
| ④ 保健の女の先生だけがいる。 | SUD 60 |
| ⑤ Kさんがいる。 | SUD 50～60 |
| ⑥ 仲のよいSさんがいる。 | SUD 20～30 |
| ⑦ O先生がいる。 | SUD 20 |

このため⑥、⑦の人物を、①、②、③、の場面や中に登場させてイメージを作らせ、①、②や③における恐怖の減弱を試みた。

また自発的皮質抑制法も一部に用いたが、不安状況に対する反撃（反発）用語として、「保健室にO先生が来る」も併用した。

上記の階層表の8.まで終了した段階で、「実際に学校に行って、教室にも入って友人と話しても大丈夫であった」と患者から報告があった。宿題も階層表のSUD 10まで実行できたと述べたので、その面接では治療テーマを患者の記憶喪失に切り替えた。

しかしこの治療セッションの終了後、保健室の先生から筆者に別の用件で偶然に電話があり、彼女はまだ登校していないことが判明した。ただし翌日は「今日は実際に登校して授業を受けました」と先生から再び知らせがあった。

それ以後、患者は今まで嫌悪していたさまざまな事柄に挑戦を始めて、1つ1つ解決できたことを報告するようになった。たとえば、

- イ) クラスの女番長で、患者が避け続けていたFさんと話ができた。
 - ロ) 仲よしのKさんが「彼女の記憶喪失は演技ではないかしら？」と聞いて聞いて憤慨し大喧嘩したが、その後で自分から積極的に仲直りした（興味あることにイ）とロ）は前述の保健室でなされた）。
 - ハ) 母親と昔どおりに話ができるようになった。口もきかなかった父親とも、折り合いが普通となった（3週間前に学校を辞めると言出して大喧嘩となり、父親に腰を蹴られて、歩行が不自由であった）。
- ニ) しばらく前には「どうしても高校を中退して準看護婦養成学校に転校する」と担任に相談し、強引に周囲の人々を説得していたのを翻意し、まず

高校を卒業することにした。これまでどおり（養）父母の保護を受けることに抵抗しなくなった。また、母親への同情がでてきた。好きな看護婦になるため、高校を卒業した後に看護大学を受験することにした。結局一年間の浪人生活を経て国立の看護短期大学に合格した。

症例— 2：19歳、男性

慢性筋収縮性頭痛と斜頸を主訴に紹介された患者であった。もともと寡黙なタイプであったために、外傷性の記憶障害が見逃されていた。受診後約6ヶ月頃より、記憶障害に対する対処を開始したところ、症状の改善がスムーズとなり社会復帰が可能となった。

主 訴：慢性頭痛、斜頸、家庭内暴力。

病 名：慢性筋収縮性頭痛、記憶障害。

現 病 歴：大学受験を目指す優秀な高校生であったが、二年目の時に体育で柔道の練習中に頭部を打撲して失神した。その後、頭痛がおきて各種の専門病院などでCTなどの検査を受けたが異常がないといわれた。しかし、頭痛は改善せず集中力も低下して成績は急落した。学校を休みがちになり、両親が登校を強制すると暴れた。卒業はできたが、進学は不可能で専門学校に入った。これも途中で退学した。

身体所見：とくに左側の側頭部、前額部、頸部の筋痛や目の奥の痛みを訴えた。また、顔を左右に動かす際に痛みがあり、痛みを緩和するために正面よりはやや右向き（15～20度）に保っていた。それ以外に特別の異常はみられなかった。しかし我慢すれば随意に動かせた。心・胸部、腹部の異常や四肢の神経学的異常もみられなかった。整形外科や脳神経外科での頸椎などのX線検査やCT検査でも異常はみられなかった。

検査所見：血液一般検査、肝機能などの心血管系や内臓機能には異常はみられなかった。

治 療：

薬物療法；

各種の鎮痛薬、抗うつ薬などの向精神薬や筋弛緩薬（詳細は略）。

筋電図バイオフィードバック；

筋緊張を弛緩し痛みを緩和する練習。

心拍（脈波）バイオフィードバック；

手指の震えに対する練習。

非指示的カウンセリング；

「賞賛」、「支持」、「非支持助言」を励行し、とくに賞賛と支持に努力した。

自律訓練法；

すでに前の病院で実施していたが、効果が不十分であった。

認知療法；

両親とくに母親との確執の改善を試みた。

(1) 家族との食事

母親は患者を叱る、怒鳴る、皮肉るなど攻撃的なので「母親と話をしたくない」あるいは「食事を家族としたくない」と述べている。

(T) 母親を含む家族との食事の苦痛度は？

(T) 家で食事する時は？ (P) SUD 90～95です。

(T) 外で食事する時は？ (P) 上と同じです。

(T) 友達も一緒に家族と食事する時は？

(P) ややいい。SUD 80です。

(T) 最も可愛がってくれた爺ちゃん（母の父親）を入れて家族と食事するときには？

(P) SUD 60です。

〈爺ちゃん〉も一緒に食事するイメージで SUD が低下するので、これを自宅で反復するように指示した。

(2) 父母を世話する練習（イメージ練習）

(T) 母親が病気の時の食事は誰が作るの？

(P)父親です。

(T)父親も病気の時はどうする？

(P)自分で作ります。

(T)作れる料理は？

(P)カレーライス、チャーハン、スパゲッティ。

(T)お父さんや母さんのために作るのはどの位面倒ですか？最も面倒な場合を100とすると何点？

(P)60点です。

(T)顔や肩の緊張を下げる練習（顔のストローク）をしましょう。

(T)それでは、またお父さんや母さんにご飯を作るイメージをして下さい。
何点？

(P)大した変わりません。ちょっといい位。

(T)そうですね。何点ですか？

(P)56点です。

(T)お父さんやお母さんに親切にした気分は？

(P)わるくない。

(T)もう、親の面倒をみてやれる程、成長しているのかも知れないね。これも帰ってから自宅で練習して下さい。

(3) 記憶障害

患者は当時の状況を把握しなおすために母校を訪問することにした。「高校の担任と話したことの記憶がない（卒業2年後である）」、「一年目、二年目、三年目の担任の名前も覚えていない」、「高校に入って担任の名前を聞き、先生に会って来る。柔道をやった相手の名前も聞いて来る」、「高校時代の友人にも会って話をする」ことを約一ヶ月かけておこなった。「3年目の担任が最も親近感が持てて楽しかった。もともと口数が少なくおとなしかったといわれた」という。

負傷時の状況を知るために幾つか質問した。

(T)自分を記憶障害にした人を憎いですか？

(P)いいえ。

(T)どうして？

(P)友達だから

(T)友達でも腹立つんじゃない？ 本当に？

(P)はい

(T)くやしくない？ 腹立つとか怒るほうが感情が出て直りやすくなるんだがなあ。でも、許してあげるK君は立派だね。いつか、報われる時がきっとありますよ。

そのほか以下の行動療法的なアプローチを試みた。

① 暗算の練習（5セッション）

当初は二桁と一桁の暗算は正解率が50%であり、二桁どおしの場合は10秒から20秒以上かかり間違いが多かった。普通のままで暗算を3回おこない、つづいて顔の筋肉の弛緩練習をおこない、再び暗算をおこなわせた。リラクセーションの後の方が正解のことが多く、苦手な計算に対して少しずつ自信が出来てきた。5セッション目には間違えることがなくなった。

② しりとりゲーム（連想の練習）（3回）

連想も最初は遅く、言葉や単語が出てこなかったが、前記のごとくリラクセーションをはさんでおこなううちに次第に早くなり語彙も豊富になってきた。

③ イエス、ノーにこだわらず、話に積極的になる練習（5回）

「イヤ」であるとか「断る」ということを言語的に表現することに強い抵抗があった。患者の場合には態度で代償しているので、これを直さなければ病気の改善は遅れることを伝えて練習させた。

④ 名前を覚える練習（2回）

人の名前を5人づつ記憶させて3分後に反復することをおこなった。当初は間違いが1～2個あったが、2回目には自宅練習の甲斐あって総て正解できた。

⑤ 写真の顔を覚える練習（2回）

記憶のトレーニングとして人の顔写真を使ったが、2回の練習ではほとんど上達しなかったので延期した。

⑥ 失敗つづきの試験に挑戦

今まで失敗していたアマチュア無線の試験をもう一度受けてみた。治療開始後2回目と3回目の試験で合格し2種目に合格した。

経 過

記憶障害に対する介入後の経過は以下のごとくにまとめられた。

☆アルバイトを活発にやるようになった。

☆アマチュア無線の試験を記憶訓練後2回目の試験で合格。

☆父母にプレゼントできた（事前に練習）。

☆爺ちゃんからの遺産で3ヶ月あまり英国で語学の研修とアルバイトをして来た。

☆父親と相談して家業を継ぐことにした。

父親の紹介で某社に2年間の予定で研修に出かけた時点で治療を終結した。

1年間の観察では元気に働き、症状の再発はない。

考 察

記憶は過去の体験を保ち、かつ必要に応じて回想する精神機能であり、知能の予備条件といわれる。そして記銘、保持および想起の3つの過程に分けられる²⁾。

通常に記憶障害³⁾という場合には、記銘障害および想起障害に区別される。我々の症例は想起障害に属するものであり、これにも質的障害と量的な障害に分類される。後者は記憶減退といわれて、記憶痕跡の消耗や再生の障害に起因するという。いわゆる〈度忘れ〉はこの再生困難による。一般に不快や苦痛をともなう体験は愉快的体験よりも忘れやすいといわれる。

追想がある一定の事実について、また、ある期間内で脱落する場合には健忘といわれる。健忘は記憶の記銘、保持、追想の全構成要素の障害であり、心因が原因の場合には心因健忘とよばれ、全生活史が追想できない場合には全般健忘という。また、無意識の中に抑圧されて、ある特定の人物、場所や状況につ

いてのみ追想できない場合は選択健忘とよばれ、ヒステリー健忘や感情誘引性健忘に分けることもある⁴⁾。

本報告の症例も患者に精神的な負担を強いられる出来事をきっかけとして発症している。また、それ以前から第一の症例では親に聞けない戸籍上の心配、第二例では母親との激しいあつれきなどがベースにあり、さらに精神的苦悩が増強した時点での発症であった。

このために、治療の指針も発症にまつわる心的な負担を軽減するとともに、それ以前から継続する精神負担の緩和も試みた。

記憶障害になった直後では、危機介入としての処置が必要となる。薬物療法が中心であるが、心因性の場合にはイソミタール面接がよいといわれたこともある。また睡眠療法、連想法も使われる。われわれは危機介入として、認知療法—行動療法^{5), 6), 7)}を用いたが、最近の注目すべき治療法の一つである。患者の精神的困難や苦痛を生じやすい思考習慣、聞き取り方や感じ方のクセを修正することで、ストレスを軽減する方法である。まだ日本語による翻訳用語が定まっていないが、徐々に完備されていくものと思われる。

引用・参考文献

- 1) 岩本隆茂、斎藤巖、奥瀬 哲編訳：認知行動療法。川島書店、1990。
- 2) 平井富雄：記憶幻覚。Encyclopedia of Medical Sciences, Vol. 10: 40, 1982.
- 3) 佐藤時次郎：記憶と記憶障害。Encyclopedia of Medical Sciences, Vol. 10: 40-41, 1982.
- 4) 松本 啓：健忘。Encyclopedia of Medical Sciences, Vol. 14: 201-202, 1982.
- 5) Burns, D. D.: Feeling Good. The New American Library, INC., 1981.
- 6) 大野 裕 (訳)：アーロン ベック著；認知療法 (Cognitive Therapy and the Emotional disorders, 1976)、岩崎学術出版、1990.
- 7) 斎藤 巖：ケース研究、心身症。特集；認知行動療法。精神療法、18：42-48, 1992.

カント倫理学の「偶然性」と「形式性」

——ヘーゲルの「立法理性」批判は
如何なる意味において妥当するのか——

二 宮 公太郎

Zufälligkeit und Formalität der Kantischen Ethik

—— In welchen Bedeutungen gilt Hegels Kritik der
gesetzgebenden Vernunft ? ——

Kohtaroh Ninomiya

Kurzfassung

Diese Abhandlung untersucht Hegels Disputation über die gesetzgebende und gesetzprüfende Vernunft in seiner "Phänomenologie des Geistes", und betrachtet seine Kritik über die Zufälligkeit und die Formalität der Kantischen Ethik. Wir werden wissen, daß seine Disputation gar nicht treffend ist, und daß dennoch seine Kritik in der bestimmten anderen Bedeutungen gilt.

1) Die 'Zufälligkeit' der Gesetzgebung, die Hegel hinweist, ist nichts anders als der Grenz der Ethik, und kann von niemand kritisiert werden. 2) Die Gesetzprüfung Kants folgt keineswegs der logischen 'Formalität' allein, sondern hat einen festen Kriterium, d. h. den kategorischen Inhalt, bei sich.

Aber die Formalität und die Zufälligkeit der Kantischen Ethik soll und muß von der Seite der kategorischen Konstruktion derselben her erklärt werden. 1) Die Kategorien sind die abstrakte Allgemeine, also sind bloß 'formal', und nehmen jeden Inhalt an. Daher dürfen zwei zueinander entgegengesetzte Prinzipien unter einer und derselben Kategorie entstehen. 2) Andererseits entflieht den Kategorien immer der Inhalt. Und er bleibt bloß 'zufällig' zu sein, weil ihm das konkrete Allgemeine fehlt. Die Zufälligkeit des Inhalts bringt die der Gültigkeit des Gesetzes im einzelnen Fall hervor und zugleich auch den Konflikt der Pflichten. Es ist die schwächste Seite der Kantischen Ethik, daß sie diesen Konflikt nicht ausgleichen kann.

はじめに

ヘーゲルの『精神現象学』に於ける「立法理性」論および「査法理性」論は、カント倫理学の中核を成す思想に対する全般的な批判として、目論まれている。しかし、後の『エンツクロペディ』や『法の哲学』に於けるのに比べて、ここでは、カントの「道徳性」倫理学に対して一定の高い位置付けが与えられており、ここから、カント倫理学に対するヘーゲルの二義的な態度が生じることにもなる。すなわち、ヘーゲルは、カント倫理学を余りに自らの倫理学に引き付けて理解し、いきおい、カント倫理学に対して過大な期待を抱いた上で、これが充たされないことを以ってカント倫理学を批判する、という傾向を持つことになる。同時に、ヘーゲルは、カントの倫理学を自らの倫理学へと「媒介」することに多くの労力を割き、実はこのことによって、カント倫理学の重要な特質を見逃してしまうのである。

このことに規定されて、カント倫理学に対するヘーゲルの批判は、すべて、的を外したものにならざるを得ない。「立法理性」の「偶然性」を衝き、また「査法理性」の「形式性」を衝く、というのが、ヘーゲルの議論の骨子である。しかし、ヘーゲルの言う意味では、「偶然性」も、また「形式性」も、何らカント倫理学の特質を暴くものではなく、従ってまた、カント倫理学の核心そのものを攻撃するものとはなっていないのである。

ところが、この「形式性」および「偶然性」という概念は、ヘーゲルが言うのとは別の或る特定の意味に理解されれば、カント倫理学の弱点と限界を見事に抉り出す、二つの概念となるのである。しかし、このことは、ヘーゲル倫理学の「有機体論」的な性格に対して、カント倫理学の、言わば「機械論」的な性格、すなわち、「カテゴリー」を基礎に置き、これによって構成された倫理学であるという性格が、明確に対置されるということを、前提する。すなわち、

カント倫理学の「形式性」と「偶然性」とを、カントによる道徳法則のカテゴリー的構成という面から、把握し、かつ批判することが、重要なのである。

以下、本稿は、第一節に於いて、ヘーゲルの言う意味での「偶然性」「形式性」が如何に的はずれであるかを明らかにし、第二節に於いて、カント倫理学の「形式性」「偶然性」が如何なる意味において理解されれば、ヘーゲルの批判が妥当し得るのかを、明らかにする。なお、ヘーゲル的な規範を「理念」と見るカントの態度の正しさについて、最後に一言だけ触れる。

第一節 ヘーゲルによる批判

ヘーゲルは、カントの倫理学に対して、それが「人倫の意識」である、とする基本的な規定を与える。それは、カントが、道徳法則が即かつ対自的に存在し妥当することを知っている、ということの意味する。ここからヘーゲルは、この「人倫の意識」が、人倫における或る規定された内容を獲得することを、自ら課題として引き受ける、と考える。これが、ヘーゲルの把握する「立法理性」である。やがて、ヘーゲルは更に、この理性は、実際には人倫の内容を知らず、ただ法則を吟味するだけのものに過ぎない、とする。これが「査法理性」である。まず、カントに対するヘーゲルの批判を聞き、そして同時に、これを検討してみよう。

一 「立法理性」論——「偶然性」

カントの立法理性による法則の定立は、偶然性を免れない、というのが、ヘーゲルによる批判の趣旨である。そのスタイルは、カントが定立する二つの代表的な道徳法則を取り上げ、それらのいわゆる内容の無さを暴いて見せるということによって、カント倫理学全体への批判を代表させる、というものである。

ヘーゲルは、まず「各人は真実を語るべきである」という法則を取り上げる。これが「無条件的」なものとして言明されても、直ちに「もし真実を知っているならば」という「条件」が付せられることになる、とヘーゲルは言う。すなわち、「定言命法」であるべきものが、実は「仮言命法」に過ぎない、という訳である。しかし、ヘーゲルの批判は、この出発点そのものからして、既定的はずれである。

カントが言う仮言命法の「条件」とは、「幸福原理」から付する条件を意味する。例えば、この場合ならば、「ひとから嫌われたくなければ……」といった条件を命令の前に付ける、ということである。従って、「真実を知る限りで」といういわゆる「条件」は、この命法を仮言命法にはしない。この「条件」は、「真実を語るべし」という命法が当然に含意する、言わば内在的な「条件」に過ぎないのである。

しかし、以上の点は、おお目に見ることができる。この「条件」なるものをヘーゲルが持ち出すのは、そこから、極めて重大な意味を有つ「偶然性」ということを引き出すための、単なる準備に過ぎないからである。しかも、この「偶然性」を引き出すことには、それ自体としてみれば、十分な正当性が在ると言い得るのである。

この「条件」なるものによって、命令は、実際には、「各人は、真実についてのその時々自分の知識と確信に従って、真実を語るべきである」というものになる、とヘーゲルは言う。これは、ヘーゲルの言う通りである。どんな人間も、「真実を語る」のは、自分がそれを真実であると信ずることを語る、という仕方においてのみ、そうするものだからである。

ヘーゲルは、このことから更に進めて、こうなると、普遍的に必然的なもの——「アプリオリな総合判断」——であるべきはずの命令が、その「内容」という面からして、「偶然的」なものになる、と言う。このヘーゲルの議論には、非常に大きな説得力がある。「真実を語るべし」と言っても、実際に真実が語られるか否かは、各人の知識の偶然性に依存するようになる。このような言明

「内容」の偶然性が、こんどは、この命令の存在と妥当性そのものを「偶然的」なものにするのだ、とヘーゲルは言っているのである。

しかしながら、ヘーゲルは、「倫理学」そのものに余りに多くを求め過ぎている。「真実を語る」ということが、確かに各人の知識の「偶然性」に依存しなければならないとしても、このことは、倫理学そのものの限界に属することなのである。

カントが実際に法則としているのは、「嘘をついてはならない」ということである。「嘘」とは、内容が虚偽であることを知りながら、それを真理のように見せ掛けて言明する、ということである。そして、カントが「嘘」を禁ずることの根拠は、〈意思伝達能力は、真理を伝えるためにこそ、人間に与えられているのだ〉ということに在る。それ故に、「虚偽」を伝えるためにこの能力を用いることは、自己の人間性を冒瀆するものだ、ということになる訳である。しかし、過失によって虚偽の内容を語ったとしても、それによって自己の「人間性」が冒瀆されたことには、決してならないであろう。

「嘘」はまた、自己の人間性のみならず、他者の人間性をも傷付ける。しかし、ここでも事情は同様である。故意による虚偽の言明は他者の人間性を冒瀆するが、過失による虚偽の言明は、他者の人間性に対して攻撃を仕掛けるものではない。

従って、この意味での偶然性を無くするということは、倫理学にとって必要なことなのではない。しかし、ヘーゲルの議論は、そこへと進んでしまう。この偶然性を無くしようとする、「各人は、真実を知るべきである」という命令になるが、しかしこれでは、この命令は「知ること」一般の要求に解消されてしまい、その「内容」は捨象されてしまっている、とヘーゲルは言う。すなわち、この命令は実践的な法則という意味を失う、という訳である。しかし、各人の知識の偶然性を無くしようとする要求そのものが、倫理学にとっては必要のないものである。この限界を越えて為される限り、批判そのものが無意味なのである。

過失による虚偽の言明は、他者の「人間性」をではなく、「人間」を、すな

わち人間性が偶有するその「状態」を、傷付けることがある。この意味においてなら、「真実を知るべし」という命令は、確かに倫理学の範囲内に在る。しかし、この「注意義務」は、決して「知ること一般」に解消されたりはしない。この義務は、「他者に損害を与えてはならない」という実践的な義務によって規定されており、従ってまた、その「注意」の内容や程度も、実践的に規定されているのである。

さて、更にヘーゲルは、「汝自身の如く汝の隣人を愛せよ」という法則を例に取り上げて、カント倫理学の「偶然性」を批判する。しかし、この批判は、余りにもお粗末なものであり、詳細に検討するには、殆ど値しないものである。

ヘーゲルの言うのは、要するに、単なる「慈善」——カントの言う「親切」——は、その行為が為される機会についても、その行為の結果の持続性についても、その行為が本当に善行となり得るかについても、全く「偶然的」である、ということである。

しかし、ヘーゲルが批判している意味での偶然性は、カントの言う「不完全義務」の性格そのものに属する偶然性に他ならない。この意味での偶然性を主張することは、この義務を命ずる道德法則の存在と妥当性そのものの偶然性を主張することにはならない。その性格が初めから偶然的な義務である不完全義務をことさら取り上げて、それが当然に有っている偶然性を語ることが、何か批判としての意味を有つことでもあるかの如くに見せ掛ける、といった仕方のヘーゲルの議論は、カントに対する全くの言い掛かりであると思われぬ。

二 「査法理性」論——「形式性」

さて、ヘーゲルの批判は、「査法理性」に移る。ヘーゲルは、カントの立法理性が、実は査法理性に他ならない、ということについて、そしてまた、その「査法」の仕方について、次のように言う。すなわち、——カントの「健全な理性」は、人倫的な規範の内容を実は何も知らないから、実際には法則を定立

することはできない。実際にできることは、自分の立てた原理が法則であるか否かを「検査」(吟味)することだけである。すなわち、立法理性は、実際には「査法理性」である。しかも、人倫的法則を実際に知らないのであるから、この吟味は、自分の立てた原理を、それと比較することによっては、為され得ない。査法理性が為し得る比較は、自分の立てた原理の内容を、それ自身と比較することである。すなわち、この吟味は、自分の立てた原理が自己矛盾を含まないかどうか、という「形式」に関して為されるのみである。——という訳である。

要するに、査法理性に対するヘーゲルの批判は、この「査法」が、単に「無矛盾性」という論理的な「形式」に従ってのみ為され、全く実質を欠いているとする、ヘーゲルの見方に支えられている。もし、カント倫理学に対するヘーゲルのこの見方が正しいとすれば、そこからするヘーゲルの批判は、すべて妥当するであろう。このような、論理的な意味での形式的な基準だけに従うならば、確かに、それだけを見れば自己矛盾を含まないとも含むとも言えるような道徳法則で、しかも互いに対立した二つの道徳法則が、いくらでも存在し得る、ということになるだろう。

ヘーゲルは、このような筋から、〈私有財産〉制度と〈財の共有〉の制度とを例に挙げて、法則の言わば相対性が生ぜざるを得ないことを示そうとしている。この議論にはヘーゲルらしさがよく現われていて、確かに面白くはある。しかし、それは、大した意味を有つ議論ではない。なぜならば、この議論の前提となる、カント倫理学に対するヘーゲルの見方そのものが、誤っているからである。

まず、厳密に言えば、カントが「検査」するのは、「格率」あるいは「行為」をであって、「道徳法則」をではない。しかし、或る原理が「法則」となり得るかどうかを検査する訳であるから、結局は「法則」を検査するのと同じことになる。従って、この点の問題は措いても構わないであろう。

また、カントは、『基礎付け』の中では、「思惟し得ない」「意志し得ない」

という言い方を用いて、単なる論理的な矛盾ではなく実質的な矛盾について語っている。しかし、この議論は、功利主義的に解される危険が多分に在り、必ずしもカントの真意を表わしているとは思われない。従って、この筋からヘーゲルに対する反批判を述べることは、為されるべきではない。むしろ、『基礎付け』に於ける議論をヘーゲルが完全に無視したということに関して、彼に敬意を表したいほどである。

さて、それならば、カント倫理学に対するヘーゲルの見方そのものが誤っている、とは、如何なる意味においてなのか。

カントは、行為ないし格率を、決してそれ自身と比較している訳ではない。言い換えれば、彼は、単に「無矛盾性」という論理的形式に従って「査法」を為している訳ではない。カントは、実際には、或る行為ないし格率がそれと比較されるべき「基準」を持っている。そして、彼の考えている「矛盾」とは、この基準との間の、ないしは、この基準の下での、矛盾なのである。

カントは、『道徳の形而上学』の中で、「人間性」という概念を、特に「自己に対する義務」における関心を示すものとして、挙げている。この「人間性」という概念は、「人格性」という概念と同義であり、更にこの後者は、『実践理性批判』に於いて、「実体」カテゴリーの内容を示すものとして、掲げられている。すなわち、「自己に対する義務」において中心的に機能する「人間性」という概念は、人間の「実体」を成す本質的規定というカテゴリー的な意味を有っているのである。

そしてまた、カントは、同じ『道徳の形而上学』（「法論」）の中で、本質的に「他者」との間の権利義務関係を律する「法」について、これを「相互作用」というカテゴリーの面から明確に捉え、各人の自由と一致するような相互的強制の法則を、「作用反作用相等」の法則の下における諸々の物体の自由な運動、ということとのアナロジーに従った概念の構成として、把握している。近代契約法の基本原則である「等価交換」の原理は、まさに、倫理学の領域において機能する「相互性」カテゴリー——「相互に、他の実体の状態に対する」関

係——が作り出した原理に他ならない。

ここまで見てくれば、カントが持っている査法のための「基準」とは如何なるものであるかは、ほぼ見当がつくであろう。カントの倫理学が、実は「カテゴリー」、なかんづく「関係」カテゴリーによって構成されているのだ、ということについては、筆者がかつて詳細に論じたことがある——「カントの倫理学における関係カテゴリーの役割」（『倫理学年報』第38集、1989年）を参照されたい——ので、ここでは詳述は避けざるを得ない。ただ、このように、「自己に対する義務」を「実体」カテゴリーによって考え、「他者に対する義務」を「相互性」カテゴリーによって考える、という仕方は、70年代のいわゆる沈黙期の「遺稿」にもはっきりと残っており、その頃からのカントの一貫した考え方であると言ってよい。

もう一つの「原因性」カテゴリーは、「結果」としての「状態」を、同時に「目的」として意志する、という仕方の内で機能する。この機能は、「完全義務」と「不完全義務」との区別の上で重要な意味を有つ。「完全義務」においては、この機能の仕方はむしろ消極的である。他方、「不完全義務」にお、このカテゴリーは積極的に機能し、一定の「状態」の産出が積極的に「目的」とされ、その促進が目指される、という仕方で機能するのである。

カントは、確かに「矛盾律」に従って道徳法則を考えている。否そののみならず、「同一律」に従ってさえ、考えることも在る。カントが第一義的に「矛盾律」に従って考えるのは「完全義務」の方であり、「不完全義務」の方では、むしろ彼は、第一義的には「同一律」に従って考えている。しかし、もちろん、それらはいずれも、単なる「論理的」な意味においてではない。

このことを、問題の「矛盾律」が第一義的に機能する「完全義務」について見ると、カントの考え方は次のようになる。

「自己に対する完全義務」に違反する行為は、自己の「実体」的な本質規定すなわち「人間性」に、「矛盾」する。「自殺」は、「生命」そのものの本性に「矛盾」する行為であり、「嘘」は、自己自身の意思伝達能力を、その本質的な規

定に「矛盾」するような仕方を使用する行為なのである。

「他者に対する完全義務」に違反する行為は、「他者の自由」に、或いは「他者の権利」に、「矛盾」する。このことは、「相互性」の原理の下においてこそ、起こる。自己の権利を実現するために、他者の権利を侵害するということ、このことは「相互性」の違反であると共に、そこでは、自己の権利実現が、他者の権利維持との関係で、「矛盾」をきたしているのである。

このように見てくれば、カントが決して単なる論理的な矛盾を考えているのではない、ということが分かるであろう。カントは、「自己に対する義務」においては、「対自的」な関係における矛盾を考え、また、「他者に対する義務」においては、「対他的」な関係における矛盾を考えている。そして、このような「矛盾」は、いずれも、極めて実質的な意味を有った「矛盾」なのである。

因みに、このような「実質的」な意味を有つという点では、不完全義務において第一義的に機能する「同一律」に関しても、事情は同様である。カントが「自己の能力を開発せよ」と言う時、彼は、〈目的を設定する自己の能力——すなわち自らの「人間性」——を、自ら目的とする〉ということを通じて、まさに「自己自身と一致する」ということを目指しているのである。また、彼が「他人には親切にせよ」と言う時、彼は、まさに「相互性」の原理そのものへの「一致」を目指している。困窮した時の自己への援助の必要性は、主観的な判断によっては否定することのできない「事実」である。それにも拘らず、他者の困窮を見て見ぬふりするのとは、それとの均衡——「相互性」——を欠くのである。この他者の必要を充足することによって、「相互性」の原理の完全な実現へと少しでも接近することが、カントの目標なのである。

さて、カテゴリー的な構成に従った、カントの考え方のこのような構造によれば、そこからは、先にヘーゲルが法則定立の相対性を示そうとして論じていたような具合には、「財の共有」の方は、決して帰結し得ないであろう。人間主体とその財産とを、「実体」とその「状態」として把握し、契約における財産の交換を、「作用反作用相等」の法則が妥当するような「相互作用」として

把握することからは、諸個人の「私的所有」とそれを前提とする「等価交換」の制度だけしか、帰結し得ないはずである。

三 「人倫の意識」という規定

カントの倫理学とヘーゲルの倫理学とは、それぞれ全く異なった構造原理から成り立っている。カントの倫理学は、その基礎に「カテゴリー」を置き、それ故に自然の「メカニズム」との間にアナロジーが成立し得るような仕方で構成されている、という限りで、その構造は、言わば「機械論」的である。他方、ヘーゲルの倫理学は、諸々の目的が形成すべき全体的な連関と統一を把握する、ということから構成されているが故に、その構造は、「有機体論」的である。この構造上の相違が、カントの倫理学に対するヘーゲルの批判を考察する際に、最も注意されなければならない要めの点なのである。

〈小麦〉の売買においてその売り手が有する引き渡しの義務を例にとって、このことの意味を簡単に示せば、次のようになるだろう。

カントにおいて、売り主がその目的物を引き渡さなければならないのは、そうすることが正に〈契約〉上の義務だからである。この際に重要なのは、単に契約である限りの契約が遵守されるということであり、「等価交換」という「形式」的な原理そのものが維持されるということである。ここでは、この引き渡しの目的物が〈小麦〉であるということは、どうでもよいことなのである。

他方、ヘーゲルにおいては、この引き渡しの目的物が〈小麦〉であるということ、このような具体的な「内容」が、重要な意味を有し得ることになる。ヘーゲルにおいては、小麦の売り主は、共同体に対して食糧を供給するという、具体的な「役割」を持った主体として、見なされることが可能となる。小麦を引き渡す義務が履行されなければ共同体全体の食糧に支障をきたす、だからこそ売り主の〈この〉義務は履行されなければならないのだ、といった観点が、観点として、ヘーゲルにおいては成立し得るのである。このことは、この売り手が、農家や問屋である場合に限らず、末端の小売り店であったとしても、事

情は同様である。或る一戸の家庭に届ける個別的な行為であっても、それは同時に普遍的な行為としての意味を有つことになるのである。

カントの倫理学とヘーゲルの倫理学との、このような構造上の差異を念頭においた上で、ヘーゲルがカント倫理学に対して与えた「人倫の意識」をいう規定の意味を、考えてみよう。

もし、ヘーゲルが与えたこの規定が実質的な意味を有ち得るとすれば、それは、〈カントが、「人倫」という倫理規範、すなわち有機的な連関と統一を有った倫理規範を知っており、かつ、それを単なる「対象」として知っている〉という意味に受け取られる場合である。しかし、カントの倫理学は、このような実質的な意味においては、決して「人倫の意識」ではない。カントは、有機体論的な構造を、自らの倫理学を構成する原理とは、決してしていないのである。

しかし、他方、ヘーゲルが実際にしているように、「人倫の意識」というこの規定に対して、単に、〈道徳法則は即かつ対自的に存在し妥当するものだけであることを、カントが知っている〉という意味だけを与えるならば、この規定は、全く無内容な意味をしか有たない。従ってまた、この規定は、カントの倫理学の性格を、何ら規定してはいないのである。

ところが、ヘーゲルは、「人倫の意識」というこの規定を、「無内容」な意味において掲げながら、実は、その「実質的」な意味を、背後から滑り込ませる。ヘーゲルのやり方は、もともと過大な要求を他人に押し付けておいて、それが実行できないからと言ってその者を非難する、といったやり方である。無内容な意味での「人倫の意識」ならば、カントの倫理学がそれであることは、当然のことである。道徳法則がそれ自体で存在し妥当するということは、カントの倫理学の基本テーゼでもある。しかし、ヘーゲルは、このことから、カントの倫理学が実質的な意味での「人倫の意識」ではないということ、すなわち、人倫の法則の「内容」をカントが知らないということを以って、カントを「批判」するのである。これこそ、無理な要求というものである。カントの倫理学は、自分が人倫の内容を知っているなどと公言したことは一度も無いし、もと

もと、これを知ることを自らの課題として引き受けたことなど決して無い。それどころか、カントの倫理学は、諸目的の有機的な連関と統一を自らの構成原理とは決してしない倫理学であり、言い換えると、人倫の内容を初めから全く度外視したところに成立する倫理学なのである。

ヘーゲルは、「立法」と「査法」とに対して、人倫的実体の両「契機」として自らを「止揚」すべきことを要求する。しかし、立法と査法が「互いに止揚し合った」からといって、それによって人倫が達成される訳では、決してない。人倫的規範とは全く異質な倫理規範を携えた諸々の主体が、単に個別性を脱したからといって、そこに人倫的規範が現われるということなど、もともと在り得ないことなのである。そこに現われるのは、せいぜい抽象的に普遍的な人間たちである。カントの倫理学は、ヘーゲルの倫理学とは全く異なった妥当領域を有っている。もともと、立法も査法も、人倫的実体における「意志」と「知」との両契機に解消されることなど、到底できないようなものなのである。

カントに対する過大な要求をしないという限りにおいて、『エンチュクロペディー』や『法の哲学』に於けるヘーゲルの態度の方が、はるかに正当である。カントの倫理学は、実質的な意味では、決して「人倫の意識」なのではなくて、本来は〈「人倫の疎外態」(市民社会)の内に「自己」を見出している「意識」〉であり、或いは別の言い方をすれば、〈「人倫」を「物象化」された仕方に対象としている「意識」〉なのである。

第二節 カテゴリー的構成に対する批判

以上のように、カントの対するヘーゲルの批判は、そのすべてが的はずれであり、カントの倫理学の全く何をも批判してはいない。しかし、批判の方向そのものが誤っている訳では、決してない。

前節で見たように、カテゴリーによる道徳法則の構成ということが、カント

の倫理学の特質である。しかしまた、こんどは、この特質が実はカント倫理学の限界を規定することにもなるのである。ヘーゲルの指摘するカント倫理学の「形式性」と「偶然性」とは、実際には、倫理学のカテゴリー的な構成が産み出した結果に他ならない。この「形式性」とは、実は、カテゴリーそのものが有つ「形式性」すなわち「抽象性」なのであり、そしてまた、その「偶然性」とは、実は、具体的普遍を欠くことから生じる「内容」の「偶然性」なのである。言い換えれば、カント倫理学の「形式性」と「偶然性」が、カテゴリーによる道徳法則の構成という面から明らかにされることによって、ヘーゲルによる批判は、全く別の意味において、妥当するようになるのである。

なお、この節では、既にそうになっているように、二つの概念の順序が逆になる。このことは、事柄そのものが要求することである。

一 カント倫理学の「形式性」

まず、カテゴリー的構成そのものが有つ「形式性」について、考えてみよう。

ヘーゲルの「査法理性」論を検討する際に見たように、先には、論理的な意味での「形式」に対して、カテゴリーは、実質としての「内容」であった。しかし、このカテゴリーという「内容」そのものが、こんどは、実は「形式」的なものに過ぎないということになる。

カテゴリーは、「普遍」ではあっても、それは「抽象的」なものとしての普遍である。これに対する「特殊」は、行為や格率である。カントの為すいわゆる「査法」とは、後者が前者に「包摂」され得るか否か、という仕方で為されるものに他ならない。従って、そこには、認識における〈諸現象へのカテゴリーの適用〉との間に、アナロジーの成立するような構造が、存在するのである。そして、実践的なカテゴリーに包摂されることのできる行為や格率は、道徳法則にまで高められることができる。これが、カントの為す「立法」なのである。

しかし、カントによるこのような仕方で「立法」においては、各人によって、カテゴリー的な「基準」の内へ、どんな内容でも自由に盛られることがで

きる。ヘーゲルは、このことを行動型の「良心」に関して語っている。しかし、このような性格は、既に「査法」において理性が持っている性格なのである。

「人間性」という概念が、自己を維持するという「生命」の本質を示すものとして受け取られるならば、治癒の不可能な患者に対しても、あくまでも「延命」を企てる治療の継続が、最良の方策となるであろう。しかし、「人間性」という同じ概念が、「人間らしさ」「人間にふさわしい威厳」ということを示すものとして受け取られるならば、或る一定の時点において治療を断念・停止するという方策こそが、これに適うことになる、という場合が在るであろう。「人間性」という概念には、いくつもの内容を盛ることができる。そして、そこからは、具体的には、相い対立した二つの行動が生まれ得るのである。現在では、後者の考え方が有力化しつつある。しかし、前者の考え方が、それ自体として誤っている訳ではない。これもまた、長い間、医師たちの確信を支えてきた思想だったのである。

事情は、「相互性」においても同様である。例えば、建物の賃借人は、自分の居住権を主張し、対価として賃借料を支払うと言う。これは、確かに「相互性」に従った主張である。しかし他方で、建物の所有者は、自分の処分権を主張し、替りに立ち退き料を支払うから建物を明け渡せと言う。これも、確かに「相互性」に従った主張である。法律上の紛争は、その殆どが、この類いのものである。実践上の問題は、その多くが、共に正当な権利と権利との間で生じるのである。

このように、「人間性」という概念も、「相互性」の構造原理も、その内にどんな内容をも取り込むことができる。そして、そこからは、互いに対立した二つの行動が、いずれも確信を伴って生まれ、或いは、互いに対立した二つの権利が、いずれも正当なものとして主張されるのである。このような事態は、先に見たような、ヘーゲルが指摘した事態、すなわち、彼が私有財産制度と財の共有制度との例によって示そうとした事態と、全く同様の事態である。但し、この結果は、ヘーゲルの言うように、査法の単なる論理的な形式性から生ずる、という訳ではない。それは、「人間性」概念の抽象性、「相互性」原理の抽象性

から、生ずるのであり、言い換えれば、これらのカテゴリーが有つ抽象性から、すなわち、この意味での「形式性」から、生ずるのである。

このように、同一の基準の下に、二つの異なる原理が、いつでも、いずれも正当性を有って成立し得るという事態に、それらを成立させた当の、抽象的普遍としての「基準」は、全く無力である。これが自然の世界のことであったならば、ただ自然に任せておけばよいであろう。諸々の実体の各々が、如何に多種多様な本質性を具えようと、また相互作用が、如何なる種類のものの競合からなろうとも、諸々の物体が様々に運動し、様々に衝突し合いながら、いつもただ納まるべきところへ納まり、そしてこの過程が無意味に繰り返されるであろう。しかし、人間の世界の内に生じてくる、いずれも正当な価値と価値との間の対立は、人間自身の英知によって解決が図られなければならない。倫理学の最も重要な課題も、実はここに在る。しかし、抽象的普遍としてのカテゴリーには、このことが原理的にできないのである。

二 カント倫理学の「偶然性」

次に、道徳法則のカテゴリー的構成から生ずる「内容」の「偶然性」について、考えてみよう。

カテゴリーが行為や格率を包摂するのは、それが有つ何らかの目的の「形式的側面」に従ってである。例えば、「等価性」に包摂されるのは、単なる〈売買〉という形式である。これに対して、この売買が例えば〈小麦〉の売買であるということ、目的のこのような「内容」を成す具体的な意味での特殊性は、カテゴリーにとっては、常に「偶然的」なものである。特殊な内容は、常にカテゴリーから逃げ去るのである。この特殊な内容が「必然性」を得るのは、例えば、〈共同体の維持〉といった具体的な普遍に包摂され、〈共同体への食糧の供給〉といった意味と規定を受け取ることによってである。ところが、カントの倫理学は、この意味での普遍を欠いているから、内容は常に偶然のままに留まることになる訳である。

道徳法則の「内容」のこのような偶然性は、個々の具体的な「場合」における、道徳法則の「妥当性」に関する偶然性を、産むことになる。そして、このことの問題性は、「精神」の章に扱われている「義務の衝突」という事態の内に、現われてくるのである。カントの倫理学は、感性的な原理（幸福原理）に、理性の原理（道徳法則）を対置する、ということを基本的なモチーフとする倫理学である。しかし、理性が定立する或る原理と、同じく理性が定立する他の原理とが対立するという問題場面を、自覚的に自らの構造の内へと取り込んではいない倫理学である。従って、カントの倫理学にとっては、このような事態に直面して、問題を、事柄の本質に従って妥当な仕方で解決するということが、その構造そのものから言って、不可能なのである。

カントは、他者の生命を救うための「嘘」をも禁じ、〈友人が悪漢に命を狙われて助けを求めて来た場合にでも、その行方を捜しに来た悪漢に対して、真実を告げねばならない〉と言う。この不条理な帰結は、カントが、意思伝達という目的と、他人に対する親切という目的との、内容的な連関を無視して、言明における「誠実性」には例外の赦されないことを一面的に強調する、ということから生ずる。

カントの「定言命法」が実は「仮言命法」であるに過ぎない、というヘーゲルの批判は、先に見た通り、的の外れた場面に出現している。しかし、ヘーゲルの批判は、別の意味で当たっている。それは、立法理性の立てる或る道徳法則（いまの例の場合ならば「他人には親切にせよ」）が、他の価値あるいは道徳法則（「嘘をついてはならない」）との関係で、妥当なものではなくなる場合がある、ということである。この意味で、一方の道徳法則は、その妥当性に関して、「偶然的」になる。従ってまた、カントの道徳法則は、実際には、その多くが「仮言命法」である。すなわち、それらの道徳法則には、「他の価値あるいは義務と調和する限りで……」という「条件」が、実際には付せられているのでなければならない、ということになるのである。

この際に、カント自身が義務の衝突を意識している、という訳ではない。カントは、理性の定立する或る価値と、同じく理性が定立する他の価値とが対立

する場合に、事柄の本質に従って、これらの価値を目的連関の内に置くことによって問題を解決する、という観点を全く持っていない。いまの例の「場合」におけるカントによる解決は、単に、一方の価値を一面的に重視する、というやり方である。その際に、他方の価値は、単に一面的に度外視されるのである。従って、「場合」における妥当性の「偶然性」は、カントの意識しないところで起こる。度外視される方の価値は、ただ、一面的に引き上げられる方の価値と対立しない限りにおいてしか、カントにとっては存在しない、ということになるのである。

しかし、事柄の本質そのものから見れば、あらゆる道徳法則が仮言命法である、ということの方が、むしろ真理である。どんな理性の原理も、現実の具体的な「場合」の中に置かれれば、必ず、他の理性の原理との間で、対立を惹き起こすものである。その場合に、解決は、常に目的連関の内でのみ為され得る。その際、カントのように一面的に一方の原理に優位が与えられるのではなく、解決は、目的連関が、或る場合には一方の原理に優位を与え、また他の場合には他方の原理に優位を与える、という仕方では為される。従って、どちらの原理において「条件」が実際に発動されるかということもまた、実は、「場合」における目的連関が決することなのである。

しかも、この際の条件の発動は、「必然的」な仕方では為される。それは、個々の目的における内容が、具体的な普遍によって、意味付けを与えられ、連関の内での位置を与えられるからである。これに対して、カントに於いては、内容そのものが「偶然的」なままであり、解決が、〈当の目的の内容がその内に置かれるべき連関〉の外から与えられるのであるから、条件の発動のされ方が、当の目的にとって「偶然的」なものになるのである。

三 他人を「匿う」ということ

前項で見た、〈救命のための嘘をも禁ずる〉というカントの議論（「人間愛からなら嘘をついてもよいという誤った権利に関して」1797年）は、彼の倫理学

の内にあって最も評判の悪い議論である。それも自然のことであると言える。この議論の内には、カントの倫理学が有つ本質的な欠点が、最も明瞭に現われているのである。「偶然性」の問題であるが、独立に一項を設けて考えるに値する問題であろう。

この事例を、カント自身は、「義務の衝突」の問題として提示しているのではない。しかし、そのようなカントの態度そのものが、まず問題とされなければならない。

カントは、次のように言う。——友人がこっそりと裏から出て行くかも知れない。この場合に、「ここにはいない」と嘘を告げて助けたつもりでも、悪漢が直ちに立ち去ったところで友人に出会ってしまったならば、その責任は、免れ得ない。「ここにいる」と、真実と信ずることを告げていれば、悪漢が家捜している間に近所の者に逮捕されることもあっただろうから。——と。

しかし、このように言うことで、カントは、一体、何か意味のあることを主張しているのだろうか。「真実と信ずることを告げれば助かるかも知れない」、「嘘で助けたつもりでも助からないかも知れない」、これは、カントの全くの逃げ口上である。カントは、自分の友人の生命が助かるか否かを、友人がたまたま裏から出ていくかどうかという、自分自身の意志とは無関係な全くの偶然に、任せてしまっているのである。これは、許され得ない欺瞞である。カントが、この事例を、「義務の衝突」の問題として提示しなくて済むのは、この欺瞞のおかげである。カントは、真実には義務が衝突している事例において、義務が衝突しないようにしている、というだけのことである。カントは、「他人に親切にせよ」という一方の義務を単なる偶然の成り行きに任せ、こうして、実際には、その義務を完全に放棄してしまっているのである。

友人の生命を救うのならば、まず、それを、第一の目的として、はっきりと掲げなければならない。そして、そのためならば、敢然と「嘘」をつかなければならない。他人を「匿う」ということは、そういうことなのである。他人を

匿うという行為は、故意に発見の困難な場所に他人を隠し、かつ、その行方を追及する者に対しては、故意に「ここにはいない」と「嘘」を告げることである。或いはまた、先のカントの無責任なやり方を修正すれば、故意に他人を裏から逃げさせ、かつ、故意に「ここにいる」と「嘘」を告げることである。嘘は、匿うという行為の一要素なのである。すなわち、匿うという行為は、その内に、目的—手段の連関を持った二つの目的を含む行為である。匿うという行為の内では、「自分の意思を伝達する」という目的を、「他人の生命を救う」という目的の下位に位置付ける、ということが必要なのであり、前者を後者の「手段」とする、ということが必要なのである。

カントは、自分のこの友人を、決して匿ってはいない。否、カントにおいては、他人を匿うという行為そのものが、初めから成立し得ない。なぜならば、カントには、匿うという行為の内に在る目的連関を形成することが、全くできないからである。そして、カントがこの事例で、他人の生命を救うという義務を放棄せざるを得ない結果に陥るのも、カントにとっては、自覚的に他人を匿うという行為が、初めから不可能だからなのである。

他人の生命を救う、ということには限られない。一般に、他人の生涯に関わるような重大な権利が、緊急で差し迫った仕方では問題となっている場合に、自己自身が置かれている立場からして、何としてもその権利を救わなければならないが、しかし、嘘をつくことによってしか、それをする事ができない、といったことは、我々の日常生活の内ですべても生じ得ることである。この場合には、我々は、他人の極めて重要な権利を救うという第一の「目的」のために、自己自身の意思伝達能力を「手段」としなければならないのであり、その限りで、自己の人間性の一部を「手段」としなければならないのである。そしてまた、嘘をつくことは、つかれる相手の人間性の一部を、自己の責任において犠牲にすることでもある。これら一連の価値序列は、或る一定の状況の下で〈他人の権利を救う〉という行為が、初めから含んでいるものなのである。もし、「目的それ自体の法式」が、この場合にも貫かれなければならないというような性格のものであるとしたならば、まさにそのような硬直性こそが、この法式

の妥当性そのものを奪ってしまうことになるであろう。この行為によって救われる他人の権利の大きさに比して、自己の、また嘘をつかれる相手の、「人間性」が傷付けられることの痛みなるものが、一体どれほどのものかと言ひ得るのか。また、もし、嘘が社会生活の秩序を破壊する、と言うのだったならば、嘘をつくことによってしか救うことのできない権利を、破壊されようとするがままに放置しておくような「秩序」とは、一体どんな秩序だと言うのか。

カントは、一定の状況の場合に〈他人の権利を救うために嘘をつく〉ということの内に在る目的連関を、全く見ることはできない。そして、事実を「言明」という行為においては常に「誠実」でなければならない、これには如何なる例外も赦されないということを、一面的に強調するのである。しかし、いったい何のための「誠実」だと言うのか。

言語の使用がそれ自体で目的となるということは、我々の日常生活においてそう多いことなのではない。法廷での証言や大学等での講義、またマスメディアによる報道などにおいては、真実の告げられることそれ自体が、言語使用の目的である。しかし、言語使用は、他の何らかの目的のための「手段」として機能するというのが、我々の日常生活においては、むしろ通常の在り方である。そして、嘘に対して倫理的に否定的な評価が為されるのは、言語使用が一般にそのための手段となるところの当の本来の目的の実現を、嘘が不可能にするからなのである。こんなことは、カント自身がよく知っていることである。嘘は人間の社会生活を不可能にする、そうカントも考える。言語使用は、何も、他人の生命を救うとか、そのために嘘をつくとか、といった極端な事例に限られることなく、その本来の性格からして、人間の社会生活における諸々の目的連関の内に、初めから組み込まれているものである。真理を言明することそれ自体が目的であると見られる、先のいくつかの例さえも、実際には、より大きな目的連関の内に、組み込まれているのである。

言語使用が、真実を伝えるためのものであるという本質を有っているものでなければ、我々の社会生活が成立しなくなる、ということは確かである。「嘘

をついてはならない」という規則が立てられるのも、それ故である。しかし、時には、真実を告げることが、救うべき重要な目的を破壊し、逆に虚偽を告げることが、却ってこれを救う、というような事態は、もともと、言語使用の機能の多様性から、当然に帰結することなのである。「例外の無い規則は無い」という諺は、「嘘」の禁止に関しても、正しいものを含んでいる。言語使用が現実の目的連関の内に置かれる時、それが「例外」としての機能の仕方をするのが、むしろ倫理的には肯定的に評価されるという「場合」が、いくらでも存在する。そして、必ずその際には、単なる事実としての真実を伝えることによっては実現し得ないような、社会の在るべき姿としての「真実」を、「嘘」が実現するのである。

しかし、この事例におけるカントのやり方は、言語使用それ自体を、常に自己目的とするようなやり方である。そうしておいて、カントは、言明における「誠実」それ自体に、絶対的な価値を置くのである。言語使用における誠実性に「例外」を赦さないということ、このことをカントが為し得るのは、言語使用が元々その内に在る目的連関から、それだけを強引に切り離し、それを「人間性」という最高の価値に基づかせることによって、それに特権的な地位を与えるからである。しかし、このやり方は、言語使用の実態に明らかに反するやり方である。カント倫理学の硬直性は、このような所に現われる。そして、個々の「場合」において、明らかに不条理な結論をしか導き出すことができない、ということによって、カント倫理学の弱点と欠陥を、自ら曝け出すのである。

四 「人倫」の規範と、その「意識」

以上のような「形式性」と「偶然性」から生ずる問題の解決は、或る「内容」が「必然性」を獲得することによって為されるしかない。すなわち、解決は、それぞれの当の内容が、諸々の内容の有機的な連関と統一の内に位置付けられ、それぞれの所を得る、という仕方によってしか得られない。そして、ヘーゲルの言う「人倫」とは、このような内容上の有機的な連関と統一を具えた倫理規

範なのである。

如何なる目的といえども、諸々の目的の連関の内へと、入り得ないものではない。このことは、他者との間で「相互性」の関係に立つ二つの目的に関しては、いまさら言うまでもない。それが、社会生活というものである。人間たちの社会生活は、もともと諸々の目的の絡み合いからできているものに他ならない。そしてまた、「人間性」という目的でさえ、このことの例外ではない。或る特定の人間にとっては、しかも、或る特定の状況の下においては、自らの「生命」でさえ、それを投げ出すことが、却って自らを活かす途となる、ということが在り得る。ヘーゲルの表現からその字面だけを借りれば、人間性が、自らの「死に耐えて、死の内に生を見出す」ということが、いくらでも在り得るのである。そして、この時に人間性は、自ら設定する更に高次の目的のために、自らを「手段」としているのである。このような事態は、いつも悲劇の内で起こる。しかし、そのような悲劇の内以示される、人間たちの輝かしい勇気の例を、我々はいくつでも知っているではないか。

「人倫」における有機的な構造は、ギリシャ以来の伝統的な基盤を別とすれば、もともと、カントが『判断力批判』の内で「目的論的」構造として持ち出したものである。それは、あくまでも認識のために反省に与えられた構造ではあったにせよ、同時にそれは、カテゴリーにとっては「偶然」として零れ落ちる「特殊」を、有機的な全体としての「普遍」の内へ包摂することによって、これを「必然性」へと救い上げるための、構造だったのである。このような経緯からすれば、カントの倫理学は、実は、カント自身が提示した目的論の構造そのものによって批判され得るのだ、とも言い得ることになるであろう。しかし、重要なことは、カントが、『判断力批判』に於いて自ら提示した構造を、自らの倫理学の「構成的」な原理とはしなかった、ということである。これに対して、ヘーゲルは、カントにとっては反省のための「統制的」な構造原理であったものを、自らの倫理学の「構成的」な構造原理として、取り入れたのである。従って、もちろん、カントはカントによって批判され得ると言っても、この批判する方の「カント」は、ヘーゲルによって造り変えられたカントである。カン

トの目的論的な反省原理は、ヘーゲルによって有機体論的な構成原理へと、徹底させられる。「藍」が「藍より出でて、なお藍よりも青」い純粹さと強さを獲得するという比喻は、哲学史においても、しばしば真理を言い当てている。ヘーゲルの有機体論は、カントの目的論に発して、なおこれに優る現実的な力を具えるに至るのである。

さて、先に見たように、カントの倫理学が「人倫の意識」である、というヘーゲルの規定は、全く無内容な意味においてのみ、妥当するものであった。しかし、この同じ規定は、「要請」論の文脈の内に置かれると、今度は、「実質的」な意味、すなわち〈有機的な連関と統一を有する倫理規範を、単なる対象として、知っている〉という意味を、獲得するようになる。ヘーゲルが、「精神」の章の内で、「義務の衝突」の問題を「神の要請」に結び付けて語るということには、正当性が在る。義務の衝突の問題は、諸々の内容の有機的な連関と統一を有った倫理規範——「人倫」——の内でのみ、真の解決を見ることが出来る。しかし、カントがこのような倫理規範を想い見ることが出来るのは、「神」を通じてのみであり、これを元首をする「諸目的の国」という「理念」の内においてのみなのである。ヘーゲルが、義務の衝突の問題を神の要請に結び付けて論ずるのは、このことを鋭く見抜いているからだと言える。そして、この理念としての諸目的の国こそ、まさに実質的な意味で「人倫の意識」である、とすることができる。カントは、この「国」の内にこそ、完全な相互性に従った諸々の目的の連関と、神によるそれらの統一とを、単なる統制的な原理としてではあるが、想い見るのである。カントは、確かに、「人倫」の規範とは如何なるものであるかを知っている。しかも、それを理念という単なる「対象」として知っている。このようなカントの意識こそ、まさに実質的な意味での「人倫の意識」なのである。

おわりに

ヘーゲルが、諸目的の有機的な連関と統一を具えた人倫の規範と、更にはそれによって成立する人倫的な共同体とを、倫理学の構成的な原理としたということ、このことは確かにヘーゲルの功績である。しかし、このような人倫的な規範と共同体の実現に関する態度という点においては、カントの方が、はるかに正当である。

カントもまた、「諸目的の国」という概念において、有機的な連関と統一を有った規範と共同体の概念を、理念として持っている。そして、カントにとつてのこの人倫的な規範と共同体が、「理念」であるということ、このことにこそ「道德性」の立場の誠実さが在る。カントの倫理学は、「機械論的」な原理による現実の構成の向こうに透けて見えてくるような「目的論的」な原理を、理念として想い見るような倫理学であると言える。

他方、ヘーゲルにとって、人倫的な規範と共同体は、既に現実の内に実現されて存在していなければならないものである。ヘーゲルは、『精神現象学』の頃に持っていた「良心」道德への情熱が冷め、国家への関心が蘇るや否や、『エンツュクロペディ』や『法の哲学』に於いては、「回復」された人倫の存立する極めて堅固な場を、近代の「国家」という共同体の内に、見出すことになる。そして彼は、その内に、規範としても諸主体の結合としても、有機的な連関と統一が現実存在すると考えるのである。

カントの立場と、ヘーゲルの立場とが、人倫の実現という点に関してはっきりと別れるのは、ここにおいてである。人倫的な規範は、規範として存在してはいても、それが完全に実現されたことは、未だかつて無い。同様に、人倫的な共同体は、部分的には存在し得たとしても、それが人間たちの全生活を覆ったことは、未だかつて無い。それらは、今もなお理念に留まり、しかも理念と

して妥当し続けるものなのである。カントの、常に「非同一」を残す態度こそが、正当である。

(にのみや こうたろう ・ 哲学)

複文における隠喩の状況設定と諸状況の融合過程

馬 場 雄 二

An Understanding of Situations of Metaphor and Fusion Processes of the Situations in Complex Sentences

Yuji Baba

Abstract

This paper consists of two parts. One sets up the theoretical framework of knowledge representation of metaphor that is based upon the analysis of the Japanese traditional short and shorter poems; a Waka and a Haiku, in which real and imagery environments are found out to be important. The real environment includes real natural situations (RNS) and real psychological situations (RPS). The imagery environment makes it sure to have general imagery situations (GIS) and specific imagery situations (SIS). An understanding of metaphor depends upon the fusion processes of four kinds of situations; that is, the fusion processes occur strongly when SIS are divergent into RNS and RPS while RNS and RPS are opposite to GIS and SIS distinctly. Another part is the section to prove the theoretical framework discussed above experimentally.

Stepwise data-analysis of 85 students who read the simple metaphor "The snake is progressing straight forward to the caputred" revealed that the framework showed a way to understand the metaphor.

1 隠喩の状況設定

「古今集巻二 春の歌」に「花の色は 霞にこめて みせずとも かをだにぬすめ 春の山風」という和歌がある。この和歌には2つの活喩が使用されている。すなわち「花の色は みせずとも」および「かをだにぬすめ 春の山風」の個所である。「かをだにぬすめ 春の山風」は「春の山風（よ）かをだにぬすめ」となり、「春の山風」という自然現象に「かをだにぬすめ」と命じた表現である。そして、この2つの活喩を手掛りにして、この和歌の本意を解説で

きる。つまり、[花の色は：N₁] → [美しい若い女人は：P₁]、[霞にこめて：N₂] → [深窓の奥で：P₂]、[みせずとも：NP₃] → [姿を見せなくとも：P₃]、[かをだにぬすめ：NP₄] → [かすかな気配でも知りたいものだ：P₄]、[春の山風：N₅] → [折々に物狂おしくなる男は：P₅] ということになる。この解読を散文的に表現すると「美しい女人は 深窓の奥で姿を見せなくとも (この女人を恋して) 折々に物狂おしくなる男は そのかすかな気配でも知りたいものだ」となる。

このように各段の語句がすべて自然現象を意味しているのではなくて、それらが極めて人間的な事象・現象の隠喩を形成していることが理解される。この理解の理解を試みると、「ある美女への恋情」という MAIN THEME が作歌の動機として存在する。その情調を背景に現実心理状況 (Real Psychological Situation: RPS) が設定される。その現実心理状況を転換して現実自然状況 (Real Natural Situation: RNS) が提示される。この二つの状況間の相互対照の照合済みの現実自然状況から、現実の和歌の表現形式に則して語句が選択されて、和歌の創造をみるにいたる。ちなみにいうと、日本人の愛欲の表現の伝統は、直接的な表現は出来得る限り抑圧して、自然や事物に託して真情を吐露しようとする傾向があるという。古今集の和歌の場合、RNS の集合を $N : \{N_1, \dots, N_5\}$ 、RPS の集合を $P : \{P_1, \dots, P_5\}$ 、現実自然心理状況 (RNPS) の集合を $NP : \{NP_3, NP_4\}$ とすると、

Original State (OS) : $(N_1 \wedge (N_2 \wedge NP_3)) \rightarrow (NP_4 \wedge N_5)$

Understanding State (US) : $(P_1 \wedge (P_2 \wedge P_3)) \rightarrow (P_4 \wedge P_5)$

となる。OS の場合、条件節にも結節にも NP が含まれていて、これらが US の環境への道標の役割を果たしている。この和歌の隠喩の環境は、隠喩の理解において、定形的な二重の環境を設定している。しかし、 $N \rightarrow P$ において N をすべて RNS のみとすると P の US が極めて漠然としたものになる。従って、N の中に NP をいれて US への契機としたのである。US が規定されない例を引くと、「新古今集 卷十一 恋歌」に「しるべせよ 跡なき浪に こぐ舟の ゆくへもしらぬ 八重の潮風」がある。この OS は RNS と RNPS で構成され

ているが、RNPS が結語であること以外は不明瞭なために、そこから受けた印象のみで U S 環境を設定しなければならず、あとは感性の相違の問題となり、U S 環境が多様性に富むことになる。

RNS と RPS とを現実環境 (Real Environment) と呼称すれば、古今集の和歌は RNS と RPS の転換で理解できる。つまり現実環境の範囲で処理されるものである。これに対して芭蕉の「象潟や 雨に 西施が ねぶの花」という俳句の理解は、現実環境の範囲内で処理されるものではない。この俳句も自然に託して自己の情調を表現しようとするものである。古今集の和歌が（自然現象）→（人間的な事象）、つまり自然現象が“ある美女への恋情”の隠喩であるのに対し、芭蕉の俳句は〔象潟（自然の風景）〕の隠喩が〔雨に西施がねむる〕である。古今集の和歌が現実環境の設定のみで済むのに対し、芭蕉の俳句はその外にイメージ環境 (Imagery Environment) の設定を要請する。これらの環境設定の理解を記述すると次のようになる。

現実環境 ：象潟一带の風景は五月雨に霞んで見える。まして水面に映っている景色は漣に打ち消されてしまう。フトミルト近くに合歓の花が咲いている。合歓の花は細雨にしっとりと濡れそぼっている。

イメージ環境：蘇東坡の「飲湖上 初晴後雨」、楊載の「悼鄰妓」等の漢詩の連想から、象潟を西湖になぞらえれば、西施の面影が浮かんでくる。象潟は西施が半ば目を閉じて眠っている優婉な寝姿を彷彿させるものである。

2 イメージ状況の設定

現実環境 (Real Environment) は現実自然状況 (RNS) と現実心理状況 (RPS) から構成される。またイメージ環境 (Imagery Environment) は普遍的イメージ状況 (General Imagery Situation : GIS) および特殊イメージ状況 (Specific Imagery Situation : SIS) からなる。現実環境は時間的推移とともに変化する。この推移を芭蕉の象潟への紀行から辿ってみると次のとおりになる。

[6月16日]:吹浦から象潟へと出発する(A)。鳥海山が五月雨にモウロウとして煙って見える(B)。雨脚が俄に激しくなったので濡れ鼠になりながら舟小屋に雨宿りをする(C)。小雨になったので塩越の知人宅へと急ぐ(D)。昼頃知人宅に着く(E)。……。夕暮れ時に象潟橋から象潟の雨暮景色を見る(H)。

[6月17日]:朝食後小雨について神宮皇后ゆかりの御陵と伝えられる干満珠寺を訪ねる(I)。この寺の方丈に座って簾を巻き上げて象潟の景色を一望の下に見渡す(J)。……。昼には雨がやんで日が照ったので夕食後象潟に舟を出す(Q)。能因法師が3年間閑居したという能因島に上がりその跡を訪う(R)。その対岸にある西行法師が歌に詠んだという桜の老木を見る(S)。

[6月18日]:往路を辿って酒田に帰る(T)。

(A)~(S)が16日、17日の芭蕉(曾良を含む)の現実環境の経験的推移である。この経験をイメージ的に辿ってみると、これは普遍的イメージ状況 (GIS) であるといえる。つまり象潟を訪ねて諸名所を見物したものが感得するイメージ環境である。しかし、風雅に撤し過去の心友・心師との交流に魂を傾注する場合、全般的な現実環境及び普遍的なイメージ状況の幾つかの切点において、特殊なイメージ状況 (SIS) が生起する。具体的に指摘すると、切点(H)、切点(I)、および切点(J)の現実環境は、[S I S₁:……雨奇晴好の句を暗じ得て暗中模索して西湖を識る:策源] を起発しその原点には [S I S₂:……晴偏へに好山色空漠として雨もまた奇なり:蘇東坡] のイメージ環境の存在を見る。切点(I)の天下の美観を一望の下に収める行動様式としては [S I S₃:……香炉峰の雪は簾をかかけて見る:白樂天] のイメージ環境を想起する。

切点(C)および切点(R)においては [S I S₄:……象潟の蟹の苦屋を我が宿にして:能因] という象潟の四季の景観と裏合わせになった骨身にしみこむような労苦と孤独のイメージ環境が指摘できる。また切点(S)では [S I S₅:象潟の桜は湖に散りにけり花の上こぐ・・:伝西行]:があり、華やかな象潟の春の変化のイメージ環境が理解できる。

3 現実環境とイメージ環境との融合性

かくして現実環境とイメージ環境の真只中において、象潟の総合的な印象の形成が進行して、総合イメージ環境 (IIE) が生成する。総合イメージ環境とは GIS と SIS との統合である。この場合 [総合イメージ環境：象潟の景色は松島と現実環境において類似している／しかしイメージ環境は、相異なっている／松島を例えれば華やかな美人が晴れやかに微笑んでいるようだ／象潟は憂愁の深い美人に例えられる／その面影は寂しく悲哀に打ち沈んでいるようだ／その風趣は魂の奥底をゆさぶってやまない／] ということになる。

芭蕉の俳句に関して、現実環境、イメージ環境、総合イメージ環境から最大公約数的に語句を精選すると、[象潟] [晴雨] [西施] [寂寞] [美人] 等が挙げられる。[西湖] → [美人] ∧ [寂寞] → [西施] となる。[西施] → [晴] ∨ [雨] → [雨] となる。かくして最終的に [象潟] [西施] [雨] が主要語句として残る。芭蕉の俳句のこの初案は「象潟の 雨や 西施が ねむの花」であった。現実環境において、合歓の樹が象潟の湖畔にあり花をつけていたか否かは疑問である。しかし、イメージ環境において [西施] ∧ [美景] → [花] であり、[西施] ∧ [手弱女] → [ねむる] ならば、この [花] が [眠りの花] → [合歓の花] となる公算は多い。最後に残った語句が [象潟] [西施] [雨] [ねむの花] となれば、芭蕉が初案の俳句を詠む蓋然性は極めて大であるといえる。

さらにいうならば [象潟] [雨] が RNS であり、[ねむの花] が [眠る美人] : SIS と [合歓の花] : RNS と受け取れる。[西施] は SIS である。[象潟] ∧ [雨] は [象潟の雨] として結合する公算が大きい。また [ねむの花] ∧ [西施] は [眠る花] → [眠る美人] → [眠る西施] としてイメージが重合する。しかし、この段階までは RNS と SIS との結合が蕩揺状態にあるといえる。初案の芭蕉の俳句が平板であり、いわゆる趣がないのもこのためである。しかし、[[象潟] ∧ [雨]] は [ねむの花] が RNS と認知されつつ、その中に [西施] の SIS が拡大する時、時間、空間を超越した融合の世界が出現する。同時に [象潟] が分離されて、それのみで [象潟] の全情景を表現できると見切った時、融合が

加速されてこの俳句の基本的情調である場の拡大、つまり「嫋々として寂然とした美感」の世界の開示を見るに至る。いわば芭蕉の「わび」「さび」「しおり」の情感と周期的に同調して増幅する事態となる。この場合、融合場とは「芭蕉の芸術的感性」に求められるといえる。これを「融合イメージ環境：FIE」とすれば「融合イメージ環境：外に形るるの風情を寄せ／中に動くの露胆を謝す／最も幽玄というべし：東鑑」ということになる。このようにある意味では、夢幻的状况の下に「象潟や 雨に 西施が ねぶの花」の決定句が誕生したことになる。

4 実験的試行

これまでに隠喩の状況設定について記述してきた。それを大略にまとめると以下のとおりになる。現実自然状況と現実心理状況が設定されて現実環境となる。また、普遍的イメージ状況と特殊イメージ状況が設定されてイメージ環境となる。更に、現実環境とイメージ環境の統合から総合イメージ環境が指定される。SISの個人差に従って総合イメージ環境は相違する。総合イメージ環境の高次の融合場としては「芸術的感性」が求められ、それに同調する事態には融合イメージ環境の存在が示唆された。これらの概念規定は和歌、俳句の短詩の分析から招来したものである。当然のことながら、このような状況設定が普通に使用されている隠喩にも通用するか否かが当面の問題となる。この問題解決には平均的な人間を被験者としての簡単な隠喩文の理解の解析を必要とする。

分析の対象とする隠喩文は「蛇は獲物にむかって直進した」である。この文章を85名の学生に提示し、以下のように段階的に設問し回答を求めた。

- 問1. 下線の単語の中からこの文章の成立上重要と思う単語を二つ挙げよ。
- 問2. 選択した二つの単語が意味する属性を出来るだけ多く列挙せよ。
- 問3. 想起した単語のそれぞれの属性で反義的・対立的・相矛盾するものがあれば (A_1-A_2)、(B_1-B_2) のごとく対として示せ。
- 問4. 反義的・対立的・相矛盾する属性を同一文に含意しながら、何故に見したところそれを認知せずに素直に理解するのかその理由を示せ。

問5. 問4で生じた心的過程を出来るだけ忠実に想起し、その過程を詳細にトレースせよ。

注1. 問1の回答欄は（ - ）のみであり、一対の単語しか記入できないように作成した。

計算上の順列数は ${}_3P_2=6$ となる。

注2. 問3の回答欄は（ A_1-A_2 ）、（ B_1-B_2 ）の2対しか設定しなかった。

85名のデータの問1の重要語の順序対の出現数は〈蛇, 直進〉が67、つぎに〈蛇, 獲物〉が17、〈獲物, 直進〉が1であった。実際には計算上の順列数の半数が重要構成配列として選択されたわけだ。〈獲物, 蛇〉、〈直進, 蛇〉、〈直進, 獲物〉の順序対は出現しなかった。これは問1の設定形式にも関係するが、より基本的には主格、目的格、動詞格の格支配が順序対を左右することを示すものである。

〈蛇, 直進〉を順序対とした67の中から隠喩の理解度に従い、段階1～5を設定してそれぞれの段階別に1事例ずつを選び属性語、対立語、文章理解、隠喩理解に関して整理した。段階1～5を簡明に記述すると、以下のとおりになる。

段階1 属性語の想起不備・対立属性語の選択の不適切・文章理解ナシ。

段階2 対立属性語の対構成の焦点不鮮明・文章理解ナシ。

段階3 隠喩理解の不徹底。

段階4 隠喩の平凡な理解。

段階5 隠喩の本質的な理解。

属性語の想起不備・対立属性語の選択の不適切とは、想起した属性語が並列的・イメージ的な属性の羅列であったために、対構成が不完全なものを指す。

また、対立属性語の対構成の焦点不鮮明とは、対を二つに構成して何れの対の分析にも指向性を欠くものを指す。ここでいう“文章理解ナシ”とは問4に回答出来なかったものである。また、隠喩理解の不徹底とは[[蛇行しか出来ない][蛇が獲物にむかって直進した]]、つまり[[蛇は蛇行して進む動物である]→[その蛇が獲物に直進した]→[蛇の状態][直進とは]]を正確に把握せずに、

「蛇を動物に置き換えて、動物ならば獲物を捕るとき直進する」としたものである。また隠喩の平凡な理解とは、[[蛇は蛇行する] ∨ [全般的に見ると直進している]] という程度の理解である。つまり、隠喩文の二重的性格は把握し理解しているといえる。最後に隠喩の本質的理解とは、隠喩の二重性格の理解の上に、その対立の理由づけとして [[蛇の獲物を捕らえる時の真剣さ] ∧ [今にも獲物に飛び付こうとしている瞬間の状況]] を想定し、対立を一段と高い視点から統合している。

5 データからの段階的考察

データからの段階的考察を行う前に、データの整理法を記述しておく。[蛇][獲物][直進] はいずれも映像的な側面を強く意識した場合、観念表象・映像表象を生起する。従って個々の単語の属性語を想起させると、多様な品詞が出現する。これらの属性語を品詞別に整理しても現実・イメージという側面とは何らの関係もないので、ここでは分類・特徴; 行動; 印象・イメージ・連想的という三つの部門に大別した。分類・特徴部門は属性が現実にも所属する世界、または現実の特徴を表している場合である。例えば [蛇] では生物、動物、爬虫類、毒、長い、細い等である。次に行動の属性とは現実に見られる動きである。例えば [獲物] の場合、逃げる、怯える、食われる、隠れる、走る等である。最後に、印象・イメージ・連想的部門とは、実際には直接の関係はないのだが、第三者的観点から主観的に挙げられた属性である。例えば [直進] の場合、高速、遠い、ロケット、幾何的、盲滅法がある。

分類・特徴部門; 行動部門; 印象・イメージ・連想部門の個々の単語のすべての属性語の集合をそれぞれ A , B , C とする。

A 分類語・部分的特徴・形状的特徴・状態的特徴

[蛇] の場合、分類語とは生物、動物、爬虫類を指す。分類語集合を $A_1: \{a_{11}, a_{12}, \dots, a_{1h}\}$ とし、ある要素を a_{1x} , a_{1y} とする。部分的特徴とは個体の部分を示す属性であり、毒、鎌首、牙、鱗等である。部分的特徴の集合を、 $A_2: \{a_{21}, a_{22}, \dots, a_{2i}\}$ としてこの中のある要素を、 a_{2x} , a

$_2Y$ とする。また形状的特徴とは、長い、細い、足が無い等の属性であり、この場合を $A_3: \{a_{31}, a_{32}, \dots, a_{3j}\}$ とし、ある元を a_{3x}, a_{3y} とする。最後に状態的特徴として、くねくねしている、曲がっている、のたうつもの等の属性を挙げることが出来る。この集合を $A_4: \{a_{41}, a_{42}, \dots, a_{4k}\}$ とし、このある要素を a_{4x}, a_{4y} とする。

B 本来的行動・一般的行動

本来的行動とは、ある個体・事象に主に見られる活動・動きを指す。[獲物]の場合、この種の属性語は出現しない。[蛇]では、蛇行する、くねくね動く、丸呑みにする等である。この場合を $B_1: \{b_{11}, b_{12}, \dots, b_{1m}\}$ とし、この中のある要素を b_{1x}, b_{1y} とする。一般的行動とは、それ以外の相当数の他の個体・事象にも見られる活動・動きを指す。[獲物]の場合、逃げる、走る、捕まる等である。この一般的行動の集合を $B_2: \{b_{21}, b_{22}, \dots, b_{2n}\}$ とし、この中のある元を b_{2x}, b_{2y} とする。

C 印象的・イメージ的・連想的属性語

印象的とは、実際に見ているある個体・事象またはその映像を知覚して生起するイメージである。[直進]の場合、これは生起しないから[蛇]のものを挙げると、気味が悪い、ぬるぬるする、俊敏である等である。この場合を $C_1: \{c_{11}, c_{12}, \dots, c_{1p}\}$ として、その中にある要素を c_{1x}, c_{1y} とする。イメージ的属性とは、そのシンボルによって喚起された観念を指す。[直進]では、脇目も振らず、速い、安定している等である。イメージ的属性の集合を $C_2: \{c_{21}, c_{22}, \dots, c_{2q}\}$ とし、このある要素を c_{2x}, c_{2y} とする。最後に連想的になるが、これは、ある個体・事象が触発した連想対象を指す。[直進]の場合、ロケット、鉄砲玉、一本道等がある。この場合を $C_3: \{c_{31}, c_{32}, \dots, c_{3r}\}$ とし、このある要素を c_{3x}, c_{3y} とする。

段階1 属性語の想起不備・対立属性語の選択の不適切・文章理解ナシ

| S N o . D S — 14 |

[蛇]の属性語: $A_{11}, A_{21}, A_{32}, C_{11}$

[直進]の属性語: C_{13}, C_{32} (注: $A_{11}, A_{21} \dots$ の数字は出現

頻度。以下同じ)

属性語の順序対: $\langle a_1x, c_3x \rangle \langle c_1x, c_3y \rangle$

説明: 二つの順序対とも現実の状況を設定し得ないものである。

A_1 は記述性に乏しく、 C_3 は現実性に欠ける。二つの対からは対立さえも構成できず、文章理解には程遠いといえる。

段階 2 対立属性語の対構成の焦点不鮮明・文章理解ナシ

| S N o. K K—10 |

[蛇] の属性語: A_23, B_11, C_21

[直進] の属性語: A_11, B_21, C_22, C_31

属性語の順序対: $\langle b_1x, b_2x \rangle \langle C_2x, c_2x \rangle$

説明: $\langle C_2x, c_2x \rangle$ の対は、この限りにおいて対立が成立している。

しかし、 c_2x は C_2 としてはかなり唐突な属性語であり、 C_2x の対立語として案出された痕跡が濃厚である。この仮説をもって $\langle b_1x, b_2x \rangle$ の対構成を観察すると、 b_1x の対を意図的に作成した蓋然性は大きいといえる。恐らく、このための対構成の意図が明白にならず、いわば状況の現実性に欠ける印象を与えるものと考察する。

段階 3 隠喩理解の不徹底 | S N o. K K—16 |

[蛇] の属性語: A_12, A_31, B_11

[直進] の属性語: A_11, A_41

属性語の順序対: $\langle b_1x, a_4x \rangle$

説明: この順序対は意味的には対立しているが、 $\langle b_1x, a_4x \rangle \rightarrow \langle a_1x, b_2x \rangle$ と推移したために現実世界を拡大してしまった。この思考の推移は状況を曖昧にし、理解の不徹底を招来する結果となった。

段階 4 隠喩の平凡な理解 | S N o. K K—9 |

[蛇] の属性語: A_11, A_21, A_41, B_21

[直進] の属性語: A_11, A_41

属性語の順序対: $\langle A_4x, a_4x \rangle$

説明: この順序対は完全に反義的である。K K—9はある状況におい

て「蛇はくねくねしている」し、ある状況においては「蛇はくねらない」ことを明確に意識している。「蛇」の A_4 を A_4x 、「直進」の A_4 を A_4y とすると、 $A_4x \cap A_4y = \emptyset$ である。もし「蛇はくねくね進む」； P は T であり、「蛇は真直ぐに進む」； Q が F であるならば、 $P \wedge Q = F$ となり問題はない。 $P \wedge Q = T$ であり、かつ $A_4x \cap A_4y = \emptyset$ が成立することが問題なのである。KK—9はこの論理的矛盾を「全体として見ると」； R で結合しようとした。つまり $R \supseteq P \wedge Q$ であるとした。従って R では P と Q は結合するが融合は生起しない。かくしてKK—9は隠喩を結合的にしか理解できなかったし、その理解も平凡なものに止まったのである。

段階5 隠喩の本質的な理解 | SN o. RE—21 |

「蛇」の属性語： A_{11} , A_{21} , A_{31} , B_{11} , B_{21}

「直進」の属性語： A_{41}

属性語の順序対： $\langle b_{1x}, A_{4x} \rangle$ $\langle a_{3x}, a_{4x} \rangle$

説明： $\langle a_{3x}, a_{4x} \rangle$ は対立を構成しているとはいえないが $\langle b_{1x}, A_{4x} \rangle$ は反義的である。RE—21は「蛇」の状況に力点をおいて意味理解に努めている。「獲物を狙って」は、明らかに「蛇が空腹であり生存の必要からの真剣さ」という含意がある。また「空腹な蛇」 $\cap$ 「満腹な蛇」 $= \emptyset$ である。しかし「空腹な蛇」が「今、真剣に獲物に襲いかかろうとしている」ことは状況的に納得できる。従って、「満腹な蛇はくねくね進む」； P は T であり、「空腹な蛇が獲物に真直ぐに進む」； Q も T であるといえる。かくして、この場合、 $P \wedge Q = T$ である。RE—21は「蛇」を時相を異にした状況で理解しようとした。つまりRE—21は時相を超越して表層的には対立・矛盾した意味を融合的に理解したといえる。言い換えるならば、RE—21は隠喩を本質的に理解したのである。

(注：属性語の順序対において、 A , a , B , b のように大文字と小文字を使用した。単語の相違で使い分けただけで同一文字は種類が同じ属性である

ことを表示している。)

以上で段階1～5までの考察を一応終えたことになる。しかし、この考察は〈蛇, 直進〉: 〈主格, 動詞格〉の分析であり、〈蛇, 獲物〉: 〈主格, 目的格〉の場合でもこのとおりになるか否かは疑問である。従って、次に〈蛇, 獲物〉に関して考察を進める。

段階1 属性語の想起不備・対立属性語の選択の不適切・文章理解ナシ

| S N o. D S—7 |

[蛇] の属性語: A_11 , A_24

[獲物] の属性語: A_13 , C_32

属性語の順序対: $\langle a_2x, a_1x \rangle$ $\langle a_2y, a_1y \rangle$

説明: D S—7の二つの順序対は分類的には同一である。従って一つの対として考察する。 A_2 は A_1 と同様に記述性に乏しい。この対は[蛇][獲物]の性質に関して部分的な属性を個別に並記したにすぎない。故にこの対からは対立は構成できず、文章理解には程遠いといえる。しかし、D S—14に比較するとD S—7の属性語は全般的に現実世界における objects であるといえる。

段階2 対立属性語の対構成の焦点不鮮明・文章理解ナシ

| S N o. D K—1 |

[蛇] の属性語: B_11 , B_23 , C_11

[獲物] の属性語: B_21 , C_24

属性語の順序対: $\langle b_2x, c_2x \rangle$ $\langle b_2y, c_2y \rangle$

説明: D K—1の二つの対もD S—7のように考察する。 B_2 は一般的行動を指示し、この行動は指向性に欠けるものである。また C_2 はイメージ的・観念的な属性の集合である。従ってD K—1がいわば[蛇][獲物]を共通の世界に並置して、結合的な属性操作を意図しようとしているのは分かるのだが、このためにかえって意味対立が平板に流れた。対立語は反義的とはならず、対構成の焦点が不明瞭なものになってしまった。このD K—1の属性語はK K—10のものに比較し

てより現実的であり、より状況的であるといえる。

段階 3 隠喩理解の不徹底 | S N o. R E—10 |

[蛇] の属性語: $B_2 2$, $C_2 1$

[獲物] の属性語: $B_2 2$, $C_2 1$

属性語の順序対: $\langle B_2 x, b_2 x \rangle \langle B_2 y, b_2 y \rangle$

説明: R E—10の二つの順序対も D S—7, D K—1 のものと同様な処理をする。R E—10の対は、意味的には対立している。R E—10はこの対立を理解するために[蛇が直進する]のは[獲物]の存在を前提としこの関係から[蛇]と[獲物]は対立していると受け止める。これは、そのとおりに相違ないが、折角の属性語の分析が生かされずに元の世界に戻ったといえる。R E—10のこの理解は K K—16のものに類似しているといえる。かくして、この思考の推移は状況を元に戻して理解の不徹底を招くことになった。

これをまとめると主格、目的格を対とした場合、主格と目的格は相互に規制し合って平板な対立しか構成し得ず、その間に高次の緊張的な洞察的な理解は生起し得ないといえる。しかし、 $\langle$ 蛇, 獲物 $\rangle$ の順序対を選択した被験者の誰もが段階 4、5 の理解を示さなかった理由付けとして、それ以上に主張できることは、 $\langle$ 蛇, 獲物 $\rangle$ の順序対よりも $\langle$ 蛇, 直進 $\rangle$ の順序対のほうが、隠喩理解の為の反義的な属性語の対構成を形成しやすかったのではないかということである。つまり、[蛇]はそれ自体[くねくねする][くねくね動く][くねくねと進む]という属性を含蓄している。 $\langle$ 蛇, 直進 $\rangle$ の順序対においては[くねくね進む]と[直進する]が相対立する可能性が大きいといえる。即ち、 $\langle$ 蛇, 直進 $\rangle$ の順序対においては極めて自然に[くねくねと進む蛇]対[直進する蛇]の対立する観念・映像形成が生起する蓋然性が大であるといえよう。

6 結 び

認知科学における困難な課題は人間の概念体系を明らかにする試みである。就中、知識分析の問題で最も複雑で多面的な様相を呈するのが隠喩という表現

形式である。隠喩は特に詩歌に重用され、その意味的光彩を陸離とさせるものである。隠喩には多様の定義・解釈が存在し百人百様の受け止め方があるというのも事実である。この研究においては、日本の伝統的な短詩、和歌と俳句を当面の対象として隠喩の状況分析を試みた。その結果、現実自然状況と現実心理状況からなる現実環境と普遍的イメージ状況と特殊イメージ状況を構成要素とするイメージ環境が措定された。更に、これらの状況、環境から次々と総合イメージ環境と融合イメージ環境が導出された。問題はこれらの隠喩の理解が日常使用しているものに適用出来るか否かということである。このために簡単な隠喩文を用意して属性語の列挙、その意味的対立語の設定、対立語の理解程度と段階的に設問して、隠喩の理解を探索しようとした。この結果から、属性語の順序対の対立設定が重要であり、更に対立場面の現実状況とイメージ状況の融合的把握が隠喩理解の基本であるという結論に達した。

後記 この論文は1987年12月4日に機械振興会館の6階66号室で開催された人工知能学会第1回研究会のヒューマンインタフェースと認知モデル研究部会で発表した研究資料(SIG-HICG-8701)を一部改訂したものである。

ごみ処理有料化のごみ減量効果と住民意識への影響

——伊達市と倶知安町の事例——

亀 田 正 人

Waste Disposal Charges ; Their Effects and Influences upon Date and Kutchan

Masato Kameda

Abstract

This paper will investigate and compare Date and Kutchan Cities' new Household Waste Disposal Charges, and the reduction of waste output. It will also examine the program's influences upon the attitudes of the local population.

The results of this paper will show: 1. that the waste output was reduced by about 10%, 2. the number of the people that were against the project at first which were the majority, are now the minority, 3. the charges produced a positive attitude among the local population towards reducing waste by personal experience.

はじめに

近年、地球規模の環境問題に対処するため、さまざまな国際機関や各国政府内で「環境税」がにわかに検討されはじめている¹⁾²⁾³⁾。北欧諸国などではすでに環境税の一種である炭素税を導入している⁴⁾。その内容については実にさまざまに考案されているが、「環境税」に限らず一般に「経済的手段」が直接規制とならんで環境問題への対処に有効であるという考え方は従来からあり、最近急速に広まっている⁵⁾。「経済的手段」とはこの場合、個人あるいは企業の活動を環境保全にとって好ましいと社会が認める方向に誘導したり、好まし

くないものを抑制するために、経済的インセンティブを与える手法である。直接規制をすべて代替することはできないが、直接規制と組み合わせるなら効率的で波及効果の大きい政策手法と考えられている。課徴金、補助金、デポジット制度、いわゆる「エコ・ライト」構想などがこれにあたる⁶⁾。

しかし、「経済的手段」がよいことづくめであるとは到底言えない。どのような「経済的手段」にも次のような問題が存在する。①本当に環境負荷を抑制しうるか、②たとえ環境負荷を抑制しえたとしても、納税者にはもっぱら負担としてとらえられ、環境へのより積極的な配慮へとつながらないのではないか。③そもそも導入が人々に支持されるか。(正当性、負担構造、収入の使途などの問題。)

ところで近年、家庭や事業所から排出される一般廃棄物（以下「ごみ」と呼ぶ）の増大に対処するため、排出量に応じてごみ処理手数料を徴収する、いわゆる「ごみ処理有料制」を導入する地方自治体がふえている⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾。この制度は、「環境税」などと比べればその影響は決して広範囲とは言えないが、それでもやはり「経済的手段」の一種にはちがいない。住民にごみ排出量を減らすような経済的インセンティブを与えることで、ごみによる環境負荷を減らす手法だからである。そのうえ、導入決定、収入の使途、賦課される対象、負担者と、どれをとっても個々の住民にとって非常に身近であるという点で、「環境税」などにはない密着性がある。しかも最近ではごみ量の急激な増加を背景に、この制度の有効性に期待する声が高まっている¹²⁾¹³⁾。

すでにこの制度を導入した自治体の実際の経験は、この制度を含めたさまざまな「経済的手段」の是非や内容を考えるうえで、貴重な参考資料を提供するのではないか。そのような見込みから筆者は、ともに3年ほど前にごみ処理有料制を導入した北海道の伊達市と倶知安町をとりあげ、その実際に関係者への聞き取り調査、関係資料の調査および住民へのアンケート調査を組み合わせ、調査した。本稿はその結果を報告し、若干の考察を加えるものである。

基本的観点はさきに「経済的手段」一般について挙げた①、②および③である。すなわち、①ごみ処理有料制は本当にごみを減らす効果をもつか（第2章）

と、③ごみ処理有料制は住民に支持されるか（第3章A）を考察し、後者についてさらに、それがどのような要因によって左右されるかにも考察を加える（第3章B）。この第3章の考察は同時に、②ごみ処理有料制が住民の間に単なる負担感ではなくごみ減量への積極的な意識と行動を引き起こすかということの考察にもなるはずでもある。なおそれらの前に基礎資料として上記両市／町におけるごみ処理有料制の概要を述べる（第1章）。

筆者の関心の中心は、ごみ処理有料化によって引き起こされる住民意識の変化が、ごみ問題にとどまらず広く他の環境問題への関心・取り組みにつながっていくかどうか、つまりごみ処理有料化の波及効果にある。環境保全に占めるごみ処理有料制の意義は、この波及効果をも視野に入れはじめて、全面的に明らかにしうるはずである。本稿はそのための予備的考察の位置を占める。

1 有料化の概要

A ごみ処理システムの現状

i しゅくみ

▼伊達市

伊達市は北海道の南西、噴火湾に面した、人口34,995人、世帯数12,078世帯（住民基本台帳、1990年3月31日現在）の都市である。農業と水産業を基幹産業としている。

一般廃棄物の処理業務は市の清掃センターが行っている。清掃センターは、焼却処理施設と破碎処理施設とから成る中間処理施設と、最終処分場を運営している。焼却処理施設の処理能力は36t/日、破碎処理施設の処理能力は15t/日である。収集・運搬の方式は表—1のとおりである。中間処理できないごみは直接最終処分場に搬入されて最終処分（埋め立て）される。中間処理できるものはいったん中間処理施設に搬入されて焼却されるか破碎され、焼却灰と破碎残渣が最終処分場に搬入されて埋め立てられる。

表－１ 収集・運搬の方式 伊達市

廃棄物の種類		収集・搬入 主 体	収 集 回 数	搬入先	収集量 (単位: t 1990=平成2年度)
可 燃 ご み		市直営収集	1～5回/週	清 掃	5,100
不 燃 ご み		市直営収集	1回/週		1,125
不 燃 ご み		市委託収集	30日/年		40
粗 大 ご み		市直営収集	申 込 制		82
粗 大 ご み		排出者搬入		セ ン	117
事 業 系	可燃	許可業者収集	1～7回/週	タ ー	918
一般廃棄物	不燃	許可業者収集	1回/月		28
事 業 系	可燃	排出者搬入			708
一般廃棄物	不燃	排出者搬入			209
不 燃 ご み		市直営収集		最 終 処分場	40
不 燃 ご み		排出者搬入			3,957
粗 大 ご み		市直営収集			1
粗 大 ご み		排出者搬入			3
生 活 排 水 汚 泥		許可業者搬入			300
生 活 排 水 汚 泥		排出者搬入			258
産 業 廃 棄 物		排出者搬入			147
計					13,033

*資料：伊達市市民部『平成3年度清掃事業概要』

ごみ処理の手数料が徴収されている。この手数料は、一般家庭にも事業所にも区別なく適用される。ただし生活保護世帯は無料である。各家庭・事業所について一定量まで無料でそれを超えるものだけ有料というのではなく、すべてのごみが有料である。住民はごみ（可燃および不燃）を出す際に、容器に市の発行する「ごみ処理券」を貼付して出すか、あるいは「ごみ処理券」があらかじめ印刷されている専用のポリ袋に入れて出さなければならない。「ごみ処理券」と「ごみ処理券」つきごみ袋は市内の82軒の商店に市が委託して販売させ

ている。住民はこれらを買うというかたちで、ごみの排出量に比例した手数料を支払うわけである。なお、ごみの排出者が自身でごみを清掃センターに持ち込む場合には、その量に応じた手数料を現金で支払う。

市が収集・運搬・処理する場合の手数料は、容量40ℓ（10kgに相当すると想定されている）ごとに60円である。（専用袋は40ℓ用60円のもの20ℓ用30円のものがある。粗大ごみは一律1個60円。）排出者が清掃センターに搬入し、市が処理だけする場合の手数料は、重量100kgまでは370円で、それを超えたときには10kgごとに37円を加える。自己搬入の場合、市収集の場合よりも収集・運搬費用の分（38％）だけ手数料が割り引かれているわけである。

なお、徴収された手数料はもっぱら清掃センター予算の収入となる。

▼倶知安町

倶知安町は北海道の南西、ニセコ山系に位置する、人口17,735人、世帯数6,760世帯（住民基本台帳、1990年3月31日現在）の町である。農業と、多くのスキー場を中心とする観光を基幹産業としている。

一般廃棄物の処理業務は、町の清掃センターが行っている。清掃センターは、焼却処理施設と破砕処理施設とから成る中間処理施設と、最終処分場を運営している。焼却処理施設の処理能力は30t/日、破砕処理施設の処理能力は15t/日である。収集・運搬（可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回、粗大ごみは年3回）は民間業者に委託している。ごみは直接最終処分場に搬入されて埋め立てられるか、いったん中間処理施設に搬入されて焼却または破砕された後、最終処理場に搬入されて埋め立てられる。

ごみ処理の手数料が徴収されている。徴収様式は表—2のとおりである。

表－２ ごみ処理手数料の徴収様式 倶知安町

手数料の種類	取 扱 の 区 分	基 礎 単 位	金 額
一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料	収集時に一般廃棄物を収集・運搬・処分するとき (証紙方式)	40ℓ または18kg	80円
	事業活動に伴う多量の一般廃棄物を収集・運搬・処分するとき (定額方式・後納) (13事業所)	1 回201～400ℓ または91～180kg 1 回401～800ℓ または181～360kg 1 回801ℓ 以上 または361kg 以上	800円 1,600円 3,000円
	一般家庭の廃棄物を自己搬入処分するとき (現金方式)	10kg につき	20円
	事業活動に伴う一般廃棄物を自己搬入処分するとき (後納方式, 現金方式) (96事業所)		
一 般 廃 棄 物 処 分 手 数 料	一般廃棄物業者が一般廃棄物を搬入処分するとき (後納方式)		
	粗大ごみを年3回収集・運搬・処分するとき		無 料

*証紙があらかじめ印刷されている専用のポリ袋は、可燃ごみ用として40ℓ用80円、20ℓ用40円、10ℓ用20円の3種類、不燃ごみ用として40ℓ用80円、20ℓ用40円の2種類用意されている。

*資料：倶知安町『倶知安町一般廃棄物処理業務資料』（1990年11月）

各家庭（生活保護世帯をのぞく）と、特別の契約を町と結んでいない事業所

は、ごみを清掃センターまで自分で運んで処分してもらうか、収集日にごみを出す際に証紙があらかじめ印刷されている専用のポリ袋に入れて出さなければならない。この袋は町内52軒の商店に町が委託して販売させている。住民はこれを買うというかたちで、ごみの排出量に比例した手数料を支払うわけである。一定量まで無料というのではなく、すべてのごみが有料である。

「処理手数料」と「処分手数料」との違いは、後者が収集と運搬を含まない点にあるが、それによる割引率は最高55%である。(表—2中の「証紙方式」と「現金方式」との比較。)

なお、徴収された手数料はもっぱら清掃センター予算の収入となる。

ii 実績

▼伊達市

1990年度のごみ処理総量は、表—1の「収集量」欄に示したように、13,033tにのぼった。また、市資料によると(表—3A参照)、このごみを処理するのに要した費用は総額207,578,182円にのぼった。他方、費用を賄う収入は、その65.7%が市の一般会計からの繰り入れであり、ごみ処理手数料による収入は全体の33.1%を占めた。つまり住民は自らの排出するごみの処理費用のうち7割弱を租税のかたちで、3割強を手数料のかたちで負担していることになる。

表—3A ごみ処理量とごみ処理費用 1990年度 伊達市

		年実績	月平均	週平均	袋数	日平均
処理量	総量実績(t)	13,033	1,086	250	24,995	36
	1人当たり平均(kg)	372.4	31.0	7.1	0.7	1.0
	1世帯当たり平均(kg)	1,079.1	89.9	20.7	2.1	3.0
処理費用	総額実績(千円)	207,578	17,298	3,981	—	569
	1人当たり平均(円)	5,932	494	114	—	16
	1世帯当たり平均(円)	17,186	1,432	330	—	47
手数料	総額実績(千円)	68,685	5,724	1,317	1,954	188
	1人当たり平均(円)	1,963	164	38	0.6	5
	1世帯当たり平均(円)	5,687	474	109	1.8	16

*平均はすべて単純平均。したがって市の発表と異なる場合がある。

*「袋数」は、「週平均」を40ℓ用袋（10kg＝60円）に換算したもの。実際には現金で支払われるもの（自己搬入ごみ）がある。「処理費用総額実績」は起債償還費を除外した。

*資料：伊達市市民部『平成3年度清掃事業概要』

▼倶知安町

1990年度のごみ処理総量は、町資料によると、6,473tにのぼった。このごみを処理するのに要した費用は、総額117,745,000円にのぼった。他方、費用を賄う収入は、その64.0%が町の一般会計からの繰り入れであり、ごみ処理手数料による収入は、費用の28.7%を占めた。つまり住民は自らの排出するごみの処理費用のうち6割強を租税のかたちで、3割弱を手数料のかたちで負担していることになる。（表－3 B 参照）

表－3 B ごみ処理量とごみ処理費用 1990年度 倶知安町

		年実績	月平均	週平均	袋 数	日平均
処理量	総量実績 (t)	6,473	539	124	6,896	18
	1人当たり平均(kg)	365.0	30.4	7.0	0.4	1.0
	1世帯当たり平均(kg)	957.5	79.8	18.4	1.0	2.6
処理費用	総額実績(千円)	117,745	9,812	2,258	—	323
	1人当たり平均(円)	6,639	553	127	—	18
	1世帯当たり平均(円)	17,418	1,451	334	—	48
手数料	総量実績(千円)	33,831	2,819	649	8,110	93
	1人当たり平均(円)	1,908	159	37	0.5	5
	1世帯当たり平均(円)	5,005	417	96	1.2	14

*平均はすべて単純平均。したがって町の発表と異なる場合がある。

*「袋数」は、「週平均」を40ℓ用袋（18kg＝80円）換算したもの。実際には現金や後納で支払われるものが2割程度ある。「処理費用総額実績」は起債償還費を含まない。

*資料：倶知安町『倶知安町一般廃棄物処理業務資料』（1991年11月）

B 有料化の経緯

▼伊達市¹⁴⁾

現在のごみ処理システムは、「伊達市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(以下「条例」と略記)に基づいて運営されている。ごみ処理手数料制は1989年3月の条例改正によって導入され7月から実施された。

伊達市では従来すべてのごみをそのまま最終処分場に埋め立てていたが、最終処分場の収容可能年数が限られてきた。そこで1986年、中間処理施設を建設してごみの減容を図ることを柱とした「ごみ処理基本計画」が決定され、翌1987年から清掃センターを建設、1989年2月に稼働を開始した。

この間の1988年12月、市長が議会にごみ処理手数料制を内容とする条例改正案を提出した。内容は、1989年4月1日以降、市収集ごみは40ℓにつき70円、自己搬入ごみは100kgまで430円、それを超える10kgにつき43円の手数料を徴収するというものであった。提案理由は、①清掃センター稼働による財政負担増の一部(直接的処理費用の約9割)を賄う、②家庭系と事業系とのごみ区分を廃し、従量制によって公平な負担体系にする、③リサイクルとあいまって、従量制によりごみの減量が期待できる、の3点である。

この改正案はすぐに採決されず、文教民生常任委員会に付託され、その結果継続審議となった。継続審議となった背景には、提案からの時間が短く論議が十分尽くせないということのほか、住民の間はかなり大きな反対の声があがりはじめていたという事情があったと思われる。このときの議会にも、市民団体(3,945名)から反対の陳情が提出されている。その反対理由は、①手数料徴収は「税の二重負担」になること、②ごみ処理費用の節減は長期的・自発的なごみ減量運動の成果として行うべきこと、の2点である。その後反対署名は12,811名(有権者はおよそ24,000名)にのぼり、また農協、漁協などの経済団体からも反対の要望書が出された。

文教民生常任委員会内でも、①家計を圧迫する、②地方自治法第2条と第227条によれば、ごみ処理は自治体が租税で行うことになっている、③住民の多くが反対している、などの反対意見が出された。しかし委員会は結局、①手数料を40ℓにつき60円、自己搬入の場合100kgまで370円、それを超える10kgにつき37円とする、②施行を1989年7月からとする、という修正案を提出し、議

会は1989年3月、これを可決した。いわば賛成派が住民多数の反対を押し切るかたちで有料制をスタートさせたわけである。

その後市は、ごみ減量の受け皿づくりのため、1989年4月リサイクル運動推進事業助成金制度を発足させるなど、リサイクル活動の奨励に力を入れている。それに呼応して住民の間にも資源の集団回収運動の盛り上がりが見られ実績もあがってきている。紙類、金属類、びん類、布類合わせて、1989年度の回収総重量は764t、1990年度は1,288t（前年度比68.6%増）であった¹⁵⁾。これは1990年度のごみ処理量13,033tと回収量との合計14,321tの9.0%にあたる。また清掃センターが処理中に回収した鉄分804tを加えると、その割合は14.6%となる。

なかにはリサイクルを徹底してやり、その収益金でごみ袋を買うことにより、ごみ処理手数料を全く支出しなくてもすむようにした町内会もある。また市民団体などの呼びかけで市内の大型店では牛乳パックとトレーの回収を行っている¹⁶⁾。

▼倶知安町¹⁷⁾

倶知安町でごみ処理が有料化されたのは、1989年2月の「倶知安町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（以下「廃掃条例」と略記）の改正と「倶知安町収入証紙条例」（以下「証紙条例」と略記）の制定によってである。

倶知安町では従来、ごみはすべて最終処分場に埋め立てられていたが、最終処分場が限界に近づいてきたため、1984年から新しい最終処分場と中間処理施設の建設計画に着手した。中間処理施設は1988年12月に開設され、最終処分場は1991年11月に完成した。

中間処理施設建設中の1988年4月頃から、町ではごみ処理有料化を検討しはじめ、同年9月、町長が1989年4月からごみ処理を有料化するための廃掃条例の改正案を議会に提出した。この案は厚生文教常任委員会に付託されて継続審議となったが、同年12月、町長は案に不備な点があったため新たな案を提出、あわせて証紙条例の制定を提案した。これら2つの議案はその審議のために設けられた特別委員会に付託され継続審議となった。

この間、住民の間に有料化反対の声が高まり、2つの団体から陳情もなされた。議会内でも意見は激しく対立していた。陳情書や委員会の審議中に現れた反対理由は以下のとおりである。①家計を圧迫する、②地方自治の精神からいってごみ処理は自治体の責任、③「税の二重負担」、④新しいサービス抜きの受益者負担、⑤財政は黒字、⑥不法投棄がふえる、⑦自家処理による環境悪化のおそれ、⑧無料のままでの住民の意識・マナーの向上が大事、⑨住民の多くが反対している、など。

結局、特別委員会は2つの議案に、有料化実施を6月からにするなどの修正を加える案を可決、この報告を受けて議会は1989年2月、賛成派が反対派を押し切るかたちでこの修正案を可決した。

こうして同年6月からごみ処理手数料の徴収が始まったのであるが、住民の間には依然として不満が根強く残っていた。¹⁸⁾ 有料化から1年3か月を経た1990年8月末、住民の中から有料化の是非についてあらためて町民の直接投票で決しようと主張する人々が現れ、「町民投票条例制度を求める住民の会」を結成、地方自治法第74条に基づいて「倶知安町における一般廃棄物処理手数料徴収についての町民投票に関する条例」の制定を求める直接請求運動を展開した。法の定める1か月の間に有権者（約13,000名）の半数を超える7,747名の署名（有効署名は7,128名）を集め、条例制定を請求した。

町長は法に従って11月、制定を請求された条例案を、反対意見を付して議会に提案した。反対意見は、有料化が①ごみ減量に有効、②負担が公平、③財政負担増を緩和する、という利点をもち、今後の環境保全の観点からも先見性のある選択であることを強く訴えるものであった。議会はただちに総務常任委員会に付託することを決め、その審査報告を受けて12月20日、案を否決した。住民投票は実現されなかった。

その直後の1991年1月20日に行われた町長選挙は、有料制反対派からも候補者が出て、現職町長との間で有料制問題を主な争点として戦われた。その結果、反対派候補は3,400票しか得られず、6,200票余りを獲得した現職町長が当選した。これ以降、有料制への表立った反対運動は行われていない。

ところで、町では有料化直後からリサイクル運動を推進する方法を試行しはじめ、1990年5月から「資源の日」を実施している。これは、町内会などで従来から行っている廃品回収活動とは別に、毎月第1日曜日（「資源の日」）に住民に不要な紙類、びん類、空き缶、牛乳パック、鉄屑（将来発砲スチロールも予定）を出してもらい、町が回収するシステムである。その売却益は、清掃センターでの回収物の売却益とともに町の「社会福祉事業基金」として積み立てられている。従来から町内会などで行われている廃品回収活動と合わせて成果を上げている。

1990年度の「資源の日」の回収重量は57t、1991年度（3月分を除く）は98t（前年度比71.9%増）であった。後者は1991年度のごみ処理量（筆者推計；図—2 B参照）6,562tと回収量との合計6,660tの1.5%にあたる。1990年度についてみると、「資源の日」の回収量57tと町内会などの廃品回収量113tとの合計170tは、それとごみ処理量6,473tとの合計6,643tの2.6%にあたる。これに清掃センターが処理中に回収した量279tとの合計449tは、6.8%にあたる¹⁹⁾。

町ではさらにリサイクルを推進するため、回収資源を処理・保管する「リサイクルセンター」の建設を予定している²⁰⁾。このような行政の側からのリサイクル誘導に呼応して、1992年2月には町内会連合会が「資源リサイクル運動の町」宣言をしてリサイクルをさらに進める姿勢をみせている。また同じく3月に、有料化反対派の町議会議員5名がリサイクル推進を目的とする条例案を提出している（継続審議中）。有料化をめぐる激しい論議を経て、賛否両派ともにリサイクルに対する姿勢が積極的になったと言えよう。

2 有料化のごみ減量効果

A 減量実績

i ごみ減量実績

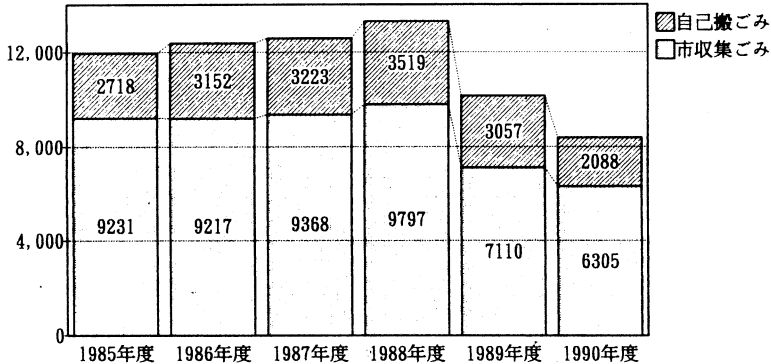
有料化に際しては、その利点としてごみの減量を促す効果があるということが主張されたが、有料化された後、実際にそのような効果が上がっているのだろうか。両市/町での有料化から3年ほどが経過した現時点で、限られた資

料を用いてではあるが、検証してみる。

▼伊達市

まず、市の発表している減量実績をみてみよう。(図—1 参照)

(単位：t.)



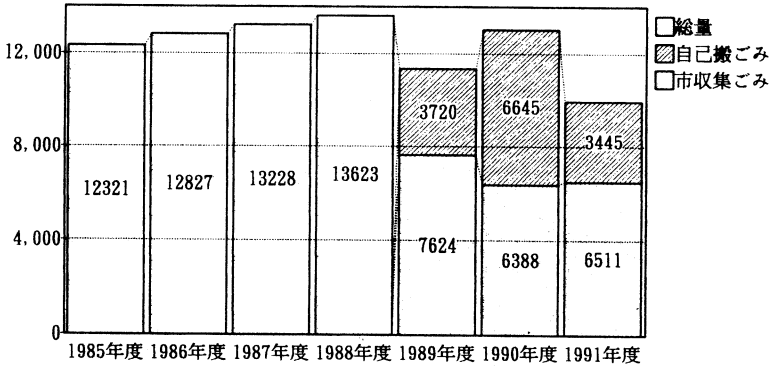
図—1 ごみ排出量の推移(生活ごみに限る) 伊達市

*資料：伊達市

これによると、例えば有料化前年の1988年度に比べて、有料化した1989年度では23.7%、翌1990年度では37.0%、ごみが減少している。また試みに1985—1988年度の平均と1989—1990年度の平均とを比べると26.0%減少している。どれをとっても目覚ましい減り方である⁹⁾¹²⁾。ただし、この比較には留保が必要である。すでに述べたように、伊達市では1988年度まですべてのごみを埋め立て処分しており、それにとまって、ごみの計量方法が現在のものと異なっていた。したがって比較には誤差がともなうことを考慮する必要がある。

しかもこの比較は「生活ごみ」についてのみみた場合のものである。実際には事業所から排出されるものを含めてすべてのごみが処理されなければならない。各家庭でのごみ減量努力の成果が大きいことは推定できるが、自治体全体のごみ減量はそれだけでできるわけではない。そこで次に、生活系と事業系を合わせた全ごみ量がどのように変化したかをみてみよう。(図—2 A 参照)

(単位：t.)



図－２Ａ ごみ排出量の推移 伊達市

*資料：伊達市市民部「平成２年度清掃事業概要」、同「平成３年度清掃事業概要」、伊達市清掃センター「塵芥受入月報」（1991年４月—1992年３月）

*「自己搬ごみ」には自動車道建設にともなう残土が含まれており、1990年度は特にこれが多かった。

1989—1991年度の平均は11,444tである。これを1988年度と比較すると16.0％の減少、また1985—1988年度の平均と比較すると12.0％の減少となる。さきの「生活ごみ」の場合と比較すると、事業系のごみの減少率が小さいことが分かるが、それを含めても、有料化は伊達市ではごみを減らす効果があったと推定できる。

最後に、最終処分されたごみ量の推移をみておこう。これは、最終処分場の使用可能年数に影響を与え、将来の最終処分場建設による財政面・環境面でのコストに影響を与える点で、重要な指標である。

1989—1991年度の平均は4,746tである。これを1988年度と比較すると65.2％の減少、また1985—1988年度の平均と比較すると63.0％の減少となる。1989—1991年度の平均減量率（最終処分重量／処理重量）は、焼却処理について83.8％、焼却を含めたすべてのごみについては58.5％である。

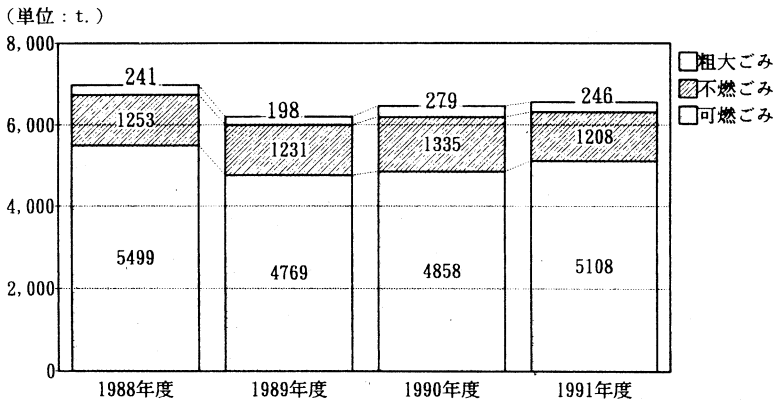
ただしこれらは重量比較であり、容量比較ではない。容量の資料はないが、焼却処理や破碎処理によって、容量の減少率は重量の減少率よりもずっと大き

いはずである。⁹⁾

有料化は、中間処理の導入とあいまって、最終処分量を大幅に減少させている。

▼倶知安町

町自身はごみの減量率を公表していないので、町の資料を用いて全ごみ排出量の推移を推計する（図－2 B 参照）。



図－2 B ごみ排出量の推移 倶知安町

* 資料：倶知安町「倶知安町一般廃棄物処理業務資料」（1991年11月）ほか。ただし、①1988年度分は資料のある12—3月分の実績と、1989および1990年度の季節変動とから推計した。②1988年度の粗大ごみは資料がないので1989—1991年度の平均をあてた。③1991年度（粗大ごみをのぞく）は資料のある4—10月分の実績と、1989および1990年度の季節変動とから推計した。

1989—1991年度の平均は6,411tである。これを1988年度の6,993tと比較すると、8.3%の減少である。推計部分が多いので精度は低いですが、倶知安町でもごみは減ったと推定しうる。（ただしごみ量が漸増する気配もある。これには大リゾート地をかかえた倶知安町への入り込み客の増加が関係しているかもしれないが、確定できない。）

同じく町の資料に基づいて最終処分量を推計すると、1989—1991年度の平均

(処理量に1990年度の減量率を乗じた)は1,272tとなる。これを1988年度の6,993tと比較すると、81.8%の減少である。伊達市と同様、減容率はこれより高いと推定しうる。(なお、この減少率が伊達市に比べて大幅に大きいのは、可燃ごみと不燃ごみとの比率の違いによるものと考えられる。伊達市では自動車道建設にともなう残土が大量に処分されている。)

倶知安町でも、有料化が中間処理の導入とあいまって、ごみの排出量と最終処分量を減少させたと推定しうる。

ii 費用節減実績

ごみの減量にともなって当然処理費用も節減されると考えられる。そこで、両市/町の場合、有料化によってどの程度の費用節減が行われているのかをみてみよう。とはいっても、両市/町の場合、有料化とほぼ同時にごみ処理の方法が変わったので、有料化前後の実際の費用を比較しても有料化による費用節減だけを抽出することができない。そこで、推計は次の要領で行う。

①比較は1988年度と1990年度(資料が最も揃っている)とを対象に行う。②1988年度も1989年度以降と同じ方法でごみ処理が行われていたと仮定する。③したがってごみ処理量単位あたり費用も1990年度のそれ(②より、起償償還費をのぞく)と同じと仮定する。④ゆえに、費用節減額＝(1988年度のごみ処理量－1990年度のごみ処理量)×1990年度のごみ処理量単位あたり費用、となる。⑤ただし、ごみ処理費用には固定的な費目が含まれるから、費用総額は処理量に比例して減少するわけではない。したがって以下の推計は費用削減を実際よりも大きく表すということに留意する必要がある。

▼伊達市

前項でのごみ処理量推計の結果を用いれば、

$$(13,623\text{t}-13,033\text{t})\times 207,578,182\text{円}/13,033\text{t}=9,397,002\text{円}$$

となる。これは1世帯当たり平均778円であり、手数料支出の13.7%、13.0袋分にあたる。

▼倶知安町

$(6,993\text{t}-6,473\text{t}) \times 117,745,000\text{円}/6,473\text{t}=9,458,891\text{円}$

となる。これは1世帯当たり平均1,399円であり、手数料支出の28.0%、17.5袋分にあたる。

ごみ処理を従来どおりすべて税収で賄っていればこれらの分は節減できなかったはずである。その意味では、住民の側からみて、租税負担（有料化後には手数料を含む）は有料化によって軽減されたと言うことができる。両市/町の場合、中間処理の開始を伴っていたので、ごみ処理手数料は家計支出の純増として現れたのであるが、従来からごみ処理法が変わらなかったと仮定すれば、そしてまた他の行政サービスに変わりがないと仮定すれば、有料化によって住民の平均家計支出は減ったはずである。実際にはその分、他の行政サービスの増加に振り向けられているとみなしうる。（もちろんこの「増加」の内容が「向上」であるかどうかは個々人の評価によって異なる。ここに有料化への住民の賛否を左右するひとつの要因がある。3—A—ii 参照。）

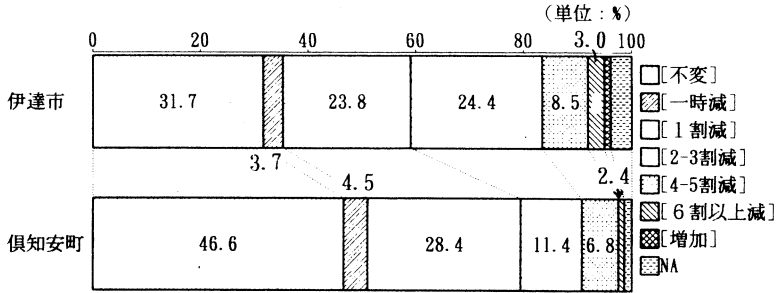
B 住民の減量感

i ごみ減量感

市/町全体のごみの客観的な減少もさることながら、住民が自分自身でどれくらいごみを減らしたと感じているか（以下「ごみ減量感」という）も、有料化への住民の評価や環境意識の広がりといった観点から、非常に重要である。そこで、住民のごみ減量感を、アンケート《10 ごみ減量感》を用いてみてみよう。（図—3 参照）（以下、[] はアンケートへの回答の略称。**資料**参照。）

伊達市では[不変]から[1割減]、[2-3割減]にウエイトがあるのに対し、倶知安町では[不変]から[1割減]にウエイトがある。倶知安町よりも伊達市の方が減量感が強い。これはさきにみた両市/町間の減量推計の違いと合致する。住民は全体として、市/町全体のごみの減少にほぼ照応する減量感をも

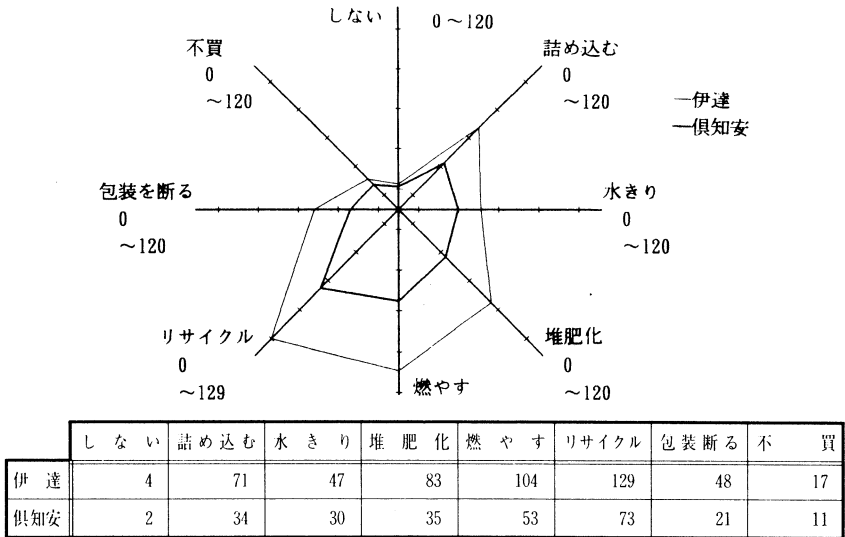
っていると言える。



図－3 住民のごみ減量感

ii ごみ減量方法

住民がどのような方法でごみ減量に努力しているかを、アンケートの《8減量方法》でみてみよう。(図－4 参照)



図－4 住民のごみ減量方法

* 複数回答の回答数。[不買]は[ごみ不買]+[もの不買]+[その他]

両市／町とも似通った傾向を示している。回答数の最も多いのが[リサイクル]、つづいて[燃やす]、[堆肥化]、[詰め込む]の順となっている。つづく[水きり]と[包装断る]とは両市／町で順序が逆になっているが、[不買]が最も少ない点は一致している。

現在のところ、減量の最有力な手段がリサイクルであることが分かる。これには、両市／町が有料化後リサイクルの奨励に力を入れはじめたことも影響しているものと思われる。

袋に詰め込むのもよく行われている。これは各家庭・事業所にとっては手数料支出の削減になるが、本当の意味でのごみの減量ではない。また自家焼却は住民・自治体双方の処理費用を削減するが、自治体の焼却よりも環境に対する負荷が大きくなり、有料化の本来の狙いに反する。とくにプラスチック、ビニール類を燃やす場合はそうである。住民の間でもこのことへの批判が多く、なかにはこれを理由に有料制に反対する人々もいる。不法投棄や近隣市町村への持ち出しとならんで、住民意識を高める工夫が必要である。とくにこれらの問題は有料化そのものが生み出した側面が強いから、有料制導入に際しては必ずその一部としてこれらへの対策が必要である。両市／町では不法投棄などには見回りをするなど地道な努力を行っているが、自家焼却による大気汚染にはこれといった対応策を見いだしていない。(他の自治体では不法投棄されたごみ袋を開いて投棄者を特定し注意するという対策をとっている所もある¹⁰⁾が、これはプライバシー保護の観点からみて非常に大きな問題をはらんでいる。)

過剰包装を断るという回答は相対的に少ないとはいえ、人数にして伊達市29.3%、倶知安町23.9%にのぼる。アンケートの自由記入欄でも製造・流通業者が過剰包装をやめるべきである、あるいは行政がそのように規制すべきだ、という声が多かった。また[ごみ不買]と[もの不買]は人数にして伊達市10.4%、倶知安町12.5%とまだ少ないが、有料化をきっかけにふえる傾向もみられる。(3-A-ii 参照。)これらは家庭にとって「出口」ではなく「入り口」でごみを減らす(発生させない)方法である。したがって大量現象になれば、現在的大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムの見直しへとつながる可能性を

もっている。今後この数がふえていくかどうか、有料化の波及効果（ごみ問題を越えた、より幅広い環境問題への）のひとつの目安になると思われる。

3 住民の態度

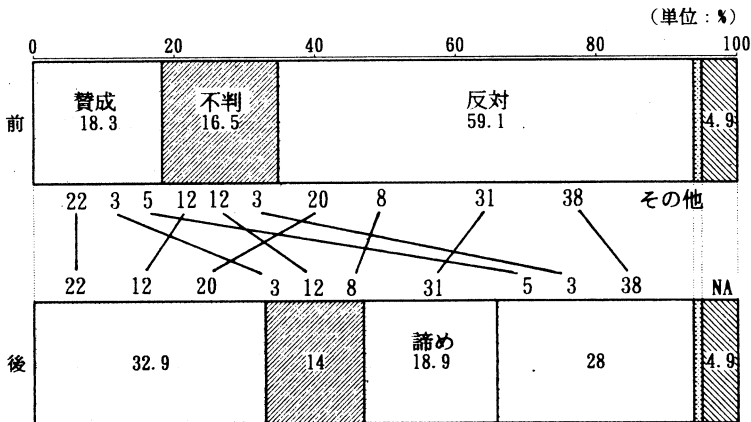
A 態度とその変化の特徴

i 有料化前後の賛否

さきに述べたように、有料制は住民多数の反対を押し切って導入されたが、それから現在までの約3年の間に、住民の有料制への態度には大きな変化がみられた。アンケートの《11 賛否》によってそれを追ってみよう。

▼伊達（図—5 A 参照）

〔反対〕が59.1%と過半数を占めていたのが、有料化後には〔諦め〕も含めて46.9%と、12.2ポイント減り、半数を割った。逆に〔賛成〕は18.3%から32.9%へと14.6ポイントふえた。その結果、〔賛成〕が〔反対〕を上回った。ただし、〔反対〕と〔諦め〕の合計を上回ってはいない。



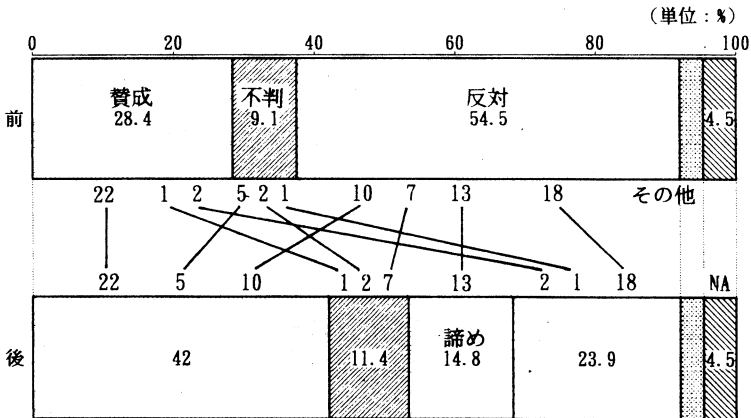
図—5 A 有料化前後の住民の賛否 伊達市

* グラフ外の数字は人数。線はそれぞれの人数の移動を表す。

〔反対〕の減少に大きく寄与しているのは、〔反対〕から〔賛成〕・〔不判〕への変化の大きさと、〔賛成〕・〔不判〕から〔反対〕への変化の小ささである。前者は〔反対〕の28.9%にのぼるのに対し、後者は〔賛成〕・〔不判〕の14.0%にすぎない。

また、〔不判〕の約半数は判断を留保しつづけているが、それと同数の人々が〔賛成〕に回っているのに対し、〔反対〕に回った人々は11.1%しかいない。

以上から、比較的多くの人々が有料化後の経験を通じて有料化を積極的に評価するようになったということが分かる。



図－５Ｂ 有料化前後の住民の賛否 倶知安町

＊グラフ外の数字は人数。線はそれぞれの人数の移動を表す。

▼倶知安（図－５Ｂ参照）

〔反対〕が54.5%と過半数を占めていたのが、有料化後には〔諦め〕も含めて38.7%と、15.8ポイント減り、半数を割った。逆に〔賛成〕は28.4%から42.0%へと13.6ポイントふえた。その結果、〔賛成〕は〔反対〕を上回り、〔反対〕と〔諦め〕の合計をも上回っている。

伊達と同様、〔賛成〕・〔不判〕から〔反対〕への変化に比べて、逆方向の変化の方が大きい。前者が9.1%に対し、後者が35.4%、そのうち〔反対〕から〔賛

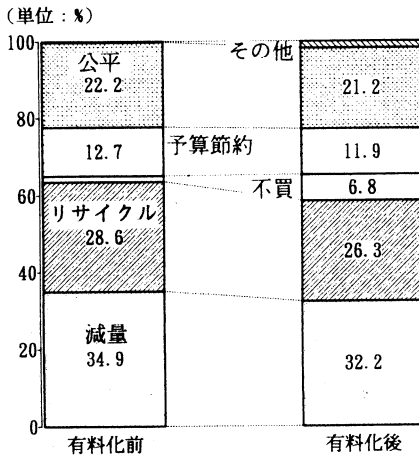
成]に変化した人だけでも20.8%に達する。[不判]では、過半が[賛成]に回り、[反対]に変わった人はごく少ない。

結果において伊達市よりも[賛成]が多く[反対]が少なくなったのは、有料化前においてすでに伊達市よりも[賛成]が多く[反対]が少なかったことによるところが大きい。

両市／町に共通する点は、①過半数を占めていた[反対]が減り、[諦め]を合わせても過半数を割ったこと、②[賛成]がふえて[反対]を上回ったこと、③しかし[賛成]が過半数を占めるには至っていないこと、である。

ii 有料化前後の賛否理由

▼伊達（図—6 A、図—7 A参照）



図—6 A 有料化前後の賛成理由

伊達市

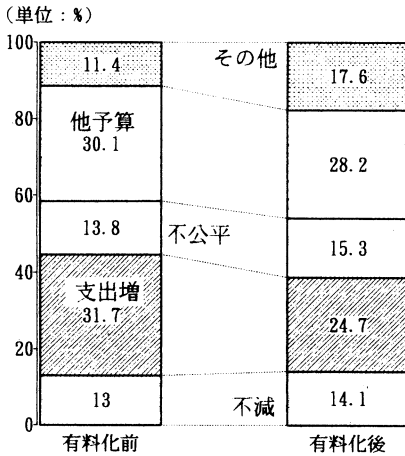
*複数回答の総回答数に対するパーセンテージ

有料化前の賛成理由は、[減量]、[リサイクル]、[公平]、[予算節約]の順に多く、有料化後も、順位、割合ともほとんど変わらない。[不買]は、有料化の前後を問わず絶対数は少ないが、急増している。

[減量]、[リサイクル]、[不買]は有料制の目的そのものであるごみの減量への価値づけを、また[公平]、[予算節約]は付随的な社会的変化への価値づけを示しているが、これら両方がともにふえている。

有料化前の反対理由は、[支出増]、[他予算]、[不公平]、[不減]、[その他]の順に多い。ただし[支出増]

と[他予算]とは僅差である。有料化後、他はほとんど変動がなかったが、



図－7 A 有料化前後の反対理由
伊達市

*複数回答の総回答数に対するパーセンテージ

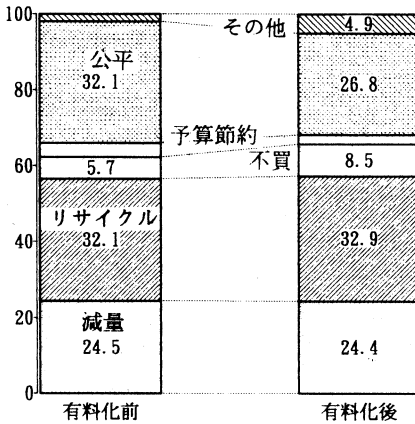
〔支出増〕だけは7.0ポイント減り、〔他予算〕よりも少なくなった。〔他予算〕はごみ処理問題だけでなく市政全般に対する不満を、〔不減〕は有料化の手段的有効性に対する疑問を、〔不公平〕は社会的・相対的な負担感を、それぞれ示していると考えられるのに対し、〔支出増〕は個人的・絶対的な負担感を示していると考えられる。これらすべてにわたって絶対数が減り、その結果として〔反対〕者全体の数が減ったのであるが、その最大部分は、〔支出増〕すなわち個人的・絶対的な負担感の減少によるものと言える。

▼倶知安（図－6 B、図－7 B 参照）

有料化前の賛成理由は、〔リサイクル〕と〔公平〕が最も多く、つづいて〔減量〕、そして〔不買〕と〔予算節約〕が僅かずつみられた。有料化後は〔公平〕の割合が小さくなったが、これは他に比べてふえ方が小さかっただけで、絶対数はふえている。〔不買〕は、有料化の前後を問わず絶対数は少ないが、急増している。

反対理由は、有料化前は〔予算〕、〔支出増〕、〔不減〕、〔不公平〕の順に多かった。有料化後、〔予算〕が5.0ポイント減り、〔支出増〕が7.4ポイント減った。他も絶対数が減ったので〔予算〕が1位なのは変わらなかったが、2位だった〔支出増〕は4位に落ちた。〔反対〕者の減少の最大要因は、町政全般に対する不満の減少と個人的な負担感の減少によるものと言える。

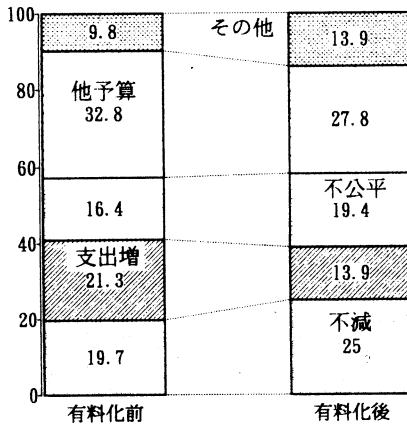
(単位：％)



図－６Ｂ 有料化前後の賛成理由
倶知安町

*複数回答の総回答数に対するパーセンテージ

(単位：％)



図－７Ｂ 有料化前後の反対理由
倶知安町

*複数回答の総回答数に対するパーセンテージ

両市／町に共通にみられる点は、反対者の減少の最大要因が、負担が予想したほど大きくないと感じる人がふえたことにあるという点である。しかし、このことをもって反対者の減少の原因は説明しえても、それらの人々の一部が単に諦めるにとどまらずより積極的に賛成に回るに至ったことの原因は説明しえない。後者はやはり、有料制のもとたすさまじき事柄への積極的な価値づけが多くの人々の内面に生じたということによって説明すべきであろう。

この点で特に示唆的なのが[不買]の急増である。有料化前にはあまり予想していなかった購買上の節約行動を高く評価して態度を[賛成]に変えたものと思われる。これはさきにみた減量方法における[不買]とともに、有料化の今後の波及効果(ごみ問題を越えた)を示唆する変化とみなすことができよう。

しかし増加したのは[不買]だけではない。すべての賛成理由がまんべんなくふえている。手数料のための支出増が絶対的に過大な負担に感じられさえしなければ、その負担に相対的な差異をつけることによって

ごみ減量を促すことに、むしろ積極的になる人が多いと言えよう。

B 態度とその変化の諸要因

前章で見た住民の態度の分散およびその変化は何によって規定されているのであろうか。要因は数多くあると思われるが、ここではそのなかでも個々の住民の態度に直接大きく影響を及ぼすと思われる4つの要因——(i)環境とごみ減量への関心、(ii)リサイクル参加、(iii)ごみ減量感、および(iv)手数料支出水準——をとりあげ、そのそれぞれについて影響の有無を検証する。(このほかに、導入時の賛成・反対運動への関わり方も個々の住民の態度に大きく影響すると想像される²¹⁾が、その検証はあまりに複雑な調査と考察を必要とするので今回は除外し、他日稿を改めて詳しく論じたい。)

上記の分散およびその変化は、言うまでもなく個々の住民の態度およびその変化の合成結果である。そこでここでは、上記の4つの要因のそれぞれについて、アンケートの回答別に住民をグループ分けし、それらの賛否比率（[賛成]：[反対]）を比較することによって、4要因の影響を検証することにする。

なお、アンケートの結果からみて、本節でとりあげる諸事項については、本節で述べる範囲内において、伊達市と倶知安町との間に基本的な相違はない。したがって以下では便宜上、伊達市と倶知安町とに分けて記述しない。両市／町の間に相違がある場合には、倶知安町について〈 〉を付して記述する。

i 環境とごみ減量への関心

有料化への態度を規定すると思われる諸要因のなかで最も内面的なものが、地球環境やごみ問題に対する関心のあり方である。アンケートの《14 環境問題への関心》および《15 ごみ減量への関心》への回答と《11 賛否》への回答との関連を検証してみよう。(表—4 A、表—4 B 参照)

表 4－A 環境・ごみ減量関心と有料化前後の賛否 伊達市（単位：％）

	環 境 問 題 へ の 関 心				ご み 減 量 へ の 関 心			
	非 常 に あ る		ま あ あ る		非 常 に あ る		ま あ あ る	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対	賛 成	反 対	賛 成	反 対
有料化前	23.4	58.5	16.7	66.7	23.9	59.7	9.7	65.8
有料化後	44.2	27.3	27.8	32.0	44.1	28.5	14.6	26.8
備 考	[反→諦]11.7		[反→諦]27.8		[反→諦]14.7		[反→諦]34.1	

*[あまりない] および [ない] はサンプルが少なすぎるので省略した。

表 4－B 環境・ごみ減量関心と有料化前後の賛否 倶知安町（単位：％）

	環 境 問 題 へ の 関 心				ご み 減 量 へ の 関 心			
	非 常 に あ る		ま あ あ る		非 常 に あ る		ま あ あ る	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対	賛 成	反 対	賛 成	反 対
有料化前	44.1	51.1	14.3	65.8	36.9	50.9	13.0	73.8
有料化後	62.7	30.2	14.3	17.2	54.4	21.1	17.3	34.7
備 考	[反→諦] 2.3		[反→諦]34.3		[反→諦]12.3		[反→諦]21.4	

*[あまりない] および [ない] はサンプルが少なすぎるので省略した。

伊達市についても倶知安町についても、また環境への関心についてもごみ減量への関心についても、次の7点を共通に指摘することができる。

①有料化前においては、[非常にある] 層でも [まあある] 層でも [賛成] よりも [反対] の方が多かった。②しかし、[非常にある] では [まあある] よりも賛否比率が高かった。③ [非常にある] と [まあある] との両方で賛否比率が高まった。④しかし、[非常にある] の方が [まあある] よりも賛否比率の高まり方が大きかった。⑤有料化後、[まあある] では相変わらず [賛成] よりも [反対] の方が多いが、[非常にある] では逆転が生じて [賛成] が [反対] よりも多くなっている。⑥ [諦め] た人は、[非常にある] よりも [まあある] で圧倒的に多い。⑦ [まあある] では [反対] に [諦め] を加えれば半数を超えるが、[非常にある] では [反対] に [諦め] を加えても [賛成] に

及ばない。

以上から、環境やごみの減量への関心が高い層ほど、有料化の前において、また有料化の後においてはなおさら、有料制に対して肯定的である傾向が強いと結論することができよう。(ただし、今回の調査では有料化前後での環境やごみの減量への関心の変化ではなく現在の関心だけを質問したので、関心の変化と賛否の変化との因果関係は明らかにしえない。)

ii リサイクル参加

リサイクル運動への参加は有料化への態度に影響を及ぼすであろうか。この点をアンケートの《13 リサイクル参加》と《11 賛否》とを用いてみてみよう。(表－5 A、表－5 B 参照)

リサイクルに積極的に「参加」している層と単に「協力」しているだけの層

表－5 A リサイクル参加と有料化前後の賛否 伊達市 (単位：%)

	参 加		協 力	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対
有 料 化 前	21.6	52.9	19.1	64.6
有 料 化 後	47.1	23.6(33.4)	30.3	33.3(55.5)
備 考	[反→賛]19.6 [反→諦] 9.8		[反→賛]10.1 [反→諦]22.2	

* [都合が悪い]、[する気がない] および無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。
有料化後の () 内は [反対] と [諦め] の合計。

表－5 B リサイクル参加と有料化前後の賛否 倶知安町 (単位：%)

	参 加		協 力	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対
有 料 化 前	50.0	44.5	15.2	67.5
有 料 化 後	69.5	13.9(22.2)	23.9	34.8(54.4)
備 考	[反→賛]16.7 [反→諦] 8.3		[反→賛] 8.7 [反→諦]19.6	

* [都合が悪い]、[する気がない] および無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。
有料化後の () 内は [反対] と [諦め] の合計。

とでは、有料化前における有料化への態度に大きな違いがある。〔参加〕層でも〔賛成〕が過半数を占めてはいなかったが、〔協力〕層に比べると賛否比率が3割〈5倍〉ほど高い。

リサイクルは有料化以前から町内会や子供会などによって行われていたから、現在の〔参加〕層には以前からの参加者がほぼすべて含まれていると考えられる。その人たちの場合には、従来からのリサイクル体験を通じて資源の有効活用の意義を内面化していたため、その促進につながる事が予想されるごみ有料化を高く評価する人が多かったと推測される。

しかし他方では、〔参加〕層には有料化後に初めてリサイクルに参加するようになった人も含まれていると考えられる。その人たちの場合にはむしろ、有料化に対する肯定的な評価がリサイクルへの参加を促したという関連が推測される。今回の調査では〔参加〕層を従来からの参加者と新規の参加者とに分類しなかったので、後者についてのリサイクル参加と有料制評価との因果関連までは確定できない。

有料化後には、どちらの層においても賛否比率が大幅に高まっている。しかしその幅は〔参加〕層の方が大きい。〔協力〕層では賛否比率がおよそ3倍になったのに対して、〔参加〕層ではおよそ5倍になった。また、〔賛成〕と〔反対〕＋〔諦め〕の比率をみると、〔協力〕層ではおよそ2倍になったのに対し、〔参加〕層ではおよそ3倍になっている。これは、同じ〔反対〕の減少でも、〔協力〕層では〔賛成〕にまわる人よりも〔諦め〕る人のほうが多かった（およそ2倍）のに対して、〔参加〕層では〔諦め〕る人よりも〔賛成〕にまわる人の方が多かった（およそ2倍）という違いによる。

この違いは、一部は有料化後のリサイクル参加の経験の有無からくるものと推測しうる。リサイクルへの参加を通じてごみがどれほど減量されうるかを実感した人に、有料制を高く評価するようになった人が多いと言える。

逆に、有料化後の、リサイクル以外の経験（例えば各家庭でのごみ減量実践など）から有料制を肯定的に評価するようになり、そこからリサイクルに参加するようになったというケースもあると思われる。その場合にはリサイクル参

加が有料制評価の変化のすべてを引き起こしたとは言えない。しかしその場合にも、現在の賛成の態度は、新規に参加するようになったリサイクルの経験からくる満足感によって支えられていると考えるのが妥当であろう。

以上にみたように、いくつかの留保を設けたうえで、リサイクル参加は有料制への住民の態度を規定し変化させる要因の一つであると言えよう。

iii ごみ減量感

ごみを減らすことができるという予想あるいはできたという実感は、有料化への態度に影響を与えるであろうか。この点を、アンケートの《10 減量感》と《11 賛否》を用いてみてみよう。(表－6 A、表－6 B参照)

表－6 A 減量感と有料化前後の賛否 伊達市 (単位：%)

	不 変		1 割 減		2-3 割 減		4-5 割 減	
	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
有 料 化 前	17.7	60.8	28.2	58.9	21.0	63.3	0.0	78.6
有 料 化 後	23.5	31.5	30.8	35.9	42.2	28.9	50.0	28.6
[反対] + [諦め]		55.0		56.4		50.0		42.9

* [一時減]、[6割以上減]、[増加]、無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。[4-5割減] はサンプルが少ないので精度が低い。

表－6 B 減量感と有料化前後の賛否 倶知安町 (単位：%)

	不 変		1 割 減		2-3 割 減		4-5 割 減	
	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
有 料 化 前	27.0	56.7	24.0	60.0	30.0	60.0	66.7	33.4
有 料 化 後	29.7	37.8	64.0	8.0	50.0	10.0	66.7	16.7
[反対] + [諦め]		48.6		28.0		40.0		16.7

* [一時減]、[6割以上減]、[増加]、無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。[4-5割減] はサンプルが少ないので精度が低い。

有料化前の賛否比率は、有料化後にごみ減量がどの程度行われることになる

かとは比例関係をもたない。それに対し、有料化後の賛否比率は、減量の実感に大きく左右されている。どの層でも〔賛成〕がふえ〔反対〕が減っていることに違いはないが、その増減率には大きな差がある。その結果、賛否比率や〔賛成〕対〔反対〕＋〔諦め〕の比率が、減量感の大きい層ほど高くなっている〔不変〕とその他とでは後者の方が圧倒的に大きくなっている。

ごみの減量に努力してみずから成果を実感すればするほど、またそれによって手数料負担を小さくすることに成功すればするほど、一方ではごみ減量という有料化の目的を大きく意識し、他方で手数料負担という有料化のデメリットを小さく意識するようになると言えよう。この両者があいまって、ごみ減量への積極的な意識と行動を住民の間に引き起こすと同時に、それを促進する有料化そのものへの評価も高くなると考えられる。

iv 手数料支出水準

手数料支出の負担感が当初の予想ほど大きくないと感じることによって多くの人が反対の態度を変えたという推測はすでに述べた。このことを、個々の住民のレベルで再検証しよう。

ところで、ごみ処理手数料の支出は各家庭でどれくらいの額にのぼるだろうか。アンケートの《7 袋数》の回答によってまとめると、表－7 A および表－7 B に示すとおりである。

表－7 A 各家庭の手数料負担 伊達市

	1 袋未満	1－2 袋	3－4 袋	5－6 袋
手数料換算	60円未満	60－120円	180－240円	300－360円
回 答 数	64	75	17	5
%	39.0	45.7	10.4	3.0

* [7-8袋]、[9袋以上] および無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。[5-6袋] は回答数が少ないので精度が低い。

表－７Ｂ 各家庭の手数料負担 倶知安町

	1 袋未満	1－2 袋	3－4 袋	5－6 袋
手数料換算	80円未満	80－160円	240－320円	400－480円
回 答 数	22	31	30	3
%	25.0	35.2	34.1	3.4

* [7-8袋]、[9袋以上] および無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。[5-6袋] は回答数が少ないので精度が低い。

このそれぞれの層が有料化に対してどのような態度をとっているか。アンケートの《7 袋数》と《11 賛否》を用いてみてみよう。(表－８Ａ、表－８Ｂ参照)

表－８Ａ 手数料負担と有料化前後の賛否 伊達市 (単位：%)

	1 袋 未 満		1 － 2 袋		3 － 4 袋	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対	賛 成	反 対
有 料 化 前	24.1	55.2	19.2	58.9	11.8	82.4
有 料 化 後	48.3	20.6(39.6)	28.8	28.8(49.3)	17.7	53.0(70.6)
備 考	[賛－賛] 19.0 [反－反] 15.5		[賛－賛] 13.7 [反－反] 23.3		[賛－賛] 5.9 [反－反] 47.1	

* [5-6袋]、[7-8袋]、[9袋以上] および無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。有料化後の()内は [反対] と [諦め] の合計。

表－８Ｂ 手数料負担と有料化前後の賛否 倶知安町 (単位：%)

	1 袋 未 満		1 － 2 袋		3 － 4 袋	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対	賛 成	反 対
有 料 化 前	45.5	50.0	30.0	53.3	13.7	69.0
有 料 化 後	68.2	13.6(22.7)	36.7	20.0(50.0)	27.6	41.3(48.2)
備 考	[賛－賛] 45.5 [反－反] 13.6		[賛－賛] 26.7 [反－反] 16.7		[賛－賛] 6.9 [反－反] 34.5	

* [5-6袋]、[7-8袋]、[9袋以上] および無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。有料化後の()内は [反対] と [諦め] の合計。

有料化前には、袋数が多く手数料支出が大きいと予想された層ほど〔賛成〕の比率が低く、〔反対〕の比率が高かった。（ただし、袋数は有料化後のものであり、各家庭によって減量率が異なるため、有料化前の袋数に正確には対応しない。）有料化後には、どの層でも10—15%（3—18%）の人々が〔賛成〕にまわり、20%弱（7-30%）の人が〔諦め〕るようになった。これは、〔反対〕の人のうち〔賛成〕または〔諦め〕にまわる人の割合が、手数料支出の小さい層ほど高く、大きい層ほど低いということをも意味する。一方、〔賛成〕から〔反対〕に変わる人はほとんどいなかった（0-3%）。その結果、〔反対〕に比べて〔賛成〕の比率が高まり、〔1-2袋〕の層では拮抗し（〔賛成〕が〔反対〕を上回り）、〔1袋未満〕の層では〔賛成〕が〔反対〕を大きく上回った。なお、〔反対〕に〔諦め〕を加えると、それを〔賛成〕が上回るのは〔1袋未満〕の層だけである。有料化前から現在まで〔反対〕しつづけている人の比率は袋数が多いほど高い。

以上から、有料化に対する各家庭の態度は、手数料負担（の予想）が大きければ大きいほど否定的であり、かつ固定的であることが明らかになった。経済的な要因が各家庭の態度に影響していることは明らかである。

とはいえ、経済的な負担感は、その絶対量によってではなく、所得と比べた場合の相対量によって規定されるのではないのだろうか。この点を検証するために、アンケートの《6 年取》の回答と《11 賛否》の回答との関係をみてみよう。（表—9 A、表—9 B参照）

・表—9 A 所得水準と有料化前後の賛否 伊達市（単位：％）

	200万円未満		200-500万円		500-800万円		800万円以上	
	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
有 料 化 前	12.5	62.6	19.1	60.2	25.5	63.8	15.3	61.5
有 料 化 後	18.8	25.1	27.0	39.7	36.2	31.8	26.9	34.6
〔反対〕+〔諦め〕		62.6		58.7		48.8		50.0
備 考	〔反-諦〕	37.5	〔反-諦〕	19.0	〔反-諦〕	17.0	〔反-諦〕	15.4
	〔反-賛〕	6.3	〔反-賛〕	15.9	〔反-賛〕	10.6	〔反-賛〕	15.4

*無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。

表－９Ｂ 所得水準と有料化前後の賛否 倶知安町（単位：％）

	200万円未満		200-500万円		500-800万円		800万円以上	
	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
有 料 化 前	37.5	50.0	27.8	61.1	21.5	64.2	54.5	36.4
有 料 化 後	37.5	12.5	47.3	27.8	32.2	25.0	72.7	27.3
[反対] + [諦め]		50.0		38.9		46.4		27.3
備 考	[反－諦]	37.5	[反－諦]	11.1	[反－諦]	21.4	[反－諦]	0.0
	[反－賛]	0.0	[反－賛]	16.7	[反－賛]	10.7	[反－賛]	9.1

*無回答は、サンプルが少なすぎるので省略した。

表から明らかなように、所得の高低と有料化への賛否との間には直線的な関係はない。一見したところ関連が抽出できそうに見える部分もあるが、伊達市と倶知安町に共通する関連は見いだせない。例外的に、表中備考欄の[反→諦]から、所得が低いほど[反対]から[諦め]に変わる人が多いように見える。しかしサンプルが少ないので精度が低い。

本項の考察から、有料化への態度およびその変化は、手数料支出の負担感に関連をもつが、その負担感は支出の絶対額と減少率（前項での考察から）に規定され、所得に占める比重には規定されない、と推定することができる。これは、「ごみのための支出」と考えるとその大きさに敏感になるが、かといってそれによって生活が圧迫されていると感じるほどではないという、少なからぬ住民の感覚の現れと解釈しうる。もちろん、だからといって[支出増]を理由に反対している人が現在でも人数にして全体の12.8％（5.7％）いることを無視してよいというわけではない。

む す び

本稿で伊達市と倶知安町のごみ処理有料化について明らかになったことは、以下のとおりである。

- ① 両市/町の間では、倶知安町の方が有料化前後とも賛否比率が高く、賛成理由として「リサイクル」を挙げた人が多いという違いはあるが、以下の諸点では非常に似通っている。
- ② 有料化にはごみを減らす効果がある。1割前後の排出を削減したと推定される。
- ③ 有料制は賛成者よりも反対者の方が多いなかで導入されたが、有料化後、反対者が大幅に減って賛成者がふえ、後者が前者を凌駕するに至った。ただし半数に達していない。
- ④ 住民の態度とその変化を規定する要因として、環境問題やごみ減量そのものへの関心の強さ、リサイクルへの参加経験の有無、有料化をきっかけとしたごみ減量努力の成功感、そして手数料支出の負担感を挙げることができる。
- ⑤ これら4要因のうち、少なくともごみ減量努力の成功感は有料化そのものが生み出した要因である。有料化はそれを通じて住民の間にごみ減量への積極的な意識と行動を引き起こし、そのことを通じてまたある程度、それ自身への支持をも創り出す。

以上の考察から、少なくとも現時点までの両市/町を見るかぎり、ごみ処理有料制は有効性と被受容可能性、そして意識喚起力をもった制度である可能性が高いと、ひとまずは推定しておくことができよう。

しかし問題がないわけではない。依然として反対しつづけていたり、一応諦めてはいるものの心の底では反対している住民が4割ないし5割近くにのぼっているという現実がある。

またこの制度は、環境負荷を軽減するという目的からみると、単独では完全にうまく機能せず、他の種々の施策との組み合わせを必要とすることも分

かった。その内容を提案するのは本稿の目的ではないし、両市/町ではすでにいくつか取り組んでいるので詳論は避け、他に譲ることにしたい²²⁾。ただ、本稿で得られた知見をふまえてひとつだけ指摘すれば、有料化をきっかけに住民の間にはたしかにごみ減量への積極的な意識と行動が生まれはじめているのだから、すでに足掛かりはできているということである。今後はその足掛かりを大切に広げていく仕組みを、あくまでも住民相互の協力、行政と住民との協力でつくりあげる取り組みが有効であろう。

ごみの減量は、いうまでもなく消費者としての住民だけが努力すればできるというものではない。また、住民にだけごみを減らす義務があるわけでもない。地方自治体はごみの処理を義務づけられているとはいえ、ごみの生産を規制する権限をほとんど与えられていない。消費の場面で排出されるごみは、生産と流通の場面で生み出される。したがってごみの減量は、ごみを大量に生み出す消費生活の見直しだけでなく、ごみの生産にまでさかのぼってメスを入れないかぎり十分なものにはなりえない。

しかしそのためには消費者であり生活者である住民からの圧力が必要である。この圧力は住民のごみへの関心が高まり、減量やリサイクルの実践の努力がなされ、その成果とともに限界が実感されればされるほど説得力をともなったものとなろう。またそれはみずからの大量消費生活の非合理性の見直しをともなえばともなうほど強く、また実体をともなったものとなろう。

そのような意味でごみ処理有料制は、個々人の生活から社会全体にまでおよぶ大きな、しかし地道でしかありえない変化を、まずは生活の場から引き起こすきっかけとなりうる、ひとつの「仕掛け」である。これが今後うまく機能しうるか、また人々に受け入れられ広まるか。今後さらに広く長い視野でその可能性を探っていく価値があろう。

謝 辞

本稿執筆のための調査、資料収集に快く協力して下さった伊達市、倶知安町、室蘭市、北海道、環境庁の関係者の皆さんに、またアンケート調査に応じて下さった伊達市と倶知安町の住民の皆さんに、心から感謝の意を表す。

資料

アンケート調査の結果

調査対象：伊達市民298人、倶知安町民193人

抽出方法：無作為抽出法（家族単位の回答を求めるため電話帳を用いた）

調査時期：1992年4月1日—15日

調査方法：郵送によるアンケート調査

有効回収数（率）：伊達市164人（55.0%）、倶知安町88人（45.6%）

〔 〕は本文中における略称。（ ）内の数字は特記しないかぎり回答者に占めるパーセンテージ。

	回答数	伊達市	倶知安町
《1》 あなたの年齢は？			
20歳未満		0(0.0)	0(0.0)
20歳代		3(1.8)	1(1.1)
30歳代		20(12.2)	19(21.6)
40歳代		36(22.0)	30(34.1)
50歳代		38(23.2)	19(21.6)
60歳代		36(22.0)	14(15.9)
70歳以上		31(18.9)	5(5.7)
《2》 あなたの性別は？			
女性		56(34.1)	30(34.1)
男性		107(65.2)	56(63.6)
NA		1(0.6)	2(2.3)
《3》 ご家族は、あなたを含めて何人ですか？			
1人		14(8.5)	7(8.0)
2人		61(37.2)	25(28.4)
3人		36(22.0)	15(17.0)
4人		27(16.5)	24(27.3)
5人		16(9.8)	9(10.2)
6人		9(5.5)	7(8.0)
NA		1(0.6)	1(1.1)
《4》 ご家族のなかで働いていらっしゃる方は何人ですか？			
いない		48(29.3)	9(10.2)
1人		56(34.1)	36(40.9)
2人		38(23.2)	31(35.2)
3人		18(11.0)	9(10.2)
4人		3(1.8)	2(2.3)
NA		1(0.6)	1(1.1)

ごみ処理有料化のごみ減量効果と住民意識への影響

《5》 働いていらっしゃる方の職業は？(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

農・林・漁業自営	10	5
工業自営	4	0
商業・サービス業自営	16	11
農・林・漁業被雇用者	7	0
工業被雇用者	14	7
商業・サービス業被雇用者	25	17
公務員	23	24
団体職員	15	11
その他	35	21

《6》 ご家族全体の年収はおよそどれくらいですか？

200万円未満 [200万円未満]	18(11.0)	9(10.2)
200万円以上500万円未満 [200-500万円]	68(41.5)	37(42.0)
500万円以上800万円未満 [500-800万円]	47(28.7)	29(33.0)
800万円以上 [800万円以上]	27(16.5)	12(13.6)
NA	4(2.4)	1(1.1)

《7》 あなたのご家庭では週に平均何袋(大きい袋に換算して)ごみを出しますか？

1袋未満 [1袋未満]	64(39.0)	22(25.0)
1-2袋 [1-2袋]	75(45.7)	31(35.2)
3-4袋 [3-4袋]	17(10.4)	30(34.1)
5-6袋 [5-6袋]	5(3.0)	3(3.4)
7-8袋 [7-8袋]	1(0.6)	0(0.0)
9袋以上 [9袋以上]	0(0.0)	2(2.3)
NA	2(1.2)	0(0.0)

《8》 あなたのご家庭ではごみを減らすためにどのような工夫をしていますか？(あてはまるものすべてに○をつけてください。)[パーセンテージは総回答数に対するもの]

特に何もしていない [しない]	4(0.8)	2(0.8)
袋にできるだけたくさん詰め込む [詰め込む]	71(14.1)	34(13.1)
生ごみの水分を切る [水きり]	47(9.3)	30(11.6)
生ごみを堆肥にする [堆肥化]	83(16.5)	35(13.5)
燃えるものは家庭で燃やす [燃やす]	104(20.7)	53(20.5)
古紙回収や集団回収などリサイクルに出す [リサイクル]	129(25.6)	73(28.2)
買い物のときに過剰包装を断る [包装断る]	48(9.5)	21(8.1)
ごみになりやすいものを買わない [ごみ不買]	11(2.2)	7(2.7)
なるべくものを買わない [もの不買]	5(1.0)	1(0.4)
その他 [その他]	1(0.2)	3(1.2)

《9》 ごみ処理が有料化されてから、ごみを減らす工夫を以前よりも熱心にやるようになりましたか？

以前も今も、特に何もしていない	12(7.3)	8(9.1)
以前も今も熱心だ	40(24.4)	19(21.6)
少し熱心になった	65(39.6)	41(46.6)
非常に熱心になった	39(23.8)	16(18.2)
有料化された当初は熱心になったが、今は元に戻った	7(4.3)	4(4.5)
その他	0(0.0)	0(0.0)
NA	1(0.6)	0(0.0)
《9A》「少し熱心になった」・「非常に熱心になった」・「有料化された当初は熱心になったが、今は元に戻った」とお答えになった方にお聞きます。熱心になった理由は何ですか？〔パーセンテージは該当者数に対するもの〕		
ごみ手数料の支出を節約しようと思ったから	24(21.6)	19(31.1)
ごみは減らした方がよいと思うようになったから	22(20.7)	19(31.1)
「ア」と「イ」の両方	58(54.1)	22(36.1)
その他	1(0.9)	0(0.0)
NA	6(2.7)	1(1.6)
《9B》「有料化された当初は熱心になったが、今は元に戻った」とお答えになった方に、重ねてお聞きます。元に戻った理由は何ですか？〔パーセンテージは総回答数に対するもの〕		
ごみを減らす作業がめんどうだから	2(20.0)	1(25.0)
努力の割にごみが減らないから	6(60.0)	1(25.0)
ごみ料金はそれほど大きな支出ではないから	1(10.0)	1(25.0)
その他	1(10.0)	1(25.0)
《10》ごみ処理が有料化されてから、あなたの家庭のごみの量は減りましたか？		
変わらなかった〔不変〕	52(31.7)	41(46.6)
一時は減ったが、元に戻った〔一時減〕	6(3.7)	4(4.5)
1割ほど減った〔1割減〕	39(23.8)	25(28.4)
2・3割減った〔2-3割減〕	40(24.4)	10(11.4)
4・5割減った〔4-5割減〕	14(8.5)	6(6.8)
6割以上減った〔6割以上減〕	5(3.0)	1(1.1)
ふえた〔増加〕	2(1.2)	0(0.0)
NA	6(3.7)	1(1.1)
《11》あなたはごみの有料化に賛成ですか、反対ですか？		
有料化する前もした後も賛成〔賛-賛〕	22(13.4)	22(25.0)
有料化する前は賛成だったが有料化した後反対になった〔賛→反〕	5(3.0)	2(2.3)
有料化する前は賛成だったが有料化した後はどちらとも言えない〔賛→不判〕	3(1.8)	1(1.1)
有料化する前は反対だったが有料化してからは賛成になった〔反→賛〕		

ごみ処理有料化のごみ減量効果と住民意識への影響

	20(12.2)	10(11.4)
有料化する前もした後も反対 [反-反]	38(23.2)	18(20.5)
有料化する前は反対だったがしてからはどちらとも言えない [反→不判]	8(4.9)	7(8.0)
有料化する前は反対だったが、してしまったものは仕方がない [反→諦]・[諦め]	31(18.9)	13(14.8)
有料化する前はどちらでもなかったが、有料化してからは賛成になった [不判→賛]	12(7.3)	5(5.7)
有料化する前はどちらでもなかったが、有料化してから反対になった [不判→反]	3(1.8)	1(1.1)
有料化する前もした後も、どちらとも言えない [不判-不判]	12(7.3)	2(2.3)
その他 [その他]	2(1.2)	3(3.4)
NA	8(4.9)	4(4.5)
《11A》 有料化に「反対だった」または「反対だ」([反対])と答えた方にお聞きます。その理由は何ですか？(あてはまるものすべてに○をつけてください。)[パーセンテージは総回答数に対するもの]		
有料化してもごみは減らないから [不減]	19(13.0)	13(18.8)
家計の支出がふえるから [支出増]	41(28.1)	14(20.3)
所得の多い者にも少ない者にも同じ料金を負担させるのは不公平だから [不公平]	22(15.1)	13(18.8)
市はむだな予算を削ってごみ処理予算にまわすべきだから [他予算]	43(29.5)	22(31.9)
その他 [その他]	21(14.4)	7(10.1)
《11B》 有料化に「賛成だった」または「賛成だ」([賛成])と答えた方にお聞きます。その理由は何ですか？(あてはまるものすべてに○をつけてください。)[パーセンテージは総回答数に対するもの]		
有料化によってごみが減るから [減量]	47(32.6)	21(24.7)
有料化をきっかけにリサイクルが進むから [リサイクル]	37(25.7)	29(34.1)
有料化をきっかけにむだな買い物をしなくなるから [不買]	9(6.3)	7(8.2)
市の予算が節約できるから [予算節約]	16(11.1)	2(2.4)
ごみの量に応じて費用を負担するのが公平だから [公平]	33(22.9)	22(25.9)
その他 [その他]	2(1.4)	4(4.7)
《12》 あなたの家庭ではごみを不法投棄したことがありますか？		
ない	139(84.8)	76(86.4)
有料化の前にはしたことがないが、有料化されてからはしたことがある	2(1.2)	3(3.4)

有料化以前にも以後にもしたことがある	5(3.0)	2(2.3)
他の市町村にもって行ったことはある	10(6.1)	4(4.5)
NA	8(4.9)	3(3.4)

《13》 リサイクル（集団資源回収など）に参加していますか？

積極的に参加している [参加]	53(32.3)	38(43.2)
回収に来たら協力している [協力]	104(63.4)	48(54.5)
都合が悪くて参加も協力もしていない [都合が悪い]	4(2.4)	1(1.1)
参加も協力もする気がない [する気がない]	1(0.6)	0(0.0)
NA	2(1.2)	1(1.1)

《13A》 「イ」または「ウ」と答えた方にお聞きます。今後、都合が許せばリサイクル（集団資源回収など）に参加しようとお考えですか？〔パーセンテージは該当者数に対するもの〕

参加したい	38(35.2)	21(41.2)
誘われたら参加してもよい	26(24.1)	11(21.6)
今のままでよい	30(27.8)	15(29.4)
都合が許さない	4(3.7)	1(1.0)
NA	10(9.3)	3(5.9)

《14》 近年、地球環境問題が話題となっていますが、あなたは関心をおもちですか？

非常に関心がある [非常にある]	80(48.8)	46(52.3)
まあ関心がある [まあある]	76(46.3)	36(40.9)
あまり関心がない [あまりない]	2(1.2)	3(3.4)
まったく関心がない [ない]	2(1.2)	0(0.0)
NA	4(2.4)	3(3.4)

《15》 あなたはごみを減らすことが必要だと思いますか？

非常にそう思う [非常にある]	113(68.9)	61(69.3)
まあそう思う [まあある]	45(27.4)	23(26.1)
あまりそう思わない [あまりない]	2(1.2)	0(0.0)
まったくそう思わない [ない]	0(0.0)	1(1.1)
NA	4(2.4)	3(3.4)

《16》 ごみを減らすにはどのような対策が必要だと思いますか？自由にお書きください。

〔回答省略〕

引用・参考文献

- 1) 日本経済新聞、1992.4.15
- 2) 日本経済新聞、1992.4.23
- 3) 環境庁：環境モニター・アンケート「環境保全活動への参加について」の調査結果について、1992.4.13
- 4) 日本経済新聞、1992.5.3
- 5) O E C D 環境委員会（著）・環境庁地球環境部（監修）・井村秀文（監訳解説）：地球環境のための市場経済改革—先進工業国の新環境政策—、ダイヤモンド社、1992
- 6) 大来佐武郎（監修）：講座「地球環境」第3巻 地球環境と経済、中央法規出版、1990
- 7) 日本経済新聞、1992.4.20
- 8) 北日本新聞社編集局：ごみに挑む、岩波書店、1992
- 9) ダイナックス都市環境研究所（編著）：改訂新版日本のごみ処理—資源化・美化・世界の清掃事情—、地域交流センター、1991
- 10) ごみはどこまで減らせるか（NHK「くらしのジャーナル」1992.6.3.放送）
- 11) 北海道衛生処理施設協議会：平成3年8月調査ごみ収集料金等実態調査表
- 12) 寄本勝美：ごみとりサイクル、岩波書店、1990
- 13) 北畠能房：IV廃棄物管理のための経済手段（所収：山本耕平（編著）：現代のごみ問題（経済編）、中央法規出版、1985）
- 14) 伊達市議会会議録その他
- 15) 伊達市まちづくり運動推進委員会・伊達市：平成3年度伊達市における資源リサイクル運動の経過と現状
- 16) 中村恵子：住民がアイデア・ゴミ減量に成功（読売新聞、1990.6.10）
- 17) 倶知安町議会会議録その他議会資料
- 18) 倶知安地区労働組合協議会：ゴミ処理有料化問題に関するアンケートへの御協力に感謝申し上げます、1990。[標記のアンケートは1990年1月実施。「ごみ処理が有料化になりましたがどう考えますか」に対する回答—賛成5.1%、反対74.7%、どちらとも言えない18.8%、無回答1.4%]
- 19) 北海道保健環境部衛生施設課資源リサイクル推進室：道内市町村等における資源リサイクルの取組み
- 20) 倶知安町住民部：倶知安町リサイクル事業概要
- 21) 原科幸彦・小野間史敏：ゴミ焼却場立地に対する住民意識の変容要因に関する研究（地域学研究19、1989.p.199-220）
- 22) 植田和弘：廃棄物とリサイクルの経済学、有斐閣、1992

資本主義・社会主義・自由

白石正夫

Capitalism, Socialism and Freedom

Shiraishi, Masao

Abstract

In the past papers I sought to find out a measure of freedom and to decide the framework in which freedom should be discussed. Therefore, my target this time falls upon the study of a society which guarantees most freedom and of the requirements for such a society.

We have just witnessed the breakdown of 'socialism' in USSR and Eastern Europe. The Western bloc claims the victory of capitalism. Indeed it is perfectly true that the so-called Stalinist socialism refused to secure the political freedom on the part of peoples. Does the fact immediately mean that socialism is against freedom and capitalism for freedom? This is a most urgent question to be answered today.

The present paper uses three books to make the author's standpoint clear; *Capitalism and Freedom* by M. Friedman and two volumes by K. Marx: *Grundrisse der kritik der Politischen Ökonomie* and *Zur Judenfrage*.

目 次

はじめに 自由社会とは何か

- 一 資本主義と自由
- 二 経済的自由と政治的自由
- 三 経済と政治の分離と市場
- 四 資本主義と労働者の自由
- 五 企業と個人
- 六 自由と価値

- 七 経済権力と政治権力
- 八 市場と政治的自由
- 九 マルクスと自由：『経済学批判要綱』
- 十 「ユダヤ人問題によせて」
- 十一 スターリン型「社会主義」の一原因

はじめに 自由社会とは何か

筆者は、これまで、従来東西で展開されてきた自由論を批判的に分析しつつ、自由に一義的な定義を与えようと試みてきた。それは、自由が、人間が人間らしく生きるために必要不可欠なものでありながら、その自由が極めて多義的で曖昧であり、従って、いかなる社会が自由を保障しうるのか確定できないという状況があったからである。そこで、自由の統一的尺度を確立し、自由を問題とする際の理論構成を解明し、以て、人々が、自由を保障しうる社会を選択し、判断するための基準を提供しようとしたのである。その理論作業が、ソ連型「社会主義」の崩壊を、自由論の面から理論的に予測したものとなっていたことは、思いがけない結果とはいえ、感慨深いところである。

さて、では、いかなる社会が、能く自由を保障しうるのか。これが次の課題である。いかなる社会、経済、政治システムが自由の確保に必要であるのか。この点の理論的考察が、拙稿の課題となる。

ところで、我々は、この間、ソ連、東欧の「社会主義」諸国が全面的に崩壊するという事態を眼前にした。これをうけて、「資本主義は勝利した」の大合唱が、世界中で渦巻いている。だが、これによって社会主義が敗北し、最終的に資本主義が勝利したのなら、我々に希望の明日はないと言わねばならないであろう。なぜなら、当の「勝利した資本主義の超大国」には、失業者があふれ、ホームレス・ピープルの大群が生み出され、「経済大国」を誇る国には、「過労死」という殺人が頻発するという事態が進行しているからである。いやそのような具体例を挙げるまでもなく、資本主義は、資本主義の論理のみによって発

展してきたのではなく、むしろ、労働者の下からの運動によって、その固有の論理を制限され、民主主義の運動に譲歩し、また、社会主義の論理を取り入れることによって、延命し発展してきたと言って差し支えないのである。従って、「社会主義は間違っており、資本主義の正しさが証明された」のであるならば、我々は、むき出しの資本主義の論理が貫徹する社会を受忍せねばならないことになる。歴史的には、社会主義は、その時々社会・政治の矛盾や弊害を除去するための理想の対案として構想されてきたのであって、ここ200年ほどの間、世界の民衆の心を引き付けてきた社会主義も、ソ連等にもみられた独裁的・警察的・官僚的な、不自由で非効率な社会と政治ではなかったことは明らかである。しかしながら、これまで現実化しえた「社会主義」と言えば、殆どソ連型「社会主義」であった。独自の「人間の顔をした社会主義」の試みも、ソ連の戦車に踏み潰されたということをも含めて、既存の「社会主義国」は、殆どすべてソ連型「社会主義」であった。このことは、厳粛なる事実である。なぜそうだったのか。ブレジネフはドブチェクを、次のように恫喝したという。「君は人間の顔をした社会主義を主張しているそうだね。では、わがソ連の社会主義は、何の顔をしているのかね」と。資本主義社会を批判し、それがもたらす矛盾を解決する理想の対案を、自らの党名に「社会」、「共産」なる名を冠することによって提起してきた世界中の政党が、スターリンやブレジネフ面の白熊の顔をした「社会主義」を目指していたんだとは、誰も言えないであろう。では、現実化した「社会主義」は、なぜスターリン顔を持つことになったのか。そもそも、マルクスはどのようなヴィジョンを抱いていたのか。この点についての若干の考察も拙稿の一部をなすであろう。

一 資本主義と自由

M・フリードマンは、資本主義経済システムが自由のためには必要であり、政治的自由とむすびつくことができる経済制度は、資本主義だけだ、と主張する。以下に、彼の著作『資本主義と自由』によって、その主張を検討する¹⁾。

まず、彼はこう語る。自由人にとって、政府は方便であり手段であって、盲

目的に奉仕されたりすべき主人または神ではない²⁾。何のための手段かということ。政府は、自由を保持するために必要であり、我々が自由を行使することを可能にする手段である。だが、政府は、それを設立することによって擁護しようとした自由そのものを破壊するフランケンシュタインになる危険性がある。なぜなら、権力をふるう者たちがたとえ当初は善意をもっていたとしても、また彼らが行使する権力によって腐敗させられることがなかったとしても、権力は別種の手合いを引き寄せもするし、生み出しもする³⁾。それゆえ、政府の活動範囲は制限されねばならず⁴⁾、政府の権力は分散されていなくてはならない⁵⁾。経済活動やその他の活動は、主として自発的な協同と私的企業とに頼ることによって、我々は、民間部門が政府部門の権力に対する歯止めとなり、言論、宗教及び思想の自由の有効な保護となるように保証することができる⁶⁾。この経済的自由の体制こそが、競争的資本主義なのであって、これが政治的自由の必要条件である⁷⁾。

以上が、フリードマンの主張のアウトラインである。次に、この主張がどのように展開され、論証されるのか、そしてそれらは十分に説得的であるか、を検証することとしよう。

「政治組織と経済組織にはある種の組み合わせのみが可能である……、そしてとりわけ、社会主義社会は個人の自由を保証するという意味で同時に民主的ではありえない……」⁸⁾、このように彼は社会主義とは「国家が市民の経済活動を細部にわたって統制」⁹⁾する全体主義社会だとの規定の上に、そこには経済的自由がないから政治的自由もありえないと言う。そして次のように分析する、「自由社会を促進するにあたって、経済組織は二重の役割を演ずる。一方で、経済組織における自由はそれ自体が広義の自由の一構成要素であり、従って経済的自由はそれ自体として一つの目的である。他方、経済的自由は政治的自由を達成するために不可欠の手段でもある。」¹⁰⁾ここでフリードマンが言っている自由とは、「個人の、あるいはおそらく家族の自由」¹¹⁾である。従って、それ自体目的でもあり、価値でもある経済的自由とは、個人と家族の経済的自由のことであろう。個人が自由に経済活動をすることが大切であり、またそれが

できなければ個人の政治的自由が達成できない、というのである。なぜ個人の経済的自由がないと、政治的自由がありえないのか。それは「人々が何ごとであれ提唱するためには、彼らはまず第一に暮らしていくことができなくてはならない」¹²⁾からであり、「すべての仕事が政治当局の直接的統制下にある」¹³⁾社会主義社会では、社会主義を批判する政治的自由は保証されえないであろうからである。

二 経済的自由と政治的自由

フリードマンの主張を、まずは論理整合的に整理するならば、以上のようになる。そこで、この主張を、筆者なりに意義づけつつ、再確認しておこう。フリードマンの経済的自由とは、少なくとも個人が権力や他人から統制や強制を受けずに自分の暮らしを成り立たせていくことができることである。この自由があって初めて、政治的自由は行使しうる。なぜなら、政治的自由の本質は、社会・政治体制の根幹に係わる事項への批判の自由という点にあるからである。暮らしの維持が他人や権力に依存している個人に、そのような意味での政治的自由はない。これは明らかである。また、なぜ暮らしを成り立たせる自由かと言うと、少なくともこれまでの人類社会にあっては、「経済活動」と大げさに言っても、圧倒的多数の人々にとっては、それは、自分と家族の生活を何とか成り立たせるための労働であり、一日と人生の大部分を占める活動だからである。一生涯のもっとも中核をなす、最も重大な活動だからである。このような意味で、フリードマンが経済的自由はそれ自体目的であり、また政治的自由達成のための手段でもある、と主張しているのなら、それは正しいし、我々も全面的に支持しうると言って差し支えないであろう。

この論点を今少し敷衍しておこう。自由は、人間が人間らしく生きるためになくてはならぬものである。従って、自由は、すべての人間個人にとって、必要である。さて、政治的自由といっても、身分、人種、性別や財産の多寡によって不平等や差別があったのでは、すべての個人が政治的に自由だとは言えない。また政治的意思や行動が、不本意に他人や何らかの組織に従属していたの

では、その個人は自由ではない。要するに、個人が、政治活動の完全な主体であるときにのみ政治的に自由だと言える、ということになる。同じことは、経済活動にも言えよう。個人の経済的自由とは、個人が経済活動の完全な主体であって初めて言えることであろう。生産・分配・消費活動の、暮らしを立てていく活動の自立的主体である場合にのみ、個人は経済的自由の担い手たりうる。経済活動において不平等や差別があったり、他人や何らかの組織に従属していたりしたのでは、個人は経済活動の全き主体とは言えず、経済的自由の担い手とは言えない。そして、経済活動の主体であることが、政治活動の主体であることの裏づけとなる。すなわち、政治的自由は、経済的自由によって保証される。このような関連があるのだ、と一般的に定式化することができるであろう。これがフリードマンの主張なら、異論を唱えるところはない。

三 経済と政治の分離と市場

さて、フリードマンの主張の続きを見ておこう。「政治的自由という目的への一手段としてみると、経済制度が重要視されるのは、それが権力の集中若しくは分散に影響を及ぼすからである。」¹⁴⁾「もし経済力が政治権力と結びつけられるならば、権力の集中は殆ど不可避的であるように思われる。これに反して、もし経済力が政治権力とは別な人々の手に保たれているならば、それは政治権力への抑制ないしは対抗力として役立ちうる。」¹⁵⁾「経済活動の組織化を政治当局の統制から切り離すことによって、市場は強制権力のこの根源を排除する。市場は経済力が政治権力の補強ではなく、抑制になることを可能にする。」¹⁶⁾フリードマンのこの論点は、ソ連型「社会主義」における中央集権的統制経済と官僚権力の結合を見るとき、その種の体制に対する批判の視点として極めて重要である。もちろん、資源、環境問題やその他経済組織が市民生活におよぼす巨大な影響力を考えると、体制のいかんを問わず政府による経済活動に対する統制・計画化は、程度の差こそあれ避けえない。それゆえにこそ、いかなる体制であろうとも、政治権力の制限・分散と政治的自由の保障が必要なのである。且つまた経済活動を政治権力から相対的に別個に、独自に組織す

ることの重要性も理解できるのである。そしてこの点に、市場の果たす役割がある。これは事実であろう。

四 資本主義と労働者の自由

ところがフリードマンは、次のように論を進める。「経済的自由を直接的に供与する種類の経済制度、すなわち競争的資本主義は政治的自由を促進する。というのは、それは経済力を政治権力から切り離し、このようにして前者が後者を相殺することを可能にする。」¹⁷⁾ こうである。だから先にも引用したように、競争的資本主義は、経済的自由の体制であるとともに、政治的自由のための必要条件だということである¹⁸⁾。従って、政治的自由と組み合わせうる経済組織は、資本主義だけである。これが、フリードマンが主張したいことの核心であり、そしてまたここに、彼の論理の矛盾と整合性の欠落が現れているのである。まず、資本主義は経済的自由の体制であるか（資本主義は競争的であるから、「競争的」という修飾語はなくてもよからう）。これが事実であるか検討しよう。すなわち、先に論理的に展開したように、資本主義は（もちろん我々が問題にするのは現代資本主義である）個人や家族の経済的自由の体制であるか。ここには、個人が他人や権力に依存せずに暮らしを成り立たせる自由はあるか。個人が経済活動の全き主体たりえているか。言うまでもなく、資本主義は、資本の「経済的自由を直接的に供与する」制度である。たとえ個人の自由が語りうるとしても、資本を所有するかぎりでの個人の自由である。人口中の圧倒的多数の労働者階級は、経済的自由を持たない。彼らは、特定の資本にではないにしても、とにかくどれかの資本に労働力を売るのでなければ、暮らしを成り立たせることができない。彼らは、資本に依存して生活しているのであって、経済活動の主体などではない。資本に依存しているものにとっては、資本は権力である。資本は、その権力によって、労働者の私生活、精神生活や政治行動をも左右し、命さえ左右することもある。従って、資本主義のもとでは、労働者階級に属する個人には経済的自由はない。彼らには経済的自由がないから、政治的自由もないということになる。ここで自由なのは資本である。

資本の経済的自由が供与され、資本の政治的自由が促進されるだけである。自由が人間にとって価値あるものならば、すべての人間が自由でなければならないであろう。大多数の人間が不自由を託つ社会を、自由社会と言わねばならないのであるから、フリードマンの矛盾である。

五 企業と個人

そもそも、現代資本主義のもとでは、自由という点での問題と言えば、個人の政治権力からの自由とともに、資本という権力、企業という巨大組織と個人との関係の中で、個人の自由をどう護るかということである。それは、組織とそれを構成する個人という関係の面だけではなく、社会生活の局面における企業体と市民個人との関係をも含んでいる。というのは、企業は、言わば社会生活におけるガリバー的存在であって、市民の経済生活を初め、その他あらゆる領域に巨大な影響力を与えているからである。ともあれ、資本権力と個人、この関係における個人の自由、これが現代における自由の中心的テーマである。ところが、フリードマンには、こういう捉え方が欠如している。彼が、現代における個人の自由の問題として捉えるのは、次のことである。「社会組織の根本問題は多数の人々の経済活動をいかにして調整するかということである。比較的遅れた社会においてさえも、利用可能な資源を有効に利用するためには、広範囲にわたる分業と機能の専門化とが必要とされる。進んだ社会においては、現代の科学技術がもたらす機会を完全に利用するために必要とされる相互調整の規模は遙かに巨大化している。文字通り数百万の人々が互いに日々の糧を供給することにかかりあっており……。自由の信奉者が取り組むべき問題は、この広くゆきわたった相互依存を個人の自由と調和させることである」¹⁹⁾。このように彼は、自由の問題を、経済活動における個人の相互依存と自由の調和の問題として捉える。そして「原則的にいって、何百万人もの経済活動を調整するには二つの方法しかない。一つは強権の行使を含む中央の指令——つまり軍隊や現代の全体主義国家のやり方である。もう一つは個人の自発的協力——つまり市場のやり方である」²⁰⁾と考える。つまり「個人の自発的協力」即

ち「市場のやり方」が個人の自由を保障する、というのである。更に「自発的協力を通じての相互調整の可能性は、初歩的な命題に基礎を置いているのであって、それは、経済取引が双方で自発的かつ十分な知識をもってなされるのであれば、この取引の双方の当事者がそれから共に利益を受けるという命題である。したがって、交換は強制なしで相互調整を実現させることができる」²¹⁾と語る。「市場のやり方」は、「個人」が「強制なしで」「自発的かつ十分な知識をもって」経済取引をするのであるから、「どの個人も利益を得る」というわけである。この説明が描いている市場モデルでは、完全に対等・平等な個人が、全く自由に、十分な知識をもっているがゆえに絶対損をしない取引をする。すべての経済活動が、このように調整されている社会である。だがフリードマンは次のように続ける。「自発的交換を通じて組織されている社会の実際的なモデルは自由私企業制交換経済——われわれが競争的資本主義と呼んできたところのものである。」²²⁾この「競争的資本主義」が、対等平等な個人が自由に経済活動をし、誰もが利益を得る社会でないことは明らかであろう。フリードマン自身が認めているように、それは「自由私企業制交換経済」である。つまり企業体が自由に経済取引をする社会である。(但し、十分知識をもっているつもりでも、絶対得をするとは限らないのだが。)ここでは、個人の自由が保障されないのは、余りにも明らかなので、フリードマンは、すぐに説明をもっと単純な、自分の議論に役立ちそうなモデルに引き戻す。「その最も単純な形では、そのような社会は多数の独立な世帯から成り立っている——いってみればロビンソン・クルーソーたちの集合である。」²³⁾「世帯はいつでも自分たちのために直接に生産するという選択の道をもっているのだから、交換から利益を受けるのでないかぎり、それに加わる必要はない。したがって、双方の当事者たちがそれを利益とするのでなければ交換は行われまいであろう。こうして協力が強制なしに達成される。」²⁴⁾しかしながら、ロビンソン・クルーソーたちの社会についての説明をいくら繰り返してみても、「自由私企業制交換経済」が個人の自由を保障する社会だとする正当化論には至らない。なぜなら、その社会は、まさに「実際的なモデル」ではないからである。そこでフリードマンは、

実際の複雑なモデルに話を進めざるをえない。そこで「企業および貨幣を含む複雑な交換経済においても、次の二つの条件が満たされるならば、協力は厳密に個人的かつ自発的である。すなわち、(a)企業は私的なものであり、したがって究極の契約当事者は個人であるということ。そして(b)個人はどんな特定の交換にも参加するかしないかが実質的に自由であり、したがってあらゆる取引が厳密に自発的であるということ」²⁵⁾と論じる。だが、この(a)の条件は満たされるであろうか。このモデルでは企業はなるほど公的ではない、私的である。しかしそれは私人ではあっても、個人ではない。契約当事者は企業体という組織であって、一個人ではない。(b)の方はどうか。単純なロビンソン・クルーソー・モデルでは、「世帯はいつでも自分たちのために直接生産するという選択の道をもっているのだから、交換から利益を受けるのでないかぎり、それに加わる必要は」なかった。だが、(b)の条件では、個人はどんな「特定」の交換にも参加するかしないか自由だとされているにすぎない。すなわち、ここでは、個人は「特定」の交換には参加する必要はないが、どれかの交換には加わらねばならず、全く交換に加わらない自由はないのである²⁶⁾。それゆえ個人は実質的に自由ではありえない。以上の如く、二つの条件は成り立たなかった。ロビンソン・クルーソーの説明は、実際のモデルには当てはまらなかった。なぜなら、ロビンソン・クルーソーのモデルは、対等平等な自給能力のある個人どうしの関係から成り立っており、複雑なモデルは、企業と自給能力のない個人との関係を含み、しかもその関係が、実はそのモデルの本質を成しているからである。フリードマンは、自由なロビンソン・クルーソーたちの関係によって、ガリバー的企業と自由ならざる個人との関係を説明し、個人と個人の関係によって、企業と個人との関係を正当化しようとするから、論理的不整合を来しているのである。自由な個人間の関係において成り立つ条件を、少しだけ言葉をひねって、だが本質的に改竄して、「自由私企業制交換経済」に当てはめ、これによって、資本主義を個人の自由が保障される社会だと主張しているのだから、詭弁である。

六 自由と価値

以上のように、フリードマンは、自由の問題から、企業対個人という資本主義固有の関係を排除してしまう。あるいは、上述のとおり、企業と個人の関係を個人どうしの関係に解消してしまう。資本主義社会において個人の自由がはらむ問題性という視点のこのような欠落は、フリードマンの論旨に一貫している。それは、自由の価値についての彼の主張にも現れている。「ある社会において一個人が彼の自由を用いて何をなすかということも、自由の関知するところではない。」「自由主義者の主要目的は、倫理の問題を個人がそれと取り組むにまかせることにある。」「自由主義者が強調するであろう価値には二組のものが存在する。その一つは、人々の間の諸関係にかかわる価値であり、彼が自由に対して第一の優先順位を付与するのはこれに関してである。もう一つは、自己の自由を行使しようとする個人にとってかかわりのある価値であって、それは個人の倫理と哲学の領分に属する。」²⁷⁾ このフリードマンの主張は、概ね肯定しようと筆者は考える。他人から強制されない状態としての自由は、価値ある自由の一つである。自由の問題はこれだけにとどまらないが、これはこれとして肯定できる。そして、この自由を使って個人が何をするかは、個人の倫理・哲学の問題だ。これも頷きうるところである。だがしかし、そのように肯定するためには、前提条件がある。人は、自由を用いて、自己の倫理観や哲学に基づいて何でもできるわけではない。まずこの点が確認されねばならない。つまり、人は哲学に基づいて何かをしうる前に、とにかく食うために働かなくてはならない。一日の最も活動的な時間の大部分と生涯の最も活動的日々の大部分は、必ずしも哲学に基づくわけではなく、出来ればやりたくもない労働に費やさなければならない。しかも既述のとおり、圧倒的大部分の人々は、他人の拘束のもとで、その生涯の労働をしなければならないのである。このように、たとえば経済活動の自由が憲法で保障されていたとしても、それが全き意味で行使できるわけではなく、あるいは就職先選択の自由としてその自由を行使しえたとしても、その結果として企業との関係で個人の自由は微々たるものとな

ってしまう、このような資本主義の論理を前提とした上での話でなければならない。ところが、フリードマンには、資本主義社会の現実に対する考察はなく、資本主義社会は、そこで人々が何をするかは、全くその人の倫理観と哲学のみに委ねられている完全に自由な社会として描かれるのである。長時間・過密労働をするのも、サービス残業をするのも、下請けへ出向するのも哲学の問題。過労死するほど働くのも、家族と離れての単身赴任も、介護せねばならない老人を残しての遠隔地への転勤も倫理観の問題に過ぎないのである。大型店の出店で閉店を余儀なくされる自営業者も、輸入自由化や増税によって離農する農家も、ホームレスになるのも、ただその哲学が問われているに過ぎない。それらは人々の選択の結果である。それらは自由を用いて何をするかという問題であり、自由はこれに関知せず、個人に委ねるのである。そしてその自由自体は、たっぷりと保障されているのが資本主義だ、というのである。

七 経済権力と政治権力

さて、随分後回しになったが、先ほどのフリードマンのもう一つの論点に戻ろう。すなわち、資本主義は「経済力を政治権力から切り離し、このようにして前者が後者を相殺することを可能にする」。かくして資本主義は政治的自由を促進する、という点はどうであろうか。だが、資本主義においては、経済権力と政治権力が容易に結び付き、後者が前者を補強し、かくして、民衆の政治的自由を後退させる、というのは目新しい論点ではない。ここでは、この論点に関するJ. ロールズの指摘だけを見ておこう。彼は次のように語る。歴史的には、立憲政府は、政治的自由の公正な価値を確保することに失敗してきた。政治的平等と両立し得ないほどの財産と富の格差が、法体系によって許容されてきた。公共の資源は、政治的自由に必要な制度の維持に捧げられてこなかった。政治的力は急速に蓄積され不平等となる。有利な立場にあるものは、国家や法の強制装置を利用して、自己の地位を強固にする。経済・社会体系における不平等は、政治的平等を掘り崩す。²⁸⁾以上である。従って、資本主義は政治的自由を促進せず、経済的自由をも削減していく。それゆえ、資本主義にお

いては、ガリバー的資本の横暴を抑えるために、経済権力と政治権力を切り離すために、また専制化する企業内の労働者支配を監視し、チェックするために、是非とも民衆の政治的自由が必要であり、民主主義が拡大強化されねばならないのである。そうでなければ、資本の自由のみが栄え、社会的弱者の自由は形はあっても行使しえないものとなり、ついに形もなくなってしまうであろう。

八 市場と政治的自由

最後に、もう一つだけフリードマンの論点を取り上げておこう。彼は、自由市場が政治的自由を保護する役割について語っている²⁹⁾。すなわち、体制批判の政治活動をする際の資金獲得の面で、またその種の言論出版をするチャンスの提供という点で、そしてなによりも、そのような活動をする人々の雇用機会や生活資金の獲得のための経済活動の可能性という点で、自由市場が演じうる重要な役割を指摘している。筆者は、「自由」市場がこのような機能を果たすということは、肯定できると考える。人は、経済的自由を行使しうる経済活動の「主体」である限りにおいて、またその程度において、政治的自由行使の可能性がある。そしてその政治的自由の可能性は、市場が「自由」である程度に応じて、少なくとも経済的側面との関連では、現実化する可能性をうる。こう言ってよいと思う。しかし、フリードマンにおいては、自由市場イコール資本主義である。資本主義イコール政治的自由の体制ではない。それはフリードマン自身が認めている。つまり、資本主義であっても、ファシズムでありうるのである³⁰⁾。そしてまた、上述したように、民主主義によるチェックがなければ、資本主義はファシズム化する指向性を持つのである。ファシズムは、たとえそこに自由市場があったとしても、政治的自由の可能性を現実化しない。仮に、反ファシズム運動家が、ファシズム権力に隠れて、何とか食い扶持を得たとしても、それが、資本主義が反体制的政治活動の自由を保護する例証と言えるであろうか。その程度の食い扶持と「自由」なら、スターリン型「社会主義」でも保障しえよう。更にいうならば、資本主義イコール自由市場ではない。資本主義でも統制経済がありうるし、発達した資本主義が国家独占資本主義と

いう形態を取ると、自由経済と言えなくなってこようし、言いうるとしても、それは独占体が弱小資本を「自由」に踏み潰す「経済」となろう。そのような資本主義が、政治的自由の必要条件たりえないことはいうまでもない。こう考えると、政治的自由の保護のためには、自由市場があるかどうかとは一応論理的には別に、政治的自由の制度としての確立が独自に必要であると言わねばならない。そしてそれを現実に行使しうるものとするために、個人が経済活動の主体として経済的自由を行使しうることが大切であるということになろう。

以上で、資本主義が政治的自由を促進する、政治的自由と結び付きうるのは資本主義だけだ、というフリードマンの主張が成り立たないことが論証できたと考える。彼の議論は、矛盾と論理的不整合に満ちており、時に論証のすり替えも行われ、そのことによって、自己の主張の正当化に失敗してしまった。論理的に整合性があるとした場合には肯定しうる主張も、それゆえ詭弁の役割を演じてしまっているのである。

九 マルクスと自由：『経済学批判要綱』

次に、マルクスが自由についてどのような構想をもっていたのか、この点を見ておくこととしよう。といっても、ここでは、それを全面的にというわけではなく、既存の「社会主義」が、市民的・政治的自由を保障せず、その結果として経済的にも停滞した社会となってしまった、その原因との係わりで、マルクスの考えを見ておこうというのである。

まず、彼の『経済学批判要綱』から検討しよう。「社会的な力を交換手段がもつことが少なければ少ないほど、いまだに直接的な労働生産物の性質や交換者の直接的欲望と交換手段が関連があればあるほど、個人を結びつける共同体の力はまだそれだけ大きいにちがいないし、家父長的關係、古代共同体、封建制度、ギルド制度がなお残存しているにちがいない。各個人は社会的な力を物の形態でもっている。こうした社会的な力を物から奪いとってみよ、そうすると諸君は、それを人間の上に立つ人間にあたえるにちがいない。人格的依存關係は最初の社会形態であり、そこでは人間の生産性はごく小範圍でまた孤立し

た地でだけ発展する。物的依存性のうえにきずかれた人格的独立性は、第二の大きな形態であり、そこで一般的な社会的物質代謝、普遍的な対外諸関係、全面的な欲望、そして普遍的な力能といった体制がはじめて形成される。諸個人の普遍的な発展のうえに、また諸個人の社会的力能としての彼らの共同体的・社会的な生産性を従属させることのうえにきずかれた自由な個性は、第三の段階である。第二段階は第三段階の諸条件をつくりだす。」³¹⁾このマルクスの叙述は、貨幣に関する分析の中に含まれている。従って、これは、直接的には、交換の形態ないしは交換の発展と、社会の形態ないし社会の発展との関連について述べられたものである。しかし、内容的には、これは、経済的諸関係全体と社会との関係の問題を含んでいることはいうまでもない。それゆえここでは、これを、マルクスの思想全体の文脈の中で理解しておきたい。人格的依存性の段階とは、原始共同体社会、奴隷制社会および封建制社会を含む。すなわち、個人が、共同体の絆や身分制度に縛られていて、自立していない状態である。奴隷制と封建制について言えば、政治的強制を特徴とする。第二段階は、この政治的強制からの解放、すなわち、政治的・経済的自由を特徴とする。その意味で人格的独立性（全き意味での政治的独立は、ただその形式的な独立性の獲得のためにさえ、長い民主主義運動を必要としたし、経済的独立にいたっては、財産所有者の自由を過ぎず、非所有者には、いわゆる「二重の自由」に過ぎなかった）の段階である。しかし、ここでは、個人は、経済的諸関係に支配されており、経済的関係において諸個人は依存関係にあり、人格的独立性は外見に過ぎない。第三段階は、経済的依存関係からの解放、なにかんずく資本に依存し支配され、人格的独立が見せかけだけのものとなっている労働者の経済的依存関係からの解放、これによる物的独立と人格的独立を特徴とする。すなわち、全き意味での個人の政治的自由と経済的自由の確立の段階である。つまり、個人が政治と経済の自立的主体となることである。以上を単純化して言えば、第一段階、人格的・物的依存、または政治的・経済的不自由、第二段階、人格的独立・物的依存、または政治的自由・経済的不自由、第三段階、人格的・物的独立、または政治的・経済的自由、ということになろう。マルクスは、これを、

労働者における人間の解放という視角から、まずは政治的解放、そのもとでの物質的生産力と精神的諸能力の発展（精神的諸能力には、政治的自由の行使あるいは政治的自由のための戦いによって獲得された、民主主義の思想と行動をも含むであろう）の上に立って、次に経済的解放を考え、この両方によって、人間の解放は完成すると見ていたといえよう³²⁾。

十 「ユダヤ人問題によせて」

同じような視点から人間の解放の問題を取り上げている「ユダヤ人問題によせて」を、次に見ておこう。この論文は、マルクスが、哲学批判から、政治批判、経済学批判を経て、自己の理論を確立していく過程の中で、初期の段階に属するもの、つまり後のマルクスへの発展の過渡期のものである。しかしながら、これは、前節で取り上げた『要綱』の思想が、当初はどのように認識されていたかを示していて、大変興味深い論文である。すなわち、まだ予感的、示唆的、間接的な表現にとどまってはいるが、ここには、『要綱』に述べられているのと同じ認識が示されている。

「完成した政治的国家は、その本質上、人間の類的生活であって、彼の物質的生活に対立している。この利己的な生活の一切の諸前提は、国家の領域の外に、市民社会の中に、しかも市民社会の特性として存続している。政治的国家が真に発達をとげたところでは、人間は、ただ思考や意識においてばかりでなく、現実において、生活において、天上と地上との二重生活を営む。すなわち、一つは政治的共同体における生活であり、その中で人間は自分で自分を共同的存在だと思っている。もう一つは市民社会における生活であって、その中では人間は私人として活動し、他人を手段とみなし、自分自身をも手段にまで下落させて、他人の力のおもちゃとなっている。」³³⁾ このように、マルクスは、完成した政治国家に於ての、政治生活における共同体の存在と経済生活における利己的存在とへの、人間の分裂について語っている。「完成した政治的国家」という表現とか、これを共同体とする認識には、ヘーゲルの影響が見て取れるのであるが、マルクスは、「政治的国家が十分に発達して存在するところ」の

例として、北アメリカの自由諸州を挙げており、³⁴⁾ また別のところでは、「共和国」³⁵⁾、「民主的国家」³⁶⁾ という表現でそれを説明している。そして、この政治的国家は、封建制度を打ち倒した政治革命によって実現されると捉え、³⁷⁾ 従って、この「政治的解放は、たしかに一大進歩である。それはなるほど人間的解放一般の最後の形式ではないが、しかし従来の世界秩序の内部における人間的解放の最後の形式である」と考えている。³⁸⁾ すなわち、封建社会を打倒した革命によって、人間は政治的に解放され、人間の本質たる類的存在・共同体的存在となる、というのである。ところが、経済生活においては、人間は私的所有という利己的権利によって対立している。³⁹⁾ そこでマルクスは指摘する。「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間そのものへ復帰させることである。政治的解放は、一方では市民社会の成員への、利己的な独立した個人への、他方では公民への、道徳的な人間への還元である。現実の個別的な人間が、抽象的な公民を自分のうちにとりもどし、個別の人間のままでありながら、その経験的な生活において、その個人的な労働において、類的存在となったときはじめて、つまり人間が自分の固有の力を社会的な力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切り離さないときにはじめて、その時に初めて、人間的解放は完成されたことになるのである。」⁴⁰⁾ そして、これをユダヤ人の問題にあてはめて、次のように語る。「ユダヤ人の社会的解放は、ユダヤ教からの社会の解放である。」⁴¹⁾ もちろん、この「ユダヤ教」とは、私的所有、貨幣、利己主義などを意味してしる。私的所有からの人間の解放、すなわち、政治的解放に加えて経済的な解放によって、人間の解放が完成するのだというのである。このように、この「ユダヤ人問題によせて」に示されている思想は、前節の『要綱』の思想と完全に一致する。マルクスにおける人間の解放の把握には、完全な一貫性見られる、と筆者は考えるのである。

十一 スターリン型「社会主義」の一原因

既存の「社会主義」が政治的・市民的自由を欠如していたことの諸原因につ

いては、筆者は、別のところでも論じている。⁴²⁾そこでここでは、前二節で検討したマルクスの思想との関連においてのみ、この点を論じておきたい。

周知の通り、マルクスは、哲学批判から研究活動をはじめ、次いで、哲学を生み出すところの現実を研究しなければという問題意識から、政治批判に進んだ。そしてまた次に、この政治を生み出す原因・土台としての経済を研究する必要性を認識して、経済学批判に取りかかり、『資本論』執筆中に亡くなるのである。マルクスは、高度に発達した資本主義、成熟し尽くしてそれ以上の発展が望めなくなった資本主義からの社会主義への移行を考えていた。既述したように、彼は、資本主義社会における政治的解放、すなわち個人の独立・自由を前提とし、この点をも含めた諸条件が資本主義社会で準備されて、次の段階の社会へと発展する、と考えていた。諸条件とは、精神的、政治的、物質的発展・成熟であろう。この発展が資本主義的生産関係と矛盾・対立するに至り、この生産関係からの解放なしには一步も進めなくなった地点で、社会主義に移っていくと考えていた。すなわち、生産手段の社会的所有による経済的解放が必要と考えたのである。この経済的解放は政治的解放を前提とし条件としているので、生産手段の「社会的」所有は、個人を所有主体として確立しうる、と考えられた。ここで、「労働者は、その労働手段の所有者となるときにのみ、自由となる」⁴³⁾というマルクスの信念が実現すると見たのである。このようにして、政治的解放と経済的解放とによって、自由な諸個人の自治的共同体が実現すると構想したのである。政治的にも、経済的にも自由な諸個人、すなわち、政治活動においても、経済活動においても、完全に主体としての地位を占めた諸個人の共同体を、マルクスは考えたのである⁴⁴⁾。

ロシア革命は、政治的解放が行われていないところで起こった。個人の自由・人格的独立性が実現していない状態、民主主義が欠如したところで、社会主義革命が行われたのである。従って、ここでマルクスの構想を実現しようとすれば、この社会主義革命は、政治的解放と経済的解放との両方を、つまり、諸個人を政治的にも、経済的にも自由にするという任務を果たさねばならなかったのである。ところが、まさに民主主義が欠如したところでの革命であった

ために、個人の自由・民主主義という政治的解放の重要性が認識されなかった。スターリン型「社会主義」においては、政治的解放は、労働者階級の「前衛を自称する」政党的独裁として具体化され、自由と民主主義は否定された。マルクスの社会主義の構想のうち一方が否定されたのである。あるいは、ここでは社会主義革命が経済的解放としてのみ捉えられ、政治的解放が、人間の解放たる社会主義革命の不可分の内容をなすという点が、全く理解されなかったと言えるかもしれない。

では、その経済的解放の方はどうかというと、スターリン型では、経済的解放、つまり生産手段の社会的所有は、国有化としてのみ把握された。しかも、一国一工場の国有として具体化された。それは、事実上、上記の党と政府とが渾然一体となった官僚組織の所有に帰したと言えよう。個人の経済的自由、すなわち、個人が経済活動の主体となること、上記マルクスの言う「労働者が自由になりうるために、労働手段の所有者となる」ことが否定されてしまったのである。経済的解放は、高級官僚による中央集権的・行政命令的システムとして実現したのである。こうして、労働者は政治的にも経済的にも解放されず、マルクスの自由な諸個人の共同体は、「自分たちだけを解放した」⁴⁵⁾高級官僚の支配する全体主義国家という歪んだ形において現実化したのである。

自由に関して言えば、自由は「必然性の洞察」として理解された。⁴⁶⁾これが、自由の喪失に輪をかけた。「必然性・真理、すなわち、〈社会主義＝国有化〉はすでに洞察された。これに反対したり批判することは、人を不自由・不幸にする。これに従い、これを強制することこそ、人を自由・幸福にする。」こうである。かくて、見るも無惨な不自由な社会を、真に自由な社会だと言いくるめることができたのである。活動の主体たるべき個人は、上から課せられたノルマを形式的に達成する受動的客体に墮してゆく、そのかぎりでは、悪「平等」に享受が保障される。不自由と受動性は、自発性と創造性の喪失を生み出し、非能率と生産性停滞の原因となり、従って、その社会を崩壊へと導かずにはおかぬのである。

注

- 1) Friedman, M., *Capitalism and Freedom* (Chicago, 1962). 熊谷尚夫他訳、『資本主義と自由』（マグロウヒル好学社、1975年）。以下には、著者名と訳書の頁数のみ記す。
- 2) Friedman, 1 頁。
- 3) ,4) Friedman, 2 頁。
- 5) ,6) Friedman, 3 頁。
- 7) Friedman, 4 頁。
- 8) Friedman, 8 頁。
- 9) Friedman, 同書・日本語版への序文、viii 頁。
- 10) Friedman, 8 頁。
- 11) Friedman, 13 頁。
- 12) ,13) Friedman, 18 頁。
- 14) Friedman, 10 頁。
- 15) ,16) Friedman, 17 頁。
- 17) Friedman, 10 頁。
- 18) Friedman, 4 頁。
- 19) Friedman, 13-14 頁。
- 20) ,21) ,22) ,23) Friedman, 14 頁。
- 24) Friedman, 14-15 頁。
- 25) Friedman, 15 頁。
- 26) この論点については、Macpherson, C. B., *Democratic Theory* (Oxford, 1973). 西尾敬義他訳、『民主主義理論』（青木書店、1978年）、238-240 頁で触れられているので、ここでは繰り返さない。拙稿では、マクファースンとは異なった視角からの問題点のみを扱う。
- 27) Friedman, 13 頁。
- 28) Rawls, J., *A Theory of Justice* (Cambridge, 1971), P. 226. 矢島鈞次監訳、『正義論』（紀伊国屋書店、1979年）、176 頁。但し、表現は原文にもとづいて少し変えた。
- 29) Friedman, 18 頁以下。
- 30) Friedman, 10-11 頁。
- 31) Marx, K., *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, (Rohentwurf) 1857-1858*, (Berlin, 1953). 高木幸二郎監訳、『経済学批判要綱（草案）1857-1858 年』（大月書店、1958 年）、79 頁。
- 32) 『経済学批判要綱』のこの部分については、拙稿「セルツキーのマルクス批判と民主主義的社会主义」、室工大研報、第42号（1992 年）、（六）節参照。
- 33) Marx, K., Engels, F., *Werke*, Band 1 (Berlin, 1959). 『マルクス＝エンゲルス全集』、第1 巻、392 頁。（本書は、以下、M-E, *Werke* と略記し、訳書の巻数及び頁数を記す。）但し、訳文については、Marx, K./ Engels, F., *Gesamtausgabe*, I -2 (Berlin, 1982), S. 149. によって変えてある。（こちらのほうは、以下、MEGA とのみ略記し、巻数頁数を示す。）

- 34) M-E, *Werke*, 第1巻、389頁。
- 35) M-E, *Werke*, 第1巻、390頁。
- 36) M-E, *Werke*, 第1巻、395頁。
- 37) M-E, *Werke*, 第1巻、404-405頁。
- 38) M-E, *Werke*, 第1巻、393-394頁。
- 39) M-E, *Werke*, 第1巻、402頁。
- 40) M-E, *Werke*, 第1巻、407頁。訳文は、MEGA, I -2, S. 162. によって変えた。
- 41) M-E, *Werke*, 第1巻、414頁。
- 42) 拙稿、「マクファースンと非市場的民主主義」、室工大研報、第42号、(七)、(八)節参照。
- 43) M-E, *Werke*, 第35巻、194頁。
- 44) マルクスの共同体概念については、拙稿「セルツキーのマルクス批判と民主主義的社会主義」、室工大研報、第42号、(七)節参照。
- 45) この点については、拙稿「マクファースンと非市場的民主主義」、室工大研報、第42号、(八)節参照。
- 46) この点については、拙稿「現代自由論の研究(二)」、室工大研報、第10巻、第4号参照。

セルツキーのマルクス批判と民主主義的社会主义

白 石 正 夫

Selucký's Criticism of Marx and Democratic Socialism

Shiraishi, Masao

Abstract

R. Selucký firstly attributes the failure of the existing socialism to Marx's theory. He argues that Marx was wrong when he denounced the market system in favour of 'one state · one factory' system. Abolition of market means the destruction of the economic ground of freedom and equality, bringing in the centralization system instead. Secondly Selucký finds the political system in Marx's thoughts being democratic and republican. He naturally has to point out a contradiction between the economic and political ideas in Marx. Selucký asserts that the theoretical basis of democratic socialism can be gained by revising Marx's theory on economics. Finally Selucký insists upon the necessity of market for democratic socialism, examining some conditions in setting up 'market socialism'. This paper analyses the above points in Selucký's *Marxism, Socialism, Freedom*.

目 次

はじめに

一 マルクスの経済構想

二 マルクスの政治構想

三 市場と疎外

四 一国一工場論

五 市場と自由・平等

六 『経済学批判要綱』

七 政治と経済の分裂

八 民主主義的社会主義の諸原則

九 若干の問題点

はじめに

自由と民主主義を欠いた既存の「社会主義」の失敗の原因を、R. セルツキーは、それが非市場経済を採用した点にあると考える。従って、社会主義に市場経済を結合した市場的社會主義によって、民主主義的な社会主義は可能となると主張する。これは、それぞれ独立した労働者自主管理企業による市場経済システムと、政府による指針的經濟計画とを結び付けたものであり、これによって、社会福祉も、消極的自由も、そして積極的自由もまた最大化する、と彼は指摘する。

ところで、セルツキーは、既存の「社会主義」が非市場経済を採用したのは、マルクスの理論にその根拠があると考えている。つまり、セルツキーは、既存の「社会主義」の失敗の原因を、マルクスの市場廃止論に求めているのである。そこで、セルツキーは、このマルクス理論の徹底的修正によって初めて、先の民主主義的社會主義の理論的基礎が得られるとして、マルクスを詳細に批判している。小論は、このセルツキーのマルクス批判、および民主主義的社會主義に関する主張を検討する¹⁾。

一 マルクスの経済構想

セルツキーは、マルクスが市場を批判し、その廃止を主張し、一国一工場の社会主義構想を提起した、と判定し、その点にマルクスの誤りがあると指摘する²⁾。なぜ誤りなのか。そもそも、市場には三つの前提条件があるのであって、それらがなくなれば市場をなくすことはできない。³⁾ これらの前提のうち、社会内分業を廃止することはできないし、希少性をなくする展望も余りない⁴⁾。そこで市場をなくするためには、せめて第三の前提・生産者の自立性

を廃止しなければならない⁵⁾。ここから、生産手段の国有化による私的所有の廃止、一国一工場というマルクスの構想が出てくる⁶⁾。しかし、生産者の自立性を奪うことによって生ずる市場の廃止は、自由と平等の経済的基礎を破壊する。なぜなら、市場の本質は、交換者の自由と平等という点にあるからである。確かに、市場的平等は形式的であり、労働者にとっては不平等である。従って、市場の廃止を社会主義的救済手段として提示することは論理的に見える。しかし、非市場的社會主義は、資本主義の形式的な平等と自由を実質的な平等と自由に転化できないばかりか、その形式的自由と平等さえも破壊してしまう。すなわち、市場は、形式的平等、等価性及び自由の水平的関係からなる経済構造を創出するが、分業と希少性をそのままにした非市場的社會主義は、人格的依存、優越と服従の垂直的關係からなる構造を生み出すだけである⁷⁾。なぜなら、非市場的社會主義システムでは、社会的計画は一つのセンターで作り上げられなければならない、それは全経済単位を拘束するものでなければならない。つまり、中央集権制が不可避となるのである。ここでは、統制・管理する者とされる者との分業はなくならず、利害の対立もなくならない。指令された機能の遂行を強いられる労働者は、支配階級たりえず、計画し管理する官僚が、労働者の代理として支配階級となるのである。社会的資本の管理者と直接生産者との間の経済的、政治的対立は除去できず、政治権力と経済権力は結び付いてしまっている⁸⁾。マルクスは、労働の疎外は市場関係から生ずると考え、市場を廃止することによって疎外をなくそうとした。しかし、非市場システムにおいても、市場的疎外形態たる労働と生産物からの労働者の疎外はなくならず、その上、自分の賃金、計画、システム全体からの労働者の疎外という新形態のものが加わるだけである⁹⁾。指令的計画化は、企業内管理には有効でありえても、社会統制に当てはめれば、かえって非効率的・無力となり、厳格な制裁と恐怖の雰囲気を持った強制的指令が不可欠となる。それは文明人にとっては耐えられず、民主主義的社會主義理論にとって受容しがたい¹⁰⁾。そもそも、希少性と社会的分業とを克服しない単なる市場の廃止は、粗野な共產主義を生み出すだけである¹¹⁾。

二 マルクスの政治構想

以上のようにマルクスの経済論の「誤り」を認識したセルツキーは、つぎにマルクスの政治論を分析する。マルクスは革命後の国家形態をプロレタリアート独裁と考えているが、「独裁」という表現とは逆に、その統治形態は自由主義的教義の基本条項を含んだ民主的共和制に他ならない、とセルツキーは指摘している¹²⁾。そこで、セルツキーは、ではプロレタリアートはどのようにして支配階級になりうるかと問う。生産手段が国家の手に集中されるなら、経済権力は、プロレタリアートによってではなく、プロレタリアートのために特殊な人間集団によって行使されざるをえない。つまり、国家への全生産手段の集中と一国一工場構想を仮定すれば、プロレタリアートの経済的階級支配は不可能である。セルツキーはこう考える¹³⁾。では、プロレタリアートは政治的支配階級になれるか。直接的大衆民主主義と直接的自治がある場合には可能であり、マルクスもプロレタリアートの政治的支配を直接生産者の自治と考えていた。このようにセルツキーは指摘する¹⁴⁾。彼はまた、マルクスが国家死滅後の社会の管理も直接生産者の自治に依ると楽観的に考えていた、と把握している¹⁵⁾。かくしてセルツキーは、マルクスにおける重大な分裂を暴き出す。マルクスは、経済領域では集権的・強制的な一国一工場を構想し、政治領域では分権化され強制のない広範な自治を考えている¹⁶⁾。政治領域では自治的共同体を構想し、経済領域では中央集権システムを考える¹⁷⁾。「マルクス自身の提言によれば、共同体は政治組織ではなく、その組織が本質的に経済的である単なる社会的実体に過ぎない。もしも経済が直接的中央計画に従う一国規模工場として組織されるならば、(社会的) 共同体は、‘本質的に経済的な’組織になりえず、‘本質的に経済的な’労働単位は共同体になることができない。」¹⁸⁾このようにセルツキーは、マルクスの「分裂」を摘出し、「鋭く」その「矛盾」を指摘する。さらにセルツキーは、「土台・上部構造」論をもち出して、マルクスの論理的な不整合を言い立てる。マルクスの唯物史観によれば、経済的土台と政治的上部構造とは、長期的には相互に相反してはならない。だとすれば、垂

直的に組織された経済的土台と水平的に組織された政治的上部構造とは両立しえないことになる¹⁹⁾。一国一工場の経済システムは、自主管理的、参加的、大衆民主主義的政治システムとは両立しないのである²⁰⁾。

このように、マルクスにおいては、経済と政治が衝突しディレンマに直面している。したがって、その経済論が修正されるか、あるいは政治論が修正されるか、どちらかが必要である、とセルツキーは考える²¹⁾。もちろん、民主主義的社会主義を主張するセルツキーは、マルクスの経済論を修正し、市場的社会主义の構想を提起するのである。

三 市場と疎外

さて、セルツキーの市場的社会主义の理論を見る前に、これまでの彼のマルクス批判の若干の問題点に注目しておきたい。既述したとおり、セルツキーは、ソ連・東欧の中央集権的社会主义を批判し、その誤りの理論的原因を、直接マルクスに求めている。マルクスが、市場廃止を主張し、一国一工場型社会主义構想を提起した張本人だという前提に立って、議論が進められてきた。その中には、マルクスを市場廃止論者と規定するために、強引な断定、明白な謬論や重要な論点の無視等が見受けられる。以下にそれらの諸点を検討する。

セルツキーは、マルクスの市場批判には道徳的批判、哲学的批判および経済的批判の三つがあるとし、その中でより重要なものとしてマルクスの哲学的市場批判に焦点を当てて議論を展開している。セルツキーは、市場に対するマルクスの哲学的論難の核心は、彼の「疎外された労働」の概念にある、ととらえている²²⁾。そして、セルツキーは、マルクスは、「疎外された労働」が市場の存在そのものによって生み出されるものとし²³⁾、市場による人間性の否定をなくそうとすれば市場の廃止以外にないと考えたのであろう、と主張する²⁴⁾。ところで、この「疎外された労働」については、マルクスは「一八四四年の経済学・哲学手稿」で述べている。ここで、彼は、第一に、労働者の労働の産物からの疎外について語り²⁵⁾、次いで、労働者の労働からの疎外を取り上げている²⁶⁾。また、これら二つの疎外からの論理的帰結として、第三の、人間の

類の本質からの疎外²⁷⁾、および第四の、人間の他の人間からの疎外²⁸⁾に言及している。そして、マルクスはこのように指摘する、「労働の産物が労働者のものでなく、或るよそのの力が彼に対立しているとすれば、それはただ、その労働の産物が労働者以外の誰か他の人間のものであることによつてのみ可能である。彼の活動が彼にとって責苦であるとすれば、その活動は誰か他の人間にとっては享樂であり、誰か他の人間の生の喜びであるにちがいない。神々でなく、自然でなく、ただ人間自身のみが人間を支配するこのよそのの力でありうる」²⁹⁾。この「他の人間」は、資本と読むことができよう。つまり、マルクスは「疎外された労働」を、生産手段の資本主義的所有に基づく、資本と労働者の支配・従属関係から生ずるものと見ていたのである。市場・流通過程から生ずる疎外ではなく、生産過程の中から生ずる疎外について語っているのである。だが、上述の通り、セルツキーは、マルクスは「疎外された労働」が市場から生ずると看做していた、と断定するのである。これは、マルクスを市場廃止論者と規定せんがための、無理やりな独断ではないであろうか。さらに、セルツキーは次のように述べる。「賃労働の搾取は、商品・市場諸関係が存在しなかったならば、起こりうるはずがないであろう。そのことが、マルクスが次のように提言する理由なのである。すなわち、市場から成長してくる資本関係が廃絶されたときにはじめて、疎外の資本主義的形態は消滅するであろう。市場関係が廃止され、そして商品が再び神秘をともなわないたんなる生産物になったときにはじめて、疎外の市場形態は消失するであろう。そして物が人間を支配しなくなったときにはじめて、人間の外化と対象化の市場形態は消失するであろう、と。」³⁰⁾これは、マルクスからの引用ではないので、セルツキーのマルクス理解を示すものに過ぎないが、マルクスが生産手段の資本主義的所有を批判し、社会的所有を提言したことはその通りであり、そのことによって疎外の資本主義的形態が消滅するであろうと考えていたのは事実である。また、マルクスは、資本主義市場経済を批判していたので、資本主義市場が廃止されれば、疎外の資本主義市場形態が消失すると考えていたことも事実であろう。さらに「市場がなくなれば、疎外の・市場・形態が消失する」というのは、論

理的に真であるから、マルクスであれ誰であれ考えることであり、その通りと言うほかない。しかし、これによって、マルクスが市場の廃止を提言した、ということの証拠とすることはできなからう。

四 一国一工場論

さて、次にマルクスが一国一工場論者であったことを、セルツキーはどのように論証するか。彼は、次のように『資本論』を引用する。「マニュファクチュア的分業、終生にわたる労働者の細部作業への拘束、資本のもとへの部分労働者の無条件従属を、労働の生産性を高くする労働組織として賛美するブルジョアの意識が、同様に声高く、社会的生産過程のいっさいの意識的社会的統御や規制を、個別資本家の不可侵の所有権や自由や自立的独創性の侵害として非難するのである。工場制度の熱狂的な弁護者たちが、社会的労働の一般的組織に対して、それは全社会を一つの巨大工場にしてしまうだろう、という以上にひどい呪いの言葉を知らないということは、まことに特徴的なことである。」³¹⁾そして、セルツキーは、これに対して次のように評価を加える。「こうして、有名な「一国一工場」の構想は生まれた。マルクスはこの構想の明示的立案者ではなかったけれども、彼は確かにその精神的な生みの親ではあったのである。」³²⁾どうしてこのような評価になるのだろうか。マルクスは、「全社会を一つの巨大工場にしてしまう」という表現を、資本家の呪いの言葉として使ったに過ぎない。これがどうして「一国一工場の構想は生まれた」ことになるのか。これでどうして、マルクスは「確かにその精神的な生みの親であった」ことになるのか。「明示的立案者ではない」のに、どうして「一国一工場構想が生まれた」といえるのか。ところで、資本家の呪いの対象は、『資本論』の原文では、“jede allgemeine Organisation der gesellschaftlichen Arbeit”である³³⁾。つまり、社会的労働の「どんな」一般的組織に対しても、資本家は、それは「一国一工場」だと言って非難する、というのである。ところが、セルツキーの引用では、その部分は、“a general organisation of the labour of society”となっている。³⁴⁾つまり、マルクスの原文にある“jede”がないのである。これでは、上記した「ど

んな」という意味が消えてしまうであろう。すなわち、社会的労働の一般的組織には多様な形態がありうるが、そのすべてに対して資本家は「一国一工場」という非難を投げかける、という意味がなくなってしまうのである。この点は、先の引用中の「社会的生産過程のいっさいの ("jede") 意識的社会的統御や規制」の箇所も同じである。すなわち、マルクスは、資本主義市場の無政府性を批判し、何らかの組織化を考えたことは間違いがないだろうが、その中の一つ「一国一工場」を主張したわけではない。それは「いっさい」の組織化に対する、資本家の呪いの言葉に過ぎない。従って、ここで「一国一工場構想は生まれた」とは言えないのである。セルツキーは、マルクスを引用する際、原文に忠実に訳さず、いろいろと手を加えている。あと一つだけ例を挙げておこう。先の引用の「全社会を一つの工場にしよう」という箇所の「一つの工場」は、マルクスの原文では“eine Fabrik”であるが³⁵⁾。セルツキーの訳では、“one immense factory”となっている³⁶⁾。つまり、“immense”が余分に挿入されているのである。もちろん、これは資本家の呪いの言葉の一部なのであるが、セルツキーは、マルクスが「一国一工場構想の生みの親」であるというニュアンスを強調する為にこれを挿入した、と考えるのは行き過ぎであろうか。

五 市場と自由・平等

以上のように、セルツキーは、マルクスを「市場廃止論者」、「一国一工場主義者」と極めつけ、以下はこれを前提として議論を進めていく。マルクスは資本主義社会を批判する際、その流通過程・資本主義市場だけでなく、その生産過程・資本主義的生産関係に注目することの重要性を強調しているが、この点をセルツキーは完全に無視している。そして、マルクスの資本主義市場批判のみに注目し、これを「資本主義」市場批判と理解するのではなく、資本主義「市場」批判と解し、従ってマルクスが資本主義の廃絶だけでなく、市場の廃止を主張したのだと断定する。このことは、セルツキーが市場と自由・平等との関係について語る際にもみられる。先に概観したように、セルツキーのこの問題に関する見解は、こうである。すなわち、市場は形式的平等、等価性および自

由の水平的関係からなる経済構造を創出する。なるほど、資本主義のもとでは、自由と平等は形式的である。だから市場の廃止を提起することは論理的に見える。しかし、市場の廃止は、自由と平等の経済的基礎の廃止でもある。このように、セルツキーは、マルクスのディレンマを指摘しているのである。しかし、資本主義のもとでの自由と平等の形式性とはなんだろうか。流通過程・市場では、自由な取引が等価交換によって行われているように見える。自由と平等が市場の本質のように見える。しかし、労働者にとっては、「特定の」交換をしない自由はあるが、全く交換をしない自由はなく、その結果として、実際には不等価交換に追い込まれがちとなる。従って、自由と平等は形式的となる。それだけではない。市場における自由と平等の形式性が、形式性のすべてではない。市場における自由と平等の形式性の結果として、労働者が入り込まざるを得ない生産過程、これが支配と従属の世界、つまり不自由と不平等の世界なのである。自由と平等の「形式性」どころのさわざではないのである。自由と平等の否定であり、破壊である。その原因は何か。生産手段の資本主義的所有である。資本主義的生産関係が、その原因である。そうすると、その解決はどこに求められるべきか。自由と平等の形式性および否定の原因の除去に求めるべきである。すなわち、資本主義的所有、資本主義的生産関係の廃止を提起することが論理的であろう。当然マルクスはこのことを提起した。だが、セルツキーは、マルクスは市場の廃止を提起したという前提に立っているため、この論理が分からず、マルクスが、市場の廃止によって、自由と平等の社会的基礎を廃止するというディレンマに陥っている、としか見ない。

このようなセルツキーの謬論は、次のような議論にも現れている。彼は、資本主義と自由の関係についてのフリードマンの意見に与して、こう指摘する。「資本家ですら、どのような交換にも全く参加しなくてよいほど自由ではない……。彼は、それほど自由であつたら、資本家であることをやめただろう。いかなる市場経済においても、自由というものは特定のどのような交換にも参加しないでよい自由としてのみ存在しうるのであり、これで十分な選択の自由である。」³⁷⁾これも市場しか見ない議論である。労働者は、出来れば、資本とは

どんな雇用契約をもせず、独立した生活を望むかもしれない。しかし、彼は、生産手段を持たないがゆえに、必ずどれかの資本と雇用関係に入らざるを得ない。その中で、彼は自由を否定されるのである。そこに、資本主義と自由という点での問題点があるのである。「特定のどのような交換にも参加しないでよい自由」で「十分な選択の自由である」とは言っていられないのである。セルツキーは、資本家もどんな交換にも参加しなくてもよい自由はない、と語る。確かにそうだろう。しかし、彼は、どれかの交換に参加することによって、支配・従属関係に必ず入る訳ではなく、しかもそこで従属する立場に立つわけではないのである（下請け企業は、親会社との関係においては、従属的であるが、反面労働者との関係では、支配的立場に立つであろう）。つまり自由を否定されるわけではないのである。ところが、セルツキーは、資本家も労働者もどちらも「特定のどの交換にも参加しない自由」があるからとして、両者を同じように自由だと見るのである。労働者はできれば交換したくないと考えることがある。だが、一体、資本とは、全く交換をしないことを少しでも望むものだろうか。資本とは必ず交換するものではないか。交換しなければ、剰余価値が実現できないからである。それなのに「資本家ですら、どのような交換にも全く参加しなくてよいほど自由ではない」とはどういうことであろうか。

六 『経済学批判要綱』

セルツキーは、市場と自由の関係についての同様の論点を、マルクスの『経済学批判要綱』を取り上げて論じている。これを次に検討しておこう。彼は、マルクスのディレンマを指摘して、次のように述べている。「マルクスの論理から出てくるのは、こうである。すなわち、一方では市場（物象的依存性）が人格的依存性を破壊するが、他方では人格的独立性が物象的依存性にもとづいている。マルクスによれば、自由な個性は、物象的依存性（市場）の廃止を前提とする個人の全面的発達だけに、もとづけることができるであろう。マルクスは、人間が、市場の廃止をつうじて人間の物象的依存性を克服することによって、同時に人間の人格的独立性の基礎そのものを破壊してしまうという事実、

関心をもっていない。彼は、希少性という条件のもとで、人間の物象的依存性から生じる人格的独立性を保護しないで、どのようにして自由な個性は創出され維持されるのかという問題に、積極的には答えていない。」³⁸⁾これは、もちろんマルクスの論理ではなく、セルツキーの理解したマルクスの論理である。『要綱』におけるマルクス自身の論理については、筆者は別に論じるつもりなので、ここではごく簡単に、セルツキーの論理を批判しておくにとどめたい。人格的依存性を破壊したのは、身分制度・政治的強制から個人を解放した政治的変革である。これによって、資本主義が成立し発展する条件ができたのである。従って、「市場が人格的依存性を破壊」したのではない。逆である。人格的依存性の破壊が市場の全面的発展を促したのである。ここに成立した人格的独立性とは、政治的・市民的解放を意味する。しかし、この自由は、資本主義社会の上にきづかれたものである。それゆえ、その自由は形式的なものである。物象的依存性とは、この資本主義社会の依存性である。資本主義社会の物質的・経済的依存性は、もちろん流通過程と生産過程の両方に現れる。この両方における依存性の程度が、自由の形式性の程度を決定しているのである。セルツキーは、物象的依存性を市場として理解する。流通過程しか、彼の視野にはない。そして市場から人格的独立性が生じる、と逆に理解する。それゆえ、またしても、物象的依存性の克服は市場の廃止意味するとされ、これは人格的独立性の基礎の破壊だと決めつけられる。そして、これがマルクスの論理から出てくるといふわけなのである。マルクスは、物象的依存性が実は人格的独立性を人格的依存性に転化させると考えているのだが、このことがセルツキーには見えないのである。確かに、『要綱』のこの箇所は、「貨幣に関する章」の「貨幣の成立と本質」に関する記述がなされているところであり、マルクスの交換、交換価値、貨幣に関する分析が集中的に示されている。それゆえ、この部分に関しては、セルツキーのように受け取るのも無理からぬところがあるとも言えよう。しかし、注意深く読めば、マルクスは、物象的依存性から人格的独立性が生ずるなどとは言っていないのである。マルクスは次のように語っている。「個人は独立して見え、互いに自由に出会い、こうした自由の中で交換するよ

うに見える。だがそう見えるのは、個人が接触しあっている諸条件、存在諸条件を捨象している者にとってだけである。前者の場合（人格的依存性の段階…筆者注）、個人の他の個人による人格的制限として現れる規定性は、後者の場合（物象的依存性の上に立つ人格的独立性の段階…筆者注）には完成されて、個人から独立した、それ自身のうちに伏在する関係による個人の物的制限として現れる。」³⁹⁾「この物的依存関係は、外見上独立した個人に自立的に対立する社会的な諸関係にはかならない。つまり個人自体に対して自立化した相互的な生産上の関係にはかならない。」⁴⁰⁾「こうした外部の諸関係は依存関係の除去であることは極めて少ないのであって、依存関係を一般的な形態に解消するだけのことであり、むしろ人格的依存関係の一般的根拠を作り出すものである。」⁴¹⁾この中で指摘されている「存在諸条件」、「個人から独立した、それ自身のうちに伏在する関係」、「社会的な諸関係」、「生産上の諸関係」そして「こうした外部の諸関係」とは、皆同じ事柄をさしており、これによる個人に対する制限や支配が、物的制限であり、物的依存なのである。この物的依存は人格的依存の一般化であって、人格的独立は「外見」だけのことである。つまり、「諸関係の支配」とは、あらゆる幻想をぬぐい去れば「人格的依存に再び変じている物的依存」である⁴²⁾。では、諸個人を支配し、依存せしめ、その人格をも損なう諸関係とは何か。これを、セルツキーのように、市場関係とだけ捉えるのは軽薄であろう。「近代世界においては、人格的諸関係は生産関係、交換関係の純粋な流出として現れ出てくる。」⁴³⁾このように、物象的依存性とは、生産・交換を含む経済的諸関係から、諸個人が解放されていないことを意味しているのである。個人をここから解放し、合わせて「外見的」に過ぎない個人の独立に中身を与えること、これが次の段階の課題であろう。

七 政治と経済の分裂

長々と、セルツキーがどのようにマルクスを批判するかを見てきたのであるが、もう一つだけ、セルツキーが、マルクスにおける政治と経済の「分裂」を暴いているところを検討しておきたい。

セルツキーは、マルクスが『哲学の貧困』で、工場内分業を社会全体に適用すれば、一人の人物が共同体の成員に仕事を配分する社会になるだろう、と語っている箇所を引用し、「マルクスの言うことから察すると、このような編成はひとえに歓迎されるのみであらうということになる。しかし、社会における増大した権威はどうするのか、…マルクスは気にかけていないように見える」と述べている⁴⁴⁾。セルツキーは、ここでのマルクスの言説を、マルクスが一国一工場論者であることの論拠として引用している。しかし、筆者には、セルツキーの断定が先にあって、あれこれの箇所から証拠らしきものを集めていると思われるのではない。例えば、マルクスは、社会内分業と工場内分業に関連して、次のように述べている。「われわれは、一般的に次のように規定することさえできる。すなわち、権威が社会内部の分業を支配することが少なれば少ないほど、分業は、工場内部でますます発達し、そこでますますただ一人の人間の権威の支配下に入っていく、と。このように、工場における権威と社会における権威とは、分業については、相互に反比例しているのである。」⁴⁵⁾この部分をセルツキーの論理で解釈すれば、どうなるであろうか。彼は、マルクスが工場内分業の編成を社会全体に適用することを主張した、と解するのであるから、この部分でマルクスは、社会全体を一人の人間の権威の支配下におくことによって、工場内部の権威を少なくしようとしたということになる。果たしてそうだろうか。この社会と分業の関係についてのマルクスの説明に、ちょうど対応しているのが、社会と交換についての先の『要綱』の記述である。すなわち、人格的依存性を特徴とする社会には、交換が未発達な段階が対応しており、人格的独立を特徴とする社会には、交換の発達した段階が対応する。しかし、この人格的独立の社会では、人間は物象に依存している。こうである。これに対するセルツキーの理解は、物象的依存性を廃止すれば人格的独立性が破壊される。人格的依存性が復活した社会で、どうして自由な個性が生まれるのか、というものであった。一体、マルクスは、物象的依存性の廃止によって人格的依存性を復活させ、社会全体を一人の人間の権威の支配下におこうとしたのであろうか。マルクスはどのように語っているか。「すべての労働生産物、

力能、活動の私的交換は、個人相互間の上位下位の位階的關係の上にうちたてられた配分に対立しているとともに、生産手段の共同的な領有と規制との基礎のうえに協同している諸個人の自由な交換とも対立している（後者の協同生活は、決して恣意的なものではない。即ちそれは、物質的および精神的な諸条件を前提としている）」⁴⁶⁾。「諸個人の普遍的な発展のうえに、また諸個人の社会的力能としての彼らの共同体的・社会的な生産性を従属させることのうえにきずかれた自由な個性は、第三段階である。第二段階は第三段階の諸条件を作り出す。」⁴⁷⁾このようにマルクスは、生産手段の共同体的所有と規制にもとづく、自由な諸個人の協同を、第二段階での諸個人の普遍的発展、すなわち物質的（希少性の克服）・精神的諸条件の発展を前提として考えていたのである。そして、この共同体的所有と個人の自由との関係について「労働者は、その労働手段の所有者となるときのみに、自由となる——これは、個人的形態あるいは集团的形態をとることができる——個人的所有形態は経済的發展によって廃除され、日ごとにますますそうなる——従って共同所有の形態だけが残る」⁴⁸⁾と指摘している。つまり、労働者は、資本主義社会においては、生産手段を所有していないことによって、物象的依存を強いられ、その結果人格的独立も外見だけにとどまっている。従って、共同体的所有によって、物象的依存性を克服し、これによって初めて、人格的にも、物的にも自由となる。このようにマルクスは考えていたのであって、一国一工場によって、一人の人間の權威の支配下に社会をおき、諸個人を上位下位の位階的關係に押し込めて、人格的独立性を破壊しようとしたわけではない。このことは明らかであろう。

ところで、既に見た通り、セルツキーは、マルクスが政治領域では自治的共同体を、経済領域では一国一工場の中央集権システムを構想している、と考えている。マルクスにおいては、共同体は政治組織ではなく、その組織が本質的に経済的な社会的実体に過ぎない。ところが、経済組織は、中央集権的に組織されるから、自治的な共同体は経済組織になりえず、経済組織は共同体たりえない。このように、セルツキーは、鬼の首を取ったように、マルクスの矛盾を指摘しているのである。しかし、上述のとおり、マルクスの経済領域の構想は、

自由な諸個人の共同体である。セルツキーが指摘するとおり、マルクスの政治領域の構想は自治的共同体である。とりわけ、国家死滅後の社会では、その共同体は政治性を失い、単なる経済的組織になってしまうと考えられている。ここには、マルクスの理論における、政治と経済の完全な統一以外のものは見当らない。自由な諸個人の自治的共同体における、政治と経済の合一がマルクスの構想だと言って差し支えないであろう。確かに、マルクスは、私的交換と対立するところの、「生産手段の共同的な領有と規制との基礎のうえに共同している諸個人の自由な交換」の具体的青写真を描いてはいない。だが、セルツキーは、これを一国一工場的中央集権システムと断定し、この前提に立ってマルクスを読んだが為に、経済組織と共同体とがどうしても合致せず、政治と経済とが対立することになってしまったのである。ディレンマに陥っていたのは、マルクスではなく、セルツキーだったのである。

八 民主主義的社会主義の諸原則

さて、セルツキーは、市場的社会主義こそが民主主義的社会主義たりうるのだと考え、その基本的諸原則を次の様に掲げている。

1. 労働が所得のただ一つの源泉である。
2. 生産手段は社会的に所有されており、それを使用するものによって管理される。
3. 生産手段の社会的所有は、国家から分離されている。
4. 固定資産の社会的本質を反映するのは、集団的使用者が社会的ファンドに払い込む租税である。
5. 生産企業と商業企業は、国家から自立的であり、且つ相互に独立している。これらの企業は、中央の指針的計画によって規制される市場の枠組内において活動する。
6. 保健・教育・福祉サービスを提供する諸機関は、完全に市場から分離されている。
7. 公共的サービス・公益事業（芸術・文化・科学が含まれる）を供与する

- 諸機関は、市場から完全に分離されているか、または部分的にそうである。
8. 中央銀行は国家によって直接的にコントロールされる。商業銀行は市場セクターと非市場セクターの両者に対する公共的事業だと考えられる。それゆえ、商業銀行は第10項にあげられている企業や機関として管理される。
 9. 市場において活動する労働単位の直接的管理への参加権は、労働から引き出される。
 10. 市場から完全にあるいは部分的に分離されている労働単位の直接的管理への参加権は、労働と所有と、供与されるサービスやユーティリティーズの消費とから比例的に引き出される。
 11. 社会的な生産手段に対する間接的政治支配への参加権および規制への参加権は、市民としての各人の地位から引き出される。
 12. 所得は、労働の成果に対する各人の貢献に応じて分配される。
 13. 保健・教育サービスや労働不能者に対する社会的便益は、各人の必要に応じて分配される。
 14. 生産手段の社会的所有からの配当は、社会的投資ファンドに蓄積される。
 15. 経済的平等は、生産手段や保健・教育サービスや社会的便益さらに自主管理に対する各個人の平等な接近から成り立っている。経済的平等は所得の平等主義的分配を含まないので、諸個人は、その本質において平等であるとしても、その存在において不平等である。
 16. 自主管理という原則は、ミクロ経済にのみ限定されている。
- 以上である⁴⁹⁾。

セルツキーは、上記の諸項目には、最も重要な社会主義的諸原則が維持されている、とする。すなわち、搾取がなく、土地と資本の私的所有がない。必要に応じた分配の若干の要素（保健と教育）と結合された労働に応じた所得分配。マクロ経済の代議制民主主義支配と結びつけられたミクロ経済における自主管理。市場の社会的規制と社会的コントロールの用具としての中央計画化。社会的福祉の最大化と結び付いた合理的経済計算、等々である⁵⁰⁾。同様にまた、

彼は、ここには自由主義的諸原則も維持されている、と考える。つまり、政治権力と経済力の分離。自立的労働単位への経済力の分散。ミクロ経済的意思決定の分権的システム。消極的自由と積極的自由の最大化。技術革新の手段としての競争。機会均等。職業の自由選択、等である⁵¹⁾。これらはまた、政治的民主主義と自由についての必要条件でもある⁵²⁾。ここでは、社会的利害対立が存在するので、これを調停するために複数政党制が必要だと、彼は指摘する。但し、利害の一致が可能な共同体組織たるミクロ経済単位の中に党派性を持ち込めば、労働者自主管理が破壊されるので、ここには党派的对立が入り込んではいならない。逆に、利害対立の全体社会に共同体型編制を持ち込めば、政治的民主主義が破壊されるので、こちらのほうは多党制でなければならぬ⁵³⁾。

次に、セルツキーは、現代の資本主義に労働者自主管理が適用できないかを考察し、これを可能と結論づけている。彼はまず、現代においては、資本の所有と経営とが分離しており、また自由主義はこの分離を既に受け入れているのだから、誰が経営権を行使するかは、便宜的な問題となっている。今日の自由主義の民主主義的性格からして、労働者自主管理が最適だと考える⁵⁴⁾。現代の資本主義は、非民主的な三つの官僚的力、即ち企業、国家、労働の三極構造からなっており、この中で労働は経済的決定権を奪われており、無責任に行動している⁵⁵⁾。この三極システムは、増税、官僚制強化、労使対立激化、インフレーションの悪循環から逃れられない⁵⁶⁾。これを解決するには、国家が私企業を収容するか、伝統的自由主義的資本主義に回帰するか、労働者自主管理の導入か、どれかである。第一のものは自由主義にも、民主主義にも反するし、第二のものは夢想、従って労働者自主管理しかない⁵⁷⁾。もちろん、資本主義への労働者自主管理の導入は、政治の問題であって、これを掲げる政党が、労働組合の支持を得て、立法府を通じて、ということになろう。私有財産の維持を望む自由主義者も、国有化より労働者自主管理を受け入れるほうが得策だと考えるであろう⁵⁸⁾。要するに、自由主義原理と労働者自主管理資本主義とは、理論的にも、政治的にも、実践的にも一致しうる⁵⁹⁾。

九 若干の問題点

さて、以上のセルツキーの議論について、若干の検討を加えておきたい。まず民主主義的社會主義の基本的諸原則であるが、これは、諸個人が經濟活動の主体・生産手段の眞の所有者であるための様々な工夫として、評価してよいと思う。マルクスが語る「労働者は、その労働手段の所有者となるときにのみ自由となる」、そのための「共同所有の形態」が則るべき諸原則と言ってよいのではないかと考える。もちろん、これらは鑄型の如きものではなく、それぞれの社會の特徴に応じて多様であり、いくつかの項目が削られたり、他の項目が付け加わったりするであろうが、いずれにせよ、実践の中で、より良くより詳細に仕上げられるべきものであろう。従ってここでは、一つ一つ取り上げて論ずることはしない。但し、セルツキーは、これらの諸原則を、ソ連等のスターリン型「社會主義」への批判から引き出してくればよかったのである。マルクス批判に多言を費やす必要はなかったのである。しかもセルツキーは、これらの原則を、「マルクスの市場論」批判から引き出しており、マルクスの生産關係論からは引き出さなかった。しかし、社會主義の必要性・必然性は、資本主義的生産關係から導き出されるものである。従って、セルツキーの提起する「市場的社會主義」の中の「市場」の必要性・必然性は理解できるのであるが、「社會主義」の必要性・必然性のほうが今一つ判然としてこないのである。この点が、恐らくは、彼が労働者自主管理資本主義は可能だとしていることの理論的背景をなしているであろう。そしてまた、後に指摘するように、彼の現代資本主義に対する甘い見方とも関連しているであろう。

ところで、労働者自主管理資本主義の方は、いろいろと問題がありそうである。セルツキーが議論の前提としている「資本と経営の分離」が、まず問題となるであろう。巨大銀行資本が中心となった企業グループの存在、その中の各企業の系列下にある多数の下請け企業も含めて、グループ内での株式の相互持ち合いや経営者の相互派遣、という形態をとった資本の存在は、容易に「経営との分離」という特徴づけを許さないほどの実体を伴った権力である。これら

数企業グループによる経済全体の寡頭制的支配。財・政・官三位一体構造による政治支配とイデオロギー支配。これらは、労働組合をも支配構造の中に巻き込む。これが、現代資本主義の社会と政治の実像ではなかろうか。しかも、セルツキーは現代自由主義の民主主義的性格をいうが、周知のとおり、現代資本主義は、彼が夢想だとする伝統的自由主義への指向を強めているのである。ソ連崩壊後は、その加速度が強まっているとさえ言えるのである。従って、労働者自主管理資本主義は、仮に可能であるとすれば、社会主義への、国家権力を用いての移行の形態としてのみ存在しうるのである。そうでなければ、それは、労働者の代表による、ないしは労働者の名を騙った、資本のための、労働者に対する支配の形態となるであろう。だが、セルツキーは、現代の悪循環を解決し、民主主義的な方向で資本主義の存続をはかる一形態として、これを考えているのである。彼がこのように考えることの理論的背景として、現代資本主義国家を協同的社会組織だとする、彼の見方を指摘できる。彼は主張する。「ブルジョワ政治家や官僚は、公事の問題に一層公平に接近する。彼等は、短期的経済的利得よりもバランスのとれた権力や政治的安定性のほうをはるかに重んじる。官僚は、ブルジョワジーの利害と短期的にも長期的にも対立する彼らの特殊利害に気がついている。」⁶⁰⁾「支配階級からの国家機構の独立性が増大する過程は、資本の形式的所有者からの企業テクノクラシーの独立性の増大と並行して進行する。こうして、国家は、市民社会から疎外され分離された、相対的に独立した機構に徐々に転化されつつある。換言すれば、国家はそれが常に見せかけてきたものになりつつある。」⁶¹⁾こうである。だが、これは、先にみた現代資本主義国家の実像に合致しているか。

注

- 1) 小論では、Selucký, R., *Marxism, Socialism, Freedom*. (London, 1979) 宮鍋戦他訳、『社会主義の民主主義的再生』（青木書店、1983年）を取り上げる。以下では、訳書については、著者名と頁数のみを記す。
- 2) Selucký, 3頁。 3) Selucký, 15頁。

- 4) Selucký, 17頁。 5) Selucký, 18頁。
- 6) Selucký, 18頁、21頁。
- 7) Selucký, 28-31頁。
- 8) Selucký, 47-51頁。
- 9) Selucký, 52頁、60頁。
- 10) Selucký, 60-64頁。
- 11) Selucký, 70頁。
- 12) Selucký, 85-87頁。
- 13) Selucký, 94-95頁。
- 14) Selucký, 95-97頁。
- 15) Selucký, 99頁。
- 16) Selucký, 100頁。
- 17) Selucký, 117頁。
- 18) Selucký, 118頁。
- 19) Selucký, 103-104頁。
- 20) Selucký, 107頁。
- 21) Selucký, 119頁。
- 22) Selucký, 12頁。
- 23) Selucký, 14頁。
- 24) Selucký, 15頁。
- 25) Marx, K., Engels, F., *Werke*, Ergänzungsband erster Teil (Berlin, 1968). 『マルクス＝エンゲルス全集』、第40巻、431-434頁。以下、M-E, *Werke* と略記し、訳書の巻数及び頁数のみを記す。
- 26) M-E, *Werke*, 第40巻、434-435頁。
- 27) M-E, *Werke*, 第40巻、435-438頁。
- 28) M-E, *Werke*, 第40巻、438頁。
- 29) M-E, *Werke*, 第40巻、439頁。
- 30) Selucký, 14頁。
- 31), 32) Selucký, 21頁。
- 33) Marx, K./ Engels, F., *Gesamtausgabe*, II-5 (Berlin, 1983), S. 290. 以下、MEGA と略記す。
- 34) Selucký, *op. cit.*, p. 14.
- 35) MEGA, a. a. O.
- 36) Selucký, *loc. cit.*
- 37) Selucký, 196頁。但し、この訳文は、*Ibid.*, p. 144 に基づいて、訳書のものとは少し変えた。
- 38) Selucký, 34頁。
- 39) Marx, K., *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, (Rohentwurf) 1857-1858*, (Berlin, 1953). 高木幸二郎監訳、『経済学批判要綱（草案）1857-1858年』（大月書店、1958年）、

84頁。以下、*Grundrisse* と略記。

40), 4. \), 43) *Grundrisse*, 85頁。

44) Selucký, 20頁。

45) M-E, *Werke*, 第4巻、156頁。

46) *Grundrisse*, 80頁。

47) *Grundrisse*, 79頁。

48) M-E, *Werke*, 第35巻、194頁。

49) Selucký, 244-245頁。但し、訳文は、原文によって、少し変えてある。

50), 51), 52) Selucký, 249-250頁。訳文は少し変えた。

53) Selucký, 250-251頁。

54) Selucký, 263頁、266頁。

55) Selucký, 264-265頁。

56) Selucký, 267-268頁。

57) Selucký, 269-273頁。

58) Selucký, 277-279頁。

59) Selucký, 280頁。

60) Selucký, 84頁。

61) Selucký, 85頁。

マクファースンと非市場的民主主義

白 石 正 夫

Macpherson and Non-Market Democracy

Shiraishi, Masao

Abstract

M. Friedman, as I touched in my paper: Capitalism, Socialism and Freedom, argues that capitalism can guarantee political freedom because of its having free-market economy and socialism cannot do because of its non-market economy. C. B. Macpherson is in disagreement with Friedman on this point. Macpherson asserts that capitalism cannot be democratic because of its free-market economy that inevitably decreases freedom. He goes on to examine the requirements for a democratic society. He also examines the causes as to why the existing socialism does lack the political freedom. The present paper analyses these propositions in Macpherson's theory of democracy.

目 次

- はじめに 市場は万能か
- 一 フリードマンとマクファースン
- 二 資本主義的市場社会
- 三 非市場的民主主義
- 四 資本主義と政治的自由
- 五 非市場的民主主義の問題点
- 六 市場的民主主義
- 七 ソ連型「社会主義」をどう見るか
- 八 ソ連型の原因・追加的考察

はじめに 市場は万能か

ソ連・東欧における「社会主義」の崩壊という事態を前にして、その「社会主義」の失敗の原因を、非市場経済という経済システムに求める見方がある。しかし、この点に原因の一つがあったというのは正しいであろうが、それが原因のすべてだとするのは、間違いであろう。従って、市場経済を導入すれば、すべてが解決するのだというのがごとき市場経済万能論は、問題をねじ曲げ、今度は逆の失敗を生み出す原因となるであろう。それゆえ、今日、旧ソ連等に見られるような、単に市場経済の導入にとどまらず、資本主義的市場経済こそが問題を解決する鍵だとする資本主義的市場経済万能論は、人々をパラダイスへ誘導するどころか、人々に幻想を抱かせ、迷路に迷い込ませる結果となるだけであろう。スターリン型「社会主義」を経験しなければならなかった苦しみの数十年の次に、今度は、人々は、弱肉強食のジャングル生活の数十年間を経験させられることになるだろう。このような迷路に迷い込んだ最初の感想を、ポーランドのワレサ大統領は次のように述べている。「西側諸国は、自分たちの金儲けに熱心なだけで、少しも我々を援助してくれない」と。

さて、そのようなわけで、資本主義市場信仰が流行する現代において、今一度、資本主義市場がいかなるものか、どのような本質をもったものかを、確認しておくことは大切である。小論では、C. B. マクファースンの理論を取り上げる¹⁾。彼は、資本主義的市場社会は、民主主義を保障しえないので、道徳的に正当化することができない、と批判する。資本主義社会の基礎になっている「市場的人間概念」を放棄しなければ、資本主義社会は、正当性の危機を迎えるというのである。なぜなら、「市場的人間概念」は、希少性の克服のために、歴史的必要から導入されたものに過ぎず、希少性克服の見通しが出てきた現代社会には不必要なものであるからだ、と彼は考える。この人間概念を捨て去らないかぎり、いくら希少性が克服されても、相変わらず人間は、物質的生産活動、無限の欲望を充足するための活動に全力を費やさねばならず、人生を人間の諸能力の実現というもう一つの人間活動の方に転ずることができない。マク

ファースンは、このように主張するのである。果たして、希少性の問題の解決の見通しがあると言えるかについては、疑問があるところであろう。発展した一部の諸国については、そう言えるかもしれない。しかし、そのような国の富も、未だ全く希少性段階から脱していない諸国を踏み台にしたものという側面を拭い去ることができないこと、希少性克服のレベルを維持するために依然として生産活動に大きな精力を注ぐ必要があること、世界全体としては希少性が普遍的であること、世界経済との連関から離れて、少数の諸国だけが180度違った経済システムを採用することは困難であること、とりあえずこれらの疑問が出されよう。だとすれば、依然として人間は、物質的生产活動に大きな力を注がねばならないことになり、市場経済をなくすることができない。とはいえ、今日の人間の生産活動と、オゾンホール拡大・酸性雨・地球温暖化等との関連の問題を考えれば、希少性の克服どころか、サーヴァイヴァルのために、単に資本主義の規制というだけでなく、市場システムの規制が必要であることは、歴然としている。また、人間活動の方向転換をはからなければ、希少性が克服できる生産性のレベルに達してもなんら事態は変わらない、というマクファースンの指摘もそのとおりである。そこに、マクファースンの問題提起の鋭さ、深さ、そして重さがある。以下に彼の主張を見ておこう。

一 フリードマンとマクファースン

拙稿で検討した通り、フリードマンの議論は、資本主義・社会主義・自由という問題をめぐって展開されていた²⁾。その際、彼の主張が、個人の経済的自由（筆者が整理したような意味での）と政治的自由の関係にとどまっていたならば、あるいはそれらの自由との関連において市場が果たする役割についての言及にとどまっていたなら、彼は正しかったと言えよう。後は、そのような関係を具現化する社会の探究が、理論的課題になるだけである。ところが、彼はそこにとどまらず、というよりは、彼においては、それらは理論的トリックに過ぎず、資本主義と政治的自由の関係という、彼が一番主張したかった結合関係を論証するための手段の役目を果たしているだけなのである。従って、彼

にとっては、資本主義が自由を保障しうる最良の社会なのであるから、それ以上によい社会を探究するという課題は、何もないことになる。それに対して、同じく資本主義・社会主義・自由の問題を、全く反対の立場から展開しているのが、マクファースンである。彼は、資本主義を批判しつつ、既存の「社会主義」国の自由のない現状をも確認し、すべての人間に自由を保障しうる社会はどのようなべきか、を理論的に追究している。

フリードマンは、「資本主義イコール自由市場経済・ゆえに自由」、「社会主義イコール非市場経済・ゆえに不自由」、という等式を立てた。マクファースンは、全く正反対に、「資本主義イコール自由市場経済・ゆえに不自由」、「社会主義イコール非市場経済・ゆえに自由（現在は不自由だが、それには歴史的な原因があるのであって、将来は自由になりうる）」という等式を立てている。もっとも、マクファースンにおいては「社会主義イコール非市場経済」の部分は、そのようにはっきりと明言されているわけではないが、全体の文脈からいって、こう理解して差し支えないであろう。フリードマンとマクファースン、これ程対象的なものは他にないのではないだろうか。

二 資本主義的市場社会

さて、ではマクファースンは、どのように資本主義を批判するのか。彼の論文「民主主義の極大化」では、次のように主張されている。すなわち、資本主義的市場社会は、その本性上、ある人々の力を他の人々へと継続的に、強制的に移転させる社会である。従って、人々の潜在的諸力を行使し発展させる自由を減少させる。それは、資本・資源がごくわずかのの人々によって所有され、大部分の人々はそれらを所有していない、という資本主義社会の本質のためである。資本とその他の物的資源は不可欠の労働手段であり、それらに接近できなければ人は生計を立てられず、自らの潜在的諸力を行使し、発展させ、またその結果を享受することができない。自分自身の労働手段を持たない人々は、他人に代価を支払って、それに接近しなければならない。それゆえ、この社会は、大部分の人々が人間らしく生きる力を減少させる³⁾。また『現代世界の民主主

義』でも、資本主義的市場社会は、無制限の所有を目指しての自由競争の結果として、大多数の所有しない人々の自由と人間性を否定する、というディレンマに陥っている、と指摘されている。⁴⁾そして、そもそも無制限の個人的所有の権利は、資本主義的市場社会の必要によって設定されたものであって、その権利の設定には何らかの道徳的正当化が必要であった。それを直接正当化するためには、「人間の本質は、無限の所有者であるという点にあり、それは道徳に合致している」という仮説が必要であった。だが、富への執着は自然であり善の根源とする仮定は、余りにも正義に反し、道徳的基礎として役立たない。それよりも道徳的正当化に適した仮定があった。それは「人間は無限の消費者・欲求者であり、それは道徳に合致している」というものであった。その際、消費・欲求の対象が、消費財であるのか、土地・資本であるかの区別はなされなかった。一般には消費財の消費者・欲求者を意味すると受け取られた。このように「無限の土地・資本の所有者」の代替物として「無限の消費者・欲求者」（従って無限の所有は道徳的）という仮説が導入されたのである⁵⁾。この無制限の所有権の確立によって、物質的労働手段の所有の集中が生じ、先の「力の移転」がもたらされた、というのである。だが、この仮説は、希少性の克服・生産性の増大のために、歴史的必要によって導入された人間概念であって、人間の生まれつきの特徴という訳ではない。しかも、今日ではテクノロジーの発展の結果、希少性の問題は決着がつきうるという見通しが出てきており、「無限の欲求者」としての人間概念がなくてもやってゆける生産性のレベルに到達しつつある。従って、この不自然で、誤っており、間に合わせ的な人間概念を捨て去らねば、「自由主義的民主主義社会」は正当性の危機を迎えるであろう、とマクファースンは考えている⁶⁾。前出『現代世界の民主主義』では、その点は次のように表現されている。資本主義的市場社会のディレンマは、「欠乏」の所産である。つまり、人間の「無制限の欲求に対する欠乏」を克服するため、「無制限の獲得の自由」という刺激によって、生産性を増大させる必要があった。このように、この「欠乏」概念は資本主義的市場社会の産物であり、これが先のディレンマを生み出したのである。現在では、急速な生産力の増大

の結果、「欠乏」の概念は時代遅れのものになり、それを放棄する時機が到来している。つまりディレンマの解決の展望が出てきているのである。従って、資本主義国は、「欠乏の道徳」、「所有的市場道徳」、「獲得・所有」という人間の「市場的概念」を放棄しなければ、正当性がレヴェル・ダウンしよう。

以上のように、マクファースンは、資本主義的市場社会を批判し、人々に「市場的人間概念」を放棄して、より民主主義的な社会へ前進することを提唱しているのである。

三 非市場的民主主義

さて、そこで以下に、彼の「非市場的民主主義理論の諸問題」によって、民主主義社会をめぐる問題に対する彼の分析を見ておこう⁷⁾。彼においては、民主主義社会とは、すべての人間の「発展的力」（自分の人間的な潜在的諸力を行使し発展させる能力）を最大化する社会である。もし社会が、誰に対しても障害を設けないなら、潜在的諸力は継続的に発展する。そこで、資本主義的市場社会から完全な民主主義社会へと進むためには、この障害物を明らかにし、この障害物を少なくする社会形態を見いださねばならない。このようにマクファースンは考える。そこで次に、この障害物について述べている。彼は、社会・政治理論が論すべきは、社会的に可変的な障害であるとし、三つの障害を挙げている。すなわち、(1)十分な生活手段の欠如、(2)労働手段への接近の欠如、(3)他人による侵害からの保護の欠如、以上である。この(3)の「他人による侵害からの保護」は、自由主義的民主主義諸国で多かれ少なかれ適切に行われている、と彼は語る。(1)と(2)については、それぞれ生活手段の希少性、労働手段の希少性があれば、障害は除去できないとし、次のように述べる。生活手段の希少性は、たとえ技術革命によって生産性が増大しても、人々が「無限の欲求者」という市場的人間概念に立つかぎり、なくならない。市場的人間概念を放棄し、人々が、自分を「人間的諸力の発揮者」と考えるようになれば、希少性はなくなる。また、労働手段の希少性とは、それを所有しない人々にとっての希少性のことである。彼らの人間的諸力は、労働手段への接近に際して移転すること

によって減少し、また彼らの労働やその他の活動が自身の意識的コントロールを欠いていることによって、移転量以上に減少する。従って、彼らにとっての希少性をなくすためには、労働手段への平等な接近が図られる必要がある。かくて、三つの障害が取り除かれた社会こそ、我々の求める社会形態、すなわち民主主義社会である。

四 資本主義と政治的自由

以上が、マクファースンの民主主義理論の概要である。そこで次に彼の理論の問題点を検討しよう。まず、彼が民主主義社会への障害の三つ目にあげている「他人による侵害からの保護の欠如」に触れておこう。この中には個人の政治的自由に対する侵害が含まれることは当然である。マクファースンは、この障害の除去は、自由主義的民主主義国家によって多かれ少なかれ適切になされているとしているが、果たしてそうであろうか。言うところの「自由主義的民主主義国家」たる資本主義社会では、思想による就職差別、思想や所属労組による差別待遇、企業ぐるみ選挙における選挙運動の強制、その他雇用主は、陰に陽に労働者とその家族が平和・市民運動に加わるのを嫌い、これを妨害する等、これらのことは広範に行われている。たとえ国家と個人の関係において政治的自由が認められていても、個人が生きていくために雇われるという雇用関係の中で、その自由が否定されるということが起こっているのである。労働者が人口中の大多数を占める資本主義国家では、労働者たちは、食って生きていくという肝心要の関係の中で、実際には自由を行使しえない状況にある。そのことが、資本主義国家が、いわば鷹揚にも憲法において政治的自由の保障を明記し、「自由主義的民主主義」国家を自称することを可能ならしめているのである。このような構造連関の中では、雇用主の権力と結合しがちな国家権力は、国家と個人との関係における自由、憲法上の自由をも保障する意思を持たないであろう。これらは、まさに、「他人による侵害からの保護の欠如」の最大のものであり、非民主主義社会の重要な指標である。そしてまた、これこそ、人々が民主主義思想をわがものとし、(1)と(2)の障害を除去する運動に取り組み、

民主主義社会へと前進する、このこと自体を妨げているのである。従って、この障害の資本主義社会における状況を軽く考えるのは間違いである。

五 非市場的民主主義の問題点

次に、マクファースンの民主主義社会が、どのような特徴を持っているのかを検討しよう。既述のとおり、彼は、民主主義社会に進むためには、「市場的人間概念の放棄」が必要だと指摘する。その際、この「市場的人間概念の放棄」が「市場経済の放棄」を意味するのかどうか、その点を明言していない。しかし、彼は民主主義の「非市場的」理論を検討し、それを論文のタイトルにもしていること、またその他の文脈全体からも、彼の考える民主主義社会は、市場経済を持たないと理解してよからう。このことは、彼が既存の「社会主義」について語る際、市民的政治的自由の欠如を批判的に取り上げるが、その非市場経済に何か問題があるとは捉えていないことから窺える⁸⁾。また、フリードマンが「社会主義は非市場経済ゆえに、政府が唯一の雇用主であり、従って政府批判の自由を保障しえない」と論ずるのに対して、マクファースンは「社会主義国家は産業ないし経営の権限委譲をいくらでも行うことができるので、多数の雇用主が存在することは可能」と反論しているが、そのことが市場経済を意味するとは全く述べていない⁹⁾。かくて、マクファースンの民主主義社会は非市場経済だと判断できる。

さて、非市場経済は、どのような特徴を有しているだろうか。それは、中央計画指令型であれ、「権限を委譲」したタイプであれ、政治権力ないし行政機関が、経済活動を直接組織することになろう。そうすると、その政治権力がいかに民主主義的に組織されたとしても、そこには膨大な官僚機構が必要であろう。ミニ国家ならばともかく、巨大な現代国家の経済生活を網羅するためには、どれだけ多数の人員を抱えた行政機関が必要かは、ソ連の例がある。巨大な官僚機構の存在は、それ固有の利害を生み出す。その利害が、政治と経済の双方に貫徹しがちである。そのことは、政治的自由にとって有利に作用しないであろう。また、経済の動きは、これを完全に予測し、完璧に計画し、組織し尽す

ことは不可能であるがゆえに、官僚組織による経済の指導はかえって無駄や非効率の原因となる。このシステムはまた、下部にいくほど活動に対する受け身の姿勢を育みやすく、人々の自発性、創造的活力を枯渇させる。これは経済的生産性の低下に導く。これらの欠陥は、マクファースンの言う「市場的人間概念の放棄」が完全であれば、少なくなるかもしれない。しかしそれが放棄できていない場合、あるいはその状態への過渡期には、その危険はなくなる。ましてや、希少性が存在していれば、それらの欠陥は致命傷となろう。その点は、ソ連型「社会主義」で経験済みである。これでは、民主主義社会どころではなくなってしまう。

六 市場的民主主義

非市場社会には問題が多いからといって、全く逆にすべてを市場経済に委ねてしまうのも間違いであろう。環境・エネルギー・資源・土地問題、教育・医療・老人・障害者・難病問題等々、市場に任せられない、任せてはならない問題が多々ある。現代国家では、政府による経済活動の計画・組織化は避けられない。ましてや、民主主義社会ではそうであろう。しかしながら、経済活動を政治権力とは相対的に独立に組織し、多元的な経済主体が、市場という方法で活動することは、経済的自由と政治的自由の両方にとって必要ではないだろうか。世界全体として、未だ「真の」希少性の問題が解決し得ていない間は、希少性の解決のためにも、ある程度の経済的不平等を前提として、欲望達成のための競争によって生産性の向上をはかるシステムが必要ではなからうか。社会的弱者や敗者に対する社会的救済、再配分の制度は当然のこととしてもである。もちろん、資本主義的所有に基づく市場経済では、お話にならない。それは、非所有者の「力の移転」、「人間性の減少」を生み出し、民主主義社会をもたらさない。ところで、マクファースンにおいては、その「移転」と「減少」は、労働手段の非所有者が、それに自由に接近できないことにより、また彼の生産活動と生産外の活動が、自分の意識的コントロールを欠いていることによって生じたのである。従って、これの解決のためには、「労働手段を所有すること」、

所有していないとしても、「代価なしに自由にそれに接近できること」、「労働が自分自身の意識的コントロールのもとで行えること」、これらのことが必要である。そしておそらくこれらのことは、同一のことを意味しているであろう。この原則が実行されるような市場システムを考えればよいのである。別稿で筆者は、その点を、個人が経済的自由の担い手・経済活動の主体たりうること、と表現した¹⁰⁾。個人が暮らしを成り立たせていく上で、政治思想や政治活動を理由にして、障害、制限や差別を課せられないこと、これらが大切と述べた。これらが成り立つ市場経済が必要なのである。もちろん、自由に暮らしは成り立たせることはできるが、政治活動は禁止というのでは、民主主義たりえないから、政治的自由のシステムはそれとして重要であることはいうまでもない。さて、そのような市場システムが具体的にどのようなものであるのか、青写真のごときものを描くことはできない。ただ既に示したように、理論的原則を示しうるのみである。実際には、実現されるべきシステムは、青写真に基づいて一気に鋳型にはめて成型するという方法ではなく、それに先立つシステムからの一歩また一歩の改革という仕方では具体化されていくであろう。従って、一義的ではなく、一義的に決定しえない性質のものである。おそらく、そのシステムは、個人的所有、複数の個人の共同所有、協同組合型の所有、従業員全員の所有、地方自治体所有、国有等々、非常に多様な所有・占有形態の企業体による市場システムであろう。それらの諸形態を貫く共通点は、個人が真の所有主体としての地位を保障されるように、様々な工夫がなされているという点である。

さて、市場経済と自由との関連について、J. ロールズが極めて興味深い指摘をしているので、ここに引いておきたい。彼は次のように述べている。あらゆる体制は、従って資本主義も社会主義も、正常なら、産業諸部門への投資の配分と諸個人への所得の分配のために市場を利用し、また職業と職場の選択の自由を許す。これらが妨げられるのは、どちらも指令経済の下においてだけである。自由市場の利用と生産用具の私的所有との間に本質的結びつきはない。社会主義もこの利点（効率性はその一つである）を利用しうる。市場システムの一層の利点は、必要な制度が与えられれば、それが平等な自由及び機会の公正

な均等と両立するという。また市場の体系は、経済的権力の行使を分権化する¹¹⁾。以上である。資本主義的市場システムが、平等な自由・機会の公正な均等と両立し、経済権力の行使を分権化する、という点には疑問が差しはさまれるであろう。しかし彼にあっては、資本主義社会も、正義にかなうためには、彼の考えた正義の原理を満たしていなければならず、その正義の原理の中には、平等な自由・機会の均等などが含まれているのである。そして、彼の正義の原理の中で最優先の位置を与えられている基本的自由は、政治的市民的自由であって、これらの基本的自由には、生産手段を所有する権利や自由放任説的契約の自由は入っていないのである¹²⁾。もちろん、現実の資本主義が、そのような原理を満たしうるかどうかは問題であろうが。

七 ソ連型「社会主義」をどうみるか

次に、マクファースンは社会主義をどう見ているのだろうか。彼は、ソ連等の「社会主義」を「非自由主義的民主主義」と特徴づけている¹³⁾。それが「民主主義」であるのは、全人民の人間性の解放を目的としているからであり、それが「非自由主義的」あるのは、市場的自由がないことと、政治的市民的自由がないことによる。マクファースンにとっては、市場的自由は「力の移転と人間性の否定」を生み出す原因であり、それがないことは何らマイナス要因ではない。問題は政治的市民的自由のほうである。これは市場社会においては既に獲得されているが（この理解の仕方については既に取り上げた）、「社会主義」社会ではまだ獲得されていない。しかし、この自由の欠如は、「力の市場的移転」よりも一層人々の力を減少させる¹⁴⁾。このようにマクファースンは考えている。そして、彼は、このような「社会主義」の将来については、かなり楽観的な見方をしている。すなわち、東側の人々は、政治的市民的自由の増大を要求するであろうし、生産力の発展とともに、その自由の制度化が可能となるだろう、というのである¹⁵⁾。だが、なるほどソ連、東欧の人々は、政治的市民的自由を要求しはしたが、そのことによって社会主義的發展を求めるのではなく、不自由で非民主主義的「社会主義」の否定から、さらに進んで社会主義の理念の

拒絶にまで至っているようである。マクファースンは、ソ連型の経済システムにそれ程問題があるとは考えず。むしろ「市場道德の放棄」によって「力の移転」がなくなり、生産力を発展させる源泉となりうると考えていたようである¹⁶⁾。しかし、実際には、そのシステムは生産性停滞の源泉となり、政治的市民的自由の否定による人間性の減少がそれに輪を掛ける結果となって、無惨な「社会主義」を生み出してしまったのである。

ところで、マクファースンは、既存の「社会主義」における政治的市民的自由欠如の原因を、どのように捉えているだろうか。この点を見ておこう。彼は次の三点を挙げる。「第一に、現存する社会主義国家はすべて、近代の産業国家によって必要とされる労働習慣やその他の文化的諸特性を住民の大部分が身につけていなかった低開発社会において事実上設立された。現存する社会主義国家は、文盲で、多分に非政治的な農民人口を、読み書きでき、政治的に目覚めた、産業にたずさわることができる人々に変えなければならなかった。こうすると同時に、そうした国家は、人並みで人間的な最低限を提供すると思われる水準にまで生産性を上昇させなければならなかったし、物質的期待の上昇する水準を満たすことまでもしなければならなかった。これらの要因によって引き起こされる政治的自由に対する圧迫は、容易に理解できるものである」¹⁷⁾。「第二に、現存する社会主義国家では、西側の列強の敵意に直面しながら、社会主義を確立しようとする努力がなされてきた。こうした事実が、未発達な基盤とも相まって、政治的自由に対する圧迫をいかにして合成してきたかは明白である」¹⁸⁾。「第三に、現存する社会主義国家はすべて、革命若しくは内戦の中で誕生したのであったが、そのさい、指導部によってときおり設定される路線からの逸脱は、社会主義革命及び社会主義国家への反逆として取り扱われがちである、という不可避の余波を伴っていたのである」¹⁹⁾。以上である。第一のものは、政治的自由が存在するための精神的、文化的、物質的基盤の欠如を意味しており、この基盤自体を急速に作り出す必要性が、中央指令型システムを生み出す方向に作用した。第二のものは、軍事優先政策の原因となり、泥沼の核軍拡競争は、自由ばかりか、民生をも圧迫し、自らの墓穴を掘る結果と

なった。第三のものは、意見の違う人々に対する不寛容を生み出した。これらのものが相乗しあって、政治的自由の確立に不利に作用したであろうことは、十分に理解できるところである。その他の重要な原因として、ソ連や中国等のように、そもそも「民主主義的自由の経験」が全くないところで、社会主義を建設しなければならなかった、という点があげられねばならない²⁰⁾。マクファースンが第一に挙げている原因が、この点をも包含していると言えなくはないが、やはりこれはこれとしてはっきり指摘し、単独に列挙しなければならないほど重大な原因だと、筆者は考える。政治的自由・民主主義のシステムが存在せず、従ってその経験がないところでは、一般民衆はいうに及ばず、おそらくは社会主義を目指す勢力も、その圧倒的多数は民主主義の重要性はもちろん、その何たるかを理解していなかったであろう。社会の平和的・合法的変革を許さない非民主主義的システムは、これを如何ようにであれ変革しようとする運動に、非合法的・非平和的形態を採ることを余儀なくさせる場合があった。このような形態の社会主義的変革に携わる人々の多くは、自分たちの目的・理念の民主主義的性質についての確信はあるであろうが、それを達成するための手段・方法が民主主義的であるべきことの重要性までは認識しなかったであろう。この原因が、マクファースンの三つの原因と一緒にあって、政治的自由という点での発展にどれ程深刻な影響を与えたか、この点の強調が必要である。

八 ソ連型の原因・追加的考察

さて、筆者は、以上の諸原因を前提として、それら全体に関連して、今一つの視点を以下に提起しておきたい。上の第一原因で指摘される資本主義的發展の遅れた社会、この社会は、全般的に希少性の状態を呈していよう。希少性を特徴とする社会での、人々の最も普遍的な思考・行動パターンは、個人的欲望の充足を目指してのものということができよう。このような社会で社会主義革命が成功したならば、そこで最も広範にみられる思考・行動パターンは何であろうか。機会主義のそれである。これからは共産党の時代だとして、これに入党し、そこでの地位を利用して個人的欲望を満たそうとする。押しとどめても

止まず、繰り返し繰り返し押し寄せる怒涛のような、この機会主義の波は、社会全体を被い尽くす。従って、共産党をも呑み込む。共産党が、出世コースの唯一のルートとなる。(エリツインもゴルバチョフも、このルートに乗ったのであろう。また、「社会主義」崩壊時には、逆方向の機会主義の波が起こったであろう。) 特権的党官僚機構が形成される。先に指摘したように、民主主義の土壌のないところに形成されたこの官僚機構は、「全人民の解放」という理念を、自らの思想と行動において貫徹するであろうか。古代ローマにおける奴隷蜂起の歴史の中には、蜂起した奴隷が、奴隷所有者を打倒した後に、自分たちが支配者となって、奴隷を支配する奴隷王国を作った例があるという²¹⁾。奴隷が、奴隷を解放し、奴隷制度・奴隷制国家をなくすのではなく、自分たちだけを解放して奴隷所有者となった、というのは極めて示唆的である。同様に、民主主義が存在せず、希少性が全般的であるところでは、労働者階級の解放を通じて全人民の解放をという社会主義革命の理念は、機会主義者たちが、全人民・労働者階級の解放なぞどこへやら、自分たちだけを解放して支配階級にのし上がり、自分たちが旧支配者にとって替わっただけの帝国として実現する。このような危険があるということである。この危険の究極の現れが、スターリン独裁だといえよう。以後、上から下まで大小の「スターリン」によって構成された特権的官僚機構が自分たちの利害を貫徹する社会が続いていくこととなる。スターリン型「社会主義」が、本来の社会主義たりえない所以である。政治的自由なくば、全人民の解放がありえない所以である。民主主義がなければ、社会主義たりえないことの理由である。政治的市民的自由の実現と発展という点で、民主主義の土壌の欠如および希少性という障害は何と重いことか、と思うのである。

注

- 1) 小論では、Macpherson, C. B., *Democratic Theory* (Oxford, 1973). 西尾敬義訳、『民主主義理論』(青木書店、1978年) 所収の論文を中心に検討する。本書については、以下、著者名と訳書の頁数のみを記す。

- 2) 拙稿、「資本主義・社会主義・自由」、室工大研報、第42号（1992年）。
- 3) Macpherson, 17-18頁。
- 4) Macpherson, C. B., *The Real World of Democracy* (Oxford, 1966). 栗田賢三訳、『現代世界の民主主義』（岩波書店、1967年）、128-130頁。これは、以下 Macpherson ②と略記し、訳書の頁数のみ記す。
- 5) Macpherson, 48-50頁。
- 6) Macpherson, 34-38頁。
- 7) Macpherson, 66頁以下。
- 8) Macpherson, 24頁。
- 9) Macpherson, 252頁。
- 10) 前掲拙稿、(一)節参照。
- 11) Rawls, J., *A Theory of Justice* (Cambridge, 1971). 矢島鈞次監訳、『正義論』（紀伊国屋書店、1979年）、211-212頁。以下、著者名と頁数のみを記す。
- 12) Rawls, 47-48頁。
- 13) Macpherson ②, 29頁以下。
- 14) Macpherson, 24頁。
- 15) Macpherson, 26頁、36頁および37頁。
- 16) Macpherson, 32頁以下。
- 17) Macpherson, 249頁。
- 18), 19) Macpherson, 250頁。
- 20) この④点の指摘については、栗田賢三、『マルクス主義における自由と価値』（青木書店、1975年）、72頁参照。
- 21) 土井正興、『スバルタクスの蜂起』（青木書店、1973年）、101頁。

現代日本政治論

——現代日本の民主主義と象徴天皇制——

白石正夫

An Analysis of Politics of Japan Today

Shiraishi, Masao

Abstract

It is often said that Japan is, as it were, an honour student in economics but a backward one in politics. To put it differently, democracy is unmaturing in politics in Japan. Democracy, of course, should be supported by the security of fundamental human rights and the popular sovereignty. Nevertheless, Japan is what is called a 'money-oriented' democracy and both rights and sovereignty are thoroughly neglected.

This must be also pointed out; one of the remarkable characteristics of Japanese executives, among the world of politics, business and bureaucracy, is irresponsibilities for their words and doings. Lack of moral sense on their part should be criticised. But at the same time general public has to undertake some responsibilities for corruption in that it has turned a blind eye to leaders' conduct.

The above mentioned deficiencies have impeded the democratic maturity. In this paper I attempt to analyse these abnormalities, focusing my attention on the political role played by the system of Symbolic Emperor.

目 次

はじめに 現代日本政治の特殊性

一 ドイツ・過去と現在

二 日本・過去と現在

三 ブルジョワ革命・価値転換

四 近代日本の価値転換・「人民告諭」

五 戦後の「価値転換」と象徴天皇制

はじめに 現代日本政治の特殊性

現代日本は経済大国といわれる。また、経済は一流だが、政治は二流三流ともいわれる。経済が一流であるかどうかは、異論のあるところであろうが、政治が二流か三流であるという点については、衆目の一致するところであろう。ロッキード事件、リクルート事件、共和事件、佐川急便事件と相次いで露見する汚職事件が、そのような共通認識の背景にあることはいうまでもない。それら諸事件は、日本政治の構造疑獄的体質を余す所なく明らかにしている。即ち、それらは、個々の企業と政治家、官僚との贈収賄事件というだけでなく、企業献金をつうじて制度化されている政・財・官ぐるみの金主主義政治が、日本政治の本質であることを端なくも示しているのである。

政治が二流とは、民主主義という点で二流ということである。民主主義は、人民主権と基本的人権の保障という二本柱によって定義することができる。上述した日本政治の特徴は、金主主権が人民主権にかわって日本民主主義の一方の柱を成しているということ、誰の目にも疑問の余地なく明らかにしている。そして、この点に日本政治が二流であるということの一つの意味があるのである。しかし、この点以上に我々を啞然とさせ、また暗然とさせるのは、疑獄に係わった人々、即ち日本の政界・財界・官界の指導者たちが平気で嘘をつくということであり、また自ら進んで責任を取ることを決してしないということである。と同時に、日本国民も、このことを厳しく咎め立てしようとせず、選挙によるいわゆる禊を易々と許している点である。この道徳心の欠如と無責任さ及びこれらに対する寛容さが、日本の政治と社会の特殊性・異常性の重要な部分を成していると考ええる。

ところで、金権政治を可能ならしめている金権は、どのようにして生み出されているのか。日本のいわゆる「奇跡」の経済成長をもたらしたもののの中に、

金権を生み出す基本的原因がある、と言って差し支えないであろう。即ち、長時間労働、低賃金、下請けいじめ、という日本の企業社会の体質となっている3点セットがそれである。ドイツ・フランスより、500時間から600時間長いという年間労働時間、長時間働かなければ生活できない低賃金、下請けほどそれらの悪条件が酷くなるという構造である。「エコノミック・アニマル」、「ウサギ小屋に住む働き中毒」、「日本人はアリのように働く、我々は人間として生きたい」。英仏人による、これらの日本人評の背景にはこのような構造がある。

さて、過労死こそ、この構造が生み出した嫡出子であるといえよう。今年年間一万人を越えると推定される過労死は、現代日本社会の逆立ちぶりを象徴する現象である。目的と手段の逆転が生じているのである。「人間らしく生きる」ために「働く」ということが、「働く」ために「自分の生活も投げうち、命をも捨てる」というように逆立ちしているのである。勿論過労死は自殺ではない。奴隷労働による酷使殺人である。人を「人間らしく生きる権利をもった存在」と見ず、使い捨て労働力としか見ない恐るべき人間否定が、この殺人を引き起こし、あの逆転を常態化させている。しかも殺人企業は、常日頃残業時間を記録させないか、少なく記録させ、証拠が残されていないことをもって、過労死を否定する非道ぶりである。指摘される過労死数は、当然の事乍ら氷山の一角でしかなく、背後に数倍数十倍の予備軍がかくされている。この人権否定、人権尊重意識の欠如も、非常に広く蔓延し、また深く沈殿して、日本の社会と政治の特殊性の内容を構成していると言えよう。1回残業を断っただけで解雇された労働者、所属労組を理由に差別されたり、解雇されたりという不当労働行為、残業しても手当を払わないサービス残業、労使ぐるみ選挙の強制、出向・転勤の強要、家族を引き裂く単身赴任、労災隠し、公害による環境破壊、等々人権侵害の事例は枚挙に暇がない。これは、嫌がらせ、いじめといった陰湿な形態も取り、企業社会から一般市民生活や子供たちの学校生活にまで広がっている。異分子の存在を許さない画一主義的会社主義を、他人と同じであろうとする子供たちの自己規制的画一主義、異分子をいじめ、排除しようとする全体主義的学校社会がくっきりと反映している。

民主主義を構成する一方の柱・基本的人権の保障、これが日本では、大きく損なわれているのである。そして、それが金権を生み出す元になってもいるのである。その金権が金主義政治を可能にし、民主主義のもう一方の柱・人民主権を排除する結果となっている。このように現代日本では、民主主義の二本の柱がともに蝕まれているのである。人間否定の上に繁栄する経済、その金力が民主主義を破壊し金権腐敗政治を支え、腐敗政治が非情・無法な経済活動を保障する。このような構造が日本の経済と政治の実態である。従って、仮に経済大国と言えたとしても、一流の経済なぞとは到底言えず、経済も政治ともに二流三流というのが本当のところであろう。「先進民主主義」、「自由社会」を自称する日本における公然たる人権侵害、全くの道徳心の欠如、呆れるばかりの無責任、これらに対する驚くべき無感覚、これらこそ今日の日本の社会と政治を特徴づけるものである。

そこで、本小論の目的は、この日本社会・政治の特殊性の根本原因を説明することにある。そして、その証拠を、人々の思想・意識の中から剔出することにある。この作業は、「自由社会・日本」の「自由」の虚構性を暴くことになろう。

一 ドイツ・過去と現在

日本の特殊性を認識するために、まずは同じファシズム枢軸国であったドイツと日本を対比してみよう。周知の事実に属するが、改めてドイツの過去と、現在のドイツ人のそれに対する態度を見ておく必要があろう。

指揮棒は左へむけられた。私は半歩まえに出た。まず、父がどちらに送られるか見たかったからである。右に行こうものなら、私は追いつがったことであろう。

指揮棒は彼のためにもう一度左のほうへ傾いた。私の心臓から重荷がすんと落ちた。左側と右側と、どちらの方角がよいのか、どちらの道が徒刑場に通じ、またどちらの道が焼却炉に通じているのか、私たちはまだ知

らなかったのである。

……一人の囚人が私たちに近づいた。

「気の毒に、あんたたちは焼却炉へいくのさ。」

彼はほんとうのことを語っているように見えた。私たちからほど遠からぬところで穴から焰が立ちのぼっていた。巨大な焰が。そこで何かを燃やしていた。トラックが一台、穴に近づいて、積荷をなかに落とした。——幼児たちであった。赤ん坊！ そう、私はそれを見た、われとわが目で見たのであった……。子どもたちが焰のなかに。*

*エリ・ヴィーゼル、『夜』（村上光彦訳、みすず書房、1967年）、60頁。

以上は、アウシュヴィッツ収容所に連れていかれたユダヤ人少年、エリ・ヴィーゼルが、そこで最初に目撃したものである。

第二のグループのことから、お話ししましょう。

ドイツ軍に占領されたヨーロッパ各地のユダヤ人たちは、「おまえたちは東のほうに移住だ」と告げられ、無蓋車や家畜用の貨車に詰めこまれて、アウシュヴィッツなどに送りつけられました。

なん日も、食料も水も与えられないなかでの輸送ですから、途中で死ぬ人たちが続出しました。かれらは、トランクを持っていくことをゆるされていました。移住、と聞かされてこのトランクに貴重品、高価な品をぎっしり詰めこみ、表には名前、住所などをはっきり大書していました。

列車は、ビルケナウの収容所の門をくぐって、しばらくして停車します。人びとは追いたてられるようにして列車から降ろされ、行列をさせられます。つかれきった人びとの群れの前には、エレガントな制服を着たSS隊員の医師が立っています。かれの手が右を指せば、「シャワーを浴びさせてやる」ということになっていました。左を指せば、別のところに収容するということです。

じつは、これはおそろべき「選別」でした。お年寄りや子供たちは「右」

へ行かされました。「左」に行かされたのは、労働力として役立つか、専門知識をもっている人たちです。これが20%前後で、番号を入れ墨され、はげしい労働につかされることになります。後にお話する第一のグループへの仲間入りです。

「右」へいくよう指示された人たちは、しばらく直進させられます。大きな建物にはいると、シャワーだ、ということでもまず脱衣を命じられ、つづいて「浴室」に押しこめられます。はじめ「心配はいらない。シャワーなんだから」といっていたSS隊員も、あとのほうの人たちを詰めこむ段になると、棍棒で殴りつけるなどようしゃはしません。“仕事”をスムーズにすすめるため、先頭のほうにいる人たちには、不安をもたせないようにしているのです。天井の低い狭い部屋に2000人もの人たちが押しこめられるのが常でした。

そうして天井の小さな穴から毒ガスが投入されます。狭いところに多くの人が入っているほうが、毒ガスの効果は早いわけで、ふつう3分から15分もすると、人びとは動かなくなってしまいます。

SS隊員が小さな穴からなかをのぞいて、全員の死亡を確認すると、「ゾンダー・コマンド」(特殊部隊)と呼ばれていた作業班が「シャワー室」に送りこまれます。とくに若くて元気なユダヤ人で、編成されています。

かれらは死体を運び出し、髪の毛を切り取り、死者の指輪や金歯をぬきとる作業をさせられました。そうして、毒殺された仲間のユダヤ人を、焼却炉へと運ぶのです。2、3週間たつと、今度はかれら自身がガス室に送られます。

彼等は、どうしてこんな目にあわなければならなかったのでしょうか。あるユーゴスラビアの画家がつぎのような光景をとらえております。

きちんとした格好をしたSS隊員が、300人の若い健康なユダヤ人に大声で、「おまえたちは人を殺し、焼くところで働くんだ」と命令し、「おまえたちのなかで働きたくない者、働けない者はいるか」と質問します。一人が前へ出て、「自分は心臓が弱いから、そうした仕事はできない」とい

いますと、そのSS隊員は、「ではやらなくていい。この部屋から出て行け」といったのです。部屋を出た瞬間にピストルで撃ちたおされました。そして、「彼以外にも、働きたくない者、働けない者があるか」と聞くのです。*

* タデウス・シマンスキ、『恐怖のアウシュヴィッツ』（永井清彦編、岩波書店、1987年）、12—14頁。

これは、やはりアウシュヴィッツ体験を持つポーランド人、タデウス・シマンスキの来日講演の一節である。

これらの証言を読むとき、我々は、余りのことに息をのみ言葉を失ってしまうのである。そこで考えることは、現在のドイツ人は、この過去をどう受け止め、自分の心の中にこれをどのように位置づけ、どう対処しているのだろうかということである。この点を真正面から取り上げ、極めて率直に表現しているのが、ヴァイツゼッカー・ドイツ大統領演説である。頻繁に言及されるのであるが、ここでも少しく引いておきたい。

5月8日は心に刻むための日であります。心に刻むというのは、ある出来事が自らの内面の一部となるよう、これを誠実かつ純粋に思い浮かべることであります。そのためには、とりわけ誠実さが必要とされます。

われわれは今日、戦いと暴力支配とのなかで斃れたすべての人びとを哀しみのうちに思い浮かべております。

ことにドイツの強制収容所で命を奪われた600万人のユダヤ人を思い浮かべます。戦いに苦しんだすべての民族、なかんづくソ連・ポーランドの無数の死者を思い浮かべます。

ドイツ人としては、兵士として斃れた同胞、そして故郷の空襲で、捕われの最中に、あるいは故郷を追われる途中で命を失った同胞を哀しみのうちに思い浮かべます。

虐殺されたシンティ・ロマ、殺された同性愛の人びと、殺害された精

神病患者、宗教もしくは政治上の信念のゆえに死なねばならなかった人びとを思い浮かべます。

銃殺された人質を思い浮かべます。

ドイツに占領されたすべての国のレジスタンスの犠牲者に思いをはせます。

ドイツ人としては、市民としての、軍人としての、そして信仰にもとづいてのドイツのレジスタンス、労働者や労働組合のレジスタンス、共産主義者のレジスタンス——これらのレジスタンスの犠牲者を思い浮かべ、敬意を表します。

積極的にレジスタンスに加わることはなかったものの、良心をまげるよりはむしろ死を選んだ人びとを思い浮かべます。

はかり知れないほどの死者のかたわらに、人間の苦悩の山並みがつづいております。死者への苦悩、傷つき、廃疾になった苦悩、非人間的な強制的な不妊手術による苦悩、空襲の夜の苦悩、故郷を追われ、暴行、掠奪され、不正と拷問、飢えと貧窮に悩まされた苦悩、捕らわれ殺されはしないかという不安による苦悩、迷いつつも信じ、働く目標であったものをすべて失ったことの苦悩——こうした苦悩の山並みです。

今日われわれはこうした人間の苦悩を心に刻み、悲嘆の念とともに思い浮かべているのであります。*

*リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー、『荒れ野の40年』（永井清彦訳、岩波書店、1986年）、11—12頁。

これは、ドイツの大統領の、ドイツ連邦議会における、終戦40年を記念しての演説である。ドイツ人による残虐行為の数々を一つ一つ挙げながらの、かくも誠実で率直な懺悔は、人を感動させずにはおかない。では、彼は、現在のドイツ人はこれをどう受け止めるべきだ、と言っているのだろうか。

人間の罪には、露見したのもあれば隠しおせたものもあります。告

白した罪もあれば否認し通した罪もあります。十分に自覚してあの時代を生きてきた方がた、その人たちは今日、一人びとり自分がどう関り合っていたかを静かに自問していただきたいのであります。

今日の人口の大部分はあの当時子供だったか、まだ生まれてもいませんでした。この人たちは自分が手を下してはいない行為に対して自らの罪を告白することはできません。

ドイツ人であるというだけの理由で、彼らが悔い改めのときに着る荒布の質素な服を身にまとうのを期待することは、感情をもった人間にできることではありません。しかしながら先人は彼らに容易ならざる遺産を残したのであります。

罪の有無、老幼いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関り合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。

心に刻みつづけることが何故かくも重要であるかを理解するために、老幼互いに助け合わねばなりません。また助け合えるのであります。

問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざすものは結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。*

* 同前訳、16頁。

このように彼は、罪のないものも、戦後生まれの若者も含めて、全員が過去を引き受けねばならず、全員が過去に対する責任を負わなければならないと説いている。そしてまた、全員が過去の非人間的な行為を心に刻み続けることが重要だと語る。何故なら、若者が責任を負わず、過去を記憶しないなら、再び同じ過ちを繰り返す危険があるからだ、というのである。

過去から目を背けることなく、明確に責任を引き受け、いつまでも忘れず、

将来同じ過ちを決して繰り返さない、とする決意の表明は、その格調の高さとも相まって、世界の人々の前で、ドイツ人の道徳性を回復せしめた。

かくして、ドイツでは、学校教育の中で子供たちに、ドイツ人がおかした悪逆無道の数々を克明に教え、また、教科書の作成に当って、近隣諸国の専門家と協議するなどして、誤りなきを期しているのである。そして、歴史的記念日には、指導的な立場の人々が、繰り返し過去を思い起こし、これに対して反省の弁を述べていることもよく知られているところである。

以上が、ドイツ人の過去に対する態度であり、現在の対処の仕方である。これらが国際社会におけるドイツの信用を回復させ、かえって高い道徳性の獲得を可能ならしめているのである。

二 日本・過去と現在

日本の過去がドイツと比較して決して誇れたものではないことはいうまでもない。身の毛もよだつ残虐行為として、アウシュヴィッツに匹敵する例の一つとして、関東軍満州第731部隊による生体実験を挙げることもできよう。*

*この点については、森村誠一、『悪魔の飽食』（光文社、1981年）参照。

だが、ここでは、日本の過去を再確認するためのその他あれこれの事例は取り上げず、最近生き証人が名乗り出たことによって、脚光を浴びるに至った事柄だけを取り上げる。その生き証人とは、元従軍慰安婦の韓国人である。日本軍のいわゆる従軍慰安婦は、その数10万とも20万とも言われ、その約8割が朝鮮人だとされている。14才位からの朝鮮人女性が、女子挺身隊などとだまされて、あるいは単に暴力的に駆り出されて従軍慰安婦にされ、終戦後、戦場に置き去りにされたものも多いという。

以下に、元従軍慰安婦として名乗り出て来日した金学順さんと黄錦周さんの証言を引いておこう。

15才の春、日本軍兵士に拉致された。「挺身隊、勤労奉仕の名目すらなかった。“このやろう、朝鮮人”と殴って引っ張っていただけだった」。中

国の前線基地に着いた日から将校の相手。「慰安婦 5 人に兵隊 300 人。日に何十人もやって来て、本当に地獄の日々だった」。「今でも、日の丸を見ると、頭が腐るように苦しい」。

昨年 6 月、日本政府が「慰安婦を連れ歩いたのは軍ではない」との見解を出した、と韓国の新聞が報道した。「慰安婦は何万人もいた。私は生きている。日本政府はなぜ罪を認めないのか」と過去を語る決心をした。*

*「毎日新聞」、1991 年 12 月 13 日付け朝刊より。

私は 17 才の時、行く先も告げられず汽車に乗せられた。駅ごとに同年配の少女たちが加わり、中国・吉林省の慰安所へ。最初の二晩ほどは将校たちが自分のものにする。その後は 1 日 20 人の兵士を相手に。

食事も満足に与えられず、1 年後には生理が止まった。病気なので「相手をできない」というと恥ずかしい行為を強要した。「私は犬か」と口答えすると「天皇の命令だ」と殴りつけた。今でも身体に不自由な部分があります。

韓国人の種まで絶やそうとして娘たちを根こそぎ連れていった。できれば昭和天皇が生きているうちに日本にきて訴えたかった。*

*「室蘭民報」、1992 年 2 月 29 日付け夕刊より。

次に、日本側から名乗り出て、朝鮮人女性を強制連行した過去を告白し、謝罪活動をしている吉田清治さんの証言も掲げておきたい。

「私が朝鮮半島で約千人もの若い女性を従軍慰安婦として狩り集めたのも軍の命令に従ったからです」。ここ十数年強制連行の謝罪活動を続けている吉田清治さんは、「従軍慰安婦は民間業者が連れ歩いた」として関与を否定する日本政府の姿勢にこう反論し、自ら“ドレイ狩り”と呼んだ強制連行の実態を生々しく証言した。

昭和 17 年から敗戦までの 3 年間、山口県労務報国会動員部長を務めた吉

田さんは朝鮮半島から男性5千人、女性約千人を強制連行したことを明らかにした。男性は日本の炭坑などで強制労働に従事させられ、女性たちは東南アジアなどの前線へ送られ軍の慰安婦をさせられた、という。

慰安婦たちの動員方法は、まず陸軍西部軍司令部などから「皇軍慰問朝鮮人女子挺身隊員動員に関する件」という命令書が山口県労務報国会会長も兼務していた同県知事あてに送られてくる。それに従った吉田さんは「4、5日から1週間で50人の若い女性を集めなければならない。朝鮮総督府の警察官や軍を使って農村を取り巻き、乳飲み子のいる若い母親にまで襲いかかったのだから村はパニック状態。女性たちは南方へ軍の船で送られるの다가民間業者にできることじゃないですよ」と話す。*

*「室蘭民報」、1991年12月6日付け夕刊より。

このような事実を、日本政府は、戦後46年間否定し続けてきた。終戦後これらに関する公式記録を焼却し、証拠がないとして嘘をつき通してきたのである。そもそも日本政府は、2千万人をうわまわるアジア人を殺した十五年戦争を、侵略戦争であったと明言しようとしない。過去の出来事を一つ一つ確認し、これへの反省と、二度とこれらを繰り返さない決意を表明するドイツ、過去を隠し、否定し、嘘をつき続けようとする日本、この際立った対照に注目しておこう。

さて、ドイツでヴァイツゼッカー大統領がかの演説をした同じ年の8月15日、この日は日本にとっての終戦40年記念日であった。この日、中曽根首相が靖国神社に公式参拝をしている。政教分離の憲法原則から、違憲の疑いありとして、戦後40年間、総理大臣の公式参拝は、一度もなされてこなかった。終戦40年を記念して、戦後歴代の総理大臣の中で初めて、靖国神社公式参拝を強行した理由を、彼はこう語っている。「さもなくば、誰が御国に命を捧げるか」と。天皇のために命を捧げた者だけが、神として祀られている特殊な神社に、国を代表して総理大臣がお参りしないなら、今後「国」のために、天皇のために、誰が死んでくれるか、というのである。

このような出来事に象徴される中曽根流の政治路線を、彼自身「戦後政治の総決算」と名付けていたことはよく知られている。この路線は、臨時教育審議会を通じて、学校教育に持ち込まれ、学習指導要領の改定へと進んでいくのであるが、それに先だって、教科書検定が年ごとに厳しくなっていった。例えば、上述した終戦40年の1985年検定（小学校社会科教科書）を見ておこう。

国際問題にまで発展した「侵略」の使用は認めたものの、南京事件、関東大震災の朝鮮人虐殺、沖縄戦での日本軍の住民虐殺などの記述には「理解するには児童の心身が未発達である」などの理由をつけ書き直させた。

.....

今回の検定で目立っているのは、憲法前文、9条、自衛隊、日本の伝統・文化、日の丸などの記述をめぐって、前回の検定で合格し、現在使われている教科書と同じ記述なのに新たな書き加えや削除を求めた点だ。*

*「室蘭民報」、1985年7月1日付け朝刊より。

次のは、中・高校生用の社会科教科書についての1989年検定に関するものである。

例年問題になる中国との戦争に関しては、「三光作戦」（奪いつくし、殺しつくし、焼きつくす）の時期や地域を限定させ、南京大虐殺で「全世界に怒りを呼び起こした」という表現を削除させた。沖縄戦や広島、長崎の被害者数についても、根拠の明示を求めるなど細かくチェック。*

*「毎日新聞」、1989年7月1日付け朝刊より。

かくして、1991年（小学校教科書）検定では、

「指導要領準拠」を強く求める検定意見が目立ち、日の丸・君が代を国旗国歌とする指導が一律に行われた。要領が「例示」した東郷平八郎元帥

ら歴史上の人物42人が全員載った……。また指導要領の「天皇について理解と敬愛の念を深める」に即した意見も付き、6年の「社会」全教科書が国事行為や大相撲観戦中の天皇の写真を掲載。即位後朝見の儀の「お言葉」を載せた社もある。*

*「毎日新聞」、1991年7月1日付け朝刊より。

このようにみえてくると、日本の学校教育は、過去を変えたり、起こらなかったことにし、過去に目を閉ざさせようとしているのではないかと危惧される。その行き着く先は、現在にも盲目となり、また非人間的な行為を犯す危険に陥る結果となるだろう。中曽根首相は、「教育革命で、お座敷をきれいにして、我々の憲法を据え付ける」という主旨の発言をし、「戦後政治の総決算」の行き着く先に「自主憲法」の制定があることを示唆した。日本国憲法は、日本の過去に対する反省の所産である。日本の過去とは、「天皇主権、治安維持法、軍事主義と侵略戦争」である。反省の所産とは、「主権在民、基本的人権の保障、平和主義と戦争放棄」、つまりは民主主義である。中曽根路線は、その後に続く各内閣によって踏襲されており、民主主義が掃き捨てられ、過去が復活するのではないかという不安が、根拠のないものではないことが分かるのである。

三 ブルジョワ革命・価値転換

ナチスの犯罪に関しては、時効を否定してまで戦争責任を徹底的に追求し、歴史から教訓を学んで、現在と将来に生かそうとするドイツはじめヨーロッパ諸国。責任追及が弱く、過去から学ぶことも少なく、易々と歴史の逆行を認めがちな日本。集団主義的、全体主義的で、個人の人権が軽んじられ、その意味で封建的気風を、未だ社会のいたるところに色濃くとどめている日本。これが日本の社会と政治の特質を成しているのである。その特質を余すところなく示してくれている具体的事例を、ここで見ておくことにしよう。

「亡くなった夫を静かに追慕したい」と護国神社合祀拒否訴訟を起こし

たあと、中谷康子さんは非難、脅迫、中傷のあらしにさらされた。「非国民」「国賊」「売国奴」「日本の女らしい常識を持って」。

結婚して9年目に夫を失った中谷さんは一人息子をつれて、保険外交員、老人ホームの調理員などを転々とした。亡き夫をしのびながら女手ひとつで懸命に生きているのに、勤務先の老人ホームを爆破するぞ、という脅しまであったというから、言語道断だ。

一、二審で勝訴すると「金が欲しくてよく頑張ったよ」などという冷やかしの手紙が舞い込むようになった。「無署名の罵りの手紙は減りました。でも、共通しているのは、集団と違う意見を持つものはみ出し者という考え方。戦争中と同じ発想ですよね」。自衛官は「国のために死んだのだから、護国神社の神になるのは当然だ」といったという。確かに戦争中と同じ論理だが、その集団的立場からすると、合祀を断ったクリスチャンの中谷さんはみ出し者、異端と映るのだろう。卑劣な非難、脅迫は現代の異端糾弾だ。

「自分の心の中にも同じような考え方が潜んでいたのではないかと振り返るのです。私だって夫を亡くすまで、自衛隊や憲法の意味を問うことさえなかったのですから」と中谷さんは謙虚に反省している。一、二審の判決を破棄して、中谷さんの訴えを退けた最高裁にその反省はなかった。集団に加わっているものは集団意識の偏りに気がつかない。最高裁の15人の裁判官の中で「少数者の視点に立つことが必要だ」と反対意見を述べた人がたった一人だけというのは、いかにもさびしい。最高裁も集団に帰属してしまったか。*

*「毎日新聞」、1988年6月2日付け朝刊・コラム‘余録’より。

全くやりきれない思いである。これが日本民主主義の内実であろう。

勿論、ヨーロッパは異端糾弾、魔女裁判の本家本元であり、はじめから人権尊重、民主主義が確立していたわけではない。ヨーロッパにおいても、近代社会以前は、身分制度のピラミッド的ヒエラルヒーが厳然とそびえたち、これを

宗教・神が精神的、思想的に正当化し、盤石の体制を誇っていたのである。この身分制的上下・支配関係の中で、個人は全体の中に埋もれ、その分に応じて全体に奉仕することだけに存在意義が認められていたに過ぎない。

ブルジョワ革命が、このピラミットを引っ繰り返したのである。国王、貴族等支配者、上の身分のものは、悪、不正義として拒否され、身分制度とこれを支えていた神、これら正義、価値とされてきたものの一切が間違いとされた。この体制をよしとする価値観、思想、精神、宗教が全面的に否定されたのである。そして、被支配者、下の身分のもの、一人一人の人間個人が最高に価値ある存在だとする考え方、ただ人間として生まれてきただけで、生きる値打ち・権利があるとする思想がうち立てられた。即ち、基本的人権という考え方である。さらに、全体・政府等は、この価値ある個人の権利を守るために、諸個人によって作られたもの、いつでも人々によって取り替えられるものという主張がなされた。即ち、人民主権という考え方である。この価値転換を全国民的規模でやったのがブルジョワ革命である。後に記述する日本との違いを際立たせるために、以下に、フランス人権宣言の若干の条項を列挙しておこう。

国民議会として組織されたフランス人民の代表は、人間の権利についての無知、忘却または軽視が公の不幸および政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、厳粛な宣言において、人間の譲り渡すことができない神聖な自然の権利を提示することを決議した。……………

第1条 人間は、自由で、権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。……………

第2条 すべての政治的結合体の目的は、人間の自然の、そして消滅することのない権利を保存することにある。これらの権利とは、自由、所有、安全ならびに圧制への抵抗である。

第3条 すべての主権の原理は、本質的に国民のうちに存する。……………

第6条 法律は、一般意思の表現である。すべての市民は、みずから、またはその代表をつうじて、法律の作成に協力する権利を持つ。…

第7条 　いかなる人間も、法律によってさだめられたばあいで、そして法律が規定した形式にしたがってでなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されることができない。……

第10条 　いかなる者も、宗教的なものもふくめて、その意見のゆえに、その表明が法律によってさだめられる公の秩序をみださないかぎり、おびやかされてはならない。

第11条 　思想および意見の自由な伝達は、人間の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、自由に話し、書き、印刷することができる。……

第16条 　権利の保障が確保されず、権力の分立がさだめられていないすべての社会は、まったく憲法を持たない。*

* 芝田進午編著、『人間の権利』（大月書店、1977年）、194—197頁より。

この人権宣言は、フランス全土に行き渡り、どんな片田舎の家々にも、壁にこれが貼られ、子供たちは、これによって文字を覚え練習したという。即ち、ブルジョワ革命を通じて、人々は、古い封建的意識を捨て去り、民主主義の精神を我が物としていったのである。民主主義の社会と政治は、民主主義の精神をしっかりと我が物とした個人の存在無しには考えることができない。この民主主義への価値転換を、ブルジョワ革命は達成したのである。そして、これがその後の歴史の思想的・精神的バックボーンとなり、歴史の逆行をここへと引き戻すための基準点となったのである。ファシズムへの徹底した反省と民主主義への回帰が、このようにして可能となっていくのである。

四 近代日本の価値転換・「人民告諭」

では、封建社会と決別し、近代社会に踏み出そうとした時期の日本の思想・価値意識は、どのようなものだったであろうか。次に掲げるのは、明治維新直後に出されたもので、その後の日本人の思想を方向づけた文書として、注目に値する。これは、1868年10月に京都府が出した、「人民告諭大意」という文書

である。当時、多くの府藩県で、天皇支配の正当性を説く告諭書が、様々な形態で出されたが、この京都府のものが早くかつ整ったものであったため、中央政府は、これを全国に普及させる措置を取った。*

まずは、政府が、この文書を全国に配布するに当って添付した、布告文である。

牧民之要領ハ政教並行ニ有之候。今般京都府告諭大意ト云書ヲ著シ、神州之国体国是、王政之御趣意、宇内之形勢等ヲ庶民ニ相諭シ候。其言簡易ニシテ俚俗ニ通ジ易シ、戸毎ニ蔵シ人毎ニ誦セバ、上下之趣意不相戾、政教並行之基タルベシ。依之右書各府藩県ヘ相渡候条、遍其部内ヘ告諭可致旨被仰出候事。……………*

政治の極意は、政教一致に尽きる。京都府の「告諭大意」は、我が国が神国であり、天皇親政であることを、分かり易く諭している。これを各家庭におき、みんなが唱えれば、天皇制は安泰である、というわけである。

次は、京都府「告諭大意」の前書きである。

神州ノ風儀ヲ示シ、王政ノ御趣意ヲ諭サンタメ、告諭大意トイフ書冊ヲ著シ、一群ヘ五冊ヅツ相下置候条、役人ハ素ヨリ、其他志有之者ハ其旨趣篤ト会得シ、童幼婦女ニ至ル迄、精々教諭スベキ事。……………**

女子供に至るまで、天皇制の趣意を教え諭せ、というのである。フランス人権宣言から80年後に、宣言とは正反対のものを、各家庭に配り、子供たちにも唱えさせる、ということである。

以下が、「告諭大意」本文である。

夫人ハ万物ノ靈トテ、天地間ニ稟生モノ、人ヨリ尊キモノハナシ。殊ニ我国ハ神州ト号テ、世界ノ中アラユル国々我国ニ勝レタル風儀ナシ。尊キ

人ト生レ、勝レタル神州ニ住ナガラ、其辺ヘハ心モツカズ、徒ニ一生ヲ過ルハ、云カヒナキ事ナラズヤ。人ノ禽獸ニ異ナルユエンハ、道理ヲ弁ヘ、恩義ヲ忘レザルノ心アレバナリ。即忠孝トイウモ此心ニテ、苟モ此心ナキモノハ人面獸心トテ、貌容ハ人ナレドモ禽獸ニモ劣レベシ。サレバ人ノ人タル道ニ叶ヒ、神州ニ生レタル主意ニ乖カザラント思ハバ、先神州ノアリガタキヲ考ヘ、御国恩ニ報ユル心掛スベシ。仰神州風儀外国ニ勝レタリト云ハ、太古天孫此国ヲ闢キ給ヒ、倫理ヲ立給ヒシヨリ、皇統聊カハラセ給フ事ナク、御代々様承継セ給フテ、此国ヲ治メ給ヒ、下民御愛憐ノ叡慮深クアラセラレ、下民モ亦御代々様ヲ戴キ、尊ミ仕ヘ奉リテ、外国ノ如ク国王度々世ヲカヘテ、請タル恩モ二代カ三代カ、君臣ノ因モ百年カ二百年カ、昨日ノ君ハ今日ハ仇、今日ノ臣下ハ明日ハ敵トナルヤウナル浅間敷事ニアラズ。開闢以來動ギナキ皇統、開闢以來カワラザル下民ノ血統ナレバ、上下ノ恩義彌厚ク益深シ。是即万国ニ勝レシ風儀ニテ、天孫立置給フ御教、君臣ノ大義ト申モ此事ナリ。外国度々カワル君臣ニテモ、此大義ハ重キ事ニ言伝タリ。況ス迄久シキ御恩沢、飽マデ報ヒ奉ル志ナクテハ叶フベカラズ。斯申セバー錢ノ御救ニ預リシ事モナク、一点ノ御厄介ニ成シ事モナク、我働ニテ我世ヲ渡リ、更ニ御国恩ヲ蒙リタル覺ナシト思フ者モアランカナレドモ、ソレハ大ナル心得違ニテ、諺ニ云、挑燈カリシ恩ハ知レドモ月日ノ照シ給フ恩ハシラヌ、トイフニ同ジ。御国恩ハ廣大ニシテ極リナシ。能々考ヘ見ヨ。天孫闢キ給フ国ナレバ、此国ニアルトアラユル物、悉ク天子様ノ物ニアラザルハナシ。生レ落レバ天子様ノ水ニテ洗イ上ラレ、死スレバ天子様ノ土地ニ葬ラレ、食フ米モ衣ル衣類モ笠モ杖モ、皆天子様ノ御土地ニ出来タル物ニテ、尚世渡リノナシ易キヤウニト、通用金錢造ラセラレ、儲ル金モ遣フ錢モ、尽ク天子様ノ御制度ニテ用弁叶フナリ。其上妨スル悪人アランカト、処々ニ御役所・番所ヲ建置レ、狼藉モノヤ盜賊ナドノ御制道アラセラレ、小兒ニ錢金持歩行シテモ奪取モノモナク、老人婦女ニ留守番サシテモ狼藉スル者モナク、田ニモ畠ニモ米ヤ野菜ヲツクリ置、店端家外ニ売物干シ物出シ置テモ盜取ル者モナキヤウニト、容易ナラザル御世話

ニテ、万一悪行スルモノアレバ、種々御詮議ノ御手ヲ尽サレ、夫々御咎仰セ付ラルルナリ。斯御威光ノ御制道ナキトキハ、銘々力ヅクトナリ、弱キモノハ強キ者ニ打殺サレ、老人ハ壮者ニヲシタヲサレ、米モ金モ奪ヒ取ラルベキニ、御制道アレバコソ、一重ヤ二重ノ堀垣ハ打破リテモ入ラルレド、番人付置ニモ不及、乱入スルモノモナク、安穩ニ暮サルルナリ。尚モ御代々様下民ノ難儀ヲ叡念ニカケサセ給ヒ、極寒ノ夜スガラ、モッタイナクモ御衣ヲ脱セラレ、民間ノ寒ヲオシ計リ給ヒシ事モアリ、御膳ニ向ハセラレテハ、百姓共汗ノ膏ニテ作りシ米トテ、其苦勞ヲ思召出サレ、風水飢饉ノナキヨウニ、疫病暴吐瀉ノ流行ヌヤウ、民安カレト朝ナタナ祈ラセ給フ事、実ニアリガタキ事ナラズヤ。此御恩沢我身一代ノ事ノミナラズ、開闢以来ノ先祖代々皆其御陰ニテ世渡リシ、此往子孫何代ト云限リモナク、マタ其御陰ニ生長スルナリ。然ルニ三百年来昇平ノ季、イツトナク御政道不相立、天子様ハアレドモ無ガ如ク、下民愛憐ノ叡慮モ中途ニ滞リ、賄賂盛ンニ行ハレ、善人モ罪ニ陥リ、悪人却テ幸ヲ得ル体ニ成行ケレバ、大ニ宸襟ヲ悩シ給ヒ、御寝食モ安カラズ、仮令如何ナル御患難ニ逢セラレ給フトモ、下民ノ苦シミ見ルニ不忍トノ御事ニテ、遂ニ此度王政復古、諸事正大公明ニシテ、上下心ヲ一ニシ、末々ニ至ルマデ各其志ヲ遂サセ、益安穩ニ世渡ヲ営マセ、永ク皇国ノ外国ニ勝レシ風儀ヲ守リ、広く皇威ヲ世界ニ輝カサントノ御事ナレバ、能々此叡慮感戴シ奉リ、謹デ御沙汰筋ヲ守リ、供々努テ御為ニ成ベキ儀ヲ心掛、累代ノ御鴻恩ヲ分毫ニテモ報ヒ奉ラバ、神州ノ民タルニ乖カザルベシ。***

* 『日本近代思想体系2・天皇と華族』（遠山茂樹校注、岩波書店、1988年）、24頁。

** 同前、24—25頁。

***同前、25—27頁。

神の国に生まれ暮らしていながら、そのことに気が付かず、天皇の何たるかも知らない者たちに、この国は天皇が開いた国であり、この国のありとあらゆる物はすべて天皇のものであり、先祖代々そのお蔭を被って世渡りをしてきた

のだから、その恩に報いることこそ人の道である。この度、乱れていた世を正すため、王政復古をしたから、お沙汰を守り、少しでも恩に報い、神国の民として忠孝を尽くせ。このように、近代日本の出発に当って、新しい世を待望する人々に対し、また未だ封建的意識に留まっている人々に対し、天皇制の正当性を説き、天皇制の価値意識への転換を促したのである。

このような土壌の上に、自由民権運動の徹底的弾圧と歴史からの完全な抹殺を経て、大日本帝国憲法の欽定となり、教育勅語の渙発にいたり、かくて絶対主義的天皇制が全面的に確立していく。「神聖ニシテ侵スヘカラ」ざる「万世一系ノ天皇」が「国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」「陸海軍ヲ統帥」し、「戦ヲ宣シ和ヲ講シ」、臣民は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とされるに至ったのである。そして、これが日本の思想的・精神的バックボーンとなり、歴史の揺れをここへ引き戻す基準として作用することになっていくのである。

五 戦後の「価値転換」と象徴天皇制

フランス人権宣言と正反対の思想・価値意識が、徹底的に叩き込まれ、治安維持法による自由・人権の更なる剥奪を経て、日本は侵略戦争へと突入するという歴史をたどっていった。人々は、刑法の不敬罪や治安維持法が喚起する恐怖心と抱き合わせで、天皇制の価値意識を脳髄に埋め込まれたのである。従って、日本が民主主義の社会・国家として再生し、出発するためには、侵略戦争を全面的に反省し、それを惹き起こした思想・制度の徹底的な転換と改廃が必要だった。就中、天皇制から民主主義への意識転換が、是非とも必要だった。そのような心の転換・価値転換が全国民的規模でなされなければ、民主主義を支える精神は人々のものとならないからである。

ポツダム宣言の受諾と新憲法の制定が、この役割を担うべきであったことはいうまでもない。軍国主義と侵略戦争、大日本帝国憲法と治安維持法、国家神道と皇国史観、そして何よりも絶対主義的天皇制、これらこれまで正義・善・価値とされてきた一切が、間違い、不正義、悪として否定されなければならない

かった。従来の思想と制度、それらが犯した犯罪行為、これらに対する断罪と徹底的糾弾の上に、平和主義、基本的人権の保障と主権在民が樹立されねばならなかったのである。そして、それらを不動のものとし、二度と再び歴史の逆行を許さないために、民主主義の価値意識への転換がなされ、人々が民主主義の精神を我が物とすることが必要であった。

日本国憲法が制定され、主権在民と基本的人権の保障という民主主義の二本柱が謳われ、形式的、名目的には、民主主義の制度が作られることとなった。しかしながら、この憲法の制定は、旧態依然たる日本政府と、これと取引しようとするアメリカ政府とによって、秘密裏に、上から・民衆の参加なしに、しかも大急ぎでなされた。そのため、民主主義憲法制定過程が、人々が民主主義精神を獲得する過程とはならなかった。このことは大変重要であるが、従来から指摘されてきた点であるので、ここではこれ以上触れないこととする。^{*}

^{*}この論点については、杉原泰雄、『国民代表の政治責任』（岩波書店、1977年）が強調している。

ここで指摘したいのは、以下のことである。価値転換、思想の変化は、当然の事ながら、容易なことではなく、短時日でなされるものではない。制度が変わっても、人々の意識はなかなか変わらないものと云っていいだろう。それゆえ、人々の精神の転換に先だって、制度がまず変わり、その新制度の実施に伴って人々の意識が徐々に変化し、これによって制度が確固たるものとなっていく。こう考えれば、日本国憲法制定過程が、即民主主義精神の獲得過程にならなかったからといって、それ程問題とする必要はなからう。問題なのは、実は日本国憲法が、民主主義精神の成長を妨害する制度を盛り込んでいるという点である。国民が民主主義精神を獲得するのを促すのではなく、それを妨げ、民主主義の精神を蝕む制度を残していることが、重大なのである。それは、他でもなく、象徴天皇制である。

旧憲法では、天皇は、神であり、元首であり、大元帥であった。その同じ人物が、象徴天皇として、新憲法に温存されたのである。侵略戦争と旧体制の最高責任者が、同じ天皇を名乗って、新体制に横すべりしたのである。これまで

善、価値とされ、正義とされてきた思想、制度の代表であり、旧世界の一切を象徴している天皇と天皇制が、新世界に残されたのである。否定されるべきもののすべてを、一身に担って体现している天皇が、新たに肯定されるべきものの直中に導入されたのである。これまでの体制・価値・思想、これまでやってきたことは、必ずしも悪くなかった、間違っていないかった、正しかったんだとする主張が、密かに忍び込まされ、その証拠たる天皇が、公然と憲法に挿入されたのである。唯の象徴に過ぎないからと。神でもなく、元首でもなく、大元帥でもない、国事行為だけをする、ほんの象徴に過ぎないんだからと。しかしながら、この存在が、人々の心を蝕み、民主主義精神の形成を妨げているのである。古い価値から新しい価値へ、天皇制の意識から民主主義の意識への転換を妨げているのである。天皇制、古い価値は、正しかったのではないか。悪であり、間違っているのなら、憲法その他ならぬ第一章において、その確固たる存在を許されるわけがないではないか。かくて、象徴天皇制は、人々の心の中での明確で徹底的な価値転換を妨げ、民主主義精神の獲得を困難にしてきたのである。天皇の存在が、大きな重圧となって、人々の意識にのしかかり、治安維持法の時代と同様に、自由な思考を許さず、精神の解放を依然として阻止し続けているのである。

そのことの例証を、「長崎市長への7300通の手紙」にみてみよう。「昭和天皇に戦争責任はある」とした長崎市長を批判するものは、価値転換していない人々の思想がどのようなものかを示していて興味深いが、広範に存在する保守的世論に共通して見られるもので、新鮮味はない。要するに過去の思想をバックボーンとして保持し続けているか、または民主主義精神形成不全の例証であって、ここで敢えて取り上げる必要はない。ここで注目したいのは、長崎市長の発言を支持し、激励する人々に見られる心情である。

今まで天皇について議論することが、あまりにもなさ過ぎたと思います。神聖天皇から象徴天皇へと変わっても、天皇について語るのを恐れている人々が多いのです。

私の母は68才です。母は女学生時代「御真影」礼拝をさせられたり、学校の先生が「特高」に連行されたりしたと語るとき、声を小さくします。そして、「天皇の悪口をいうと何をされるかわからんよ。天皇の戦争責任なんて人前で言うと無事じゃすまん。戦前も戦後も、天皇制は変わっていない」と言うのです。*

*『長崎市長への7300通の手紙・天皇の戦争責任をめぐって』（径書房編集部編、径書房、1989年）、87頁。

このような、天皇と天皇制に対して批判的な言動は恐ろしくてできなかった、とする心情は、同『手紙』に交々書かれている。「公に口に出してはいけない」と我が身の保身を無意識に思っていた、「自分の身を守ることに専心し、誰もが心で思っている口に出しては言えぬこと」、「只臆病で現況では余り口に出す人が少なかった」。これほど言論の自由があふれている国は他にないといわれるこの日本で、いわゆる「自由社会・日本」で、このような恐怖心について語る人が非常に多いのは、全く異常である。しかし、これが現実である。天皇に対する批判は、右翼のピストルによる反批判となって返ってくるだけではなく、政治的・社会的不利益処分・差別のしっぺ返しを受ける、このような恐怖心を大部分の人が持っているというのが現実である。そして、この広範に人々の心に潜んでいる恐怖心の対象は、天皇だけではない。天皇に象徴される古い思想・価値、「現体制」、「御上」、「支配的なもの」、これらに対する批判的言動は、しっぺ返しを受ける、こういう恐れを多くの人が抱いているのは、紛れもない事実であろう。「象徴天皇」の存在が、このような効果、機能を果たしているのである。このような状況で民主主義の精神は育つであろうか。民主主義は、自己の人間としての権利を明確に主張し、他人の権利を同様に尊重する個人の存在無しには、有効に機能しない。日常生活の中で、自分の思想をはっきりと表現する能力、また民主主義に反するものに異議申し立てをしてやまない強靱な精神がなければ、民主主義の制度は生きたものとはならない。思想信条の自由、言論表現の自由、政治活動の自由は、基本的人権として憲法に謳われ

ていても、天皇の戦争責任、天皇制、その他重要な政治問題について、人々が口に出すことを恐れている。権利があっても行使できないという状況では、民主主義の制度はあっても、その中は空洞になってしまう。ここでは、自己の思想・権利をはっきりと表現し、また主張し、他人の人権も深く尊重する民主主義の能力と精神が育たない。象徴天皇制が、重圧となって、まさにこのような状況を作り出しているのである。過去の正当性の証としての意味をもっている天皇の存在が、人々が過去をすっきりと否定して、価値転換を遂げるのを妨げているのである。それは、言わば人々の頭にはめられた枷のように、人々の思考・精神を拘束している。それは、恐怖心喚起装置として、人々の脳髄を呪縛し続けているのである。文部省は、新学習指導要領で、君が代・日の丸を義務化し、これに従わないものを処罰することによって、恐怖心生産機としての天皇の性能を強化している。文部省のこのような政策が、右翼の活動を鼓舞し、長崎市長に対する銃撃事件を誘発したというべきであろう。

このように、憲法上何ら権力を持たない天皇が、民主主義精神の形成を妨げるという、巨大な力を発揮している。制度的には何の権力も与えられていないものが、大きなイデオロギーの権力を揮っているのである。ここに、象徴天皇制の政治的意義がある。政治支配の思想的・精神的バックボーンとしての役割がある。そしてまた、ここに、日本が過去をすっきりと清算して価値転換を遂げ、民主主義的发展ができない原因がある。これが、日本民主主義を二流に留め、日本を古い、人権無視の特殊な社会たらしめている根源がある。

さて、新憲法に昭和天皇が横すべりしたことは、今一つの重大な結果をもたらした。日本は、新憲法によって、過去の間違いを反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を示そうとした。こう言っているであろう。だが、そのためには、過去の出来事の実責任者が、明確に責任を取る必要があった。昭和天皇は、制度的にも、実態としても、侵略戦争と治安維持法の時代の最高責任者である。内外に対して責任を明らかにする道は、天皇の退位と天皇制の廃止であった。ところが昭和天皇その人が、そのまま象徴天皇として生き残ったのである。このことが意味することは重大である。一つは、悪いことをしたのに責任を取らな

い、と宣言したことを意味する。あるいは、天皇には責任がないと表明したことになる。つまり嘘を言ったことになる。このように、日本は、無責任か嘘つきか、そのどちらかであると、自ら内外に宣言したことになるのである。昭和天皇を象徴天皇として温存することによって、日本人は、無責任かまたは嘘つきという道徳的欠陥を、構造的に背負い込んでしまったのである。過去を反省するなら、反省の実を示さねばならないのであるが、天皇制を存続させたことによって、制度的に反省不能構造、無責任構造、虚言構造を導入してしまったのである。従軍慰安婦についても否定し続けねばならなかったし、「侵略」戦争であったことも認めることができないのである。認めれば責任を取らねばならず、責任を取るなら、天皇と天皇制があってはならないからである。要するに、戦争責任に決着をつけられない構造になっているのである。このことが、現代日本の道徳の土台・根底を破壊してしまった。悪いことをしても責任を取らない、責任はないと嘘をつく、これが、我が「皇国の風儀」となってしまったのである。政・財・官界の指導的な人々に倫理性が欠如し、国民も道徳心が麻痺して、これを許しているというのは、このような構造・「風儀」に起因しているのである。これが、現代日本社会・政治の特殊性のもう一つの原因である。

このように、象徴天皇制の存在が、人々が「人民告諭」以来の過去のバックボーンを捨て去り、民主主義精神へと価値転換するのを妨げている。人々の思想をここへと引き戻してやまぬ基準として作用している。そしてまた、それが制度的に、戦争責任を取らず反省せずという意思の表明となっており、道徳の成り立ちを破壊する結果となっている。大喪の札や大嘗祭の大々的挙行、最大級の敬語を使つての、これらのテレビ放映、企業や学校にまで「自粛」を強要し、弔意の表明を「要望」する。また、子供たちには、天皇への敬愛の念を抱かせるよう教育し、君が代・日の丸を義務化する。これらは、新しい世代にも、天皇制思想を精神的背骨として育み、上記の構造を再生産することとなる。かくて、日本政治の特殊性の存続が保障される。

判例に見る憲法上のプライバシー権

長 利 一

A Constitutional Right of Privacy in Judicial Cases

Toshikazu Tyou

Abstract

There exists a view that Japanese courts have approved a privacy right only on the private law level. I have been doubtful of it. Case study will be helpful to be exact. The present paper accordingly attempts to examine the tendency of judicial cases concerning the privacy right during the two decades from 1964 to 1984. The investigation here is made by paying much attention upon the legal principle and logic of the cases with their limitations. I have to say in addition that this study is motivated by the legislation of the personal Data Protection Act of 1988. Therefore, this kind of case study will present some positive materials when theory and practice of a constitutional right of privacy comes to be discussed.

[目 次]

はじめに

I 私事公表モデルケース

私人による侵害

① 「宴のあと」事件

II 情報化モデルケース

A 私人による侵害

② 日経マグロウヒル事件

B 公権力による侵害

③— a 大阪証券労組事件 b 国鉄田町電車区入浴事件 c 京都

市公安条例違反デモ事件

④ 京都市中京区長前科照会回答事件

⑤ 厚生省援護局在日台湾人調査票訂正請求事件

結びにかえて

はじめに

1988年の個人情報保護法¹⁾（以下単に「保護法」という）の制定に先立ち、同法の政府原案の策定に際し多大な影響力をもったと見られる「個人情報保護研究会²⁾」の林修三座長が、「とられるべき立法措置について³⁾」と題するコメントの最後に次のような見解をつけ加えている。すなわち、「プライバシーの観念は、わが国においては実定法上のものではなく、もっぱら学問または判例の上で論ぜられているもので、その内容は、まだ必ずしも明確でないが、一応他人にのぞき見されたくない自分に関することがらを他人にのぞき見されない権利といったものと考えられている。そしてそれは、私法上の権利である⁴⁾」とされる。これによると、これまでのわが国の判例が認めるプライバシーの権利は私法上の権利にすぎないという認識のようである。こうした認識を反面から見ると、裁判所はこれまでのところ私法上の権利を越えて憲法上のプライバシー権まで認めるところにまで達してはいないとの見方もできよう。プライバシー権に対する判例の態度に関するこのような見方はどこまで正確といえるのであろうか。本稿はこのような問題意識を一つの契機にして、「もっぱら学問……の上で論ぜられている」プライバシー権が「私法上の権利」であるかどうかはともかく⁵⁾、さしあたりこれまでのプライバシー判例をあらためて検討することにより、「もっぱら……判例の上で論ぜられている」プライバシー権が「私法上の権利」にすぎないのか、それとも憲法上の権利も承認されるに至っているのか、そしてこれを消極積極何れに解しうるにせよ、そこにはプライバシー判例全体を通じて内在するどのような法理と論理が見られ、また、それはどのような限界をもつものなのか、といった諸点を解明しようとするものである。

固より、このような判例の再検討に当っては、1988年に成立を見た保護法が念頭に置かれている。とりわけ同法を、プライバシー権につき法律上の権利を設定したにとどまるものと見るか、それとも憲法上の人権を具体化したものと見るかが⁶⁾、今後、行政機関や裁判所による解釈・適用といった法律の運用レベルにおいて中心問題となってこよう。したがって、こうしたプライバシーの権利をとり巻く問題状況の中で、これまでの判例の動向は、保護法第1条に規定する「個人の権利利益の保護」の内容や範囲等の解釈⁷⁾に何らかの方向性を与える上で一定の役割を果たすものと見られる。また、こうした判例の再検討は、憲法上のプライバシー権の権利内容や法的性格等についての理論的解明にも生きた具体的な素材を提供しうるものと考えられる。

なお、本稿では、わが国の裁判において初めてプライバシーの権利を認めたとされる判決が1964（昭和39）年に出てから1984（昭和59）年までの20年間の中で代表的な判例を幾つかとりあげるが、これらの判例を検討する際には、ひとまず、何を基準にしてこれまでの判例をカテゴリー化したらよいかの問題となろう。プライバシー権の侵害という場合、誰が、誰の、どのようなプライバシーを、どのように侵害したのかといった、侵害の主体、客体、行為態様等の基準によりカテゴリー化することができるが、本稿ではさしあたり便宜上、侵害の行為態様を基準にした枠組みを採用することにする。すなわち、裁判で争点となった権利侵害が、個人の私生活の秘密を「公表」する態様で行なわれたものか、それともコンピューター利用を中心とする「情報化」（情報産業の発達を前提としたデータ・バンク社会—「情報化社会」ないし、政府のデータ・バンク化—「情報化国家」）の文脈において生じたものかにより、大雑把に二類型のモデルケースに分け、前者の判例を「私事公表モデルケース」とし、後者の判例を「情報化モデルケース」とする。その上で、行為態様以外の基準をも考慮に入れてもう少し細かなカテゴリー化を進めながら、そのカテゴリーに属する判例毎に、私法上・憲法上のプライバシー権に対して裁判所がどのような態度をとっているかを検討して行きたい。

- 註1) 同法の正式名称は「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(法律第95号)という。
- 2) 「行政機関における個人情報の保護に関する研究会」(座長・林修三)(以下「林研究会」という)は、1983年の第二次臨時行政調査会の答申を受けた政府の閣議決定(行革大綱)を直接の契機として開催された。すなわち、「昭和60年行革大綱(昭和59年12月29日閣議決定)により、『政府としての方針を取りまとめるよう努めるものとする』とされていたことに伴いその参考に資するため」総務庁は同研究会を開催することにしたという(総務庁行政管理局編集:行政機関における個人情報保護対策、1頁、ぎょうせい、1987年)。「林研究会」の報告書は保護法の政府原案の策定に際し多大な影響力をもったと見られるが、行革を直接の契機とするこうした開催の事情とそれに規定された同研究会の基本的性格は、その報告書の内容とも無関係であるとは考えられない。とりわけ、同報告書が保護法の立法目的につき、「個人の権利利益の保護」とともに、それと社会公共の利益との調整の必要性、「行政活動の適正かつ円滑な執行」などを強調している点は、後出の現行保護法1条(目的条項)の解釈ともかかわって、今後、問題になってくると予測される。ここではさしあたり、「林研究会」の開催の事情とそれに規定された同研究会の基本的性格がどのようなものかに注目しておく必要がある。
- 3) 林修三「国の行政機関等における個人情報の保護——とられるべき立法措置について」：ジュリスト879号、特集、個人情報の保護、6頁以下(1987年)。
- 4) 林修三前掲論文10頁。保護法の政府原案策定の参考に資するためその報告書を取りまとめた「研究会」の座長が林修三氏であったという事実から見て、プライバシー権に関する氏のこのような見解は注目される。
- 5) 有力な憲法学説は、プライバシーの権利を私法上の権利としてのみならず憲法上の権利として見ているといつてよい。例えば、佐藤幸治：憲法、315頁以下(青林書院、1981年)。多くの憲法学説も同様に解するものと思われるが、とりわけ松井茂記「プライバシーの権利について」：法律のひろば、第41巻3号特集・個人情報の保護と今日の課題31頁(1988年)は、「憲法学説もプライバシー権を憲法上保護された基本的人権と承認している。プライバシー権は確立したと言ってもよからう」という。このような認識からくれば、林前掲論文のプライバシー権認識は相当隔っているものと解されるが、この点をどう見るか。松井前掲論文の見方からすると、憲法学説上論ぜられているプライバシー権が私法上の権利にとどまっているとはとうてい言えないであろう。(後註6)も参照)。もっとも、憲法学説の中にもプライバシー権の憲法上の権利性を消極に解する見解もある。例えば、橋本公亘「国における個人情報保護のあり方—報告書を読んで」：ジュリスト879号特集・個人情報の保護、12頁(1987年)は、プライバシー権を「直ちに憲法上の権利として認めることは、目下のところ困難であると思われる(極めて特殊な例外を除く)。情報プライバシーの権利は、法律の制定をまって始めて認められる権利である」とする。また伊藤正己：憲法、228頁以下(弘文堂、1982年)も参照。伊藤説は後述。

6) 林前掲論文のいうように、プライバシー権が私法上の権利にすぎないとしたら、保護法の立法化による法律上の権利設定は広汎な立法政策に服することになるが、多くの憲法学説のいうように、プライバシー権を私法上のみならず実定憲法上保障された（とくに13条を根拠に）権利と見るならば（もっとも、その権利内容や性格等につきなお議論の余地があるのは確かであるが）、保護法の立法化により憲法上のプライバシー権をあらためて確認しこれを具体化したものと解される。現行保護法はこうした課題にどのような立法的解決を与えているのか、今後、同法の解釈・適用のレベルで問題となつてこよう。そうした意味でも、裁判所の今後の態度が注目されるところである。

7) 保護法第1条は次のように規定する。

「この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」憲法上のプライバシー権の承認をめぐる消極積極の立場の違いに由来するであろう今後の保護法の解釈上の対立は、とりわけ同法1条にいう「個人の権利利益」の解釈をめぐる争われることになろう。

I 私事公表モデルケース

私人による侵害

① 「宴のあと」事件（東京地判昭和39年9月28日、下級民集15巻9号2317頁）⁸⁾

本判決は次のようにいう。「近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法のよって立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによってはじめて確実なものとなるのであって、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならない……。私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なもので……。その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当であり、それは、いわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではない」と。

本件では原告が民法709条違反と同時に、憲法13条等も援用するといった訴訟提起の仕方をとったことから、これに應える形で、判決は明らかに民法のみならず憲法13条をも根拠にプライバシーの権利を認めている。一般に、この判決は、わが国で初めてプライバシーの権利を法的権利として認めた点で画期的意義をもつものと評価される⁹⁾（もっとも、時期的には後出の大阪証券労組事件判決の方が若干早かったようであるが¹⁰⁾、「宴のあと」判決がこのような評価を受けるのには、本件の方が話題性等の点で世間の注目を集めたせいもある）。ただ、裁判所がプライバシーの権利に民法上のみならず憲法上の根拠を与えたことについては、次のような受けとめ方が見られる。伊藤正己教授によると、「憲法の基礎となっている個人主義の理念（13条）を強調し、そこにプライバシーを尊重すべきことの思想的基盤を求める考え方は意味が」あるとしても（傍点は筆者）、かかる理念を実定法上の根拠となしうるかは疑問であるとされる。¹¹⁾ プライバシー権は民法上の不法行為として処理すれば足り、それ以上独自に実定憲法上の権利として構成すべき必要性に乏しいということであろう。にもかかわらず、裁判所が敢えてプライバシーの権利に憲法的保護を付与する踏み込んだ判断を示したことについてどう評価すべきかの問題は依然として残っている。この点は、伊藤教授も自らいうように、少なくともプライバシー権の憲法的な「理念のうらづけを示して¹²⁾」その私法上の権利性を支え強める補強的意義をもたせようとしたのだと解することもできよう。しかし、このような消極的評価に対しては、私人間の人権—プライバシーの権利と表現の自由との一調整の上で、そうした補強的意義を一步踏み越えて、一方のプライバシーの権利に、他方の表現の自由に対抗しうる実定法的権利性を肯認した点で独自の意義をもつものとの積極的評価も可能であろう¹³⁾。

しかし他方で、裁判所の判断に対する伊藤教授の消極的な評価のもう一つの理由に、「憲法の人権保障が私人間にも効力をもつかどうかは議論のあるところ¹⁴⁾」だとして、私人相互間の紛争の解決の仕方として安易に憲法上の権利性を認めるべきではないという主張がある。私人相互間の人権調整が問題となる場合は、私人たる両当事者の人権の性質毎に吟味する必要がある。本件の場

合、一方の私人たる当事者のプライバシーの権利に対置される、他方の私人たる当事者の人権が表現の自由、それも芸術的価値をもつと見られる表現の自由であることから一さらには、憲法上のプライバシー権が内容上確定したものとなっていないとの議論もあることを考え併せると一慎重な判断が求められることも確かであろう。ただ、芸術性の有無や程度の判断は往々にして困難かつ微妙なこともあり、プライバシーが侵害されたとする側の権利との比較衡量をいっそう困難にしている。もっとも、伊藤教授の主張はプライバシー権の憲法上の実定法的権利性を承認しないという前提に立つので、そもそも私人相互間の人権調整それ自体を問題とする余地がないということであろうか。

なお、本判決で示されたプライバシーの権利を「私事をみだりに公開されない」権利として規定する、裁判所によるプライバシー権の基本的理解ないし基本的思考様式（本稿ではさしあたり、「私事公表（公開）の法理」と呼ぶ）は、後述するように、その後のプライバシー判例全般を通じて概ね、判例の基本的方向とその論理を規定することになったものである。そのような意味では、本「宴のあと」判決は、わが国のプライバシー判例史上において「私事公表の法理」適用の出発点を画する意義を担うものと評価できよう。

註8）私事公表モデルケースの系列に属する判例として、本判決の他に、「エロス＋虐殺」

事件（東京高決昭和45年4月13日）、ノンフィクション「逆転」事件（東京地判昭和62年11月20日）などがある。「エロス＋虐殺」事件判決につき、佐藤幸治「過去の事実の公表—映画『エロス＋虐殺』事件」：マスコミ判例百選（第二版）、126頁以下（1985年）、同「プライバシー侵害と表現の自由—『エロス＋虐殺』事件」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）、106頁以下（1988年）など。

9）例えば、伊藤正己「プライバシーと表現の自由」：増刊ジュリスト憲法の判例（第二版）、120頁（1971年）は、本判決をもって「わが国において、プライバシーの権利をはじめてとりあげ、それが法によって保護されるものとして承認した点において、注目に値する判決である」とし、久保田きぬ子「プライバシーと表現の自由」：憲法判例百選（新版）、45頁（1966年）も、「プライバシーの権利をわが国ではじめて承認した判決である」とする。さらに最近でも、松本昌悦「プライバシーと表現の自由—『宴のあと』事件」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）、105頁（1988年）は、「本判決が裁判上、プライバシー権を最初に認めた判決であるとして注目されてきた」とする。

なお、本判決の評釈につき他に、奥平康弘「『宴のあと』事件について」：判例時報

389号39頁以下、五十嵐清「プライバシーの権利—『宴のあと』事件」：マスコミ判例百選（第二版）、122頁以下（1985年）など。

- 10) この点を指摘するのは、阪本昌成「プライバシーの権利性」（『宴のあと』事件）：別冊法学教室憲法の基本判例、37頁（1985年）。
- 11) 伊藤正己前掲判例評釈120頁は、「それ（幸福追求権—筆者）のみをプライバシーの権利の根拠とするのであれば疑問が少なくない。幸福追求権という観念は、きわめて不明確であり、そこからプライバシーのような裁判規範によって現実に救済を受ける法的権利を直ちにひきだすことには疑いがある」として、判決がプライバシー権の憲法上の根拠法条に掲げる13条の幸福追求権の具体的権利性に疑問を提起する。また、同：憲法、226頁以下、とくに229-231頁（弘文堂、1982年）。なお、その上、プライバシー権の裁判規範性そのものに疑問を呈するのは、菅野孝久「『プライバシー』概念の機能の検討—不法行為法における非実用性」：ジュリスト653号特集＝名誉・プライバシーの新展開、60頁以下（1977年）
 このような見解に対して、今日の有力な憲法学説は幸福追求権の具体的権利性を認める。例えば、芦部信喜編：憲法Ⅱ人権(1)、138頁以下（種谷春洋執筆）（有斐閣、1978年）、佐藤幸治：憲法、311頁以下（青林書院、1981年）、樋口、佐藤（幸）、中村（睦）、浦部：注釈日本国憲法上巻、268頁以下、とくに271頁（佐藤幸治執筆）（青林書院新社、1984年）。もっとも、注釈日本国憲法上巻271頁（佐藤執筆）では、プライバシー権がその一部を構成するとされる幸福追求権の具体的権利性を例証する判例として、「宴のあと」判決ではなく、後出の肖像権判決（最大判昭和44年12月24日）が援用されているのが注目される。
- 12) 伊藤正己前掲書229-230頁は、本判決が憲法13条の幸福追求権を援用したことにつき無意味だとするのではなく、「この判旨（『宴のあと』判決—筆者）も、憲法から直接にひき出されるというより、その理念のうらづけを示して他の成文法を通じてプライバシーの権利を認めるものであって、私見と共通するところが多い」とする。
- 13) なお、消極的見解として尾吹善人「言論の自由と営利目的」：法律時評33巻5号21頁参照。これに対して、佐藤幸治「プライバシーの権利」：清宮、佐藤（功）、阿部、杉原編『新版憲法演習1』、249頁（有斐閣、1987年）（以下、佐藤「プライバシーの権利」）は、プライバシー権の憲法上の権利性の積極的承認を前提として、本判決が、「私法上全く無関係とはいえないから…個人の尊厳の思想や幸福追求権に言及し…つつ、『私生活をみだりに公開されない』という意味でのプライバシーの権利が私法上保護されるとしたのはあながち不当とはいえない」（傍点、原文にそのまま）とする。
- 14) 伊藤正己前掲判例評釈120頁。これは、伊藤正己前掲書229-230頁（前註12）を憲法の私人間における間接適用を認めた趣旨と解しうるならば、矛盾しているようにも見える。

Ⅱ 情報化モデルケース

A 私人による侵害

② 日経マグロウヒル事件（東京地判昭和48年2月19日）

本件事案の概要は次の通りである。日経マグロウヒルとA社との間で、個人情報収めたテープ（82,000人分の氏名・アドレスが収められている）のコンピュータ処理を目的とする請負契約がとりかわされた。A社はこれをB社に下請注文に出し、B社はC社計算センターのコンピュータを使用して注文に応じた。該テープはA社経由で日経マグロウヒルに反却されている。ところが、該テープは返却される前に何者かによってコピーされたらしく、これをC社から甲社が82万円で買受けた事実が後に判明したというものである。

本件では、A社が甲社を贓物故買で告訴するとともに、B社をも被告として損害賠償請求を提起するといった裁判の形をとったため、該テープに収められた個人情報主体の権利侵害如何が裁判では問題とならなかった。そのためか、管見の限りでは、本判決は一般にプライバシー判例として扱われないか、少なくともそうした判例の中で明確な位置づけがなされてこなかったように思われる¹⁵⁾。事案を一見しただけで、このような情報企業による個人情報の保管、利用の実態が極めて杜撰であることがわかる。このことは同時に、個人情報の所有主体の側から見た場合、かかる情報主体は個人情報の取扱いを営業内容とする私の情報企業の活動からこそ法的保護を受けるべき地位にあることを端的に物語っていよう。前述したように、私人間において対抗し合う権利の一方が表現の自由であるようなケース（典型的には、前出「宴のあと」事件）においては、憲法の私人間適用を疑問視する向きも見られた。しかし、本件のごときケースにおいてこそ、次のような理由でプライバシー権の憲法的承認が要請されるものと解される。第一に、こうしたケースでも「宴のあと」事件と同様、私人間における人権調整が問題となるが、前者では後者と異なり、表現の自由ではなく営業の自由との調整¹⁶⁾が問題となるにすぎず、この点で事案の性格が異なる。蓋し、表現の自由が憲法による人権保障の中でも精神的自由の中核

として優越的地位を占めるとされるのは周知のことに属するが、これに対して営業の自由をはじめとする経済的自由権は憲法上、公共の福祉による政策的制約に服することが明文で規定されているからである（憲法22条1項、同29条2項）。そうであるならば、「宴のあと」判決において表現の自由に対してさえ対抗しうる法的地位を裁判所によって肯認されたプライバシーの権利が、このような営業の自由よりも劣った法的保護しか与えられていないと考えるのは背理であろう。第二に、こうした性質のケースでは、情報企業によるコンピューター利用を中心とする個人情報の管理・支配の下で一般市民は個人としてそのプライバシー侵害に脅え不安感を増大させるといった所謂データ・バンク社会が問題の背景をなしていると考えられるからである。こうした点から見て、プライバシー権の憲法上の私人間適用が問題となるのは、私人たる個人による私事公表の場面というよりも、どちらかというとは大量の個人情報の取扱いを業務内容とする私人たる巨大情報企業（法人）によるプライバシー侵害の場面の方においてであるといえよう。本件日経マグロウヒル事件はこうした情報企業によるプライバシー侵害の危険性を明白に例証するものと見られ、プライバシー判例上そのような性質のケースとして基本的位置づけが与えられるべきであろう。

B 公権力による侵害

- ③— a. 大阪証券労組事件（大阪高判昭和39年5月30日高刑集17巻4号384頁）
- ③— b. 国鉄田町電車区入浴事件（東京地判昭和40年3月8日下級刑集7巻3号334頁）
- ③— c. 京都市公安条例違反デモ事件（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁）

各判決の要旨は次の通りである。

- ③— a 「人はその承諾がないのに自己の写真を撮影されたり世間に公表されない権利（肖像権）を持つとすれば、それはプライバシーの権利の一つと

して構成することができる。プライバシーの権利とは私人が私生活に他から干渉されず、本質的に私的な出来事についてその承諾なしに公表されることから保護される権利である」とし、このような肖像権ないしプライバシーの権利を憲法13条によって根拠づけ、警察等の公権力を拘束するとした。

- ③—b 「人はその承諾がないのに、自己の写真を撮影されたり、世間に公表されない権利即ち肖像権を持つ。それは私人が私生活に他から干渉されず、私的なできごとについて、その承諾なしに公表されることから保護される権利であるプライバシーの権利の一種と見ることができよう」とし、このような肖像権ないしプライバシーの権利は憲法13条、「その他憲法の人権保障の各規定からも実定法上の権利として十分認め得る」とした。
- ③—c 憲法13条は、「国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態（以下『容ぼう等』という。）を撮影されない自由を有するものと言うべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、13条の趣旨に反し、許されない」とした。

一連の事件は警察官等による無断撮影につき所謂肖像権を侵害するかどうかが争われたが、とくに③—c は初の最高裁判決ということもあって注目された。③—c 判決は「プライバシーの権利」ということばを明示してはいないものの、実質的に「最高裁自らが『国民の私生活上の自由』を13条の定める人権として確認し、理論構成したところに優れて憲法論上の意義を認めることができる」と評される¹⁷⁾。プライバシーの権利の一態様である肖像権を憲法13条によって根拠づけようとするこのような最高裁判決の傾向は、固より、それまでの③—a、③—b など一連の下級審判決の積み重ねの上に立ってのことであるのは間違いのないところであろう¹⁸⁾。しかし他方で、これら一連の肖像権判決と、

プライバシー権の法的承認の点で画期的意義があったとされる前出①の「宴のあと」判決とのいわば「横のつながり」も看過しえないのではなからうか。そこには両者に共通の内在的論理が一貫して流れていると見られる。すなわち、裁判所は憲法13条によって根拠づけられるプライバシーの権利ないし肖像権を、「私事をみだりに公開されない」権利（「宴のあと」判決）、あるいは「私的な出来事についてその承諾なしに公表されることから保護される権利」（肖像権判決③－a）、あるいはその承諾なしに「写真を撮影されたり世間に公表されない権利」（同③－b）と定義づけ、一貫して、私生活の「公表」を権利侵害の中核的モメントに据える「私事公表の法理」により理解しようと努めている。そこに判例法理の上での連続性を見出しうるのではないか。

もっとも、両者は権利侵害の行為主体の点で決定的に異なる—前者は私人により、後者は公権力により惹起された権利侵害である。この点では、私人間における人権—プライバシーの権利と表現の自由との—調整が問題となる「宴のあと」型よりも、警察等の公権力の一方的な行使による権利侵害（公権力はいかなる意味でも人権の享有主体となりえない）が問題となる肖像権型の方がプライバシーの権利を憲法上の権利として独自に構成すべき積極的意義が認められてよいと思われる。したがって、対公権力との関係ではこの点を配慮して、裁判所はプライバシーの権利の憲法的保護の必要性を「宴のあと」判決よりもいっそう積極的に認めたものと解される¹⁹⁾。

しかし、もう少し仔細に検討して見ると、一連の肖像権判決の中で、いちばん後の最高裁判決が肖像権を「みだりに容ぼう等を撮影されない自由」（もっとも、最高裁はこれを肖像権とは明言していないが）とだけ規定し、権利概念の中心から「公表」の契機を注意深く除去するのは、それまでの下級審の判断と異なった局面を見せていることがわかる。蓋し、警察等の公権力が個人又は集団の無断撮影を行なうのは、「公表」が目的でなく犯罪捜査が目的だからである。最高裁も公権力の無断撮影につき同様な見地に立つと解しうるならば、事案をなお何らかの私生活の自由とのかかわりで理解するにしても、従来の私事公表型ケースと全く同性質のものと捉えてよいかどうかは疑しいと見ていた

のではなからうか。最高裁判決がそれまでの下級審判決と異なり、態々、「これを肖像権と称するかどうかは別として」といった婉曲的な表現を用いたのもこの点をそれなりに意識してのことではなかったか²⁰⁾。

のみならず、最高裁判決のこの論理をさらにそのまま押し進めてみると、一連の肖像権ケースにおいて、プライバシーの権利ないし肖像権を私生活の自由とのかかわりで理解しようとする裁判所の態度には疑問がある。肖像権判決で取扱われている個人の容ぼう等は日常的に公衆の面前に曝すことが多く、この点に注目すると、「公表」が例外であるよりもむしろ常態であるような身体の一部は、一般に公知性をもつとされる個人情報の一つに数えられるのではないか。実際、「宴のあと」判決では、私事公表型プライバシー権の成立要件の一つに「一般の人々に未だ知られていないことがらであること」が挙げられているのである。したがって、この局面では、もはや私生活とのかかわりでプライバシーの権利なり肖像権なりを説明するのには限界が存在するといわざるをえず、それ故、権利侵害の客体の性質の違いに応じた取扱いが求められているといえよう。すなわち、肖像権ケースで問題となっているのは私生活の公表行為ではなく、むしろ個人情報—容ぼう等や指紋²¹⁾—といった、本人を識別することが可能で、その人に固有な個人情報の収集行為、それも本人の人格的自立を危うくするような仕方での公権力の一方的な行使による事実上の強制処分たる収集行為なのである。このように見てくると、裁判所はプライバシーの権利の一形態たる肖像権を、自己の固有情報を収集されない権利（「自己情報コントロール権」ないし「情報プライバシー権²²⁾」の権利内容の一部を構成する自由権）として構成してこそ、政府のデータ・バンク化の事情をも踏まえた同権利の憲法的承認として判例法理上、より積極的な意義をもちえたのではないかと思われる²³⁾。

- ④ 京都市中京区長前科照会回答事件（最三小昭和56年4月14日、民集35巻3号620頁）²⁴⁾

本件最高裁判決で注目されるのは次のような伊藤正己裁判官の補足意見であ

ろう。「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない。このことは、私人による公開であっても、国や公共団体による公開であっても変わるところはない」と。

最高裁が補足意見にせよ、プライバシーということばを明示してプライバシーの法的保護を認めたのはこれが初めてである（1981年）。もっとも、伊藤補足意見の中の「その者のプライバシーとして法律上の保護を受け」といった表現から見ると、認められたプライバシーの権利が憲法上の権利かどうかは疑わしく、なお私法上の権利にとどまっているとの見方も可能であろう²⁵⁾。そのことは、引用文中のその直ぐ後で使用されている「公開」ということばと、その「公開」が私人によると公権力によるとにかかわらずプライバシー侵害→不法行為を構成すると述べられている部分を見るといっそう明かである。そこでは「私生活」ということばは使われていないが、他人に知られたくない個人情報情報が他人により「公開」されないことがプライバシーであるとつかまえており、この点から、伊藤補足意見は事案を基本的に「私事公表法理」の適用場面と理解しているように見受けられる。そして、権利侵害の行為主体たる「他人」が本件では私人でなく偶々公権力であったということのようである。「宴のあと」事件についての前掲判例評釈からも見られる通り、伊藤説からすると、本件も基本的に私事公表モデルケースの延長上に位置づけられることになり、したがってまた、プライバシーの権利も私法上の権利として構成すれば足り、それ以上に敢えて憲法上の権利にまで高める独自の法的意義は認められなかったものと思われる（それ故、伊藤説は本件でも依然として、プライバシー権の憲法的承認には消極的態度を維持しているものと見て支えなからう。²⁶⁾）。

もっとも、このような伊藤説に立つとしても、私人間における人権（とくに表現の自由との）調整が問題となる「宴のあと」事件と異なり、本件では、いかなる意味でも人権の享有主体となりえない公権力による個人情報の「公開」が問題となっていることから、少なくとも「宴のあと」事件以上に、プライバ

シー権の憲法的な「理念のうらづけを示して²⁷⁾」その私法上の権利性を支え強める補強的意義が認められてもおかしくない筈である。ただ、本件は公権力による権利侵害であるという点では肖像権侵害事件と同性質の事案であるが、損害賠償を求めた民事事件であるという点では刑事事件である肖像権侵害事件とは異なる局面が見られ、その点では本判決は肖像権判決ほどにはプライバシー権の憲法的承認に消極たらざるをえない面もあるかもしれない。が、何れにせよ、このような伊藤説の論理に立って伊藤補足意見を読んだ場合、同補足意見がプライバシーの権利を憲法上の権利として承認したものとまで読み込むには、その文面上少々無理があるように思われる。

しかし、本件を本来そのような性質の事案として理解すべきであったかどうかはまた別問題である。本件は二つの基本的視点から見るべきである。第一に、権利侵害主体が私人でなく公権力であること。第二に、権利侵害の行為態様が「公開」でなく個人情報の「外部提供」であること。便宜上、第二の点から検討する。前述したように、「私事公表の法理」は「私事」(又は「私生活」)と「公開」(又は「公表」)という二つのモメントから構成される。伊藤補足意見は本件において「私事」のモメントを介さず、それに代えて「個人情報」といった一見情報化社会的文脈で理解されそうな用語を用いてはいるものの、それ以上に「公開」というもう一方のモメントの方に重点を置いているように解される。その限りでは、同補足意見は、基本的には情報化社会の文脈においてよりも私事公表の文脈において見られるべきものである。なぜなら、もし前者の文脈に立ち、「私事」に代えて「個人情報」というならば、同様に「公開」に代えて「外部提供」という方が論理一貫するからである。しかし、同補足意見のこのような基本的思考様式とも不可分に関連するが、そもそも同補足意見の「公開」の捉え方そのものに問題がある。すなわち、同補足意見のように、公権力による個人情報の取扱いの中で「公開」という部分のみを全体から切断して見るのではなく、個人情報の収集・保有・内部利用・外部提供といった情報のフロー全体の中で当該情報の「外部提供」という公権力の行為を位置づけて見る必要がある。なぜなら、たまたま個人情報の「公開」が問題となったというのではなく、

個人情報の取扱いの各局面は相互に関連しながら各々その性質に応じた役割機能をもつが故に、そのような情報のフロー全体の中で位置づけられた「外部提供」がその行為態様の性質上表面に出てきて問題化したまでと考えるべきだからである²⁸⁾。また、第一の点とのかかわりでいうと、個人情報の「公開」が私人でなくたまたま公権力によって行なわれたからというのではなく、まさに人権の侵害主体となりうることはあっても人権の享有主体となりえない公権力による、このような情報のフロー全体にわたる管理・支配の下での個人情報（本件の場合、前科等の犯罪情報といった所謂センシティブ情報であることに注意）の「外部提供」だからこそ、そこに国民は個人としていっそう不安感を抱くのである。

これまで見てきたところからも明らかなように、このような政府のデータ・バンク化に対する国民の不安感に應えるに、「私事公表の法理」で対処するのでは自ずから限界があろう²⁹⁾。伊藤補足意見は、本件を基本的に私事公表ケースと同性質の事案とみなし、「私事公表の法理」の適用→私法上の権利といった理論構成をとったものと解される。しかし、所論のような基本的視点に立って見た場合、本件は同法理の適用場合というよりも、公権力による個人情報の管理・支配—政府のデータ・バンク化の事情を踏まえて、当該自己情報をそのフロー全体にわたってコントロールしうる情報主体の権利を憲法上の権利として再構成する「自己情報コントロール権」説ないし「情報プライバシー権」説の本来的適用場面であると解すべきである。本件に対するこうした「情報プライバシー権」説的理解は先の肖像権事件に対するのと基本的に異ならない。ただ、問題となる個人情報の公権力による取扱いの局面が、後者の事案では「収集」であるのに対し、本件では「外部提供」である点で異なるにすぎない。

- ⑤ 厚生省援護局在日台湾人調査票訂正請求事件（東京地判昭和59年10月30日、民事第24部判決³⁰⁾）

判決の要旨は次の通りである。「一般に、個人についての身上経歴等に関する情報を当該個人以外の者が保有する場合において、当該情報中に事実を反す

る部分が存する場合に、当該個人は右個人情報所有者に対して、事実と反する情報の訂正ないし抹消をいかなる権利に基づき、いかなる要件の下に請求しうるものと解すべきかは困難な問題というべきであるが、右個人情報が当該個人の前科前歴、病歴、信用状態等の極めて重大なる事項に関するものであり、かつ、右情報が明らかに事実と反するものと認められ、しかもこれを放置することによりそれが第三者に提供されることなどを通じて当該個人が社会生活上不利益ないし損害を被る高度の蓋然性が認められる場合には、自己に関する重大な事項についての誤った情報を他人が保有することから生じうべき不利益ないし損害を予め回避するため、当該個人から右個人情報保有者に対して、人格権に基づき右個人情報中の事実と反する部分の抹消ないし訂正を請求しうるものと解する」と。

これまで見てきた通り、判例上、プライバシーの権利を自己の私生活の秘密をみだりに世間に公表されない権利と定義づけ、これを私法上の権利として認めようとする私事公表の法理が形成され定着してきた。先に見た「前科照会」事件もその例外ではなかったが、本件もまたこのようなこれまでの判例法理を踏襲しようとしているかに見える。とりわけ、本判決が、事実と反する個人情報が「第三者に提供されることなどを通じて当該個人が社会生活上不利益ないし損害を被る高度の蓋然性が認められる場合」を訂正請求成立の要件の一つとして挙げる点は、本件事案を私事公表ケースの一環として捉えていることの証左であろう³¹⁾。ここでも、「前科照会」事件における事案理解のキーワードであった「公開」が「第三者に提供されることなどを通じて」というふう言い換えられて、それが訂正請求が認められるかどうかの^キ鍵になっているのである。なるほど、「前科照会」事件では個人情報の「公開」が裁判における直接の争点となっており、裁判所がこの点だけを捉えて事案を私事公表法理の適用場面と見なすのも理解できないわけではない。しかし、本件で主たる争点となっているのは、「社会生活上の不利益ないし損害」の立証可能性が将来の「蓋然性」に依存する「第三者」への「提供」などではなく、そのような「公開」ないし「提供」以前の、公権力内部における個人情報の、それも事実と反する—と情

報主体が主張する一個人情報の現に政府によって行なわれつつある保有行為なのである。ことここに至るともはや、本件を私事公表ケースと捉えることの限界性は明らかであろう。このような裁判所の態度については、先の「前科照会」判決において指摘したことが本件でも基本的にあてはまるが、本件の場合、裁判における主たる争点に限っていうと、「公表」のモメントが全く介在する余地がないだけにいっそうそのような指摘があてはまろう。しかしながら、公権力による個人情報の管理・支配に対する情報主体のコントロール権を憲法上の権利として承認しようとしなないこれまでの判例法理を踏襲する以上、「第三者」への「提供」段階以前の、公権力内部で現に保有中の事実と反する一と情報主体が主張する一個人情報に対する訂正請求が「いかなる権利に基づき」認められるか「困難な問題」であるのは、従来の判例の論理の行くつくべき当然の帰結を示すにすぎないであろう。のみならず、これまでの判例が先の「前科照会」判決をはじめ概ね（前出②昭和44年肖像権最高裁判決を例外として）「プライバシー」なり「プライバシーの権利」なり「肖像権」なりのことばを明示してきたのに対して、本判決がついに一言も「プライバシー」ないし「プライバシーの権利」に言及せずに終ったのも、判例の法理と論理の限界をこれまで以上に露呈したという点では、まことに特徴的なことといえようか。

前述したように、本件でも先の「前科照会」判決において指摘したことが基本的にあてはまるが、それ以上に明確に「情報化モデルケース」と捉えるべき特徴を具えており、したがってまた、このようなケースには、公権力が管理・支配（本件ではとくに行政機関内部での保有行為）するところの自己情報に対するコントロール権により対処するのが妥当であったように思われる。ただ、「前科照会」事件が公権力に対して自己の情報を本人の承諾なしに外部に提供するなという不作為を求めたケースであるのに対して、本件は公権力に対して事実と反する自己情報を訂正せよという作為を請求したケースである。この点、注意を要する。すなわち、後者は公権力に対する作為を権利内容とするいわば「請求権的プライバシー権」であるということができよう。そして、本件で問題となるこのような性格のプライバシー権を憲法上の権利として承認する際に、

これをそれ自体一つの具体的権利性を具えたものと見るならともかく、なお抽象的権利にとどまっていると解するならば³²⁾、それがどのような具体的な要件の下に認められるかの問題は司法的解決の課題としてのみならず立法上の課題としても別途に出てこよう。これについては、現在では1988年の個人情報保護法により立法的解決が図られている³³⁾。

-
- 15) 本判決をとりあげるものとして、奥平康弘「情報化社会」、山本、塩野、奥平、下山：未来社会と法—現代法の諸問題、329頁以下（筑摩書房、1975年）。奥平論文では、わが国における情報産業の情報管理の杜撰さ、国によるプライバシー保護の不備、そしてそうした状況の根底に存在すると見られるプライバシーの権利を情報主体の権利として捉える思考の未成熟といった点が鋭く指摘されている。もっとも、そこでも本判決が他のプライバシー判例との関係で位置づけられている訳ではない。

なお、OECDの理事会勧告を直接の契機として政府の求めで開催された「プライバシー保護研究会」（加藤一郎座長）の報告書の中では、この事件が新規立法措置の必要性を理由づける立法事実の一環として（もっともプライバシーが実際に侵害されたというのでなく侵害の危険性を指摘するための事例として）位置づけられている。この点は、前出「林研究会」報告書における立法事実の認識と対比して見ると興味深い。

- 16) 因みに、前出（註7）の保護法第1条は、「この法律は…行政機関の保有する…個人情報情報の取扱いに関する基本的事項を定め…」と規定し、立法措置による規制対象の範囲を行政機関に限定し民間部門を対象外とする。これは政府解釈によると、第一に、行政改革を理由とする政府の方針（第二臨調最終答申）に基づく立法政策であること、第二に、民間部門規制については営業の自由との調整が問題となることなどがその理由として挙げられている。〔総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修：逐条解説個人情報保護法48頁以下（第一法規、1989年）〕。このような政府解釈に対して、前註「プライバシー保護研究会」報告書が民間部門をも規制対象の範囲に含めるのは注目される。荻坂和邦「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策—プライバシー保護研究会報告を中心として」：自治研究59巻2号、50頁以下、とくに52-53頁（1983年）によると、同報告書は、民間部門の規制につき「システムの内容、規模及び処理方法は、業種の違いなどによって、多種多様であることから、規制の範囲、方法については、これらの差異を考慮する必要がある」とした上で、業種の区分に応じたきめ細かな規制措置を講ずるよう提言しているという。なお、民間部門をも規制対象とする地方公共団体の立法例として春日市個人情報保護条例（3条、6条、19条など）があるが、これは、「個人情報に対する危険は、むしろ自制度のより低い野放し状態にある民間部門の方に大きくあるといえるのであって、民間部門を規制の対象から外してよいという理由は少しもない」ことを論拠とする（春日市個人情報保護研究会編：個人情報保護への新時代、30頁（川上宏二郎執筆）（第一法規、1985年））。

- 17) 高野真澄「憲法13条の定める権利の性格と肖像権」：別冊法学教室憲法の基本判例、46頁。本判決につき他に、鴨野幸雄「被疑者の写真撮影と肖像権」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）、32頁以下（1988年）など。
- 18) 高野真澄前掲論文、45頁。
- 19) 佐藤幸治「プライバシーの権利」249頁は、「対公権力との関係ではもとより」プライバシー権の憲法上の「積極的根拠づけが必要と解される」とする。
- 20) 三つの肖像権判決（③—a、b、c）におけるプライバシーの権利ないし肖像権についての定義の仕方から気づくことは、前二者が「撮影されたり世間に公表されない権利」といい、「撮影」のみならず「公表」をも前提にして私生活の自由を論じている点である。これに対して、三つの判決のうちいちばん後の最高裁判決は注意深く「プライバシーの権利」ということばを避けた上で、単に「撮影されない自由」とだけ述べ、「公表」を問題としていないのは注意を要する。蓋し、警察等の公権力が無断で個人又は集団の写真撮影を行うのは、「公表」が目的ではなく犯罪捜査が目的だからである—結果的に、あるいは捜査の必要報道機関等に「公表」することがありうるとしても、それはそれで「公表」時にプライバシーの権利が別途問題となる余地があろうが。最高裁もこのような判断の上に立つと見るなら、それまでの下級審判決と異なり、本件を私事公表ケースの延長上に捉えることにあるいはちゅう著を覚えていたとも考えられる。そうであるなら、先の「宴のあと」判決と、一連の肖像権事件のうち下級審判決はともかく一少なくとも最高裁判決との間には、判例法理上の内的な連続性を見出し難いとの見方も可能であろう。
- 21) 外国人指紋押捺拒否事件（東京高判昭和61年8月25日）でも、裁判所は指紋押捺強制からの自由を憲法13条が保障する「私生活上の自由の一つ」として認めた。この判決も、以下の判決要旨から明らかなように、プライバシーを「私生活の自由」とのかかわりで理解しており、その意味では概ね私事公表ケースの系譜に属する判例の一つと見てよい。

「指紋は万人不同、終生不変の身体的特徴であって個人を識別するうえでも確実な手段となりうるものであるから、その情報は本来各個人の自由な管理にゆだねられるべきものであること及びその特性のゆえに犯罪捜査上重要な役割りを果たしてきた指紋の押なつを強制されると犯罪者扱いをされたような不快感、屈辱感を覚えることを併せて考えると、人は、個人の尊重の理念に基づく個人の私生活上の自由の一つとして、その承諾なしにみだりに指紋押なつを強制されない自由を有するものというべきである。これをプライバシーの権利と称するかどうかは別として、国家権力が、正当な理由もないのに、指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」と。

肖像権事件最高裁判決について（③—c）指摘したのと同様なことがここでもいえる。第一に、単に「みだりに指紋押なつを強制されない自由」とだけいい、指紋情報の「公表」を問題としていないこと、第二に、そのすぐ後に文章を続けて、態々、「これをプライバシーの権利と称するかどうかは別として」といった婉曲的な表現を用いて、直截に「プライバシーの権利」と宣言していないこと。

なお、本判決につき、根森健「指紋押捺拒否とプライバシー」：憲法判例百選Ⅰ（第二判）、36頁以下（1988年）など。また、内野正幸「指紋押捺強制と定住外国人」：ジュリスト870号、46頁以下（1986年）、浦部法穂「指紋押捺強制とプライバシーの権利」：ジュリスト908号、45頁以下（1988年）など。

22) 憲法学説にいう「自己情報コントロール権」説ないし「情報プライバシー権」説（その首唱者は、例えば、佐藤幸治前掲書316頁以下）は、これまでのところその具体的な適用例を判例上見出しえないように思われる。

23) 佐藤幸治前掲書317頁も、肖像権ケースにつき一同書では③—cが例として挙げられている—「『情報プライバシー権』の問題として理解することができる」とする。ただ、憲法上の保護に値する個人情報の範囲画定に際し—何らかの道徳的ないし人格主義的な評価基準を採用するとして—「高度に個人的でかつセンシティブであること」、「公衆にとって利用可能なものとなっていないこと」（前掲注釈日本国憲法上巻293頁—佐藤幸治執筆）などを基準とした場合、容ぼうは指紋と較べて、身体の一部として見たとき、所謂「固有情報」にあてはまるといえるかどうか。しかし、何れにせよ、「『外延情報』であっても、道徳的自律の存在としての個人の生活様式を危うくするような形で収集」（同上前掲書296頁—佐藤執筆）されてはならないのであるから、個人の容ぼうの無断撮影は、一定要件を具備した犯罪捜査といった政府のやむにやまれぬ利益によって正当化される場合を例外として、「道徳的自律の存在としての個人の生活様式を危うくするような形」での「外延情報」の収集にはかならず、憲法13条に反し許されないというべきであろう。

何れにせよ、後述するように、裁判所はこれまでのところ、公権力による個人情報の収集に限らず保有、内部利用、外部提供などが問題となった事案においても、政府のデータ・バンク化の事情を踏まえたプライバシー権の憲法的承認に必ずしも積極的な姿勢を見せているとはいえない。

24) 判決要旨は次の通りである。「前科及び犯罪経歴（以下『前科等』という）は人の名誉、信用に直接かわかる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない」と述べた上で、本件前科等の「公開」は違法な公権力の行使にあたるとした。

本判決につき、平松毅「弁護士法にもとづく前科照会とプライバシーの権利」：ジュリスト昭和56年度重要判例解説、17頁以下（1981年）、石村修「前科照会とプライバシー」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）34頁以下（1988年）。また、竹中勲「行政機関によるプライバシー侵害と救済方法—最（三小）判昭和56・4・14の検討を中心として—」：神戸大学教養部紀要「論集」29号、55頁以下（1982年）。

25) これに対して竹中勲前掲論文58頁によると、「『プライバシー』の用語を用いつつ憲法上のプライバシーの権利につき明示したものは、最高裁判決の段階のものとしてはこれが最初のものであろう」とする。なお、竹中論文と異なる見解として松井茂記前掲論文31頁は、「最高裁は、ここでもプライバシー権と明言していないし、その権利が憲法

上のものか民法上のものかも明確ではない。しかし、補足意見にすぎないとしてもプライバシー権が初めて最高裁判決の中で承認されたこと、そして最高裁が政府によるプライバシー権侵害に対し損害賠償責任を負うことを示している点で、この判決は注目されよう」という。

26) 竹中勲前掲論文58頁が伊藤補足意見に憲法上のプライバシー権承認を見るのは、最高裁多数意見が「法律上の保護に値する利益」にとどめたのに比し、同補足意見が「個人の情報」といった用語を用いた上で「プライバシー」のことは明言した点をとらえて、そこに「情報プライバシー権」説との「類似性」を見出したからではないか。しかし、同補足意見が「情報プライバシー権」説に立つとしても、何故、「同補足意見にいう『プライバシーの権利』の外延」が「『情報プライバシー権』説におけるそれよりも狭く、個人情報取得、保管、内部利用の段階には同権利は及ばないこととなる」(竹中前掲論文58頁)のか説明されていないように思われる。私見では、本文で述べた通り、伊藤補足意見は憲法上のプライバシー権の承認につき消極的態度をとるものと解する。第一に、同補足意見が「その者のプライバシーとして法律上の保護を受け」という場合の「法律」に憲法を含めて考えるのには少々無理がある。第二に、補足意見が個人情報の収集、保有、内部利用を問題にせず外部提供のみを問題にするのは、事案を私事公表ケースの延長上に捉えているからであると見る方が自然である。以上二点の見方を前提として、そうであるからこそ補足意見は「憲法何条に基づき根拠づけられるかについては言及していない」(竹中前掲論文58頁)のである。

27) 伊藤正己前掲書230頁。併せて、註12)も参照。

28) 公権力による前科情報の取扱いにつき、情報の流れ全体から見た場合、外部提供以前の保有保管、内部利用段階でも問題となる(この問題は、前科情報ではないが同種のセンシティブ情報の取扱いにつき、後出の厚生省援護局在日台湾人調査票訂正請求事件においていっそう明確な形をとってあらわれることになる)。竹中勲前掲論文60頁以下によると、市町村における犯罪人名簿の作成保管は、検察庁による既決犯罪通知を受けて行われているが(これは、個人情報の行政機関における内部利用に該る)、このような市町村における犯罪人名簿の作成保管については法律上の根拠が存在せず、選挙権・被選挙権の有無の調査(公職選挙法11条)等のためとはいえ、市町村が前科情報の保有保管を法律の根拠なしに行なうのは問題であろう。他に、辻本義男「『前科』で戸籍はよごれない」：法学セミナー1988年8月号特集個人情報・プライバシー、64頁。

29) 本稿ではとりあげることができなかったが、1973年に起きた山形県鶴岡市住民基本台帳まる写し事件(ダイレクトメール会社が鶴岡市の住民基本台帳をまる写しにして一冊35000円で販売した事件)なども、私事公表の法理で対処するには限界があり、「情報化の法理」で理解すべきケースであろう。この点、阪本昌成「住民基本台帳の公開とプライバシーの保護」：同著『プライバシー権論』220頁以下(日本評論社、1986年)が、いわゆる「私事的プライバシー法理の限界」として指摘しており、参考になろう。また、現行の改正住民基本台帳法11条が原則として採用する住民基本台帳の公開制と住民票記載の情報主体の憲法上のプライバシー権との関係につき、竹中勲「憲法上のプライ

パシー権の条例による具体化の意味—住民票写し等交付申請書の本人開示請求(一〇二)：自治研究65巻11号92頁以下、同12号84頁以下（1989年）。

- 30) 本判決につき、阪本昌成「『人格権』に基づく自己情報の訂正請求権—在日台湾人調査訴訟東京地判昭和59・10・30を素材にして」：同著『プライバシー権論』187頁以下（日本評論社、1986年）。
- 31) 阪本昌成前掲書199頁もこの点を指摘する。それによると、「本件判決の示す要件は、公表事件における思考法に影響されすぎている、と評さざるをえない。公権力による個人情報保有の保有に対抗するためのプライバシー権は、外部提供の有無にかかわらず（つまり、内部資料として保管する場合であっても）、社会的不利益や損害をこうむる『高度の蓋然性』を不問にして、はじめて存在理由をもつ」とされる。
- 32) 佐藤幸治「プライバシーの権利」によると、憲法上のプライバシー権のこのような請求権的側面は、「それ自体としては通常は抽象的権利たるとどまり、具体的権利となるには法律上の裏づけが必要となる」（佐藤同論文253頁）とする。他に、同じく佐藤幸治前掲書317頁、同「プライバシーと知る権利」：法学セミナー1984年11月号、特集プライバシーと法、27頁なども参照。
- 33) もっともこの点、保護法17条は、「保有機関の長は…開示に係る処理情報の訂正等の申出があったときは…遅滞なく調査を行ない、その結果を申出をした者に対し、書面で通知するものとする」と規定し、「訂正等の申出」にとどめ「請求権」まで認めるものとはなっていない。いうまでもなく「申出」は行政機関の職権発動の端緒にすぎず、行政機関の判断を拘束するものではない。政府解釈によると、「申出に対して保有機関が調査の結果を通知することは、行政不服審査、行政事件訴訟の対象となる行政処分ではない」（総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修：前掲書、199頁）とする。固より、保護法のこのような「申出」規定では、訂正等の請求を裁判によって確保しうる途が閉ざされ、「請求権的プライバシー権」の抽象的権利性の具体化としては極めて不十分な内容のものといわざるをえない。すなわち、「情報の正誤の評価は分かれやすいものであるから、訂正・削除の要求が拒否されることがありうると思えなければならない。その場合、司法審査の可能性がなければ、具体的権利の保障とはいえない」であろう（佐藤幸治「プライバシーの権利」、253-254頁）。したがって、少なくとも訂正請求権の面では十分な立法的解決が図られているとはいえない現状にあることは確かである。今後、裁判において本件と同性質の事件が提起された場合、このような不十分な「申出」規定との関係で、憲法によるプライバシーの権利保障がどのような法的意味をもつのか問われることになろう。

結びにかえて

(一) 裁判所のプライバシーの権利に対する態度について、これまでの検討から得られる所見は次の通りである。第一に、私法上のプライバシーの権利につき、判例上これが承認され確立していることは疑いのないところであろう。とくに最高裁が補足意見にせよ明示的承認を与えたことは特筆に値する（④「前科照会」判決—以下、④判決とする）。第二に、憲法上のプライバシーの権利につき、裁判所は①と③—a、bの判決において明示的に承認した。また、最高裁も③—cにおいて「プライバシーの権利」のことは使わないにせよ、実質的にこれを承認したものと見てよい。

しかし、だからといって憲法上のプライバシー権について裁判所が積極的態度をとっていると見るのは早計であろう。プライバシー判例を全体として見た場合、必ずしもそのようにはいえない。このような見方に立つ場合に問題となるのは、プライバシーの権利を憲法上承認した①と③の判決を全体の中でどう位置づけ、両判決の意義をどう評価するかである。なるほど、裁判においてプライバシーの権利が憲法的承認を得たのは確かであり、とりわけ③—cの判決が最高裁レベルのものであるのは注目される。この点、本稿の冒頭でも言及した「林見解」には疑問がある。ただ、問題は両判決に内在する論理構造と、かかる憲法的承認がどのような判例上の法理により基礎づけられた結果なのかということである。そこには一貫して通徹する判例法理が存在し、①③の判決とて例外でないことがわかる。すなわち、裁判所は、「私生活」と「公表」のモメントを権利概念の中核に据えた「私事公表の法理」により、①～⑤判決全体を通じて終始対処しており、その限りでは、プライバシーの権利を私法上の権利として構成することで満足しようとするかのごとくである。①の判決はいうまでもなく同法理本来の適用場面と見られ、そのような場面でのプライバシーの権利の憲法的承認は、それはそれで画期的意義もつものではあろうが、そのことは同時に、同法理の適用可能な共通の論理的枠内での憲法的承認というその後の判例の基本的思考様式を方向づけるものとなったのである。③の判決

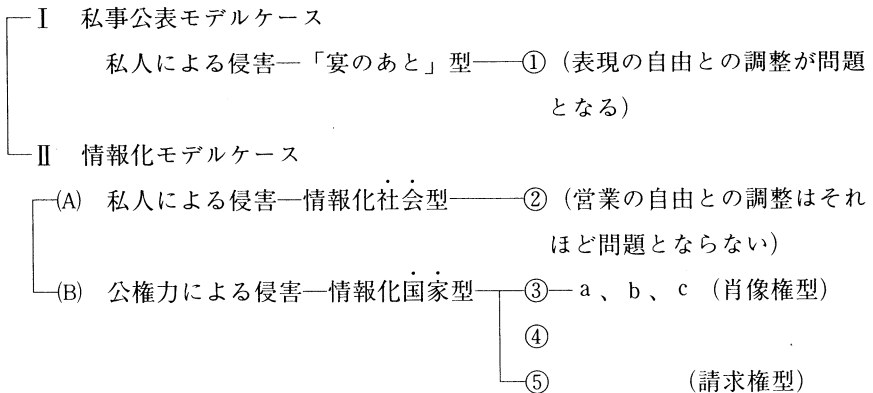
も、対公権力との関係からより積極的な憲法上の根拠づけを必要としたのであろうが、基本的には私事公表ケースの延長上に自らを位置づけているように見える（とりわけ③—a、b）。もっとも、この点、③—c判決には疑問がないではない。同判決が「プライバシーの権利」のことは注意深く避け敢えて婉曲的な表現を用いたのは、このような自己定位をやはり維持しえないという裁判所の認識の現われではなかったか。そこに同法理の限界とともに、それが故のプライバシー権の憲法的承認に対する裁判所の慎重な姿勢を読み取ることができる。しかも、「プライバシーの権利」を一言も明言しないこの判決が憲法上のプライバシー権を承認したとされる唯一の最高裁判決なのである（④の最高裁判決については、前述した通り、私見では憲法上の権利を認めたものと解する立場に立たない）。のみならず、このような裁判所の慎重な姿勢は、④⑤の判決においていっそう強められたかのように見える。①のケースパターンとは明らかに局面を異にすると見られる④⑤のケースにまで同法理適用の論理に固執しようとするから、ことさらプライバシー権の憲法上の権利性承認に消極たらしめるをえないのであろう。そしてその背後には、政府のデータ・バンク化の事情を積極的に考慮しようとしなない裁判所のリジッドな姿勢を窺うことができる。

さしあたり結論めいたものを述べると次の通りである。

裁判所が憲法上のプライバシー権を承認するのは確かである。しかし、裁判所のこのような憲法的承認が依拠する法理は「私事公表の法理」である。これがプライバシー判例の法理として形成され定着してきているのは間違いのないところで、そこには同法理によりプライバシーの権利を理解しようとする一貫した判例の論理が内在する。そしてこのことは同時に、憲法上のプライバシー権の承認にとっても、政府のデータ・バンク化の事情を踏まえた上での、「情報プライバシー権」に依拠した理論構成をとるような憲法的承認を意味せず、判例法理上の限界を露呈してもいた。その限りでは、裁判所はプライバシー権の憲法上の権利性を必ずしも積極的に承認しておらず、なお私法上の権利の承認にとどまっているとの見方も可能であろう。また、そのような意味でのみ、

「林見解」は正鵠を射たものといえよう。

(二) 憲法上のプライバシー権につき、裁判所は「私事公表ケース」では承認するものの—それはそれで画期的意義をもつとしても—その承認をやむにやまれず必要とする本来の局面である「情報化ケース」において必ずしも積極的な態度をとっているとはいえない。ここであらためて、これらのモデルケース毎に権利侵害の主体や行為態様を基準にしながら整理したプライバシー判例の極く簡単な類型化^{カテゴリー}のチャートを提示すると次のようなものとなる。



憲法上のプライバシー権のより積極的な承認が求められる場面たる「情報化モデルケース」とは次のような三つの基本的特徴をそなえたケースである。

(1)政府もしくは情報企業による個人情報^{個人データ}の収集、保有、内部利用、外部提供といった情報のフロー全体にわたる管理・支配の下で、その一局面又は複数の局面にまたがる権利侵害であること。

(2)かかる権利侵害如何が、対公権力もしくは対情報企業との関係で争われること。

(3)他の人権—表現の自由ないし営業の自由—との調整が全く問題とならないか、比較的問題とならないこと。

以上。

(1992年5月26日 脱稿)

「オックスフォード運動」^(一)について

安 藤 栄 子

On The Oxford Movement

Eiko Ando

Abstract

This paper is a translation from chapter vi, "Oxford and the Tracts for the Times" in *The Spirit of The Oxford Movement* by C. Dawson.

My main reason for translating it is that it describes clearly and honestly the very beginning of the movement and the mutual relationship among the young members. The Oxford Movement (1833-1845) was set about by the theologians of Oxford University on behalf of the Anglican Revival.

At that time the Anglican Church was faced with the crisis of the looseness of its rules and attacks from Liberal thought and Catholicism. J. Keble's famous assize sermon on "National Apostasy" (1833) set the movement on fire. Among the members main ones were J. Keble (1792-1866), R. H. Froude (1803-36), J. H. Newman (1801-90) who was a powerful leader as well as well as a very lyrical poet. They tried to inspire life into the Anglican Church according to the ideals of the High Church.

オックスフォードと「時局トラクト」

オックスフォード

(バグレイより 午前8時)

洪水があなたの周囲に迫っている、しかしあなたの塔達は、いまのところは安全である、まるで夏の海辺でのようにくっきりとしており、静謐さを湛え、自由に、朝もやを貫いて無言のうちに天を示している。そこであなたの養い子達は集う。そこでは母なる教会を裏切ったり、

忘れたりとは決してしないと神とあなたに誓いをたてた彼等を養う父達は、整然と並んでいる。(この時ひざまづいて新たになされた誓約なのだ。) 見よ、空中にそびえ立つ各々の尖塔の上には、日中は星のように見えるものが、あのように高く、あのように明るく、黄金の光を放って遠くで輝いている。でもそれは天上の火に触れられているとは言え、一種の地球のような形をしており、いつか使徒達が祈りに飽きた時に、彼等が墮落した様を告げようと上げられてるのだ。

ジョン・キープル[□]

4月 1833年

この時点までは、国教会復興運動は、統一のため特定の中心人物をもたない、組織化されていない、散発的な運動にすぎなかった。キープルとフルード[□]とは、確かにオックスフォードの人間であるが、どちらもここを永久の居住地としたわけでもなく、H. J. ローズ^四のように人々に認められたり、半ば公的な地位を得ている人間ではなかった。

しかしながらニューマン^五が、中心人物となった時点から、オックスフォードはこの運動の中心地となり、12年後ニューマンが英国教会を去るまでその中心的立場を維持した。この関係がこの運動の際立つ特徴を説明するのに大いに役立つのである。高度に特殊化された社会環境は、それに対応する思想と感情の独創的な種々の型の発展に有利となり、選挙法改正法と産業革命のイギリスの功利主義的精神と大いに異なるトラクタリアニズムのエトスは、いまだにそれ自身の社会的伝統を保持し、19世紀のイギリスの文化を支配し始めていた新しい経済的、そして政治的力と全く独立していた1830年代のオックスフォードにそのきわめて適しい環境を見い出すのである。

工業化されたカウリーから郊外化されたウォルバーコウトまでその見苦しい広がりを示す近代都市しか知らない我々は、チャーチ首席司祭が有名な一節で言及したように⁽¹⁾、宗教とそれに係わる学問に捧げられ、近代生活の流れから切り離された中世の教団のような川と草原の間にあるこの小さな都市の性質を

ほとんど理解することはできないのである。それは英国各教の聖都であり、そこに世俗のもの、汚れたものは入ることができず、そしてそこでは教皇主義も国教会に反対する非国教徒も地盤を得ることはできなかった。ここでの授業は、独身の聖職者によって支配され、大学入学許可、卒業は宗教的形式に満ちており、管理は一種の長老制の手中にあり、長老制の構成メンバーは学寮長達から成っており、そのある者は、ラウス博士のように、ニューマンのオックスフォードとジャコバイト⁽⁶⁾や臣徒宣誓拒否者のイギリスとを関連させ伝統を維持しようとする威厳にあふれる人々であった。このような社会は、社会の他の秩序のように、単にその悪弊や特権においてのみならず、その存在の原理そのものにおいても自由主義的改革計画におびやかされていたのである。オックスフォード以外の所では、旧い秩序は単なる聖職兼任者や地位を求める人々の既得権を表わすものにすぎないようだった。しかしオックスフォードでは、それはいまだにある理想を意味していた。確かにそれは功利主義と工業発展の時代においては全く異質的であった。それは無能で、やっかいもので、時代遅れであった。でもそれは美しかった。いまだに風光明媚なイギリスの他のどんな場所よりも美しかった。それ故それはいまなお忠誠心と愛情とを鼓舞することができたのである。

このことにニューマンは気づいていた。彼は場所のもつ精神に強烈なまでに敏感であり、ローマがカソリシズムの都であり、パリが自由主義と無信仰の都であるように、オックスフォードを高教会⁽⁷⁾の原理を社会的に具現化したものと見做していた。彼は、オックスフォードの反近代的な特徴、反功利主義的な美しさが、世俗的、物理的な進歩の時代において宗教的理想と精神的価値を代表するのに適しいことに気づいたのであった。彼はオックスフォードに様々な変化への保守主義的な反対以上の何ものかを期待したのである。彼はオックスフォードは反近代的変化、反自由主義的改革の手段となりうることを知ったのである。もし第二の宗教改革が起これるとすれば、彼はそのことを夢見たのであるが、それは公式の機関誌を味方とし、社会的な影響力を持つ中心地を準備することによってのみ達成されうるであろう。

さて、オックスフォードは、英国々教会の神学上の研究の中心地であり、聖職者を訓練するための中心的な教育機関であった。そしてもしオックスフォードを新しい原理にひきよせることができるなら、それは第二の宗教改革のジュネーブとなりうるかもしれないのである。

ニューマンの考えによると、大学は知的運動の当然の中心地なのである。「生きている運動は、委員会からは生まれず、偉大な考えは社会での地位からは生まれない。」と彼は書いた。それらは生きている精神の持ち主である人間の個人的な接触からのみ生まれうる。ニューマンがフルードから、フルードがキーブルから得た生命の輝きは、その火が共通の行動の中に燃え尽るまで同様の方法で他の魂に伝達されなければならない。

その結果、ニューマンがイタリーの旅から帰国して5日後、ちょうどその時キーブルは国民的背教についての有名な巡回裁判での説教としたのだが、ニューマンにはまるで場所、時間、話し手、主題、これらすべてが一つとなつてこの出来事を彼が望む運動の出発点としてひときわ意味のあるものになっているように思われたようであった。キーブルは行動派の人ではなく、党派の指導者としての才能もなかった。しかし誰も彼以上に權威をもって、あるいは強い確信を持って語ることでできなかった。彼は、高教會的伝統の生きた化身であり、他の人々には単なる歴史的な興味ある原理も彼にとっては、全生活を支配する燃えるような真理だった。ニューマンとフルードとが地中海旅行中、キーブルは教会への自由主義的攻撃についてじっと考えこんでいたが、ついに沈黙は神に対する反逆罪に匹敵しうる不本意な同意であると感じるに致った。審査律の廃止⁶⁾、アイルランド教区への圧迫は、キーブルにとって、英国々教会体制への証明である神とイギリス国民との間の厳粛な契約を否定することに思えたのだ。それは国民的背教の行為だった。

これが彼の有名な説教のテーマである。神の選民が、神権政治を拒否し、彼等を支配する国王を要求したように、そのように、過去数世紀にわたりキリスト教国家としてキリスト教会の一部であり、その立法、政策において、教会の基本的な規則によって拘束されることを政治理論の本質的な一部として認めて

きたイギリスは、今や故意にこの原則が必要とする拘束を捨て去り、その原則そのものまでも放棄したのであり、「我々は異教徒となるだろう。贖罪者の教会の敵となるだろう⁽²⁾。」と言ったのだ。

ここからすべてのキリスト教徒ををこの国家的犯罪から解放することが、すべてのキリスト教徒の義務であった。国家の神的權威に対する反逆は、キリスト教徒が国家権力に服従しないことを認めなかった。キリスト教徒は、いかなる他の僭主政に対するように、不承不承に、不本意ながらも国家権力に従わなければならない。もし我々が子孫に「かつてここには栄光ある教会が存在したが、わずかばかりの現世の平和と秩序への真実のもしくは偽りの愛のために、教会はだまされて放蕩者の手に渡されたのだ⁽³⁾」と言わせたくないのなら、これはなされうる最小限度のことであるように思われる。ニューマンと同じようにキーブルも組織、委員会を信用していなかった。しかし彼もまた直接的行動をよいものと信じていたのだ。それは一種の精神的十字軍のようなもので、その十字軍のようなものは、教会の大義のため「栄光の聖戦」に小数派を一つに結束させるであろう。

イギリスの天使よ！誰があなたに抵抗できようか。誰が汚され、踏み荒らされた教会のために天の法廷でのあなたの請願を拒否できようか。またイギリスの空気を吸う聖なる兄弟の一团が、あなたの軍隊の中で彼等の十字架をかつぎ、教会のために現世の夢を捨て去るのが見い出されるであろうか⁽⁴⁾。

しかしキーブルは熱心に、確信を持って十字軍の必要性を述べるが、彼は一党派を組織したり、宣伝をうまく成功させることはできなかった。彼は良い社交家ではなく、友人達の親しい集会では魅力的だが、彼のぶっきらぼうなものごしや率直な意見の表現によって見知らぬ人々の反感を招きがちであった。一方ニューマンは、オックスフォードで既に説教者、神学者として最高の地位にあり、さらに巧みに人々の心に入りこむことを可能にさせる知的な技巧とこま

やかさを持っていた。こうしてニューマンは、この運動の両翼の仲介者として行動し、フルード、キーブルと交際すると同時にパーマー、ローズともうまくやってゆけたのであった。ハドリー会議が失敗した後すぐに彼は活動の準備準備をし、オックスフォードを使徒的伝導の中心とするよう働きかけた。ハドリー会議の後、私が既に引用したキーブルあての手紙の中でニューマンは次のように述べる。「私は、我々がオックスフォードでの我々の状況について、また国中を通じてそれに支払われる敬意について当然しなければならないことをしていないと思います。多くの人々はいたるところで我々を「先生と学者」として見ておらず、住民として見るのではないだろうか。その結果、我々の行動は大学内から起こるものであるだけに大主教区会議が思いきって意見を述べることが予想されていない状態の時にこの会議の投票が持つような権威を持つことができるでありましょうか。現在では我々を除いてはオックスフォードではどの党派も活動をしようとはしていません。それで活動の場は我々の前方にあります。ちょうどまるで我々が選挙運動するかのように、友人達に手紙を書き送ることに皆が必ず心を合わせましょう。英国教会を鼓舞するために全力をあげてすべてを語り、すべてをすることが望ましいと考える点で他の人々が私に同意すると言うことができるのなら、そしてその同意点をよく理解するのであれば、つまり我々が原理に関して語るというある一様な計画に同意することができるのなら、選挙の時や選挙運動の時のように、私がほとんど知らない人々に手紙を書くことを氣にかけないでしょう。どうかこのように考えて、私に原理についての意見を書き送って下さい。たとえばアイルランド法案で教会の特権は侵害されるというようなことを、我々は来年国王に請願することを目的にめざすべきではないでしょうか⁽⁵⁾。」

この手紙のあとで、ニューマンが提案した協定の基礎がためのためにニューマン、フルード、キーブル、パーマーの間で会議が開かれた。しかし、キーブルの提案は、パーマーと彼の友人達には過激であることがわかったのであり、彼等は国家との関係を破壊することには全く反対しており、ついに提案された「教会の友人協会」のための基礎としてパーマーやニューマンにより秋に認め

られた草案は、フルードの明確な原則への言及をまったく含まないきわめて穏和な、曖昧な文書であった⁽⁶⁾。

しかしその間ニューマンは、キーブルにあてた手紙に述べた方針にそってフルードの援助を得て活動を始めており、国内を使徒の大義を掲げ選挙運動を開始していた。⁽⁷⁾管区でのニューマンの最も行動的な協力者である T. モズレー⁽⁸⁾は次のように書いている。「その後とりかわされた手紙の数は夥しかったのです。どれほど知的に低くとも、聖職者としてどれほど低い地位にある人でも、協力者として招待されたり、記録に留められないような人々は一人もおりませんでした。あの幸福な時代を別とすれば、栄光と偉大さとを共有することがどのようなことなのかを理解できない人々は今も生きている人々であり、あるいはつい最近死んだ人々であります。⁽⁸⁾」

このように始められた手紙のやりとりは、「時局のための小冊子」運動のはじまりとなった。それらは元来「使徒的」原則の短く鋭い陳述であり、直接行動への訴えであって、選挙時のパンフレットのように、小包にしてできるだけ広範囲にゆきわたるように地方にいる宣伝家達に送られた。9月のはじめにあらわれた一連の最初の小冊子はすべてニューマンの手によるものであった。しかしそれらは、彼の他の著作以上にはるかに広くフルードの精神と意見の痕跡をとどめており、この大切な時期の2人の協同がいかに密接であるかを物語っている。文体においてさえ、これらの初期の小冊子は、ニューマンの文学的文体よりもフルードの率直な論理的陳述の厳格な簡明さをもった文体であった。時にはこれらの小冊子は、フルード自身の言葉、表現をそのまま反映させているように思われたのであった⁽⁹⁾。

最初の2冊の小冊子は、オックスフォード運動の本質的原理を含む。すなわち英国々教体制指示者のエラストス主義⁽¹⁰⁾とその敵対者の自由主義に対する使徒的権威と使徒継承の教義への訴えである。

「もし政府および国家が教会を捨て去り、教会からこの世の名誉や内容を奪い、神を忘れるならば、一体何にもとづいてあなたは教区の人々にする敬意と注意の要求をするつもりなのですか。これまであなた達は生まれのよさ、教育があ

ること、そして富や色々な人脈に支えられてきました。もし世俗的な利益が絶えるならば、一体何にキリスト教の牧者達は依存しなければならないのでしょうか。これは深刻で実際的な問題ではないでしょうか。国家によって支持されない宗教団体がいかにみじめであるか我々はよく知っています。あなたのまわりにいる非国教徒をごらん下さい。そうすれば人々に依存する聖職者が人々の「手先」となってるのがすぐわかるでしょう。これが自分の場合であるならあなたはこのことに満足するでしょうか。あ、何ということか、教師が人々を導くかわりに導かれる以上に大きな悪がキリスト教徒にふりかかることがありますか、もし我々の影響力が単に我々の人気によるというのなら、どうやって我々は「健全な言葉の形成をしっかりと把握し」そして「我々の信用に委ねられたものを維持する」ことができるでしょうか。現世と「対立」するのが我々の任務ではないでしょうか。それならどうしてこの世に「迎合」し、お世辞を言い、嘘を予言し、金持と怠け者に安易な生活をさせ、強烈な陶醉させる教養でもっと謙虚な人々を買収するのでしょうか。もちろんこのようなことはされるべきではありません。問題は国家が我々を見捨てた時に、我々はいかなるものを我々の権威のよりどころとすべきなのでしょうか。」

この回答は明白である。我々の権威がその上に建てられている使徒的岩と、聖職按手式で授与された使徒的精神の賜がある。大切なことは、この真実を、それを疎じ、忘れてしまっている世代に、はっきりと伝えることである。「あなたの中にある神よりの賜をふるい立たせなさい。それを大切にし、賜のあなたにとっての値うちを明らかに示すのです。その賜を名誉の印として、あなたの主張を多くの人々に聞かせる原因となる世俗的体面、教養、修養、学問、地位以上に、はるかに高い名誉として、いつまでも自分の心に維持しなさい。人々にあなたの神からの賜を語るのです。もしいまおひとかどのものでありたいのなら、時代がすぐにあなたを駆りたててそれを語らせるでしょう。でも時代を待ってはいけません。たとえ世間があなたを見捨てたからといって、仕方なくあなたの権威の聖なる源に戻るといようなことがあってはいけません。あなたが特権を与えられたことに対するよろこびとして、そして人々から当然

支払われる敬意を確実にするために、強制される前に話してしまいなさい。人々があなたの力を奪うという考えが広くゆきわたっています。彼等は自分達が与えたのだから奪うことも可能だと考えています。彼等は、力が教会の財産の中にあり、それを没収する政治上の権利が自分達にあることを知っているので。彼等は、現在確かに役立つこと、効果のある結果、教区民から受け入れられやすいこと、これらのことがあなたの聖なる使命を試すものであるという考えにとりつかれてしまっています。この問題について彼等を啓蒙しなさい。われらの聖なる教父達を、主教達を、使徒達の代理を教会の天使として高めて下さい。そして彼等の任務に参加するために彼等によって与えられたものとしてあなたの任務を大きなものにして下さい⁽¹⁰⁾。」

英国々教会の主教達に対するトラクトの作家達の態度ほど忠実で敬虔にみちたものはないであろうことは明白である。しかし富んで考えの容易な「教会の天使達」は、豊かな財源と上院での地位を心配するので、これほど妥協のない献身の意味を本当に理解できるかどうかは疑わしいかもしれない。「時局のための小冊子」の教義には、ホイッグ党の教会に対する政策以上にはるかに革命的なものがあつた⁽¹¹⁾。確かにそれらは、高教会派の人々によってこれまで何百回も言われてきたのである。しかし他の人々はそれを言ったとしても、トラクタリアン達は実際にそれを実行するつもりであつた。人々は、忘れていた古い武器に突然爆薬が装填されたような不安をいだいた。Z⁽⁺⁾達は一斉に立ち上がると、パーマーに忠告と非難をあびせた。パーマーはこれにおびえるほどZが恐ろしかった。ニューマンは、彼に関する限り、ただ使徒的宣伝のための有力な手段としてのみ見做したパーマーの大切な協会に不信をもたらしいかなるものにも不安をいじめていたのだ。したがってパーマーはトラクトと縁を切り、その著者達と手を切り、次のような内容の手紙を友人あてに書いた。「いくつかの匿名のトラクトは、複数の人々に書かれたものですが、友人間では個人の作として回覧されたものであり、協会が正式に認可したものではありませんが、それらは協会と関係あるものとまちがって思われたのでした。そして多くの人々がそれを認めないので我々はそれを回覧することをやめてしまいました。し

かし私は、トラクトの中に教会と国家を分離させようという意図をもったものを少しもしらないのであると申し上げます。そしてその著者達にはそのような意図が全くないどころか、彼等は国家と教会の一致のきわめて有力な指導者、支援者であることを知っています。2、3人のすぐれた才能の持ち主がこの問題について少し過激すぎることは本当ですが。(私はここだけのことにしていただきたいのですが。〔フルード氏? キーブル氏? パーシーバヴァル氏? ニューマン氏?〕)、でも同時に大きな教会の個々人の間に意見の違いがあるというのは当然であることを思い出して下さい。(中略) それにつけ加えますと、彼等は我々のとても影響力のあるメンバーでもありません。状況からいって彼等が指導的立場に立つことはありえないでしょう⁽¹²⁾。」

このことは、パーマーと彼の友人達がいかにオックスフォード運動から離れていったかを示している⁽¹³⁾。しかし、ニューマンは彼と共同したいと望み、ある時点では現にトラクト発刊中断に同意したようにさえみえた⁽¹⁴⁾。しかし10月フルードがオックスフォードに戻ってからはニューマンはより強硬な方針をとり、パーマーあての10月24日の手紙の中で、協会のようななんらかの形態の固定化した組織を採用することを批判した⁽¹⁵⁾。ところがフルードがオックスフォードから最後の出発をした時、ニューマンはパーマーとその一団からトラクト廃止の圧力をかけられ、思いあまってフルードに手紙を書いた。「私は現在苦しみのただ中におります。相談するにもロジャーズのような無能な者しかおりません。パーマーは、トラクトと福音主義者のある者達に反対する大きな勢力としてZ達を召集しています。彼はうるさく主張し、私は(回覧の形での)トラクト否認をすみやかに認めなければなりません。彼はさらに言い続け、我々がトラクトを止めることを望んでいます。何がおこるかわかりません。是非忠告がほしいのです。私は誰にも信頼をおいていません。もしいろいろなところに、元気な仲間が5、6人でもいてくれるならば、反対も笑ってすませますが、私は戦場から撃退されるのを恐れます。キーブルは、もし我々が愚になりたくなければ、我々のトラクトは是非読まれなければならないと信じています。でも私は、我々のトラクトを書く豊かな才能がどれほどのものか確信がも

てないと思っております。

トラストは確かに多くの場所で好評を得ています。ウインチェスターの主教により好まれた他の人々の間でとくに読まれています（夏）。どうぞ彼が我々を支援してくれますように。私はできる限り彼に会いたいと思います。（中略）福音主義者達は、私が予想した通り、「自由の掟」（トラクト8）、「教会の罪」（トラクト6）に感銘を受けています。自己抑制のテーマもきっと彼等の氣にいますでしょう。たしかに私が勝つか負けるかは彼等次第です。私はZ達を仲間にすることはできません。自信を持って言うことができますが、我々ががんばりさえすれば、協会内の人々のうちの強烈な人々の心をとらえることはできると思います。それでそのことはZ達にはみじめなことになるでしょう。（中略）フルードさん、トラクトの件について私は少々頑固かと思っています。どうぞあなたのご忠告をいただけますように⁽¹⁶⁾。」

フルードの忠告は明確をきわめていた。

「私ならあの演説を印刷するというに係りを持つようなことはしなかったでしょう。（パーマー大主教への演説）トラクトをあきらめるなんて不愉快きわまりないことです。我々はZ達など見捨てるべきです。『こんな演説のようなものに無駄金を使わないこと、あなたたちの間で解決しなさい』と言いなさい。⁽¹⁷⁾」この時点からニューマンは少しの迷いもなく自分の信念を貫こうとしたようであった。一週間後、彼はリチャーズあてに次のような手紙を出している。「我々の現在の行動について、我々は出発したのであり、神のような速さで良い噂、悪い噂、本当のあるいは想像以上のまちがいの中をつき進むのです。我々は登山家のようなのです。服は破れ、肉体は引き裂かれ何度も足をすべらせ、しかし進むのみ。傍観者が何を言っても耳を貸さず、彼等は失うが、目的は妨害を受けながらも着実に達成されつつあるのです。我々は出発したのです。当座の金はあります。それは寡婦のつぼのように無尽蔵なのですよ。これが我々の現在の立場なのです。いかなる組織とも手を組まず、神と教会以外のものには責任を持たず、誰とも深く交わらず、とがめを抱きながらも仕事をするのです、私があまりにも先に進みすぎると言われることを望むと言われる

時は、心から言うのであり、それで真理の意義をほんの少しでも前に推し進めるのです。たしかにいかなる企てに刺激を与えるのはエネルギーであり、エネルギーとは向こうみずで、過大視されるものです。もしあなたが敵を倒せるなら、自分が死んでもいいではないでしょうか。私は誰であっても自分は不運でありながら、堂々と目的を主張できるほどにまさる幸福はないと思います。当時のロードやケンのように、彼等は後代の人々が詮索したりあわれんだりする名前を残したが、彼等の著作こそはまさに彼等の名を不朽にしたのです。彼等は真理を広める手助けをしたのに、後代の1人か2人の心の中に生きること、あるいは全く忘れ去られてしまうことが私の愛する人の運命であればいいのと思います⁽¹⁸⁾。」

この手紙は、フルードがバルバトスに向けてイギリスを去る前の日に書かれたものである。ニューマンが最後の一行を書いた時、彼は、戦争が熾烈をきわめているさ中に隊列を離れざるを得ない友人のことを考えていたにちがいない。

しかし、ニューマンは、彼の友人の究極的回復の見こみがないことを知っていたが、フルードの才能がむだに使われる可能性があることを認めたくなかった。ニューマンの決して消えることのない愛と信頼の精神は、ほぼ1年後フルードにあてた手紙の中に息づいている。「あなたが神の目的をはたすように運命づけられた人であるのは確かです。たとえ大地の裂け目を見、あなたがおちるのを見たとしても、あるいは天が開き、あなたを迎える馬車が見えるとしても、私は全く同じことを言うでしょう。神には数知れぬ奉仕の方法の用意があるのです。あなたは根源的な火の中で役に立つか、あるいは深海の中で神の下僕として役に立つでしょう。⁽¹⁹⁾」その年の終わりに書かれた聖メアリー教会での説教で、彼は同じように友人の死、生きていた時には地上の教会の支持者であった才能豊かな人々の死についてのべている。「彼等はたしかにある目的のために召されたのです。でも彼等の才能は、我々に決して失われていないのです。彼等の天かける心、火のような冥想、清い欲望、激しい信仰心、甘美で優しい感情は、目標なしには与えられなかったのです。彼等は山上のモーゼのようであり、その祈りが下の平地での戦争の流れを変えたのです。⁽²⁰⁾」

たしかにフルードの死とともにまるで彼の霊がニューマンの中に流れ込んだように、彼はこれまで知らなかった自信と指導力とを身につけた。ニューマン彼自身がこのことに気づいたが、彼がこのころ聖グレゴリオス・ナジアンゼンと聖バシリウス⁽⁴³⁾の関係を『教父達の教会』の中で書いたのだが、人は彼が執筆している時彼の心の中にこのことがあったと考えざるを得ないであろう。「グレゴリオスは日常生活の交際を嫌い、教会の仕事を嫌い、人前に出ることを嫌い、争いを嫌い、孤独のうちに独立することを好み、私生活の静けさを好み、瞑想と黙想のための余暇、自己抑制、研究、文学を愛したのです。彼はバシリウスの高遠な思想を英雄的努力を賞讃しながらもからかったのです。しかしバシリウスの死を契機に、バシリウスの精神がグレゴリオスのもとにのりうつったのです。(中略)あらゆる心の動揺、不安、潔癖性、自己嫌悪、静けさへの愛にもかかわらず、敵の本拠地で戦争に勝ち、コンスタンチノーブルで勝利のトランペットを吹いたのはグレゴリオスかバシリウスなのか？このようなことが偉大なバシリウスの力であり、生涯失敗しつつ死んで勝利を得たのです。彼の死の4、5年以内に、すべての目的は達成されたか、あるいは達成の途上にあったのであり、彼はそれを空しく試みたか、淋しい思いで待っていたのでありました。彼の目は空しくあこがれ、朝を待ち望んだが、朝がくる前に死が目を閉ざしたのでありました⁽²¹⁾。」

〔註〕

- (1) *The Oxford Movement*, pp. 139-141
- (2) *Sermohs, Academical and Occasional*, p. 134
- (3) この文は、キーブルが一週間後「説教」を印刷する準備の段階で、その「説教」につけ加えた「序」の結論部にあたる。
- (4) *Lyra Apostolica*, CXLIX, "Church and King".
- (5) ニューマン、*Letters, etc.*, I, p. 387
- (6) パーシーヴァルの「論文集」の中に印刷された草案を見よ。pp. 11. 12. 17
- (7) このキャンペーンが組織だてられたそのやり方については、ニューマンの *Letters and Correspondence* II の中で、宣伝家達への教授法を示した草案の中に述べられている。こ

の擬政治的煽動は、教会の党派についてニューマンの初期と後期の考えとひどく対照的なので、人はそこにフルードの戦闘的な精神を認めると思われる。

- (8) T. モズレー、*Reminiscences*, I, p. 313
- (9) たとえば最初の2つのトラクトのいずれかの結論部とフルードの1833年7月の *British Magazine* の原稿とを比較せよ。この類似は、トラクト8の著作権が、無頓着にニューマン、フルード両者に帰せられたという事実による。フルードの特徴的文体を示すトラクト59は、*Remains* の中で、彼の“Remarks on State Interference in Matters Spiritual”の結論部として記載されている。
- (10) トラクト I、Thoughts on the Ministerial Commission. Respectfully addressed to the Clergy.
- (11) モズレーは、いつもの真理と誇張をとりまぜた口調で次のように述べる。「これらの小冊子は、国王と大主教がなにゆえに首をはねられたのか、君主国、教会、ある一つの全体制、地主階級の大部分がなにゆえ転覆させられたのか、後になってなぜ監督達、聖職者達が追放されたのか、なにゆえ1世紀もの間、大主教管区会議は中断されたのかについて教えた。これらの理論は、英国々教会ではほとんど禁止されたままであった。もし宗教改革派議会の革命的な面が、英国々教会を後からは熊がせまり、前方には崖が口を開けるといふ昔ながらのジレンマに追いこんだようにみえなかったとしたら、それらは今日までなおおそらく禁止されたままであるだろう。新たな教義は、現体制に対する復古主義的反動として受けとられ、さししまった一般的な論争の解決の最善の基盤を提供するものとして受け入れられた。*Reminiscences* I, p. 408
- (12) パーマー、*Narrative* pp. 211-212, 抗議の手紙として P. 210, 225-228を参考にせよ。
- (13) パーマーはニューマンと共同して1冊のトラクト (No. 15) を寄稿した。これはフルードが非常に強い苦情を示したトラクトであった。
- (14) フルードへの手紙、9月18日 (*Letters*, I, p. 402)
- (15) 「同手紙」 pp409-412
- (16) 「同手紙」 pp420-423 (11月13日)
- (17) 「同手紙」 p426およびフルードの *Remains*, I, pp. 331-333 (11月17日)
- (18) 「同手紙」 pp429-430 (11月22日)
- (19) *Letters*, II. p. 67
- (20) *Parochal Sermons* II, xviii (Mysteries in Religion),
- (21) *Historical Studies* II, 76. この比較は、故ルイズ・イモージン・ギニイによる H. フルードについての彼女の本 p. 166 (1904年) で指摘された。

〔訳者註〕

(一) オックスフォード運動 The Oxford Movement

英国国教会の J. キーブル (1792-1866) のオックスフォードにおける「国民的背教」と題する説教 (1833年7月14日) を端緒として起こったイギリスの宗教刷新運動、この運動の中心的指導者はキーブル、J. H. ニューマン、ピュージー E. B. Pusey (1800-82)

「オックスフォード運動」について

で、「時局小冊子 Tracts for the Times」という文書活動によって推進された。それでオックスフォード運動はトラクト運動ともいわれた。この運動の目的は、カトリック教会と非国教会的プロテスタント諸教派との中間の道 *via media* を行く英国国教会を擁護することであったが、後ニューマンがカトリックに改宗（1845）し分裂した。

(二) キーブル John Keble (1792-1866)

英国国教会司祭、国教会の危機を訴えた彼の説教「国民的背教」が発端となりオックスフォード運動が起り、J. ニューマンと共に指導者となる。ニューマンと共同でフルードの『遺稿』を公刊したことで反撃が起り、運動の挫折を速めた。ニューマンが改宗した後もピュージョーと協力し高教会主義の運動を継続させた。

(三) フルード Richard Hurrell Froude (1803-36)

キーブル、ニューマンと共にオックスフォード運動初期の指導者、J. モズリーにより死後公にされた『遺稿』*Remains* は個人的な日記を材料としたものであるが、宗教改革者への侮蔑、厳しい修練の私生活、聖職の独身制への賛美、聖母崇拜等のローマ主義が目立ち、読者に大きな衝撃を与え、オックスフォード運動の国教会への忠誠に対する疑惑をよびおこした。

(四) ローズ、Hugh James Rose (1795-1838)

オックス運動の先駆者、ケンブリッジ大学出身、英国教会の司祭となり（1819）、牧職を歴任。高教会主義高揚のため *British Magazine* を創刊（1832）した。1833年7月ハードリー（Hadleigh Suffolk）にあった彼の牧師館にW. パーマー、パーシヴァル、フルード等が集まったことがオックスフォード運動の出発点となった。しかしのちにローズはこの運動の理念に対し、懐疑的となる。

(五) ニューマン John Henry Newman (1801-90)

英国教会司祭、神学者であり、オックスフォード運動最大の指導者である。カルヴァン主義的なプロテスタントの家庭に育ち、オックスフォードのトリニティ学寮を卒え、オリエルのフェロー、のち執事となる。オルバンホール副校長を経て、オックスフォード大学の聖マリア教会牧師に就任した。フルード、キーブルと交り、アングロ・カトリック主義に転向。トラストのうち24冊は彼の寄稿による。英国教会は初代教会以来の教義的伝統を継ぎ、ローマ教会とプロテスタント教会のヴィア・メディア（中道）を行く唯一の教会との信念に支えられてきたが、ついにローマ教会の教養が初代教会からの正しい発展であることに気づいた。その後トラクト続刊は禁止され、ニューマンは国教会員としては最後の説教「友との訣別」を行い、ついにローマ教皇に改宗した。（1845, 10月9日）彼はレオ13世により枢機卿に任ぜられた。（1879年）

(六) 臣従拒誓者 Nonjurors

名誉革命時、ウィリアム3世とメアリ2世の共同即位に対し、新しい国王への臣従を拒否したカンタベリー大主教サンクロフトと8人の主教、約400人の聖職者達を指す。彼等は王権神授説、受動的服従の義務を教義として信じていたため先王ジェームス2世への忠誠をすることができなかった。思想的にはカロライン神学者の流れを汲み、オックスフォード運動の先駆となったといわれる。

(七) 高教会 High Church

英国教会でとくにカトリック信仰の歴史的伝承を強調する一派を高教会人と呼んだ。彼等はとくに教会、主教職、サクラメントの權威を強く主張し、これらに高い評価を与えた。この一派はエリザベス I 世時代から存在し、バンクロフト、フッカーのような人々が代表してピューリタンの攻撃を論駁し、国教会の主張を表明した。しかしこの呼称は17世紀末になってはじめて現れた。17世紀に高教会の伝統はアンドルース、W. ロードらのカロライン神学者たちによって受けつがれたが、一時王権神授説を唱え、スチュアート家と密接な関係をもつため、ウィリアム 3 世が位につくと彼等の地位はあやうくされ。臣従拒誓者の側に走った。

(八) 審査律 Test Act

イギリスにおいてチャールズ 2 世の時国家公務員を国教会に忠実に保つたため定められた法令で1673年発布された。聖公会祈祷書による聖餐を受けること、国王の首長権を認め臣従を誓うこと、化体説反対の宣誓を行うとを命じたものだが、1828年に廃止された。

(九) モズレー Thomas Mozley (1806-93)

英国教会の聖職、ジャーナリスト、オックスフォード出身でオックスフォード運動を最初から熱心に支援した。その機関紙 *British Critic* に多く寄稿し、みずから主筆(1841-43)となり、また *The Times* 紙の常時寄稿者となった。

(十) エラトウス主義 Erastianism

教會的諸問題の処理における国家の支配権を主張する思想、スイスの神学者エラストラスが *Explicatio gravissimae quaestionis* (『最も重要な問題の解説』) において教会も国家主権に従属すべきを主張したことからこの名で呼ばれるようになった。

(十一) Z 国教会体制派の人を指す (O. E. D “Z” の項参照)。

(十二) ナジアンゾスの聖グレゴリウス (329頃-89/90)

カパドキア三教父のひとりで、「クリスチャン・デモステネス」と呼ばれた雄弁な説教家であり、東方教会の四大博士の一人、「神学者」と呼称された正統派教父であった。父も同名でカパドキアのナシアンゾス (Nazianzos) の主教。彼はカパドキアのカイザリア、パレスチナのカイザリア、アレキサンドリア、アテネ等で勉強、アテネ時代の学友の大バシリウス、後の背教者ユリアヌス帝 (355) がいた。

(十三) カパドキアのバシリウス (330頃—79)

カパドキア三教父の一人で大バシリウスと呼ばれる。カパドキアのカイザリア、コンスタンティノポリス、アテネ当時最高の教育を受けた。修辞学を教えていたが、信仰篤い姉のすすめで修道生活に入り、シリア、エジプト、パレスチナを遍歴、のち、ネオ・カイザリア付近のイリス河畔に隠者として定住 (358)、ここでナジアンゾスのグレゴリオスと旧交を温め、ともに宣教にたずさわった。

(注は、『キリスト教大事典』(教文館)、『キリスト教史』(講談社)、『世界大百科辞典』(平凡社)等を参考とした。)

学 術 研 究 発 表 集 録

文 科 編

(平成3.4.1～平成4.3.31)

人 文

- | | | | |
|---------|------------------------|--|------------|
| 保 田 正 毅 | 青少年の成長に即した社会参加のあり方について | 「青少年の社会参加促進等をめぐる課題等に関する調査研究」
(総務庁青少年対策本部) | 1991, 1—18 |
|---------|------------------------|--|------------|

外 国 語

- | | | | |
|---------|------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 狐 野 利 久 | 啓示と本願
— 浄土真宗における「聞」について — | 第18回比較思想学会
全国大会研究発表会 | 1991, 6.8 |
| 狐 野 利 久 | 啓示と本願
— 浄土真宗における「聞」について — | 比較思想学会
比較思想研究 | 第18号, 77～
84頁, 1991 |
| 安 藤 栄 子 | S. T. コウルリッジの「老水夫の歌」について | 室蘭工業大学研究報告 (文科編) | 1991年11月
第41号 |
| 橋 本 邦 彦 | 複文の構造と副詞節の主語 | LEXICON (岩崎研究会編) | 21, 177-191
(1991) |

CONTENTS

Cultural Science

Nov., 1992

Whole No. 42

Case Report :

- A Multidisciplinary Interventions with Cognitive-
Behavioral Treatment in two Patients who were
Suffered from Acute and Chronic Memory Disturbance.....Iwao Saito 1

Zufälligkeit und Formalität der Kantischen Ethik

- In welchen Bedeutungen gilt
Hegels Kritik der gesetzgebenden Vernunft ? —.....Kohtaroh Ninomiya 13

An Understanding of Situations of Metaphor and Fusion

- Processes of the Situations in Complex SentencesYuji Baba 39

Waste Disposal Charges :

- Their Effects and Influences upon Date and Kutchan.....Masato Kameda 53

- Capitalism, Socialism and FreedomMasao Shiraishi 95

- Seluckýs Criticism of Marx and Democratic Socialism..Masao Shiraishi 117

- Macpherson and Non-Market Democracy.....Masao Shiraishi 139

- An Analysis of Politics of Japan TodayMasao Shiraishi 155

- A Constitutional Right of Privacy in Judicial Cases ...Toshikazu Tyou 181

- On The Oxford MovementEiko Ando 207

- Other Achievements Studies for 1991 by Professor in this Institute.... 223

平成4年11月9日 印 刷 (非売品)
平成4年11月9日 発 行

編 集 室 蘭 工 業 大 学
発 行

印 刷 不二プリント印刷所

050 室蘭市輪西町2丁目1番11号
電話 (0143) 44-5301